平成３０年９月定例会

総　務　委　員　会

予算決算委員会（総務分科会）

会　議　録

長　崎　県　議　会

目　　次

（委員間討議）
１、開催日時・場所 …… 1
２、出　席　者 …… 1
３、審　査　事　件 …… 1
４、経　　過
≪委員会≫
審査内容等に関する委員間討議(協議) …… 1

（第１日目）
１、開催日時・場所 …… 2
２、出　席　者 …… 2
３、審　査　事　件 …… 3
４、付　託　事　件 …… 3
５、経　　過
≪委員会（警察本部審査）≫
警務部長総括事項説明 …… 4
議案に対する質疑 …… 6
議案に対する討論 …… 8
決議に基づく提出資料の説明 …… 8
陳　情　審　査 …… 8
議案外所管事項に対する質問 …… 9
≪委員会（出納局・各種委員会事務局審査）≫
人事委員会事務局長所管事項説明 …… ２２
労働委員会事務局長所管事項説明 …… ２２
決議に基づく提出資料の説明 …… ２２
議案外所管事項に対する質問 …… ２３

（第２日目）
１、開催日時・場所 …… ３４
２、出　席　者 …… ３４
３、経　　過
≪委員会（文化観光国際部審査）≫
文化観光国際部長総括説明 …… ３４
世界遺産登録推進課長補足説明…… ３９
議案に対する質疑 …… ３９
議案に対する討論 …… ３９
決議に基づく提出資料の説明 …… ４０
陳　情　審　査 …… ４０
議案外所管事項に対する質問 …… ４０

（第３日目）

１、開催日時・場所 …… ８４
２、出　　席　　者 …… ８４
３、経　　過
≪分科会（企画振興部審査）≫
企画振興部長予算議案説明 …… ８４
予算議案に対する質疑 …… ８５
予算議案に対する討論 …… ８５
≪委員会（企画振興部審査）≫
企画振興部長総括説明 …… ８５
市町村課長補足説明…… ８９
議案に対する質疑 …… ９０
議案に対する討論 …… ９１
決議に基づく提出資料の説明 …… ９１
企画振興部次長補足説明 …… ９２
陳　情　審　査 …… ９５
議案外所管事項に対する質問 …… ９５

（第４日目）

１、開催日時・場所 …… １４９
２、出　　席　　者 …… １４９
３、経　　過
≪分科会（総務部審査）≫
総務部長予算議案説明 …… １４９
予算議案に対する質疑 …… １５０
予算議案に対する討論 …… １５０
≪委員会（危機管理監・総務部審査）≫
危機管理監所管事項説明…… １５０
総務部長総括説明 …… １５２
議案に対する質疑 …… １５５
議案に対する討論 …… １５７
決議に基づく提出資料の説明 …… １５７
陳　情　審　査 …… １５８
議案外所管事項に対する質問 …… １５８
４、審査結果報告書 …… １９５

（配付資料）

・分科会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）
・委員会関係議案説明資料（追加２）

委員間討議

１、開催年月日時刻及び場所

平成３０年９月１０日

自 午前１１時　３分
至 午前１１時１６分
於 委 員 会 室 １

２、出席委員の氏名

委　員　長	大場　博文　君
副 委 員 長	吉村　庄二　君
委　　員	宮内　雪夫　君
〃	小林　克敏　君
〃	橋村松太郎　君
〃	坂本　智徳　君
〃	下条ふみまさ君
〃	大久保潔重　君
〃	吉村　　洋　君
〃	宅島　寿一　君
〃	宮本　法広　君

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、審査の経過次のとおり

― 午前１１時　３分　開会 ―

【大場委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、宮内委員、坂本委員のご両人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、平成30年９月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時　４分　休憩 ―

― 午前１１時１５分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

― 午前１１時１６分　閉会 ―

第 1 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成３０年９月２５日

自　午前１０時　８分

至　午後　２時３２分

於　委員会室１

２、出席委員の氏名

副委員長(副会長)	吉村　庄二　君
委員	宮内　雪夫　君
〃	小林　克敏　君
〃	橋村松太郎　君
〃	坂本　智徳　君
〃	下条ふみまさ　君
〃	大久保潔重　君
〃	吉村　洋　君
〃	宅島　寿一　君
〃	宮本　法広　君

３、欠席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場　博文　君

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

警務部長	伊藤　健一　君
首席監察監	森﨑　辰則　君
総務課長	杉町　孝　君
広報相談課長	犬塚　尚男　君
会計課長	井手　孝志　君
警務課長	宮崎　光法　君
装備施設課長	佐藤　一春　君
監察課長	山口　善之　君
教養課長	平田　泰範　君
厚生課長	内田　久子　君
留置管理課長	黒岩　茂久　君
生活安全部長	田尻　弘久　君
生活安全企画課長	北村　秀明　君
地域課長	近藤　邦生　君
少年課長	宮下　直樹　君
生活環境課長	山崎　博之　君
刑事部長	森田　英孝　君
刑事総務課長	永峯　一宏　君
捜査第一課長	塚本　松一　君
捜査第二課長	中根純一郎　君
組織犯罪対策課長	宮原　哲朗　君
交通部長	土井　隆　君
交通企画課長	小松　浩幸　君
交通指導課長	松岡　隆　君
交通規制課長	植木　保　君
運転免許管理課長	黒﨑　誠　君
警備部長	西浦　泰治　君
公安課長	池園　直隆　君
警備課長	鷺池　満治　君
外事課長	船場　幸夫　君

会計管理者	野嶋　克哉　君
会計課長	福田　修二　君
物品管理室長	吉野ゆき子　君
出納室長	櫻井　毅　君

監査事務局長	辻　亮二　君
監査課長	友田　卓志　君

人事委員会事務局長	寺田　勝嘉　君
職員課長(参事監)	馬場　直英　君

労働委員会事務局長（併任）	寺田　勝嘉　君

調整審査課長	山田　健　君

議会事務局長	木下　忠　君
総務課長	高見　浩　君
議事課長	篠原みゆき　君
政務調査課長	太田　勝也　君

６、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第107号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）

７、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議　案

第109号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第110号議案

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

第111号議案

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金条例の一部を改正する条例

第112号議案

長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

第113号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第118号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

（2）請　願

な　し

（3）陳　情

・平成31年度 国政・県政に対する要望書

・平成31年度 離島振興の促進に関する要望等の実現について

・諫早市特例要望（諫早駅周辺整備への協力と支援について）

・諫早市政策要望（九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の着実な整備について　外）

・要望書（世界遺産登録を契機とした高校・大学での郷土愛を育む取組みについて　外）

・要望書（長崎県の施策に関する要望について）

・要望書（幹線道路網の整備について外）

・要望書（寄附講座「離島・へき地医療学講座」の継続について　外）

・要望書（県市一体となったＭＩＣＥ誘致・受入の推進について　外）

・障害者雇用に関する意見書

・障害者雇用に関する意見書

・身体障害者福祉の充実に関する要望書

・「長崎県有地売却に関する陳情書」

８、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開会 ―

【吉村(庄)副委員長】 ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、大場委員長から、本日の委員会及び分科会を欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了解を願いたいと思います。

それから、念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。仮委員長には、過去の例にならい、最年長委員である宮内委員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

宮内委員におかれましては、よろしくお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第109号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」外5件であります。そのほか陳情13件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議なしと認めます。

また、企画振興部の議案外審査において、本県の重要施策である人口減少対策についての取組姿勢をお聞きしたいとのご意見を、先日、委員からお聞きしました。

つきましては、濱田統括監に出席を要請したいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより審査に入ります。

警察本部は、分科会付託議案がないことから、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案2件、事件議案1件であります。

それでは、ご説明いたします。

横長の「総務委員会説明資料 警察本部」の1ページ目から5ページ目をご覧願います。

第112号議案は、「長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、条例の目的の一部改正、第3条第3項の「衣服等の全部又は一部を着けていない状態の人」に対する盗撮の規制場所の拡大、同条第4項を新設し、教室、事務所、タクシー等における盗撮等を規制、同条第5項を新設し、盗撮目的で写真機等を人に向ける行為や設置する行為を規制。第9条を新設し、ストーカー規制法で取り締まることができない特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情に基づく「嫌がらせ行為」を規制することを主な内容にしております。本改正により、時代に即した犯罪の取締りと犯罪の抑止を図ろうとするものであります。

なお、施行日につきましては、周知期間を勘案して、平成31年1月1日としております。

同じく資料の6ページ目をご覧願います。第113号議案は、「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、長崎県において、自動車保有手続のワンストップサービスに伴う保管場所証明の電子申請を開始することから、これに伴う改正をしようとするものです。

本条例の施行期日は、保管場所証明の電子申請の開始日に合わせて平成30年12月3日を予定しております。

次に、事件議案について、ご説明いたします。

同じく資料の7ページ目をご覧願います。

第118号議案は、平成28年9月29日、諫早市森山町の国道上において諫早警察署の職員が交通検問車を運転中、国道脇の空き地で方向転換し、国道に右折進入する際、右方から進行してくる軽貨物車を認めたものの、十分な距離があると判断を誤り、左方から進行してきた車両が進路を譲ったことに気を許し、右方の安全不確認のまま進行したため、右方から進行中の軽貨物車と衝突したものであり、警察側の過失80％と認定されたことに基づき、賠償金222万2,806円について和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は、全額、保険から支払われることになります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

資料の8ページ目以降をご覧願います。

これは公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました4件及び損害賠償事案2件の合計54万3,844円を支払うため、8月21日付で専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案2件につきましては、平成27年1月に対馬南警察署の職員が散弾銃の所持許可更新手続において、2名分の許可証の更新期間を誤って記入してしまい、それにより散弾銃の所持許可を失効させた事案になります。

この損害賠償事案の賠償金合計14万8,162円は、全額、県費から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、運転能力向上研修会を開催して、運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各警察署等に指定した安全運転指導員に対し、追跡等の感情コントロールに関する講習会を実施して、各所属で還元教養を行わせるなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故を初めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況につきましては、縦長の「総務委員会関係議案説明資料」に記載したとおりとなっております。

障害者雇用率につきましては、今般、中央省庁において障害者雇用率の不適切な取り扱いが行われているといった新聞報道等を受けまして、警察本部の状況を確認したところ、障害者雇用率の算定に一部不適切な取り扱いを続けてきたことが判明いたしました。今回の不適切な取り扱いについては、障害者雇用率として計上していた数値の中に計上すべきでない警察官を含めていたというものです。計上していた警察管については、いずれも障害者手帳を保有しているものであり、警察官から一般職員への身分切替を見込んでいたものですが、見込みで計上していた点が誤っておりました。誤って計上していた警察官の人数と是正後の障害者雇用率につきましては、縦長の「総務委員会関係議案説明資料」に記載したとおりとなっております。

このように、一部、不適切な算定を行っていたことについて、障害者の方々を初め、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、法の趣旨を踏まえ、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終

わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【宮本委員】 それでは、議案について確認の意味も込めて質問させていただきます。

第112号議案「長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例について」ですが、説明がありまして、いただいた資料も確認させていただきました。

改正内容としては大きく3つありますということで、時代に即した条例の改正をすることによって、より有効な条例に改正しようということは確認をさせていただきました。事件があった教室とか事務所でも規制をかけていきましょうという条例であるということです。

説明資料の1ページの下の方にも書いてあるんですけど、施行日についての確認です。「周知期間を勘案して」とありまして、来年の1月1日からとなっています。今、9月末ですが、ここに至るまでのスケジュールと申しますか、もうちょっと早い時期に公表できるのではないかという気持ちでいるんですが、その辺のスケジュールと、こうなった経緯を教えてください。

【北村生活安全企画課長】今回の改正につきましては、盗撮、のぞき見における規制場所等の拡大・新設、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金などを科す嫌がらせ行為の新設など、県民の日常生活に影響を及ぼす内容を含んでおりますことから、県民の皆様に対する広報周知を図るとともに、適正な取締りを行うために警察職員に対しても指導教養を行う必要がございまして、公布から施行まで一定の期間をとらせていただきました。また、県民の皆様にもわかりやすく1月1日施行ということで考えております。

【宮本委員】 県民に周知するということ、影響を及ぼす内容などがあるということ、職員の方々にも周知徹底をしていくということで3カ月間の期間をとっていらっしゃるんですけど、この間、先ほど言われましたけど、県民に対する周知というのは、例えば広報誌に載せたり、そこらあたり、県民に対する周知の方法を教えていただけますか。

【北村生活安全企画課長】県警ではホームページを開設しておりますので、ホームページに掲載させていただく。また、各種会合等に出席いたしますので、その際にご説明をいたしたいと考えております。また、各種キャンペーン等がございますが、その際にチラシを作りまして配布させていただくというような様々な機会を利用いたしまして、県民の皆様に周知したいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。第112号議案につきましてちょっとだけ確認させていただきました。これが今後、しっかりと適用され、県民の方々に周知され、こういった事案、事件が起こらないような形でしっかりと取り組んでいただき、また、私たちもしっかりと広報と申しますか、周知をしていかなければいけないと思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】ただいまの条例提出に関連して質問いたしますけれども、今回の迷惑行為等防止条例ですね。こういうものを1月1日から施行するんだと、今の宮本委員のお話、答弁のとおりでございますが、いわゆる周知の徹底を図ると

いうようなことで非常に慎重の上にも慎重に取り組んでいただいていると。それは以前から議論しておりますように、なぜ、そういうふうに時間をかけるのか、こういうお尋ねをいたしますと、やっぱり罰則、刑罰、こういうようなものがこれから新たに採用されるわけでありますので、それだけ慎重の上にも慎重にというようなことで、9月議会等がぎりぎりかなというところでございますけれども、本来なら、もっと早くこういう条例を提案されてもよかったと思いますけれども、今言ったように、念には念を入れてやられたということ、これも県警の取組としては非常にありがたいことでありまして、このことは我々もしっかり受け止めておかなければいけないと思います。

そこで、この間、県警としてはどういうふうなことをされておったかというと、県民の声を聞くというか、パブリックコメントといいますか、そんなことを展開していくんだというようなご答弁も前回あったと思いますが、このパブリックコメントにおいてどういう意見があったのか、あるいはどの程度の県民の皆様方の意見があったのか、そういうところでパブリックコメントの状況等がどうであったかということについてお尋ねしたいと思います。

【北村生活安全企画課長】 本年5月23日から6月22日までの1カ月間、県警のホームページに掲載いたしましてパブリックコメントを実施いたしました。

結果は、1件のご意見があったのみでございました。

これにつきましては、「改正自体には賛成であるけれども、今回、第3条3項におきまして、住居、浴場、トイレ、更衣室、その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる人の姿態ののぞき見､盗撮の違反につきましては、被害者感情を重視して親告罪にしてはどうか」というご意見がございました。

これに関しましては、県警内でも協議を重ねましたけれども、元々捜査を行うに際しましては、被害者の意志を十分尊重しながら事件化を図っているという実情がございます。また、以前、強制わいせつや強姦罪が親告罪とされておりましたけれども、国で検討された結果、これにつきましては、被害者に重い判断を求めるのはいかがなものかというような理由等もございまして、平成29年の刑法改正によりまして罪名等の変更とともに、非親告罪化されたというような状況もございまして、今回は親告罪にはしないということで結論を出しております。

当然、先ほど申しましたように、今後も被害者の意思を十分に尊重し、また、プライバシーにも十分配意し、注意しながら捜査を進めていきたいと考えております。

【小林委員】 今お話があったとおり、約1カ月間、県警のホームページに条例改正を掲載して県民の声を聞くパブリックコメントをやっていただいたと。その中において1件の、そういうご意見等があったと、こういうご答弁でございます。

この1件しかなかったことを多いとか少ないとか、そういうようなことで関心があるとかないとか、そんなことでよく議論しがちだけれども、今のご答弁等々、また、1件のみであったということについては、県民の皆様方が、今回の条例改正を、正しく、冷静に判断していただいていると､こう受け止めていいのではないか、こんな感じがいたすわけであります。

しかも、反対だとか賛成だというようなことじゃなくして、今の１件につきましても、従来

からの親告罪という形の中で被害者の状況を考えても、よい意味でのそういう話であって、決して条例改正を否定するものではないと、私はそういう受け止め方をいたしたいと思うわけであります。

いずれにいたしましても、1件しかなかったみたいな話だけれども、何度も言うように、県民の皆様方が、ひょっとしたら遅きに失したというような見方であるかもしれないし、今までは公共の場所とか公共の乗り物という特定をされて、特に問題になった教室等で盗撮を、子どもたちとか、学生たちとか、そんなようなことがあったとしても全く罰せられるようなことがなかったと。よその県では罰して、なんで長崎県はこんなに甘いのかと、こういう批判を県民の皆様から実際に受けたこともあります。

そういう意味で、今回の改正について英断をもってやっていただいた。しかも、丁寧に時間をかけながら、罰則強化については、慎重に扱うべしという県警の姿勢を率直に評価したいと、私はこういうふうに思っております。

1月1日からということでございますので、どうぞ、この条例改正の趣旨が本当に県民の皆様方によりよく徹底するように、全力を挙げてこういうよきことを、また、地域社会、あるいは県民皆様方の迷惑にならないような取組の中で県警の姿勢としてそれを貫いていただくことを特にお願い申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑･討論が終了しましたので、採決を行います。

第112号議案、第113号議案及び第118号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第112号議案、第113号議案及び第118号議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての説明を求めます。

【伊藤警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料について、ご説明をいたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、6月から8月までの実績は、資料に記載のとおり、14件となっております。このうち元号改正に伴う汎用電子計算機システム等の改修業務委託の1件について、随意契約しているところであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について､何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 質問がないようですので、陳情については承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【橋村委員】 議案説明資料の8ページですけれど、障害者雇用率についてお尋ねいたします。

「警察官から一般職員への身分切替を見込んでいたものですが」と、こう書いてあるんですね。私は、身分の切替ということに対して、こういうことがあるのかと思ったものだから、この際お尋ねしておきたいと思います。

一般の県庁職員の場合には、そういうことはあり得ないことだけれども、公安職員とか警察とか自衛隊とか、そういう場合には特別なということで、警察職員から一般職員へ身分切替ということになるのかなと。そういうことでちょっと違和感を覚えたわけです。しかし、なるほどな､そういう形をとらざるを得ないのかなと。そうした時に今度は定数の問題も、警察職員の場合には国から割り当てがきて枠がフィクスされておる。

そういうことで運用の面で、じゃ、障害者と認定されて警察官が減るということになってくると、また、それを補充しなければいけないということで運用していかれるであろうと思うけれど、実際問題として実務に携わっておられる人たちは、どういうことを経験されて、どういう問題点があるのかなという認識についてお伺いできればなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【宮崎警務課長】 身分切替は、その者の実務能力を正当に評価し、適切な雇用を与えるために実施するものであります。

具体的には、警察官として現場執行的な職務を遂行することが困難な者に対して事務的な業務の従事が適当と判断した場合において、一般職員への身分切替を行っております。

【橋村委員】そこら辺が大事だろうと思うんですね。客観的にこうだという、そうすると、本人の意思を無視するというようなことになってくるので、最初からの雇用計画からしても逸脱するような思いもあります。

したがって､その辺の実際の運用においては、本人の意思を十分確認をして、そして、公安職員として業務が遂行できるか、できないか、どうなのかということの調査もきちっとやっておかなければいかんと。

例えば、そういう場合に本人が不服を持った場合に不服申し立てができるのかどうなのか、その辺は実際の運用面ではどうなっているんですか。

【宮崎警務課長】 過去、現在において、数名の方が､そのような身分切替を行っておりますが、現在まで不服申し立て等は一切あっておりません。

【橋村委員】それはそれで結構だと思うんですが、処遇も違うはずですよね。だから、そういう場合に処遇がよくなるか、悪くなるかは別と

しながら、警察職員として保障され、また、そういうことに奉職した人にとっては、途中から転換させられるというのは、著しく不満、不服を伴うこともあろうと思うので、仮に障害を受けられたと、発生したとしても、その運用適用については、厳格に運用適用をやっていくべきだと思っております。

その中でどういう場合に、もう警察職員としては少し遠慮してもらいたいというような障害の具合、程度というか、ケース・バイ・ケースだと言われればそれまでのことですけれど、例えば、今までの事例を踏まえながら、こういうケースで警察職員から一般職員に立場を移動していただいたというような事例があれば教えていただければと思います。

【宮崎警務課長】具体的な事例につきましては、プライバシーもございますので差し控えますけれども、その方の経験等を生かしまして、例えば、交通業務に精通した人であれば、デスクで行われる交通業務、また、広報業務に精通しておれば広報業務というふうなことで、その者の能力を生かした適材適所で運用しております。

【橋村委員】 そういうことで、必ずしも警察職員から一般事務職員に切替なければならないという必然性というのがどこにあるのかなと思うんですよ。所管によっては内部的な任務に従事するとすれば、ちゃんとクリアできる。今までの経験なり能力を十分発揮できると思うので、それはどうなんですかね。規定の中で、警察職員は一般事務職員へ身分切替をしなければならないというのか、しても構わないというのか。それは指針というか、何の規定がそういうことに適用されて身分を切替たりするんですか。

【宮崎警務課長】 身分切替につきましては、特定の規定はございませんけれども、個々人、その者と十分検討し合って行います。

また、我々警察官は、現場の執行的な仕事が多数ございますので、一人の人間が同じ部署にずっとおるというのは、やはり異動的な問題もございますので、そこの部分を十分検討して本人も納得した上でしております。ただ、本人がどうしてもずっとやりたいという場合は継続的な検討を重ねております。

【橋村委員】 私は、特定の部署に継続的に何年もというようなことを申し上げているのではなくて、職員が障害を負うことによって所属を変わらざるを得ないと。だから、本人の申し入れ、本人の意思を十分尊重するということで運用されている。逆に言えば、警察官という特殊な業務遂行には、私はもうちょっと十分責任を負いかねるという申出があった場合には身分切替が、例えば、知事部局の中でも獣医師がある一定年限になった時に、医師、技術屋としてではなくて一般事務職にかわるということもあったりするわけですね。それは定員の問題とか将来の問題とか、いろんな思惑もあったりするわけですけれど。

警察官の場合に、ただ事故に遭ったから、障害を負ったから配置配属ということであれば、本人の意思をかなり無視したことになってしまうんじゃないかという思いがあったものですから、法規制がないと言われれば、運用面で本人の意思を十分生かせると。むしろだから本人の意思を尊重した形で身分切替に応じておりますということであればスムーズに受け止められるんですけれど、そういうことが全く記載されておらず、説明もなかったものですから、私は、このケースについては初めてだったものですからちょっとお尋ねしたところでございます。もういいです。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに。

【宮本委員】 それでは、議案外と所管事項について質問いたします。

まず、説明資料の2ページです。散弾銃の件について、所持許可更新についてですけど、まず、県内で散弾銃の所持許可の人数はどれくらいいるのかということを確認させていただいていいですか。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

銃所持者については、平成30年7月末現在で674人。銃の数にして1,338丁でございます。

【宮本委員】 674人、1,338丁ということですね。結構いらっしゃるんですね。もうちょっと少ないかと思っていました。これを読んでちょっと不思議に思ったのが、「誤って記入してしまい」ということがあります。ということは、これは警察官が更新期間を手書きで書いていると。これはずっと前から手書きで書かれているという認識でいいんでしょうか、確認させてください。

【山崎生活環境課長】 許可証の様式は、内閣府令で定められておりまして、手帳式となっております。従来から全国的にほとんどの都道府県警察では手書きで行っております。

なお、愛知県、福井県の2県については、電子化を図っているところでございます。

【宮本委員】 私は、この電子化ができないものかなと思っていて、全国的に2県だけなんですね、少ないんですね。

こういった時代ですから、電子化ができるのじゃないかという思いもあったものですから質問しているんですけど、今後も人間の目であるならば、これは初めての事例ということだったので聞いているんですけど、次も起こらないとは限りませんし、どこかで、本部で電子化して管理していて、それを更新が近づいていますよということを各派出所とかに通知はされてないんですか。

【山崎生活環境課長】 通知については、これまで全く行っておりませんでした。今回の事案を受けて、更新申請期間にかかった方については、各警察署から個別に電話等で通知をするように改正しております。

【宮本委員】 不思議ですね、今までは行われていなかったんですね。対馬で2名分ですから、手続に行った方はたまったもんじゃないですよね、おいおいという感じだと思います。間違って記入したんだろうということで、その後の対応もされていらっしゃるんですが、しっかりと周知徹底というか、近づいていますよということは、もちろんされるということだったので、しっかりとしていただきたいということと、電子化が図れないのかなという思いです。674人、1,338丁もあるならば、そもそも全国的に長崎県は多い方ですか、少ない方ですか、それはわかりますか。

【山崎生活環境課長】 全国的には、九州でも少ない方でございます。

【宮本委員】 多かれ、少なかれではあるかもしれませんけど、電子化というのも確認というか、検討してもいいんじゃないかなと思います。時期が近づいたならば、今後は電話、通知等でされるということではありますけれども、今後、こういった事案が起きないように、再度、検討していただければと考えております。

もう一つ、9月19日に仙台で痛ましい事件が起きました。交番で巡査長が刺殺される事件であります。前回の委員会の前にも、こういった事件が起こったような記憶があり、非常に残念と申しますか、哀悼の意を捧げるばかりであり

ます。33歳の巡査長が刺殺されたという事件であります。

これをいろいろ見ていたところ、報道等も聞いたところ、何もつけていらっしゃらなかったのかなということがまず1点、不思議に思いました。

この事件を踏まえて警察庁が全国の警察本部に対して防護服の常時着用であったり、交番での警察官の複数配置など安全確保の強化を指示したとあります。もちろん、長崎県警にも来ているはずですけれども、現在の交番での安全対策についてちょっとお聞かせください。

【田尻生活安全部長】委員からもお話があったとおり、前回の総務委員会においても、富山県の事件を受けて県警の取組ということについてご説明したところでございます。

また、全国的にも、こういう事案がないようにということで、全国の警察で取り組んでいたところ、また、宮城県で痛ましい事件が発生しております。

前回、総務委員会の時に、県警としては、交番に来る人の対応は、特に不審者に対する対応、あるいは装備資器材の活用、整備、それと拳銃奪取の防止訓練等を図ってまいりますということでお話をさせていただいたと思います。

なお、今、委員から耐刃防護衣についてはどうだということでございますが、長崎県においては、交番等の勤務については、所内での休憩中を除き常時着用ということを指示しております。その指示が徹底されているものと思っております。

今回、報道等が一部流れておりましたが、警戒意識、まず緊張感を持つということ、それと、交番に訪ねてくる等、あるいは職務執行において、できる限り複数で対応していくということ、交番施設の安全面をよく確認しておこうということなどが警察庁から指導されておりますので、引き続き、警察署だけ、交番だけじゃなくて、警察本部からも巡視に行ってきちんと点検確認を現在も行っておりますが、引き続き行いたいと思っております。

【宮本委員】前回からの委員会でもありましたので、再確認をさせていただきました。

であるならば、今回、この事件を踏まえて長崎県警で新しい取組、何か対応したということはなく、引き続き強化を促した、対応策ではなくて指示をという受け止めでよろしいんでしょうか。

【田尻生活安全部長】 交番の安全面、あるいは勤務員の勤務体制等については、以前から言われてきたことでありますし、それについては長崎県警としては、それに真摯に取り組んできたと思っております。

今回の点についても、以前からの指示の重複部分がかなりあると思いますので、この点については引き続きやっていく。

恐らく宮城県の耐刃防護衣の着装状況については、どの程度の規定だったか私は承知しておりませんけど、長崎県については、かなり以前から常時着用ということは指示してきておりますので、逆に言えば、これを長崎県は徹底させていって警察官の安全を守りますし、住民の安全・安心のよりどころになっております交番の安全性をきちんと高めて住民の安全を確保してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 私が住んでいる近くにも、もちろん交番があります。いろいろ話を伺う時も着てらっしゃいます。ですから、今、確認したところ、長崎県警では休憩時間以外はしっかりと防護服を着ているということを確認させていただ

きました。

あと、交番も結構忙しいと思うんですけど、長崎県下の交番は複数、一人のところはいないという認識でよろしかったでしょうか。

【田尻生活安全部長】 交番においては、複数勤務を原則としております。ただ、夜の時間がありますと、どうしても警察官も休憩が必要でございますので、その場合には単独になることはあります。

あと、交番以外に駐在所勤務ということで、いわゆる住み込み型の駐在所ですが、ここについては原則一人勤務となっております。

【宮本委員】 ここの事件を見ても午前4時、未明というところがあります。そういった時を狙っているのかなという気もしないでもないですけど、例えば、今言われたようなところ、警察官の人員にもよるんでしょうけど、今後、そこにはもう1名追加したりという考えはありますか。

【田尻生活安全部長】特に夜の時間帯であれば複数勤務で対応するということが、ある意味、安全を確保できることなので、夜に単独勤務になるということについては、周囲の交番等と合同でパトロールをしてみたり、勤務をしてみたりということについては、今後、そういう指示をしてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。今、近所でも不安事案と申しますか、不審事件が、私も学校関係についてはスマートフォンに連絡がくるようにしています。結構な範囲でくるんですね。

そういったことを踏まえると、今後、交番に勤務される警察官の業務は、結構広範囲にわたって非常に忙しくなると思っていますので、そういったことを考えて、一人勤務ではなく、複数勤務ということで全てに配置し､そして､再々度、安全対策、特に休憩時間だとか、未明の時間帯であったりとか、そういったところには再度注意を払っていただいて、長崎県警の警察官の方々の安全を守っていただきたいと思っております。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問はございませんか。

【小林委員】ただいまの宮本委員の交番襲撃事件の問題について重ねてお尋ねをしたいと思います。

先の総務委員会で、6月に富山県で同質の事件が発生したと。交番で地域の安全・安心を守るために体を張って頑張ってくださっている警察官が襲われて刺殺をされる。こういうような何とも言えない、言語道断のような事件があっていまして、相当な対策を考えていかなければいけないのではないか。こんなようなことの中で、本当に地域に根ざして交番、あるいは駐在所で頑張ってくださる方々の安全面をしっかり考えなければならないような、かつてないような時代になってしまったのではないか、このことも受け止めておかなければいけないと思います。

そういう背景の中で、果たして、6月の富山県の教訓が本当に生かされているのかどうか、こんなようなことも率直に感じざるを得ないわけであります｡富山県の状況から仙台に移って、しかも、6月であったと。それから間がないという状況の中で、今申し上げるように、この教訓というものがどのような形で交番や駐在所の安心・安全を確保していくか。こういうようなことは今回、もっともっと熱心に議論をして、また、皆様方にこんなことが二度と起きないようにしていかなければいけないのではないかと思います。

富山だとか、仙台だとか、こういう痛ましい事案が発生することが、要は長崎県では絶対ないんだと、こんなことが言えるかと言えば、決して言えないと私は思います。警察本部長も一般質問の答弁の中で、事件が発生する犯罪率というものは下から3番目、検挙率は上から3番目と、これくらいの県警のこれまでの熱心な取組について評価をされるべきであるし、それを本部長もおっしゃっておりました。我々も満身の感謝の気持ちを込めて県警の皆さん方のご苦労に感謝しているわけであります。

まず、今回のこのような事件が立て続けに発生したということを警察本部としてどのように受け止めておられるか。まず、この点の基本的な認識についてお尋ねをしたいと思います。

【田尻生活安全部長】 今、委員がご指摘のとおり、6月に富山県で警察官が刃物で襲われ殉職し、さらに奪取された拳銃で一般市民の方が被害に遭われたということを受けて、二度とこういうことがないようにということで取り組んできたところ、また、宮城県において警察官が交番で刃物で襲われて殉職したという事案が連続発生しております。

特に交番は、地域住民の方の安全・安心のよりどころだと私は思っております。ここが安全でない限り、住民の方も安心して暮らせないだろうと思っておりますので、今回、続けてこういう事件が発生したことについては大変重く受け止めております。

県警としては、先ほど本当に長崎県で発生しないのかと言われましたけど、逆に言えば、いつ、どこで発生してもおかしくない事案ではないかと思っておりますので、引き続き、警察官の安全を守ることは当然ですけど、交番、駐在所が安全だということで、住民の方に対しても交番をよりどころとしていただくためにも、引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

【小林委員】 交番の、あるいは駐在所の一番難しい問題は、誰が不審者で誰が不審者じゃないのか全くわからないわけです。今回の事件を見ても、お金を拾ったみたいな形で入ってきている。そして、二人いらっしゃる状況の中で、従来のやり方で一人が対応すると、こんなような状況だったんだけれども、これがこういう大きな事件になってしまったと。

私は、あえて、申し訳ない言い方かもしれないけれども、国民は警察を非常に信頼いたしております。長崎県民も信頼いたしております。皆様方のご苦労は大変なものだと思います。

しかし、今言うような形の中で、こういうようなことは頻繁にということではないかもしれないけれども、ゆゆしき出来事でありまして、これは正直言って日本全体の治安の問題とか、あるいは警察の威信にかかわるのではないか、そんななめられた県警ではないし、警察庁でもないだろうと、こういうように思うわけです。

これが現実にこういうような事件が繰り返しというようなことではないかもしれないが、少なくとも今回は6月、9月ということで、警察官が刺されて殺されるというようなことは絶対にあってはならない。それこそ、今言うように日本の治安は一体どうなっているのか、警察に対する威信はどうか。こういう本当に大事な問題に発展をしていくと、我々は非常に危機感を持って今回のことは認識いたしているわけであります。

したがいまして、富山県の6月の事件についても、当然、警察庁から通達があっておりましょうし、また、今回の仙台の事件においても、直ちに対策強化ということの中で通達があって

いるだろうと思います。

その中で、差し障りのない範囲で、お話ができる範囲で結構でございますが、どういう通達が来ていて、これからの犯罪防止の対策を強化していくのか、この辺のところについてご答弁ができましたらお願いいたします。

【田尻生活安全部長】富山県の事件を受けまして警察庁からは、交番等の施設面における点検確認、拳銃奪取事案に係る防止を目的とした実際的な訓練を実施せよということで通達が来ております。これについては各署に指示するとともに、警察本部からも各交番を回りまして指導、あるいは点検を行ってきたところでございます。

今回、宮城県の事件を受けまして、以前ご説明したことと重複することもございますけれども、一つは、警戒意識の保持、いわゆる緊張感を持って、あるいは警戒心を持って職務に当たると同時に自分を守るための耐刃防護衣を着用せよというような指示が一つあります。

2つ目が、状況に応じた職務執行体制の確保ということで、いわゆるできる限り複数体制で職務の執行ができるうような体制をつくっていくということ。

3つ目が、交番等における施設面での安全確保ということで、いわゆる来訪者の中に不審者がいたということであれば一定の間隔がとれるような設備にしておくというような指示が来ております。

【小林委員】 今、差し障りのないようなお話をしていただいたと思います。まだいろいろ警備上必要な、明らかにできないような対策もあるんじゃないかと思います。

我々が駐在所だとか交番を見る時に、どっちかというと外から見えにくいようになっている。外から全く見えない。あれを明らかに見えるようにすることがどうなのかということは議論の別れ道かもしれないが、やっぱり見えにくい。そういう点の一つのハンディがあるのではないか。

それから、さっき言いましたように、どなたが不審者で、どなたが不審者じゃないとか、そういう選別が全く見えないということなわけですね。

通達の中で、交番については複数制でと、こういうようなお話でございます。もう一つは、カウンターのことではないかと思いますが、要するに、不審者がとっさにかかってくるようなことがないようにカウンターをきちんと設置して防ぐというような対策ではなかろうかと思います。今、長崎県に交番がどのくらいあるのか。

そういう点から考えた時に、複数体制ができているのかということが1点。それから、カウンターという富山県の教訓を生かした通達は、どの程度、長崎県の交番で履行されているのか。この辺についてわかればご答弁をいただきたいと思います。

【田尻生活安全部長】体制の関係で申しますと、交番については、先ほど申しましたように、原則、複数ということで配置しておりますが、3人、4人の体制ばかりではなくて、2名体制の交番も存在いたします。そういう場合にはどうしても夜間とか一人が休憩をとれば一人体制になる交番があることも事実でございます。

しかしながら、不審者に対する対応等については、複数対応を基本として安全を守るということが必要だと思っておりますので、できる限り、特に夜間等であれば隣接の交番等と一緒に勤務するとか、そういうことも考えてまいりたいと思っております。

2つ目に施設面のカウンター等の設備関係の

ご質問ですが、全ての交番等にカウンターが設置されているわけではございません。できる限り設置する方向で考えておりますが、予算の関係もございますので、全ての交番等に設置されておりません。しかしながら、カウンター等が設置されていないところにつきましては、既存の机等を利用する、あるいは付近に防護となる大盾等を整備しておくということで、それにかわるもので間合いをとれるような配置等を考えております。

【小林委員】複数配置について、県警の体制が、果たしてそれができる体制にあるのかどうか、これが1つ問題だと思います。今のご答弁では、隣接の交番等にお願いするというようなご答弁ではなかったかと思いますが、果たしてそれで間に合うのか、果たしてそれでいいのか、こういうようなことを考えますと、やっぱり複数体制は考えていかなければいけないことではないか。そこのところの予算上の問題についてはどれくらいかかるのか、試算をどういうふうにされているのか、こういうようなことが疑問として出てくる。

我々としては、複数体制を少々予算がかかったとしても、これは県民の安心・安全、地域の安心・安全というような、まさに地域の安心・安全の牙城が、こんなにいとも簡単に破壊されるようなことであっては断じてならんと。こう考えていけば、やっぱり最善の努力はせんばいかん。我々は、そんなことに対して予算をけちるとか、あるいは予算が厳しいからとか、そういうわけにはいかないと思うんです。

また、カウンターにつきましても、通達があっているというのも、それなりの対策を強化する意味において、このことも通達の1件としてきているわけです。

これが結局は予算の関係で、これまで十分にできていないというようなことであって、もしそういうような状況の中で、あってはならないことであるけれども、長崎県において同じ事案が発生した時に、一体、県民はどう思うか。我々、県議会もどういうふうに審議したのか、こういうようなことにもなるのではないかと思うわけです。

この際、その辺の駐在所のあり方、交番のあり方について、通達における長崎県警察本部の姿勢として、どのような形で今後対応していくかということについては、ぜひ次回のこの委員会において、県警としての一つの姿勢を示していただくと同時に、複数でやった場合に、どれくらいの警察官の配置、どれくらいが不足するのか、その予算としてはどのくらいかかるのか。さらに、カウンター等以外の対策についても、どれくらいの予算がかかるのか、この辺のところをできましたら明らかにしていただき、我々も参考にすると同時に、しっかり審議し、そういう予算を認めさせていただきたい、こういうような考え方を持つわけでございますが、その点について次期の総務委員会について、そういう点ができるかどうかということについても、この際、決意を込めてお尋ねしておきたいと思います。

【田尻生活安全部長】 委員ご指摘のとおり、まだまだ足らない面も当然あろうかと思います。警察官の安全を守った上で住民の方の安全を守っていくということが警察の責務でありますので、今後、いろんな形で検討、あるいは試算をしてみて、できる限り説明できるようなことで次回の委員会でまた説明させていただければと思っております。

【小林委員】 よろしくお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 経営者状況説明書というのを、長崎県暴力追放運動推進センター、警察本部が所管ということです。ここで初めて見るので説明をお願いしたいなと思って質問させていただくんですが、3ページで賛助会員の拡大というのがあって、平成29年が162の賛助会員を獲得した、平成28年度は154会員だったということで、「こういうことの拡大に努め」と書いてあるんですが、どういうところで拡大されているのかなということが1つ。

それから、これは暴力団関係だろうと思いますが、被害者の保護・救済事業というのが6ページにあって、平成29年度の実績はなしということで、これはこれでいいんですけれども、いろんな説明資料から見ると、そういう被害者が減ってきておるのかなと、それでなしとなるのかなというふうに感じるんですが、その辺の近年の状況ということについてご説明をいただければありがたいと思います。

それから、8ページ以降に移りますが、この中で11ページに固定資産で投資有価証券、これが6億6,580万円ということでごでございます。この長崎県暴力追放運動推進センターの活動自体ということについては、大体2,700万円、3,000万円弱というところの活動費で運営されていると見えるんですが、それに対して内部留保がかなり高額になっておるような気がするんですが、これについては被害者の保護・救済事業等に充てる基金なのかなと思うんですが、その辺の説明をしていただければありがたい。

それから、去年か一昨年かもあったんですが、犯罪被害者給付制度というのがございます。これもなかなか手続に時間がかかったりかれこれということで、その辺を改善して県でも即応体制をとれるようにやっていただきたいというような要望書が出たりしております。

そういうところの給付制度と、この長崎県暴力追放運動推進センターの被害者の保護・救済事業ということの関連性といいますか、関連はないのかもしれませんけど、ここには基金といいますか、特定財源で積んであるものは、そういうことの利用目的で留保してあるということであるならば、その辺の関連性を説明していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮原組織犯罪対策課長】賛助会員の拡大の関係でございますが、暴追センターで、もちろん、県警の組織犯罪対策課も同じですが、暴力団排除のためのいろんな活動、会合等をやっております。その中で、その活動に協賛していただける企業等に会員になってくださいということで、活動を支援してくれる企業等を募集しておりまして、そういうことで寄附が集まっているところでございます。

次に、暴力団被害者の保護・救済活動でございますけれども、昨年度の実績がなかったということです。これは例えば暴力団事務所の撤去の関係で、暴追センターが住民になりかわって、その裁判を引き受ける、そういう時の弁護士に対する費用でありますとか訴訟に対する費用を肩代わりするということで内部留保をある程度持って活動させていただいております。

何年前か、ちょっとはっきりしたことは言えませんけれども、佐世保市で、以前、暴力団の事務所の撤去ということがございました。そういう時の活動に使わせていただいております。

また、犯罪被害者の給付の関係でございますけれども、犯罪被害者の支援ということがあり

ます。当方で暴力団事件に関する被害者への見舞いということで支援が行われております。これについては昨年度の実績はなかったということでございます。

【吉村(洋)委員】 犯罪被害者の給付制度がなかなか使いづらいところがあると、対応がさっとできないということでまどろっこしい部分があるということ。これは暴力団関係の被害者に対する、今、説明があったように佐世保市でもあったんですけれども、非常に助かったということがございます。

その辺、公益財団法人暴力追放運動推進センターがつくられておりまして、こういうのがあれば犯罪被害者にも県としてもさっと対応できるというようなことがとれないのかなということについての関連性をお聞きしたかったんですけど、その辺についてはいかがですか。

【宮崎警務課長】犯罪被害給付制度につきましては､過去に通り魔殺人事件等の発生に伴って、遺族や弁護士会等からの働きかけで、昭和55年に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が制定されまして、それに基づいて行っております。

その給付金につきましては、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金等がございまして、これにつきましては故意の犯罪行為により重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して国が給付金を支給することにより、その精神的、経済的な負担を軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援するものであります。暴力団犯罪であろうが、一般犯罪であろうが、この給付金制度は警務課が所管します犯罪被害者支援室が行っておりますので、全て受け付けるようにしております。

【吉村(洋)委員】 そういう関連性があるということは、今の説明でよく朗読をしていただきました。ありがとうございました。

その中で費用的なものの関連性はどうなるのか。6億幾らありまして、投資有価証券ですけど、この内部留保といえば留保なんでしょうけど、有価証券で持っておくという持ち方、この辺の運用のあり方についてはどのような考え方でされておるのか、お尋ねいたします。

【宮原組織犯罪対策課長】財産の内部留保ということで、有価証券で持っているということについてお尋ねですけれども、財産を減らさないようにということで、どういう財産で持っておくかということをセンターの方で検討いたしまして､利率が有利なように証券として持つとか、そういうことでお金を減らさないようにということで運用しているとセンターから聞いております。

今後どうするかということにつきましては、センターに聞いてみないと私の方では正確に把握しておりません。後で調べて回答するようにさせてもらってよろしいでしょうか。

【吉村(洋)委員】 そうですね。中身の詳しいことはセンターの方々に聞かなければならないのだろうと思いますので、後ほどその辺の経緯なり今後の方向性なりをお聞かせいただければと思います。

また、センターの方にお尋ねをして答えが出ればですけど、先ほど、賛助員の拡大のところで企業にお願いをして賛助金を寄附としていただいているんですよと｡こういうことの金額が、こういう活動費に回っていくのかなと思います。企業名は出せないとかなるんでしょうけど、毎年、金額としてどれぐらい集まっておるのか、げすな考えですけど、思ってしまいますが、そういうことの額もわかれば後でお願いいたした

いと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、一般質問で質問して引っかかったんですが、財産目録のところで、流動資産で預金ですけど、定期預金なんか、福銀の長崎支店にずっと預けてあるんですが、これは地元の地銀に預けてもらわないと、どうせ合併したから一緒ですが、合併前に福銀に預けられておったというのはいかがなものかと思ったりするんですが、そこもあわせてお尋ねていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【小林委員】 引き続いてお尋ねします。

高齢者による事故、今、交通安全週間に入っておりまして、高齢者の皆さん方による事故が相変わらず続いていると考えております。被害者になってみたり、加害者になってみたりということで、この対策は非常に大事なところでございますが、直近の免許証返納というのがどれくらいの数になっているか、おわかりになりますか。通告をしておりませんので申し訳ありませんが。

【黒﨑運転免許管理課長】ご質問の件でございますが、まず、昨年の件数です。昨年1年間で4,573人の方が自主返納に応じていらっしゃいます。平成28年度からしますと899人の増加でございます。一方、今年8月末現在で2,843人で、前年同期比で320人の減となっております。

【小林委員】 今、通告をしていないにもかかわらず、きちんとお答えをいただいたわけでございます。県警の交通部としても免許証の自主返納とか高齢者の事故の問題については真剣に取り組んでいただいているという受け止め方をいたしました。

そこで、自主返納に対してどういうサポートをしていくのかということが最近の話題になっていると思うし、これだけの数の方々が自主返納をされた後、どうやって通常の生活を維持することができるんだろうかと。これは自主返納に対して、それなりのアフターケアというか、サポートをしていかなければいけないのではないか、こう考えておるわけでございます。

いろいろ新聞等の報道を見ますと、熊本県は熊本県なりに、あるいは大分県は大分県なりに、宮崎県とか、九州でもそのサポートのあり方が具体的に出てきているような感じがいたしております。

では、我が長崎県ではどういうサポートを考えておられるのか、この点についての質問をいたしたいと思います。

【小松交通企画課長】免許返納をされた高齢者への支援事業ということであります。

支援環境づくりとしまして、県、市町、また、関係機関・団体等へも警察としまして働きかけを行いまして、支援事業に対するご理解を示していただきまして、現在、県内では自治体による公共交通機関の利用料金の一部助成、タクシー業者による運賃の1割引き、これは島原半島、諫早、佐世保、壱岐地区におきまして実施しております。長崎スマートカード、商品券等の交付、県営バスの定期パス、免許返納者パス券の販売、運転経歴証明書交付手数料の助成等が行われております。

なお、最近の具体的な働きかけとしまして、松浦市におきまして免許証を自主返納した市民に対して、タクシー、バスなどの公共交通機関に使える「わくわく・おでかけ券」1万円分を助成する。また、波佐見町におきまして、交通費の助成ということで10月1日から実施していただくような体制です。それと、2～3日前の新

聞にも載りましたけれども、小浜町の各旅館・ホテル、観光協会におきまして販売中の「湯巡り札」の割引制度の利用ということで支援拡大に取り組んでいるところであります。

【小林委員】ただいまのご答弁でよくわかりました。波佐見町で補助をやっているとか、助成をやっているとか、あるいは松浦市でいろいろ対策をやっていると。自治体でいろいろやっているということでありますけれども、県警独自としてサポート体制をつくるということ、環境づくりということで自治体が動くための仕掛け、何か警察本部として返納者に対するサポートで何か具体的なことはありませんか。

【小松交通企画課長】県警独自ということになるかどうかわかりませんけれども、警察互助会というものがありまして、警察互助会指定店における割引制度を互助会に警察からお願いしまして、この支援制度を確立したところであります。

【小林委員】 今、九州各県の動きが先ほど答えられたように出てきております。また、これも新聞報道でございますけれども、滋賀県が先駆けて３～4年前にそれなりの対策をやっている。どんな対策を滋賀県がやっているのかというと、地域包括支援センターというのがあります。その地域包括支援センターに返納された方の住所とか、連絡先とか、ご本人の同意を得た後に地域包括支援センター等に情報を知らせて、そして、返納後の支援を強化していこうと、こういう取組が話題を呼んでいるというようなことでございます。九州でもそんな動きが出ているような感じがいたしているわけであります。

長崎県としても、地域包括支援センター的な形で、それなりの動きをやってもらいたいと考えておるんですけれども、現状はいかがですか。

【黒﨑運転免許管理課長】ただいまのご質問の件でございますが、委員ご指摘のように、当県でも滋賀県あたりをベースとしまして、同意書引継制度の運用を8月1日から開始しております。

この内容は、対象は75歳以上の高齢者が免許の更新をする際に認知機能検査をしますが、その際に第一分類、いわゆる認知症のおそれがあるという判断をされた方で、かつ免許証を第一分類になったがために自分は返納しようということで自主返納された方、それ以外でも認知機能検査によって免許を取り消された方々を対象として、免許証を返納した際に警察の方から、こういった支援があるよということであっせんをするといいますか、引き継ぎをする制度をつくりました。この引き継ぎをするところは、各市町の地域包括支援センターでございます。

この対象が狭まった理由は、市町の地域包括支援センターの対応といいますか、体制が少ないところ､多いところ､いろいろありますから、それを統一しまして、今のところ、幅はちょっと狭いのでございますが、こういった形の引継制度を8月1日から運用しているところでございます。

【小林委員】 8月1日から市町の地域包括支援センターと連携して、そういう対策を講じていると。自主返納をやった方、取り消しになった方々を対象としてと。これは全体の数のうち、今、そういう連絡先とか情報とか、ご同意の上で実際手続をやっている人数は何名になっていますか。

【黒﨑運転免許管理課長】現時点で対象となっている方は17人でございます。1カ月間でございますので、8月末現在で17人。そのうち、この同意書の引継制度に応じられた方は7人でご

ざいます。

【小林委員】 17名のうち、住所とか連絡先とか、そういう情報を開示すると。これは同意の上でしかできないことでありますけれども、その17名の中で7名しか同意をされなかったということについては、自主返納をしても、あるいは取り消しになっても、地域包括支援センターにそこまでお世話にならなくてもよろしいという考え方でおるのか、制度自体に余りうまみがないとか、この程度のことではどうかというような考え方があるのか。17名のうち7名しか、そういうご同意をいただかないというところの背景はどういう問題があるんですか。

【黒﨑運転免許管理課長】ご指摘の内容につきましては、私も正確な把握といいますか、正確な情報ではございませんが、この返納された大半の方というのは、家族の同意があってのことだということで存じております。

といいますのは、支援の内容自体が、例えば、病院に行きたい、買い物に行きたい、その時の足をどうしようかということの悩みが大半でございまして、そういった方については家族の方、例えば、息子さんが送ったり、息子さんの奥さんが、お孫さんが送ったり、こういった形のバックアップがあるから別にこの辺はいいよという形のお断りをなさっているような現状ということを聞いております。

【小林委員】 例えば、バスの、あるいはタクシーの割引券、そういうものは地域包括支援センターで配布するのか。地域包括支援センターには高齢者に対応できる保健婦さん、あるいは介護担当のケアマネージャーとか、その道の専門家が配置されていると思います。

目的が、自主返納されたとか、あるいは取り消されて免許証がなくなって足が確保できなくなった。要するに、通常の生活をいかにしてキープするか、これが一番の視点でなければならないと思うんです。

したがいまして、地域包括支援センターは、先ほどから言われるように、市町で体制がきちんと整っているところもあれば、緒についたというところもあるし、その辺のところは一律にきちんとしたものだということは言えないかもしれない。

そういう状況の中で、徐々に自主返納の方々、免許証がなくなった方々に対しての支援を自治体と県警の支援センターと一緒に組んでやっていただかなければいけないのではないか、こういう考え方を持っておりますので、今後、現状の17名のうちの7名というところが、確実に利用する人たちが増えて、こういう形の中でサポートしているというようなことを明らかにすることができるようにこれから取組をぜひ拡大していただきたいと思いますので、その点についても特にお願いをしておきたいと思います。

【吉村(庄)副委員長】 議案外所管事務一般について、そのほかご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時２９分　休憩 ―

― 午前１１時２９分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、出納局及び各種委員会事務局

の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時３０分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、関係局長より所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項について、ご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料」の出納局、各種委員会事務局の1ページをお開きください。

平成30年度県職員採用試験について。

大学卒業程度の行政など13職種に係る試験、行政（民間企業等職務経験者）、行政（海外活動等経験者）の選考試験及び警察官Ⅰ類（男性・女性）の試験をそれぞれ実施し、最終合格者を発表いたしました。このほか、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、警察官Ⅲ類（男性・女性）の試験及び身体障害者を対象とした選考試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【吉村(庄)副委員長】 次に、労働委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項について、ご説明いたします。

同じ資料の2ページをお開きください。

調整事件について。

前回説明以降、新たに申請があった事件は1件であり、この間、取り扱いました調整事件2件中、1件は打切りにより終結しており、現在、調整中の事件は1件であります。

審査事件について。

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為に係る審査事件はなく、現在、審査中の事件は3件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局･各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年6月から8月の実績は記載のとおり、4件となっております。

その入札結果につきましては、2ページから5ページに記載しております。

次に、6ページをお開きください。決議、意見書に対する処理状況につきましては、入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議に対しまして、県の対応状況を記載いたしております。

資料の7ページをご覧ください。附属機関等会議結果報告について、本年6月から8月の実績

は、長崎県政府調達苦情検討委員会の1件であり、その内容については、8ページに記載のとおりでございます。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 8ページですけど、中身がよくわからないので、13回目ですけど、長崎県政府調達苦情検討委員会の中身がどういうものなのか。すみません不勉強で。

あと、議題で（3）の政府調達に関する協定の対象となった調達実績について、それから、（4）の国、他県における苦情の受付及び処理状況についてという中身をもう少し説明していただければありがたいです。

【福田会計課長】ご質問いただきました長崎県政府調達等苦情検討委員会の中身でございますが、これは各国間の交渉を経て、作成、締結された政府調達に関する協定を改正する議定書が国の方で発効されております。その時に供給者、受注を受ける者ですけれども、供給者からの苦情申し立てがあった場合に、その苦情申し立てに対する手続の設置が規定されました。これに伴い、本県においては、平成8年6月に「長崎県政府調達苦情検討委員会」を設置したところでございます。

この検討委員会の役割でございますが、協定違反があると考える供給者からの苦情申し立てに対しまして、この検討委員会で調査、検討を行い、協定に定める措置か実施されていないと認める場合には、この検討委員会は、県に対して提案を行うことができるという役割でございます。

それと、もう一つご質問がございました、この資料8ページの（3）政府調達に関する協定の対象となった調達実績、（4）国、他県における苦情の受付及び処理状況につきましては、実際に県にこの検討委員会を設置した以降、苦情は1件もございません。

そのほかの他県の状況、あと本県のＷＴＯの対象となった調達実績については、調べますので少しお時間をいただければありがたいと思います。

【吉村(洋)委員】 後で結構ですので資料をいただければと思います。よろしくお願いします。

【福田会計課長】 失礼しました。

他県でどういうふうな苦情があったかという事例でございますが、平成28年と平成29年にそれぞれあっております。

一つは、平成28年に山梨県でございまして、消防防災ヘリコプターの案件で3件の苦情申し立てがなされております。

それと、平成29年につきましては、鹿児島県て同じく消防防災ヘリコプターの調達に関する苦情申し立てがあっております。

他県の苦情処理の事例については、以上のとおりでございますが、平成28年、平成29年の本県の調達実績につきましては、先ほど申し上げたとおり、ちょっとお時間をいただければありがたいと思います。

【吉村(洋)委員】 すみません、聞くことが次々出てきますが、今の他県の例、平成28年、平成29年、防災ヘリについてそのような苦情があったと。長崎県も平成8年6月に設置されたと。それは管理をする委員会になるんでしょうけど、それがあって、わかっておりながら、そういうことが出てくるということについては、どのよ

うに判断すればいいのかなと思いますけど、苦情が政府調達関係で、こういう委員会にかかってでも、そういう納入の仕方になってくるというところの根本的な見解をお伺いさせていただければありがたいと思います。

【福田会計課長】他県の事例の詳細を手元に持っておりませんので何とも言えませんけれども、一般論で申し上げますと、もともとこの制度自体、外国資本の会社が日本の企業と同じように平等に受注できる機会を設けるための制度でございまして、一般的に申し上げますと、仕様のつくり方によっては、外資系の企業にとってはちょっと不平等な扱いも生じたのではなかろうかと推測はできますけど、はっきりしたことが事実としては申し上げられません。

先ほど、答弁できなかった平成28年度と平成29年度の本県のＷＴＯ案件に係った契約の実績でございます。平成28年度は54件、金額で申しますと約235億円になります。それと平成29年度の実績でございますが、84件、契約金額が約75億円でございます。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【下条委員】 今、資料に基づいて採用試験のことについてご説明がございましたので、このことについてお尋ねいたします。

吉村(洋)委員の質問の中で説明がありましたＷＴＯの関係ですね。平成28年度が54件、平成29年度が84件ということでそれぞれ金額が発表されましたが、これはＷＴＯだと入札参加できなかった人たちが参加されて落札されたというのがどの程度ありますか。一般公募との違いですね。

【福田会計課長】基本的にＷＴＯ契約対象案件につきましては、平等にどなたでも受注できるような制度ですので、平成28年度の54件につきましては…

【吉村(庄)副委員長】 休憩します。

― 午後　１時４５分　休憩 ―

― 午後　１時４６分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【福田会計課長】 大変失礼しました。

ＷＴＯの基準に基づいて一般競争入札という形で入札は公募しておりますけれども、実際に外資系の企業が落札した実績はございません。

【下条委員】 私も、そうなんだろうなと思いながら、このＷＴＯの適用がかなり厳しい範囲で適用されておりますので、そういうことをちょっとお尋ねしたところです。

本来の質問をいたしますけれども、短く聞きますので短く答えられると思います。

説明によれば、全職種の採用試験が終了、あるいは発表まで至っていない、最終的には11月までということになるわけですが、現時点において行政職など13職種における試験が終わって500人が受験して120人が合格しましたということですが、どの程度が長崎県に入ってくるかは別として、合格者の9割なのか、8割なのかわかりませんが、そういったことを大体想像します。

そうしますと、本年度末に、再雇用は別として、13職種120名と発表があっていますので、ここに値する退職者というのは何名発生してまいりますか。

【馬場職員課長】 退職者のお尋ねですが、退職者がはっきり何名というのはつかんでおりませ

ん。ただ、採用人員としては112名採用する枠の中で120名、最終合格を出している状況でございます。

【下条委員】 いやいや、今の答えは答えになってませんよ。何名採用するのかというのは、裏づけをもって、根拠があって、補欠を入れて120名という数字が出てきたと思うんですよ。13職種別に、この程度がなぜ必要なのかということの前提になるのは、退職者がどのくらいいらっしゃるのかということを掌握して、この分野はもっと要る、この分野は要らないとか、もう少し減らしていいだろうとか、そうしたことが全て数字であらわれた結果として120名が合格、採用されようとしているわけですよ。

その裏づけとなるものが、何名退職するのか掌握してませんと、そういう答弁では全く、私たちは、わかりました、理解しましたというわけにはいきませんよ。今の時点ですよ、もう秋ですよ。間もなくそういった時期を迎えるわけですから。

【馬場職員課長】 私ども人事委員会では、退職者がどのくらい出るのか、それと来年度の組織の体制、何名、職員が必要なのか、より多くの人間が要るのか、少ない人間でいこうというのか、その辺を加味して任命権者から何人採用ということでこちらの方に依頼がございます。

ですから、退職者が純粋に何名かというのをこちらの方で把握して採用を行っているわけではございませんので、先ほどのお答えのようになった次第でございます。

【下条委員】 そういうことで、それぞれの課長的な役割の人は、そこぐらいまで共通のこととして認識しなければならないわけですよ。いいですか。これは総務部長にお尋ねすれば、その全体の背景は掌握されているでしょう、答えきるでしょうということでいいですね、またそういうふうに伝えておってくださいよ。総務部の審査の時にお尋ねがあると思いますよということをですね。よろしくお願いします。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 所管事項一般について1点だけ確認の意味で質問いたします。

県職員の採用試験について、説明資料の1ページです。大学卒業程度の分が120名が合格で、競争倍率が4.2倍と書いてあります。倍率がちょっと低いのかなという気もしますが、去年と比べて、例年と比べてどうだったのかという推移だけ教えていただけますか。

【馬場職員課長】 今年度、500人が受験し、120人が合格ということになっております。昨年度が469人受験の137名が最終合格ということになっております。競争倍率でいきますと、今年が4.2ですが、去年が3.4。ですから、倍率としては、去年よりも上がっているという状況でございます。

【宮本委員】 6月定例会でもいろいろ議論が出ておりまして、景気がよくなれば公務員の募集も低くなっていくというようなことも一般論として聞いたことがあります。それに向けて県もいろんな広報媒体を使って募集したということも若干お聞きしております。去年よりもちょっと上がっているということでありますので、一定、そういう効果が出たのじゃないかなと思います。

その下に、さまざまな経験者について書いてあります。民間企業等職務経験者であったり、海外活動等経験者の方々、この枠ですが、これは今年、4名が合格と書いてあります。実に27.3倍と書いてありますが、この推移、例年どれぐ

らいとられているのか、大体同じく4名ぐらいなのかなという気もするんですが、その数を教えていただけますか。

【馬場職員課長】 過去3年の例でいきますと、いずれも民間企業等の経験者が3名、それから、海外活動経験者が1名、平成28年度、平成29年度、平成30年度、いずれも同じでございます。

【宮本委員】 わかりました。同じですね。

上に書いてある大学卒業程度の分の採用試験と調整になるんでしょうけれども、経験者、例えば、民間企業等で働いていらっしゃる方々であったり、海外で活動していらっしゃる経験者は、ノウハウとか、いろんな知識とかもお持ちであろうと考えます。

採用枠の拡大は、今後、考えられたりということがあるのかなということを1つお聞きいたします。

【馬場職員課長】 民間企業等経験者、あるいは海外活動等経験者につきましては、主な配置先としまして経済関係、国際関係が多くございます。なお、それぞれの方の特性等を生かして、それだけに限らず、いろんな分野に配属されている状況でございます。

今後、任命権者から、特に知事部局の方ですが、どういった職場に、どういった人材が、どの程度必要という話があれば、3名、1名というのは固定した数ではございませんので、その辺、依頼があれば対応していきたいと考えております。

【宮本委員】 決定権者、知事部局の指示が出て初めて採用試験となるので、そのようになるのかなということを確認いたしました。経験者については、いろんな刺激にもなるかなと思っています。また、そこらあたりは総務部ともいろいろ議論できればと思っております。

1ページの最後の方ですが、身体障害者を対象とした選考試験についてですが、これは平成11年度からとお聞きしておりますけど、一般質問でも、今回の障害者雇用水増し問題を受けてさまざまな議論がなされておりました。

今回、これを受けて身体障害者の対象枠を拡大するとか増やす傾向にありますということは、ここでは難しいかもしれませんが、そういった考えはありますか。

【馬場職員課長】この説明の中で申し上げております身体障害者を対象とした選考試験は、平成11年度から従来やっているものでございます。

ただ、今回の水増し問題を受けまして、実際には障害に当たる人、手帳で確認できた人が、今まで把握していた数よりも少なかったということが言われております。任命権者の方で、それではあとどのくらい必要なのか、それと、身体障害者だけではなくて、知的障害者、精神障害者も含めて、どういった職場があって、どういった仕事をしてもらって、どのくらい必要だという検討がなされているとお聞きしておりますので、その数が確定した時点で対応していきたいと考えております。

【宮本委員】これも任命権者の判断によるんですね。たしか、総務部長も一般質問の中で、知的障害者もしくは精神障害者の枠も検討しているというような答弁があっていたかと思います。たしか10月ぐらいをめどにというふうな答弁ではなかったかと思いますが、それを踏まえて、そういった依頼が来たら対応するということで確認いたしました。

この問題については、この場で議論というのはなかなか難しいかもしれませんけど、少しでもそういった法定雇用率のアップにつながれば

という思いで確認をさせていただきました。

今後も、連携というのは、知事部局、主に人事課になるんでしょうけど、連携をとりながらされているのか、最後に確認だけさせてください。

【馬場職員課長】 各任命権者の知事部局、教育委員会、それから警察本部それぞれで、まず障害者の数をつかんで、何名退職者が出るのか、あるいは増やそうとするのか、どうしようとするのか、その辺を確定して人事委員会の方に依頼がございます。

ですから、何人採用という時点での協議というのは特にございません。何人採用という依頼があって、では、どういった時期に、どういった方法で採用していこうかということが人事委員会の方に移ってまいりますので、そこのところを検討していくということになろうかと思います。

【宮本委員】 そうであれば、上の任命権者の判断というのが強いんだなということがありますね。引き続き、総務部でもしっかり議論していきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 ほかにございませんか。

【宅島委員】 人事委員会に質問ですけれども、500人が受験されて120人が合格ということで、大変厳しい競争率を勝ち抜いて就職をされるわけでありますけれども、この120人の合格者のうち、県内出身者について発表できますか。

【吉村(庄)副委員長】 暫時休憩します。

― 午後　１時５９分　休憩 ―

― 午後　２時　０分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【馬場職員課長】受験する方の住所ですけれども、こちらとしては、お住まいの住所は把握しておりますけれども、長崎県出身なのかどうか、本籍はどうなのかというのは把握をしておりません。

【宅島委員】 では、長崎県に現住所がある方の人数を教えてください。

【吉村(庄)副委員長】 休憩します。

― 午後　２時　１分　休憩 ―

― 午後　２時　２分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【宅島委員】後で調べてご報告をいただければと思います。

休憩中にいろんな発言もありましたけれども、中村県政の最重要課題である人口減少といったことを含めて、どこの出身者に限らず、その合格者の中で何名の方が長崎県在住でとか、本籍地が長崎県でとか、それぐらいは把握することが必要じゃないかなと思います。

今から、どんどん、どんどん人口が減っていくと想定されている中、大事な大事な長崎県の人材になっていくわけです。ここに書いてある120名の合格者も、次に書いてある民間の方も、また、県警の方もですね。こういった方々は大事な長崎県の人材になりますので、把握だけはきちっと、何名が長崎県の在住者ですというのは把握をしておくべきだと注文をつけさせていただきたいと思います。

【下条委員】 休憩中に申し上げましたので、そこはだぶらないようにしますけれども、あなたたちは一次試験だけじゃないんですよ。面接試験まで終わって合格者を発表しているでしょう。その中において、なぜ長崎県庁を受験されようとしたのか、また、合格したら長崎県に職員として就職されますかとか、そういったニュアンスに近いようなことは面接試験の中でお互い会

話を交わしていると思うんですよ。長崎県とはどういうゆかりがあって長崎県を受験したのかということは、面接の中である程度掌握されていると思うんですよ。もちろん、個人的に一人ひとりの問題がどうだということは言えませんから、また、聞く気持ちもありませんけど。全体の中で長崎県内に現住所を持っている人が何名かというぐらいは、500名のうち120名を採用しました、その中の何名が長崎県内に現住所を持っておられますということはすぽんと答えるぐらいの姿勢で議会に臨んでもらいたいと思います。

今、宅島委員が質問されたように、私たちだって中村県政を担う一翼を担う両輪として、いいですか、人口減少問題、特に県庁所在地の問題については、佐世保市もそうですが、ダム機能を果たしていないという問題で、どうしても魅力ある長崎市、佐世保市を中心とした長崎県の人口減少にどう歯止めをかけていくか。その中心にいるのが皆さん方、県庁の職員であることは間違いないんですよ。

そこのところはきちっと掌握して、夢にでも、例えば、3,500人中2,000人ですとか、120人中何名ですというように数字がぼんぼん出てくるぐらいに、あなたたちはここに座って答えができるように、皆さん方は共通認識として持ってもらわないと困るんです。いいですか。

そういうところはこの後の書類で出てくるんでしょうけれども、宅島委員の質問に答えができないこと自体がおかしいというようなことで、共通認識のもとに人口減少問題を全力でやるということぐらいは、課長、どうですか。

【吉村(庄)副委員長】 私からも求めますが、基本的見解を人事委員会事務局長。

【寺田人事委員会事務局長】お答えいたします。

私も、事務職員だけですけど、大学卒業試験程度の面接官をいたしました。その中で受験生は、県内出身者、あるいは県外出身者の方もいらっしゃいます。特に、県内出身者につきましては、当然、「ふるさと長崎のために」というご意見でした。県外出身者につきまして、「どうして長崎県ですか」というお話を聞きました。そうしますと、「幼少の頃、住んでいた」とか、「祖父母が県内にいるとか」、そういう方もいらっしゃいました。そういう方に「あなたは何々県にお住まいですけど」という話をしましたところ、長崎県には豊かな自然、あるいは歴史もある。そういう中で自分が今住んでいる県にはないすばらしさが長崎県にはある。そういうことを生かせる職場は長崎県庁しかない」という受験生がおりました。いろんな受験生がいましたが、一人ひとり、長崎県、ふるさとであろうが、なかろうが、全ての受験生が長崎県の発展のために貢献したいという受験生ばかりでしたので、その中から優秀な人材を選んだつもりでございます。

【下条委員】私の質問の答えになってないです。宅島委員の質問と、関連して質問している私の質問に対するお答えは、なってないんですよ。いいですか。長崎県を愛する心がない限りは受験してないと思いますよ。受験されるというのは、長崎県庁に魅力を感じ、あるいは長崎県に住みたい、あるいは長崎市に住みたいと。特に、県庁の場合は長崎市だけじゃありませんので、壱岐、対馬、五島も含めて離島群をたくさん抱えていますので、そちらの勤務も率先してやりますというぐらいの答えが出てきている人たちの中から、最終的な面接試験が行われていくと思います。そこぐらいまではわかってますよ。

問題は、その時に120人のうちに何名ぐらい

が、Ｕターン、ふるさと長崎県に帰ってきたり、あるいは長崎県出身者だなということは掌握されていると思うんですよ。ですから、そこは個人的にどうだこうだと言っているんじゃないですから、おおよそ120名の中で95名程度が長崎県に両親がいる、そういった形でもいいですから答えてみてくださいよということをお尋ねしているんです。

【馬場職員課長】出身地ということではないんですが、連絡先ということで分類しますと、約52％の方が県内ということになっております。

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 せんだってから、前委員会においても議会事務局に質問をいたしました。費用弁償算定における議員の住所地についてと。こういうようなことで、この委員会で納得できるような答弁をいただけなかったので、ペーパーにまとめて提出してくれないかとか、あるいはペーパーでいただきたいというようなお願いをいたしましたら、ペーパーで出していただきました。そのことについてお尋ねしたいと思います。

いわゆる住所地の概念については、民法に規定されている抽象的な住所概念、生活の本拠を絶対的、統一的、画一的に捉えるのではなく、各種の具体的生活関係、法律関係ごとに相体的に捉え、当該住所の具体的な場所を認定すべきであると、こういうような住所複数説が現在の通説とされておると、こういうことを言っているけれども、これは住所複数説が現在の通説というようなことで、住所複数説とはどういう意味のことを言っているのか、まずお尋ねしたい。

【高見総務課長】 今のご説明ですけれども、議員の住所地も含めまして費用弁償につきましては、議会運営委員会小委員会におきまして集中して協議を行っていただいているところでございます。

ただいま、小林委員から説明がありましたことにつきましても、小委員会の中で事務局から説明もしております。内容につきましては、小委員会で7月からずっと協議をしていただいておりますので、そちらの方で確認をいただきたいと思います。

【小林委員】そういう驚くような答弁をしてね、これが県庁の議会事務局の総務課長なのかと。法律の解釈を、そういう小委員会とか議会運営委員会で決めるというようなことを言っているけれども、私が聞いているのは、あなたが書いてきたこの住所複数説というのはどういうことなのかと、法律的に答弁してもらいたいと。これは何も小委員会とか議会運営委員会とか関係ないじゃないか、議会は。なんでそうやって逃げるのか。

私が聞いていることは、いわゆる法律的に住所複数説がここに出されている。ここにあなたは書いてきているじゃないか。だから、これはどういう意味なのか、法律上、どういう位置づけになっているかということを聞いているわけです。

もう1回言うが、小委員会だとか議会運営委員会とか議会で決定することと、この内容は全然違うということがわからんですか。

【高見総務課長】 生活の本拠というのは、抽象的な住所概念ですので、それを画一的に捉えるのではなくて、各種の具体的な生活関係、法律関係ごとに相体的に捉えるというのが住所複数説と言われるものでございます。

今回の場合は、費用弁償算定における議員の住所地について協議すべきではないかということで、こういうふうに記載しております。

【小林委員】 こういう答弁ばっかりしてね、まやかしみたいな発言をしている。いつまでそんなことをやるのか。こんなごまかしの答弁なんか、あるもんか。なんでそんなでたらめ言うのか、県庁マンだろう、君は。法律でどういう意味なのかということを聞いているわけだよ。君が、こうやって書いてきたペーパーなんだよ。

だから、今、私が住所複数説ということについて、これはどういう意味なのかということをもうちょっと、そういうどこかに書いているようなことを丸写ししてきて、何も理解できないで、相体的だとか、法律的だとか、こういう形で言っているけれども、法律関係とか相体的というのはどういう意味のことを言っているのか、じゃ。

【吉村(庄)副委員長】 暫時休憩します。

― 午後　２時１４分　休憩 ―

― 午後　２時１６分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【高見総務課長】住所複数説でございますけれども、これは議員ご指摘の民法の解説書を見まして、こういった内容で今回の場合は複数説に基づいて議会の方で協議するのは、費用弁償算定における議員の住所地でいいかということで顧問弁護士にもお伺いしまして、こういった進め方でいいのではないかという回答も得まして、そのようなご提案をしているわけでございます。

【小林委員】 顧問弁護士に聞いて、顧問弁護士の判断に委ねたというようなところだけれども、そうやって住所の複数説というのは、どういう意味のことを言っているのかと。住所が幾つあってもいいということを法律上、複数説というのか。

あなたが言うところの、ここに書いている、丸写ししてきているけれども、法律関係ごとに相体的に捉えて、こんなような話を書いているから、この意味は一体何ですかと。そういう住所複数説というのは、どんなことを指しているのか、もっとわかりやすく説明していただきたいということを法律的な解釈の上でやっていただきたいということを言っているわけです。何も無理な質問はしてないぞ。当たり前の、君の書いてきたペーパーを言っているだけのことであって、君はもう民法上の規定とか、あるいは最高裁の判例というのは全く関係がないような、そんな状態になっているけれども、ここは総務部長はいないのか。こういうような形の中で本当にいいのかどうか。

だから、ここのところは非常に問題が多過ぎるから、もう少し勉強して、もう1回答弁したいと言うならそれでいいし、あなたがそのまま今みたいな答弁を繰り返していても納得できませんよ。議会事務局長、いかがですか。

【木下議会事務局長】 前回、委員からのご指摘があり、生活の本拠ということで今議論していますが、今のご指摘の中身につきましては、前回、生活の本拠、人が一般的に住んでいるところを住所とすべきではないかというご指摘を受け、それにつきましては確かに判例もございます。その根拠は公職選挙法に基づく判例であり委員がご指摘する定義であると思います。

その上で、今、課長が申し上げた資料に基づく中におきましては、現在の通説という意味では、住所複数説になっています。その中身につきましては、社会的な分業の浸透、あるいは交通、通信、情報機関などの発達によって、人の生活圏の拡張とか、現在は頻繁に場所の移動が著しいため、そういう意味においては、生活関係が非常に多様化している、そういうような考

え方のもとに、現在は、いわばそれぞれの法律に基づいて住所という定義は判断すべきであるということです。いわゆる生活の本拠は人が住んでいるところという、いわゆる絶対的、統一的なものと、そういうものではないというような解釈をしているところでございます。

【小林委員】 ちょっとね、やっぱり県庁の方々は、それなりの立派な大学をお出になったり、また、その専門家として法令とか判例にたけた人であると、こういう認識を我々は持って、いろいろと我々も申し上げるけれども、やっぱりそれだけの専門の方々だと、いわゆる行政のプロだと思っているわけです。

行政の根幹は何かというと、民法だとか、判例とか、そういうような行政的な結論によって一つの動きが出てくるわけであって、今、例えば、議会事務局長がそうやって苦しい状態に置かれている課長にかわって答弁された内容というものは、私もこうやって頭が悪いことの中で昼休みに読んできたけれども、それは一部の話だよ、非常に偏った話をやっている。全体を読んでない。

しかも、今、あなたが答弁したことは全部否定されているぞ。同一人が、同時に複数の住所を有し得るといっても、一つの具体的な特定の法律見解、例えば、相続の開始とか選挙権の行使についての住所が数個あり得るというわけではないと。そして、どんなにいろいろ見ても、そういう複数説なんていうことはあり得ない。これはもうやっぱり最高裁の平成23年の判例、平成29年の最近の判例、全部見てみても、いわゆる「住所とは生活の根拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより決すべきものと解すのが相当である」と、もう明快に書いてあるじゃないか。それが何回も判例で最高裁で判決が出ておるじゃないか。

だから、そういうような形でいった時に、今、住所地の問題について法的にどうなっているかということを聞いているわけであって、議会側に投げかけている小委員会での議論、あるいはこれからあるであろう議会運営委員会というような形の中で、そんな話を言っているわけではないわけです。

だから、あなたたちがこうやって少なくとも法律の解釈について書いてきていただいた以上は、それに足る説明がきちんとできなければ行政のプロとして我々は認められんじゃないか。何か都合のいいようなことを書いてきて、それでいいころかげんに我々を何か変な方向に導こうとするのは間違いですよ。もうちょっと真摯に受け止めてきちんとした方向づけをやってもらいたいと思うんだけれども、何かありますか。

【高見総務課長】 ただいま、小林委員から説明がありました判例は、ここにも書いてありますけれども、公職選挙法第9条の住所に関する判例です。

ですから、住所複数説というのは、公職選挙法に関する判例として、例えば、別の住民基本台帳法ですとか、いろんな法律に住所の定めがありますから、それぞれ、その時その時の法律関係ですとか、具体的な生活関係に照らして、それぞれ住所を認定すべきというのが住所複数説と言われるものでございます。

それで、今回の場合は、議員の費用弁償に関する住所をどうするのかということを協議していただくものですから、議員の費用弁償についての住所地は、どのような観点から協議すべき

かということを協議していただいている状況でございます。

【小林委員】 失礼ですけど、そういうレベルで答弁を繰り返されても、はい、わかりましたと言うわけにはいかんのですよ。議会は議会でいろいろと判断をいたしますと。しかし、法令とか民法の解釈については、これは動かしがたいものだと。だから、住所がころころ、いっぱいあってたまるか。そんなことはできないんだと、もうとにかく生活の本拠地というようなことの中で住所地というものは決まるんだと。

わかりやすく言わせていただけば、条例に住所地の規定がないわけだね、今。だから、そうであれば一般法であるところの民法の住所地の規定によると。こんなのは常識じゃないんですか。こういうことがあなた方に通じなくて、なんでそうやってひん曲げて言うのかなと思っているわけよ。

だから、もうちょっと、行政マンのプロとして、議会事務局であったとしても、そういう関連の法律については、この説、あの説といろいろあるかもしれんが、今、最高裁の直近の判例でどういう状態になっているのかということはちゃんと勉強してから、そういう形の中で答弁をしていただかなければ、残念ながら、まだこんなことを言っているのかと、なんで勉強せんのかと。もっと詳しく顧問弁護士あたりに聞くならば、もっともっとあらゆる角度から勉強してきて答弁をやってもらわないと納得できませんよということを言っているわけです。

じゃ、その法律の解釈は別にしまして、あなたの法律の解釈、これは申し訳ないが、局長であろうが、総務課長であろうが、今納得できません。このことは留保しておきます。

もう時間もないから、あえて言いますけれども、結局、議員の住所地というのは、費用弁償算定の起点とするということで、これは議員が議長に対して、いわゆる届出をした、ここを住所地とするぞというような形の中でスタートしているわけです。

だから、例えば、住所地というような規定がない状況で、要するに、議長にその議員が、ここが住所ですよというような形の中で届出をしたものが、もし意図的に間違いだとするならば、これは詐欺というような形になって、この旅費だって一体誰が出してくれているのか。県民の税金ではないのか。県民の税金をきちんと正しく目的に沿って使うというのが、当然のことながら、我々が守っていかなければならないことであって、そういうことで全部、性善説になっているわけだよ。

そこで、お尋ねしますが、仮にそういうような性善説の上に立って、いわゆる住所地ではないところを住所地と自分で勝手に解釈して、それを議長に申請をして、そこから旅費を、まさに公金であるところの県民の税金、こういうようなことの中で受け取っているとするならば、これは大きな問題があるのではないかと思うが、その点についての解釈はどうですか。

【高見総務課長】先日も住所地が違うところを届け出ていて返納した事例もございましたけれども、届け出た住所地と実際に住んでいるところが違うとなれば、それは大きな問題だと思っております。

【小林委員】 だから、そこのところは総務課長もはっきりおっしゃっています。要するに、申請する住所が、いわゆる間違いの住所とか、あるいは意図的に違う住所を申請した場合において、あくまでもこれは性善説の上に立っての判断をしているわけです。だから、それがもし間

違いであったとすれば、それは大きな問題になるということ。ここのところは認めていただいていると、こういうような解釈をいたします。

いずれにいたしましても、もう少し法律の勉強をしていただいて、ここのところについては、もう少し詰めていろいろ議論をしたいと思っておりますので、ぜひ一方だけの話じゃなくして、都合のいいような話ばっかりじゃなくして、法律の解釈がいろいろあるならば、その解釈をしっかり受け止めていただいて、行政のプロとして我々を納得させるような答弁をやっていただきたいということ。これは全てにおいて、そういうことを期待いたしますので、そういう方向づけてお願いしたい。今みたいな、少なくとも住所地に対する判例の受け止め方、説明の仕方、このくらいのことでは、やっぱり事足りないのではないかということで、あえてこのことを何度も繰り返しながら、もう少しいろんな角度から勉強していただくこと、これを重ねてお願いして、終わります。

【吉村(庄)副委員長】 委員会からも、そこら辺については疑義が残られるという状況でお話もあっていますから、前段の法律論については、局長、整理ができるところは整理をする、もう少し深く検討するところは検討する。そのことについて要請がありましたから、ぜひお願いいたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時３１分　休憩 ―

― 午後　２時３１分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

― 午後　２時３２分　散会 ―

第 2 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成３０年９月２６日

自　　午前１０時　０分

至　　午後　３時４０分

於　　委員会室１

２、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場　博文　君
副委員長(副会長)	吉村　庄二　君
委　　員	宮内　雪夫　君
〃	小林　克敏　君
〃	橋村松太郎　君
〃	坂本　智徳　君
〃	下条ふみまさ　君
〃	大久保潔重　君
〃	吉村　　洋　君
〃	宅島　寿一　君
〃	宮本　法広　君

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中﨑　謙司　君
文化観光国際部政策監（国際戦略担当）	田代　秀則　君
文化観光国際部次長	岩田　正嗣　君
文化振興課長	本多　敏博　君
世界遺産登録推進課長	村田　利博　君
観光振興課長	佐古　竜二　君
観光振興課企画監（観光基本計画・県観光施設担当）	松田　武文　君
国際観光振興室長（参事監）	土井口章博　君
物産ブランド推進課長	宮本　智美　君
国際課長	佐々野一義　君
国際課企画監（アジア・国際戦略担当）	小川　昭博　君

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開会 ―

【吉村(庄)副委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を再開いたします。

なお、大場委員長から、本日午前中の委員会及び分科会を欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いします。

念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。

仮委員長には、過去の例にならい、最年長委員である宮内委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

宮内委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

なお、小林委員から、所用により本委員会出席が遅れる旨連絡があっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、審査に入ります。

文化観光国際部は、分科会付託議案がないことから、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、総括説明をお願いいたします。

【中﨑文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」、「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」をお手元の方によろしくお願いいたします。それでは、本文の方から説明させていただきます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第111号議案「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、世界遺産候補「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に伴い、同基金条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案外の所管事項の中で主なものについて、ご説明いたします。

世界遺産の登録実現と今後の保全管理について。

去る6月30日、バーレーン王国で開催された第42回世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録が決定し、7月4日、世界遺産一覧表に記載されました。

審議では、各委員国の代表者から、「国、関係自治体、地域の努力を称賛する」、「人類史上の重要な事象を伝える遺産である」など、強く登録を支持する賛辞の言葉が相次ぎ、満場一致で決定されたところであります。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国会議員及び県議会の皆様をはじめ、資産所有者、国、関係自治体、県民の皆様方のお力添えの賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

今後、世界遺産保有県として、将来にわたって資産を保護・継承していく責務を果たさなければなりません。

このため、10月5日には、関係の県市町長や構成資産の所有者等で構成する「保存活用協議会」を開催し、関係者連携のもと、資産の保護や周辺環境の保全、秩序ある公開など、引き続き、包括的な推進を図っていくこととしております。

また、同日、経済団体や企業など民間の方々を中心とする「県民会議」を開催し、登録決定のお祝いとともに、次世代への資産の継承に向けた保護・保全活動等に、より一層取り組むことが決議される予定となっております。

県といたしましては、今後とも、民間を含めた関係皆様のご支援とご協力を賜りながら、関係県市町や所有者、地域の方々と連携して資産を適切に保全管理していくとともに、来訪者の受け入れなど積極的な活用促進に努めてまいります。

なお、今回の世界遺産登録決定を受け、平成30年10月1日付で「世界遺産登録推進課」を「世界遺産課」に課名変更することとしております。

文化の振興について。

長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館においては、去る7月21日から9月2日まで、美術館では「魔法の美術館：リミックス」、博物館では「PIECE（ピース） OF（オブ） PIECE（ピース） レゴブロックで作った世界遺産展」をそれぞれ開催し、夏休み期間中、多くのご家族連れの皆様にご来館いただきました。

今後は、10月6日から、美術館では世界的にユニークかつ多彩な活動を展開するアートユニット「明和電機」が開発した約250点の不思議な機械を展示する「明和電機　ナンセンスマシーン展」を開催いたします。

また、博物館では、数多くの名作や話題作に

出演し、一時代を築いた映画俳優「高倉健」の業績を顕彰する「追悼特別展　高倉　健」と、映画ビジネスで成功をおさめた梅屋庄吉の映画史に残した軌跡をたどる「梅屋庄吉生誕150周年記念映画界の風雲児　梅屋庄吉」展を同時開催いたします。

また、文化芸術による地域活性化の推進については、文化芸術による離島地域の賑わい創出や、若者の新たな発想に基づく文化芸術イベントを核としたまちづくりを推進し、当分野における人材の育成を図るため、7月下旬から東京芸術大学や地元大学などと連携した「長崎しまの芸術祭」や、若者が中心となり文化芸術イベント、ワークショップなどを展開する「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」を県内各地で開催しております。

今後とも、地元市町や関係団体、大学等と連携し、若者をはじめ、あらゆる世代の県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむ機会を創出するとともに、文化芸術を通じた地域活性化の推進に力を注いでまいります。

観光の振興について。

本県観光の動向については、平成29年の観光統計において、観光客延べ数が過去最高を記録するとともに、本年においても、直近となる4月から6月期における県内主要宿泊施設の宿泊動向は、対前年同期比2.4%の増となり、一部地域において減少が見られたものの、全体としては堅調に推移しております。

一方、宿泊者の動向について九州各県と比較した場合､熊本地震からの回復に遅れが見られ、特に外国人宿泊客については、他県の増加傾向に比べ､伸び方に遅れが見られるところであり、改めて本県観光の現状をしっかりと分析し、観光施策全般について検証を行い、国内外からの観光客やリピート客の増加、観光消費額の拡大等に一層つながるような効果的な施策を検討してまいります。

こうした中、先般、世界文化遺産として登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の7月、8月期の来訪者数は、従来からの観光地で来訪者数の規模がもともと大きい「大浦天主堂」は、対前年同期比21%増となっており、それ以外の構成資産では、約2.2倍と大幅な伸びを示すなど、好調に推移しております。

また、構成資産等を巡る「五島列島キリシタン物語」の利用者数が、対前年7月期比で3倍を超えるとともに、登録を見据えて企画・開発してきた構成資産等を巡る現地ツアーや体験プログラムの利用者数も増加しており、着実に登録効果があらわれてきております。

国境離島における滞在観光の促進については、“しま”にもう1泊していただけるよう、市町や旅行会社と連携し、従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を加えた旅行商品の企画・販売に取り組んでおり、2年目となる今年度は、目標の2万5,000人泊に対し、7月末で5,696人を送客したところであります。

引き続き、こうした取組を関係市町等と連携して着実に推進することで滞在型観光の促進を図ってまいります。

また、去る8月27日から31日まで、知事が香港とフィリピン共和国を訪問いたしました。

香港では、県内経済界の皆様方とともに、香港エクスプレス社のルオ・チェンＣＥＯと面会し、官民一体となって国際定期航空路線の誘致活動を行ってまいりました。

また、香港の旅行会社であるＥＧＬツアーズ社の袁文英社長、在香港日本国総領事や香港経

済界関係者と面会し、今後の香港・マカオ・広東から本県への誘客拡大等について協力をお願いするとともに、意見交換を行ってまいりました。

フィリピンでは、観光業、旅行業者の国際的な組織であるＳＫＡＬ（スカル）インターナショナル主催の式典に、ロバート・リム・ジョセフ会長のお招きにより出席し、これまでの本県の国際観光振興への貢献に対して知事が表彰されました。また、フィリピン航空のハイメ・バウチスタ社長と面会し、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を契機とした本県への誘客とチャーター便の運航などについて意見を交わしてまいりました。

今後とも、国際航空路線の誘致やインバウンド誘客の促進など、各国との交流拡大に努め、経済的実利の創出に結びつけてまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋長崎館」は、平成30年4月1日のリニューアルオープンから8月末までの来館者数が約22万8,000人、売上額が約9,000万円であり、対前年同期比では来館者数は158%、売上額は148%と、より多くの方々にご利用いただいております。

館内では、県産品の販売のほか、イベントスペースでの県内企業等による試食･実演販売や、市町による各地域の観光物産のＰＲにより、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信しております。

県においては、7月の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録に際し、祝賀の柱巻き装飾や観光コーナーでの企画展示､旅行会社と連携した世界遺産セミナー、関連商品の販売などを実施いたしました。引き続き、県産品のブランド化・販路拡大や、本県への誘客に結びつくよう、市町、県内企業、運営業者とも連携を図りながら取り組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏、関西圏の百貨店やホテル・料飲店などにおいて県産食材などを使った「長崎フェア」の開催や、店頭でのプロモーション活動を実施しております。10月18日から11月末まで、東京九段下のホテルグランドパレスにおいて「長崎フェア」を開催し、長崎和牛や水産物を中心に本県の食材を使用したメニューや郷土料理を提供し、長崎の味を楽しんでいただくこととしております。

今後も、市町、関係団体や関係部局とも連携しながら、引き続き、本県の文化、観光、物産の魅力の総合的な発信に努めてまいります。

中国に対する取組について。

本年は、日中平和友好条約締結40周年の記念の年であることから、この機を捉え、中国との友好交流の絆をさらに強めるため、青少年交流など将来を見据えた事業に力を注いでまいります。

去る8月20日から24日まで、日中の大学生が相互理解を深め、今後のさらなる交流拡大について意見を交わす日中「孫文･梅屋庄吉」塾2018を県内で開催いたしました。

また、去る8月31日には、王 暁東（おう　ぎょうとう）省長を初めとする湖北省代表団16名が来県されました。本県と友好関係にある湖北省から省長が来県されるのは今回が初めてであり、今後のさらなる友好交流の促進に向けて意見交換を行いました。

さらに、去る9月8日から11日まで、福建省厦門市で開催されました中国国際投資貿易商談会（CIFIT）に、今年、厦門市との友好都市締結

35周年を迎える佐世保市と連携してブースを出展し、長崎鮮魚や日本酒といった県産品の試食・販売、観光ＰＲのほか、環境関連の県内企業も参加して商談を行いました。初日には、長崎県産マグロの解体ショーも実施し、長崎鮮魚の販路拡大に向けたＰＲとともに、本県の認知度向上を図ることができました。

県としましては、こうした中国との交流関係を強化しながら、その成果を活かし、経済的実利の創出に結びつけてまいりたいと考えております。

韓国に対する取組について。

去る8月4日から6日まで朝鮮通信使ゆかりの地である対馬市において、次の世代を担う日韓の高校生が朝鮮通信使の役割や歴史的意義を学習しながら交流を行う「新・朝鮮通信使（高校生交流）事業」を開催いたしました。

さらに、去る8月19日から24日まで、日韓の大学生が相互理解を深め、今後のさらなる交流拡大について意見を交わす「日韓未来塾2018」を開催したほか、去る8月24日から29日まで、日韓の大学生が県内の観光スポットをフィールドワークしながら、観光モデルルート、地域資源等を活かしたツアー等を考案し、商品化の提案などを行う「日韓海峡沿岸観光プランづくり事業」を開催いたしました。

このような、次代を担う青少年が直接交流する機会を設けることは、これからの本県と韓国との友好関係の進展において大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

ベトナムに対する取組について。

去る7月27日から29日まで、ベトナム・ダナン市において、ダナン市人民委員会外務局主催により開催さた「ダナン越日文化交流フェスティバル」に昨年度に引き続き参加いたしました。フェスティバルでは、本県の観光、物産、留学等に関するＰＲを行ったほか、ダナン市人民委員会との共催により、「日本語スピーチコンテスト」や初めての取組である「長崎留学説明会」を開催いたしました。

また、去る8月17日には、長崎県議会とクァンナム省人民評議会がベトナム・ホイアン市において、友好交流に関する同意書を締結されたところであります。今後とも、クァンナム省との友好関係を活かして、県議会や民間の皆様と連携を図りながら、本県とベトナムとの関係強化に努め、相互発展と経済的実利の創出に結びつけてまいりたいと考えております。

南米親善訪問団の派遣について。

去る7月21日、溝口議長を初め、県議会の皆様のご同行をいただき、上田副知事を団長とする訪問団が、ブラジル・サンパウロ市で開催された「ブラジル日本移民110周年記念式典」に出席いたしました。

記念式典には、眞子内親王のご臨席のもと、サンパウロ州知事、サンパウロ市長のほか、国内外から多くの方が参加され、会場では在ブラジル長崎県人会青年部による龍踊りが披露されるなど、本県とブラジル連邦共和国とのさらなる交流に向け、有意義な訪問となりました。

また、在ブラジル長崎県人会、海外技術研修員ＯＢ・ＯＧとの交流会の開催、県人会会員が経営する食品製造施設の視察を行ったほか、アルゼンチン共和国を訪問し、在アルゼンチン長崎県人会の皆様と懇談を行うなど、交流を深めてまいりました。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし

ます。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

次に、世界遺産登録推進課長より、補足説明をお願いいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】 第111号議案「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して説明させていただきます。

補足説明資料をお開きください。

本基金につきましては、構成資産の保護に当たり、行政や所有者のみならず、広く地域全体で支えていくことが重要でありますため、個人や企業などの民間の方々から広く寄附を募り、将来的に必要な財源を確保するものとして平成27年11月定例会にてご承認いただき、設置をさせていただいたものでございます。

皆様ご承知のとおり、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、先のユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産への登録が実現したところであり、本条例につきましても、「世界遺産候補」の文言を「世界遺産」に変更させていただくため、今議会の議案として上程させていただくものでございます。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産につきましては、その多くが離島や半島にあり、地域の方々が大切に守っておられますが、人口減少や高齢化が進み、多額の費用が見込まれる教会等の文化財の修復費用の負担が大きな課題となってまいります。

現在、構成資産の文化財補修事業におきましては、民間所有者の負担軽減のため、国や県学芸文化課、地元市町の補助がございます。これに加えまして本基金を活用して当課による上乗せ補助を行っているところであり、これまでに奈留島の江上集落内における江上天主堂や大浦天主堂の修復を助成しているほか、本年11月から工事着工が予定されております黒島天主堂の修復を助成することとしております。

また、当面の寄附の目標を3億円とし、現在の寄附累計額は約9,300万円となっております。

なお、寄附をいただいております企業・団体の皆様の中には、複数年度にわたる寄附の継続をお約束いただいているところもございまして、そうした今後の寄附見込みを含めますと、累計額は約1億5,300万円となります。

教会堂の所有者でございますカトリック長崎大司教区からは、20年から30年程度の長期間の計画で修復を予定されていると伺っており、一度に3億円が必要となるものではございませんけれども、できるだけ早期に目標額を達成できるよう努めてまいります。

登録年度に当たる今年度が、特に皆様の関心が高まる時期でございますので、出前講座や各種ＰＲの場、それから事業説明のほか、パンフレットや広報媒体の活用、そして企業への訪問など、さまざまな機会を捉えて今後とも基金へのご協力を呼びかけてまいります。

以上が補足説明となります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(庄)副委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 討論がないようですので、

これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑･討論が終了しましたので、これより採決を行います。

第111号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第111号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【本多文化振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料は、いずれも、今年6月から8月までの実績について記載しております。

資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。資料に記載のとおり、3件ございまして、うち一般競争入札2件の結果は、それぞれ2ページ、3ページのとおりでございます。

次に、資料の4ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望でございます。県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県町村会からの要望等4件でございます。

要望内容に対する県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 どうもありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。19号、20号、24号、25号、27号、35号、36号でございます。

陳情について､何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【宮本委員】 1点だけ確認させてください。

1,000万円以上の契約状況一覧表の一番下になりますけれども、物産ブランド推進課の平成30年度「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事業業務委託、約3,400万円について、再度になるかもしれませんけど、事業内容を教えていただけますか。

【宮本物産ブランド推進課長】「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事業についてでございますが、県におきましては、生産団体や各部局と一緒になって県産品のブランド化と販路拡大の推進を行っているところでございますが､この事業は、その核となる事業でございます。

首都圏、関西圏の消費者等に対しまして、長崎県産品の魅力を総合的に発信することにより、県産品のブランド化と販路拡大につなげ、県内企業及び生産者の所得向上を図るということを目的とした取組でございます。

この事業委託につきましては、4つの大きな柱がございます。

まず、1つ目は情報発信対策でございまして、メディア媒体等における情報発信や、ＳＮＳでのキャンペーン等を行っております。

2つ目の販路維持・拡大対策でございますけれども、長崎フェアを開催しております。それを今年は19回の開催予定でございますけれども、それを百貨店、高級スーパー、ホテル・料飲店等で開催しております経費でございます。それに伴うバイヤーの産地招聘などを行っております。

あと、旬の時期に合わせた年間600回程度の店頭でのプロモーションを行っております。店頭ＰＲスタッフ、通称「マネキン」と申しますが、マネキンの経費ということで計上させていただいております。

続きまして、3つ目でございますけれども、マッチング対策でございます。これは営業力強化セミナーの開催や、小規模商談会、今度、10月17日にも長崎食の商談会という形で長崎市で開催いたしますけれども、そういった商談会を年間3回程度開催しております。

最後になりますが、生産者におけるプロモーション対策ということで、現地の生産者に店頭に立っていただいてプロモーションを行っていくことが非常に効果的だということで、年間10名程度の生産者に店頭に立っていただいてプロモーションをするということを行っておりまして、その経費でございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。情報発信であったり、長崎の食についての情報発信、販路維持・拡大、店頭ＰＲ、マッチング対策、生産者プロモーション対策という形での経費ということで確認いたしました。

この約3,500万円、これはその方たちの人件費であったり、そういったものになるというイメージでいいんですか、確認です。

【宮本物産ブランド推進課長】委託の中身につきましては、店頭プロモーションを行う600回の経費が非常に多うございます。中身については、販売のＰＲツールをつくったり、あと人件費というものも中には計上させていただいております。

【宮本委員】長崎の発信になります大事な事業なので、委託先に対しても、いろんな形で協議をしながらしっかり取り組んでいただきたいと思います。

【吉村(庄)副委員長】 ほかにございませんか。

【橋村委員】 さっき、文化振興課長が、この資料で1,000万円以上の契約について、どう説明があるのかと思ったら、「1,000万円以上の契約状況については、記載のとおりであります」と、そしてもう次にパスした。何の説明があったの、これは。あんまりばかにしてないですか。簡潔にとは言いながら、説明は説明としてきちっと丁寧にやるべきだ。

私は、勉強不足で申し訳ないけれど、この内容について全く承知してなかった。今、ほかの委員から平成30年度「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事業業務委託ということの質問があって、果たしてどんなことかなと思っておった。

企画振興部の場合に、これは小林委員、あなたと一緒になって委員会で執行部のあり方について、いろいろ議論もし、指摘もしてきたわけですね。とかくあなたたちは、こういうものを業者にぼんと投げかけてしまって、それで責任逃れをしている気配が非常に強かった。

私はその当時も指摘したことがあるんだけれども、あなたたちの業務は一体何なのかと。なんか業務専門家の方に委託して発注する、それで自分たちの責任は終わりなのかと。あるいは平成30年度「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事

業業務委託ということだけれども、これは今までに業務委託したことがあるのか、ないのか。あるならば、それを参考にして。私は最初の企画というのは、行政マンはビジネスマンとは違うので、性格を異にするので、そこら辺に十分、情報も、あるいは精通してないというようなことで、やむなく発注する、外注すると。それは1回目は致し方ないと。しかし、2回目、3回目もルーティン作業みたいに毎年数千万円の金を湯水がごとく、こうやって執行しておった。もう常識では考えられんね。

私は、小さいながらも市町村経営をやっておった。絶えず職員に言っておったのは、100万円、1,000万円といえども、自分の財布と思えと。あなたたちが3,500万円のどうのというと生涯の退職金に相当する額やろう。

そういうことを簡単に右から左に予算計上して、そして執行して、その成果がどうなのか。あるいは去年もこうしておった、そうだ、もう3年たったから、いよいよまたやろうとか。じゃ、この問題について何ゆえにこういうことで外注しなければならなかったのか、意図はわかるよ。あるいは目的、方針を立てて、そしてそれを執行するに当たって、どこら辺に自分たちは力が不足しておるのか、どこら辺を補ってもらわなければならないのか。そういうことを十分精査して、そして発注したのか。

恐らくあなたたちは、丸投げとはまでは言わんけれど、もう専門家任せで、とにもかくにも、こういう目的にはあそこの代理店というか業務店、何と言うのかな、コンサルティング会社に、あそこら辺がやってるからというようなことで何社かに、場合によっては随意契約をどんどんやってきた経緯もあった。今日では、これはどういうふうにやったか、そのプロセスもわかってない。

だから、こうせざるを得なかった理由等について、内容もさることながら、こういう契約に至った経過というぐらいなことは説明してしかるべきではないのかと。なんかペーパーをやって記載のとおりなんて、こんなばかにしたことは、ばかにされる我々が非力と、勉強不足と反省せざるを得ないかもしれんけど、そういう議会対応で執行部はいいのかどうか。

まず、基本的なことを部長が答弁してから。

【中﨑文化観光国際部長】県の施策を効率的に施行するに当たって、一定、限られた予算とマンパワーがございますので、例えば、専門的見地が必要な場合、あるいはアウトソーシングした時に効率的な効果が期待できる場合、その場合は検討の上、委託に出すことはあるとは思っております。

ただ、委託に出すに当たっても、執行する県の思い、また、それを執行することによっての事業効果をしっかり検証した上で委託に出すべきだと思っております。

【橋村委員】 あとは担当課でもいいけれど、それはもう当たり前のことよ。通り一遍の模範回答というか、それは誰でも答えられる。それだけのことで、それで納得するわけないので。

ただしかし、そういう考え方で臨むべきだという、そこはわかる。しかし、個々の事業に対して、何ゆえにこうやって何千万、3,500万円も費用がかかるようなことを、もう全て、さっき言うたように、そういう目標に向かってこの3,500万円の事業料に対して、自分たちで分担できる部分はないのかどうか、そういうことまで精査したのかと、そういうことを私は申し上げているんですよ。

だから、あなたの方も実際問題として、るる説明した、そのとおりであろうと思う。しかし、本当にそれは過去に前例がなかったのか、あっ

たのか、あるいは前例でどこら辺ならば、そういう経験を踏まえて補うことができたのか、できなかったのか、そういう発注に至るまでの内部的な検討結果というものを私は知りたいのであって。

【吉村(庄)副委員長】 休憩いたします。

―― 午前１０時３７分　休憩 ――

―― 午前１０時３７分　再開 ――

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【本多文化振興課長】 文化振興課については、契約案件が2件ございまして、2件とも歴史文化博物館の奉行所展示室にキリシタン関連の資料を展示しており、展示ケースが老朽化しておりますのと、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録に合わせてリニューアルをすることで展示替えを計画しております。そのうち展示業務全般について専門性が高く、外部の業者に発注することで契約を実施しております。

それと、もう一つがケースの設計・製作の部分につきましても､効果的な展示をするために、実際のケースをどういう内容、仕様がいいのかというところの設計並びに製作につきましても、専門の業者に発注する必要があり、一般競争入札で実施しております。

【宮本物産ブランド推進課長】県産品のブランド化と販路拡大施策の今までの推移でございますけれども、平成16年度からブランド化の事業を行っております。

まず、最初の事業といたしましては、「ブランドながさき総合プロデュース事業」ということで平成16年度から平成22年度まで行っております。その後に「「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業」、その後に今の事業ということになっております。

先ほど、ちょっと言葉が足りなかったんですが、根本の部分に関しましては、知事を筆頭とする戦略の会議を設けております。その中で副知事を筆頭とする実施本部の実施会議というものを年間1回、4月ぐらいに設けまして、その中で年間の計画を立てながら、今までの事業をきちんと精査しながら事業を組み立てているところでございますので、あくまでも業者さんに委託している部分というのは､頭脳部分というか、計画自体は県庁と生産団体と生産部局、うちの部局も含めまして、全部で考えたものを、どうしても県ではなかなか事業効果が望めない部分を外注しているような状況でございます。

【橋村委員】 私は、同じ目標に向かって設計書がある。その設計書の部分で、自己で解決できる部分もあるのじゃないのかと。例えば、建設だったら設計の手法が決まっておるから、そのとおりにもっていける。この場合には、ソフトだから設計書自体もつくりにくいだろうと。その中にあっても、ある一定部分については、自分たちで担当できる、クリアできる部分もあったりするのではないのか、あるいは過去の事例を参考にできるのではないのか。そういうすみ分けをして、ふるい分けして、そして発注したのかどうかと。そういうことも踏まえて私は、ただ、もうぼんと長崎県の食材をアピールするために消費地に対していろんなルートでＰＲをしていく、そして販売ルートをうまく活用していくと言うけれど､余りにも知恵がなさ過ぎる、あるいは自分たちで業務分担を、それは職員の業務に対する負担が過重になるかもしれないけれど、それがもう慣れてくれば簡単にできていく。例えば、土木の設計でも同じこと、コンサルに発注するのが一番簡単。しかし、それではいつまでも土木職員の技術力、自己設計の能力が培えないわけよ。

だから、一定経験をしていれば、もうルーテ

ィン作業で同じような設計をぼんぼん、ぼんぼん、災害査定なんて、まさに災害設計書なんかはそういうことだけれども、そういうことで速やかに対応できるようになるけれど、全てを発注してしまうと、そのやり方を、経験を踏まえてないから、土木事業においては、簡単な単独事業まで全て外注せざるを得ないということで今日に至っている。

したがって、職員だって最初は負担になる、最初は効率が上がらないだろう。しかし、2年、3年と経験するに従って、もっと効率がいい、そしてまた、それに精通した職員が直接携われる。コンサルの場合には、もうしょっちゅう、相手側も代わる。だから、本当にこの地域の経緯を踏まえて対応できるか、そういう問題もあるので。

もうこれ以上言う必要はないんだけれど、どうもあなたたちが余りにもマンネリ化したという思いがあったものだから。過去にも県議会・県政改革特別委員会をつくった時にも、本当に異常という思いがしておった。ところがまた、16年度から22年度までこうやっておった、そして、その後もやっておったと、反復しているだけじゃないですか。

だから、なんでそういうことを、同じようなことをやってしまうのか、あるいは当初の計画が3,500万円だった、もう今日では2,000万円でコンサル業務を引き受けてもらってますよと、なんでそんなに差額がつくか、いやもう我々はかなりの部分を補うことができましたからと。そういう行政成果を報告できるようにやってほしいという思いがあるから、あえてこの機会に申し上げたんです。

特別に不平不満があるんじゃないけれど、あなたたちの心がけとして、冒頭の説明からして。簡単に説明せろと議会から言われたことも知っている。しかし、だからといって、資料に目を通してくださいみたいな、こんなばかげた話はないということで、そういう発言があったとしても、あなたたちなりに責任を果たすためには、これだけはこの委員会で説明をさせていただいておきたいというぐらいの責任ある姿勢で臨んでほしいという思いがあったから、あえて申し上げたので。ここについては君たちも頑張っておることは重々、議会は知っているけれど、今後の業務に携わるについての心がけとして一言申し上げて、質問は終わりたいと思います。

【小林委員】せっかくの橋村委員の意見であるし、また、皆さん方に対する注文がありました。聞かせていただいて、ごもっともという点が多々ございますので、私の方からも少しくこの件についてお尋ねしておきたいと思います。

要は、先ほど橋村委員もおっしゃったように、議会もその時、その時の状況の中で、例えば時間が余りないような中で、余り詳しく説明しなくてもいいというような意見で、あなた方が部長説明等々は、少なくとも委員が委員会に臨む姿勢として事前にちゃんと読んでこいよと、このくらいの話があった時期があったことも事実、このことは今も基本的には変わらないと思います。

ただ、かなりの予算を消化し、県民皆様方の貴重な税金という形の中で事業を推進しているわけだから、政策効果がどれほどの結果が出てきているのか。その効果ぐらいはきちんと説明してもらってもよろしいのではないか、こういう感じがいたします。

確かに、予算決算委員会というのが別途ございます。まとめて1年間分を前年度、やるわけでありますけれども、少なくとも年4回の常任委員会の中において、担当部局の所管事項の中

において、どういう予算を使い、どういう成果が上がっているのかということについての費用対効果は絶対に避けてはならない大きな我々の注目すべきところであります。

これだけの結果を出すために、これだけの税金を使わせていただいている、こういうようなものがきちんと常任委員会等の所管の委員会において説明できる、こういう姿勢は絶対貫いていただかなければいけない。

橋村委員が言われることに賛同することは、要するに、予算というお金は自分の懐から出すものではないから、その痛みがわからない、その結果についてもよくわからない、ただ今までの継続の中からやってきている、こんなような流れがあるわけです。

私は、そういう点から考えてみても、懐が痛まない、ここのところが一番問題点です。ここのところに緊張感があるかないか、本当に自分たちの置かれている立場がどうなのか。こんなようなことを、失礼だけれども、あなた方に言えるのは、我々委員会だけだよ、我々議会だけだよ。一般の県民の皆様方は、あなた方に向かってそんなことは思っていても言わない。だから、いつの間にか足が地に着いていないということになっていくわけです。

そういう点で、これから時代が移り変わって経営というのが非常に大事な視点になってきている。投資対効果、絶対に結果につなげていただかなければいかんという、それだけの厳しい姿勢は、どんなことがあっても求められる。これは避けて通ることができないし、我々議会も委員会も、この点についてはあなた方が頑張っていることはよくわかっているけれども、頑張らなければならないあなた方の役割、何のために県庁職員になったのか、誰がために県庁職員になったのか、何をする目的で県庁職員になったのか、こういう姿勢は貫いてもらわなければ、私は、やっぱり県民の皆様方の税金が正しく消化されてないということになりますよ。ですから、そういう投資対効果、あなた方は結果を出さなければいかん使命があるということ。

私は、総務部長に前回の委員会の質疑の中で、果たして部長とか課長とか大事なポストについていらっしゃる方々、3年間で本当に仕事ができるのかと。途中まで3年間で済めばいろいろと敵をつくったり、厳しいことを言わずに、それなりの形で3年間を終わる。憎まれない、そういうような形の中で事なかれ的になってしまっているんじゃないか。

私が今回ぜひとも言いたいことは、5年間ぐらい、そういうポストにつかせて、ひと仕事きちんとやっていただかなければ県民が浮かばれない。この厳しい環境の中で本当に血と汗の税金を払って、その効果が全く出てこないでは、どうにもならんじゃないか。

だから、やっぱり県庁の姿勢として、ころころ部署が変わる状況の中において、責任の所在が一つもわからんみたいなやり方はいかがなものかということを、この間、総務部長に伝えてあるわけだよ。

今の橋村委員の話を受けて私も全く同感するところがあって、大事な予算をかなり使って、それなりの投資対効果を出さなくちゃいかんというところの現状の効果についてどのようになっているかというぐらいのことは、これから説明を求めてもいいのではないかと思うし、我々もそういう質疑のあり方をやっていくし、また、部長説明とか、そういう中においても補足して、その辺のところを、時間の限界があることもわかっているけれども、そういう考え方をもって

やっていただくというような考え方を持っているけれども、部長、いかがですか。

【吉村(庄)副委員長】 休憩します。

―― 午前１０時５１分　休憩 ――

―― 午前１０時５１分　再開 ――

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

【中﨑文化観光国際部長】 我々職員は、やはり県民の皆様の税金で給料を支払っていただいております。民間企業から言えば、大事な顧客が県民の皆様でございます。

私、4月に部長に着任しまして職員の訓辞というような機会がございましたので、そこで職員にいろいろな思いを申し述べさせてもらいました。

私は3月まで対馬、離島におりましたので、特に人口減少が進む長崎県の中において非常に過疎化が心配されているような現状を目の当たりにして、振興局長という立場で、どうやったらこの島を活性化できるかというようなことを地域の皆様といろいろ話し合って取り組んでまいりました。

そういった結果を踏まえて文化観光国際部長の任についたわけでございますけれども、先ほど申しましたとおり、我々は事業を執行するのが目的じゃなくて、県民の皆様に何をお返しするのか、それは県民益だと思っております。ですから、それぞれの仕事の中で皆さんがやる仕事というのは、県民益にどのようにつながるか、そういうことをしっかり考えて業務に取り組んでくれという話をしたところでございます。

今、それぞれの委員の皆様からご指摘いただいた点は、我々が今後業務を取り組むに当たって非常に大事な点だと考えております。そういう思いを持ってしっかりと文化観光国際行政に取り組んでまいりたいと考えております。

【下条委員】 先ほど、橋村委員からお尋ねがあった中で、宮本課長が答えたことは曖昧、よく聞き取れなかったこともあるので、関連して質問いたします。

3番目の入札の食のＰＲ事業の業務委託ですが、素人ですからよくわかりませんが、このＰＲ事業というのは、インターネットを活用したソフト制作の業務委託なのかなと思うんですが、いかがですか。

【宮本物産ブランド推進課長】下条委員からの質問でございますけれども、「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事業でございますが、これはインターネットのＰＲだけではございません。情報発信の中の一部としてインターネットによるキャンペーンもございます。あとは販路拡大対策でありますとか、マッチング対策でありますとか、生産者のプロモーションというものを計上させていただいている事業でございます。

【下条委員】 そうしますと、インターネットのことについては後で質問しますが、販路拡大ということになると、長崎の食の特産品といったものを各地域に、全国を走り回って何らかの形でチラシ等を配ったりしながら、長崎に食べに来てください、おいしいですよと、そういうキャンペーン活動をやる経費が三千数百万円の中に入っていると思っていいんですか。それはどの程度やるんですか。

【宮本物産ブランド推進課長】 先ほど、事業には4つの大きな柱があると申し上げましたけれども、情報発信の部分におきましては、例えば、雑誌でメディア媒体によるＰＲなども行いますけれども、一番中核をなすものは販路の維持と拡大対策でございます。

その中で「長崎フェア」といいまして、百貨

店、高級スーパー、ホテル・料飲店等でフェアを行ったり、それに伴って産地にバイヤーを連れてきて県産品を見てもらうという取組を行っております。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、営業力強化セミナーを行ったり、商談会を行ったりする事業でございます。

【下条委員】 そうしますと、この中にインターネットに関する経費も入っているということです。そうしますと、ペーパーは行政の方である程度のものをつくられて、それをどう実行できるかということも競わせていくような、あるいは特にインターネットはペーパーにしたものが画像ではどのようにＰＲができるかということもあると思うんですが、まず、もとになるのはＡ4判で何十ページぐらいの、いわゆる4つの柱をずっと書いてあるんですか。それを原点としていろんなアイデアが出てくると思うんですが、どうですか。

【宮本物産ブランド推進課長】先ほどの説明の中で十分じゃない部分がございました。昨年の委員会だったと思いますけれども、情報発信部分に関しましては、単純な入札ではなく、総合評価型を導入したらどうかというようなご意見が委員から寄せられていることがございました。その中の県産品のＰＲの動画作製を今年度検討しておりますが、そちらの分に関しましては、この委託事業の中には入っておりませんで、今、入札の準備を進めているところでございます。こちらの事業では、情報発信の部分に関しましては、メディアでは単純な新聞の折り込みチラシというものが計上されております。

【下条委員】折り込みチラシということですが、そうしますと、これは、あなたたちが4つの柱というものをペーパーで起こして、その中の一つにインターネット事業も入っていると私は思っていたんですが、それは入ってないということで、単なる折り込みチラシということですけれども、これはあなたたちはどの程度の文書でもって、やりますよ、手を挙げてくださいよ、アイデア勝負をやりますよということでやると思うんですが、Ａ4判でどのくらいの文書ですか。

【宮本物産ブランド推進課長】契約に伴う仕様書がございます。仕様書に関しましては、Ａ4判で3枚程度の仕様でやっております。事業計画に関しましては、もう少し綿密な計画を立てて、ページ数は後ほどお答えいたしますけれども、それを先ほど申し上げましたように、実施本部の会議で諮りまして年間のスケジュールについて承認をいただきまして事業を推進している状況でございます。

【下条委員】 販路拡大等の時には、先ほど小林委員からも指摘がありましたけれども、松川前文化観光国際部長、彼が課長になるか、ならないぐらいの時に、東京で帽子をかぶって長崎牛をデパートで一生懸命頑張って宣伝しながらやってたよ。そういうことを私も見に行きました。そういう形で県の職員が先頭に立ってやっていましたけれども、今でも県の職員がそういったことで先頭に立つこともありますか、どうですか。全部、委託事業でやるんですか。

【宮本物産ブランド推進課長】 「長崎フェア」を展開しております関係で、今、パートナーシップ企業の阪急オアシスと京北スーパーという2つの企業で、それぞれ年間2回ずつ、例えば、阪急オアシスに関しましては81店舗で同時開催ということになっております。その中で、ずっと職員が張りつくということはございませんけれども、立ち上げでありますとか、そういうイベントがある時は店頭で一緒になって販売し

てＰＲを行っている状況でございます。

先ほど、仕様書の話が出ましたけれども、企画書自体はＡ4判で11ページということでございます。

【下条委員】 11ページぐらいで県が民間に手を挙げてくださいよということをやって、それに従って近いものということになるんですけれども、前の委員会で総合評価の話が出たということでしたが、入札結果を見ますと、2者しか応募がなかったという中で金額勝負をされたんだなという見方をしております。

私は、アイデアとか、特に皆さん方は行政マンであって、この道の専門家ではないから自分たちでつくるよりも、3,000万円、4,000万円かけてでも専門の業者につくらせた方がその効果が出てくるだろうという前提でやっているわけですから、それならばあなたたちが驚くぐらいのアイデアがどんどん出てきて、そういったことが一番の勝負になってくると思います。

ですから、金額的なことで安い方にお願いする、落札するというよりも、金額も当然入りますけれども、ありとあらゆるアイデアを総合評価をして、その中で例えば半分とか3分の1は金額で見ますよ、3分の2はアイデア、4つの柱のこの分野に何点､この分野に何点とやりながら、総合的な評価をやるべきだと思っています。しかも、議会から指摘があったにもかかわらず、今回も金額勝負でやったということでしょう。いかがですか。

【宮本物産ブランド推進課長】 長年、ブランド化の事業を行ってきている中で、一定、金額勝負の入札で賄える部分といいますか、一定、きちんと仕様が固まっている部分に関しましては、入札、この事業の中に入っております。

先ほど若干申し上げましたけれども、情報発信の部分の大半は、今年度の入札から企画提案型に切り替えて、今、入札の準備をしているところでございます。

【下条委員】 ぜひ今年度の分から､インターネットの分は総合評価でやっていきたいという課長の言が出ましたので、それを了として推移を見守っていきたいと思います。

【吉村(庄)副委員長】 ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(庄)副委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】議案外所管事務について質問いたします。

説明資料の3ページです。「長崎しまの芸術祭」についてちょっとお尋ねいたします。

説明資料に書いてありますけれども、「離島各地域で多彩な文化・芸術イベントを総合文化祭として情報発信をする」ということになっております。先日、「長崎しまの芸術祭」のパンフレットが送ってきまして、これを見たら非常にすばらしいなと思って見せていただきました。年間を通して、いろんなところで、いろんなイベントをするということになっているみたいです。

私は、徳島県の神山町に行って、「神山アーティスト・イン・レジデンス」を視察してきました。それを取り入れた部分も壱岐だとか奈留で行うということになっているみたいです。非常にすばらしい取組であると思っております。

ただ、情報発信についてちょっとお尋ねしますけど、県内外ということなので、どのような形で情報発信されていますか。

【本多文化振興課長】情報発信につきましては、

県内、県外それぞれ実施しているところでございます。

まず、県内につきましては、県の広報媒体の、例えば、全世帯広報誌である「つたえる県ながさき」や、県政テレビ番組「こちら県庁広報2課」で実施しております。

それから、ポスター、リーフレットにつきましても、県内の音楽教室でありますとかホテル、観光関係、教育関係の機関、それから、県と包括連携協定を結んでいますイオンとかローソン、そういったところでのポスターの掲示等も実施しているところでございます。

それから、県外につきましては、関西とか東海地方の県人会での事業説明を行って周知を図ったり、あと、パブリシティーでは、先日、NHKの福岡放送局が制作する番組「はっけんTV」に、先ほど宮本委員がおっしゃられた「アーティスト・イン・アイランド壱岐」で壱岐に来ていただくフランス人のアーティストの方と当課の職員が生出演をしてＰＲをさせていただいています。

あと、ポスター、リーフレットの配布については、県外につきましても音楽関係、雑誌などの出版社でありますとか、美術関係の大学、そういったところに広く配布をさせていただいております。

それと、県内、県外問わず、ＳＮＳでの情報発信ということで、フェイスブックで「長崎しまの芸術祭」ということでアカウントを取得しまして、あわせて各実行委員会でもフェイスブックを立ち上げまして、その各実行委員会と県が連携した形で、広くリアルタイムの情報をお届けできるような形で情報発信を進めているところでございます。

【宮本委員】 すばらしい取組ですので、まだ残っているイベントも多々ありますから、さらに輪をかけて広報をしていただきたいと思っています。ホームページはなかなか見ないと思いますから、テレビ、そして広報媒体をしっかり使っていただいて広報活動をしていただきたいということを要望いたします。

交流人口の拡大が目的であるということですけれども、今まで終わった分があると思いますが、どれくらいの方々が参加されているかということを把握されていますか。

【本多文化振興課長】現時点で終了しておりますイベントが9イベントございまして、その全体の出演者並びに入場者の合計で、現在のところ、2,256人の参加者、入場者が実績として上がっているところでございます。

【宮本委員】 二千数百名ということですので、さらに拡大はできるはずですので取り組んでいただきたいと思います。

また、「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」、これは若者をターゲットとされている取組で、これは主にUターン者の増加ということが目的であるとなっています。この「長崎しまの芸術祭」と「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」は、今年度、単年度だけで終わらせるのではなくて、引き続きこういったものをどんどんやっていきながら定着をしていただきたいという思いがあります。今年度はまだ終わっておりませんけど、次年度、次年度以降について、このような形で取り組みますよというような現時点での考えがあればお聞かせください。

【本多文化振興課長】 「長崎しまの芸術祭」、あるいは「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」の両方についてのお話ですが、目的として若手芸術家の人材育成もありますけ

れども、地域でそういった企画、マネジメントを行う人材を育成していくという目的もございますので、委員がおっしゃるように、今後も継続して定着していけるような、人材をきちんと育てていけるような形で進めていきたいと思っております。

それと、先ほど入場者の実績を申し上げましたけれども、先ほど申し上げたのは、「長崎しまの芸術祭」と「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」を合わせたところの実績で、「長崎しまの芸術祭」だけで申し上げますと、5つのイベントで578名の参加者、入場者となっております。

【宮本委員】 文化、芸術、そして歴史もある長崎県ですから、こういったことの情報をしっかり発信していきながら、先ほど私が言いました神山町の取組、あそこも日本全国からの視察が結構多くなっているという状況があります。それとはまた違ったタイプの県全体を巻き込む、特に離島を中心とした文化活動、交流人口の増加につながる取組というのは継続して行っていただきたいと思っております。私も時間があれば見に行きたいなという思いがあるので、次年度以降も引き続き取り組んでいただくことを要望させていただきます。

もう1点ですけれども、世界遺産登録後の対応についてお尋ねをいたします。

これは、一般質問でも多々議論なされていましたけれど、ここ3年間、要は私が議員になって3年間で、実に2つの世界遺産登録になっています。産業革命遺産とキリシタン関連遺産。県で2つの世界遺産を持つというのは、なかなかほかにはないのじゃないかなというふうに思っています。

それに伴いまして、国内外でいろんな取り組みをされているという現状もお聞きしておりますし、確認もしております。国内、そして国外、情報発信、発信強化に努めているということ現状も確認はしておりますけれども、キリシタン関連遺産について、見に来ていただく方が増えるというのはありがたいことではありますけれども、巡礼ツアーなんかも組まれておりますけれども、受入体制について、ちょっと心配しているのが、聖地、キリスト教のかくれキリシタンの方々が祈りを捧げている地域に対して一気に押し寄せることについて、その現地の方々、現場の方々の苦情というのが上がってきてないかなというのをちょっと危惧するところなんですけど、そういった声というのは上がってきてないでしょうか。

【村田世界遺産登録推進課長】ご指摘のとおり、今回のキリシタン関連遺産につきましては、そのほとんどが集落になっておりまして、実際に生活が営まれている場でございます。

そうしたことから、これまでも私どもは、集落内での観光については、マナーを遵守していただくように旅行業者を含め、お願いしてきたところでございます。

それに加えまして、各自治体では、警備員などを置いて駐車場を案内したりとか、そういうふうなことも独自に、個別にやっておられる。そういったことから、特に大きな混乱は生じてないのかなと思っておりますし、今、委員がご指摘になられたようなお声はお伺いしておりません。そういう状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。大事な部分だろうと思っていますので、登録がある各市町の方々とまた連携をとっていただいて、交流人口で増えていくのはもちろんすばらしいこと、うれしいことでありますけれども、その一方、そうい

ったところも気を配りながら、今もされてらっしゃるでしょうけど、さらに力を入れていただきたいと思います。

同時に、外国からの方々が来るに際して、通訳と申しますか、案内板の表示、これはキリシタン関連遺産についてですけれど、案内板の表示について、外国の方々、日本でもそうですけど、スマートフォンを利用されている方が結構多いと思っています。その中においてQRコードであったりとか、それをかざせばそこの説明が出てくるようなシステムづくり、環境づくりというのは大事だろうというふうに考えているんですけど、そういったことは現状としてありますでしょうか。確認させてください。

【村田世界遺産登録推進課長】キリシタン関連遺産には、現状でもそれぞれ説明板というのはございます。ただ、一方で、統一したデザインで、改めて説明板を設置しようということで、今取組を進めておりまして、その中で、今ご指摘がありましたような、ＱＲコードをかざすと多言語対応ができるような仕組みをつくっております。その設置に向けて、各自治体と調整をしておりますので、少なくとも今年度中には整備ができるのではないかと思っております。

なぜそういうふうに少し遅れているかといいますと、世界遺産のロゴマークというのがございまして、これを使うためには、登録になった後に、日本ユネスコという団体に申請して、その許可をもらわないと、皆さんがご承知の世界遺産のマークというのは使えないんです。このマークとあわせてサインを設置していくことを考えていたものですから、今年度中ということではございますけれども、そういった整備を進めております。

また、現状でも、インターネットを介しまして、多言語で価値を知ることはもちろんできますし、あるいはパンフレットからも解説へ誘導する準備をしておりますので、その場所、場所の拠点施設でご覧いただくことも可能というふうなことにはなっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。今年度中にそういった環境をつくっていくということですので、できるならば、一日も早く確立していただきたいということがあります。

非常に便利ですので、QRコードをかざして、それが多言語表示になるならば。そういったところからでもマナーの向上にもつながるというふうに考えていますので、環境づくりについて今年度中にしっかりと対応していただきたいと思います。

もう1点、多言語コールセンターというのが今年度の事業で始まっているかと思いますけど、多言語コールセンターは、ホテルであったり、商店街であったりとかという取組だったかと記憶しております。そこの利用は、外国人の方々、日本の受け入れ体制をするに当たってしっかりと活用されていますか、確認させてください。

【土井口国際観光振興室長】多言語コールセンターについてのお尋ねでございます。

本県では去る4月10日から多言語コールセンターを開設いたしました。本県に訪れる外国人に対しまして、観光施設等において言語の壁のないストレスフリーなコミュニケーション環境を提供するという目的で開始しているところでございます。

基本的には委員が申されたとおり、施設の皆様にまず登録していただきまして、外国のお客様が目の前にいるけど、何を言っているのかわからない時とか、あと、外国のお客様が予定の時刻になっても到達しないので連絡したいとか、

そういった時の活用が主でございます。

一方で、外国人専用の電話番号等もございます。その場合、現地に行って、そういった内容をもしお知りになりたいということであれば、そういう活用も可能でございます。

現在、どれだけ活用されているか、トータルはわかりますが、世界遺産でどれくらい活用されたかについての現状はわかりませんけれども、そういったことも可能になっているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。ありがとうございます。そういったこととリンクしながら、訪れる外国人の方々、訪日観光客の方々がストレスを感じないような形で環境を整えていただければと強く要望させていただきます。

【吉村(庄)副委員長】 ほかにございませんか。

【下条委員】「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に登録された件についてお尋ねしたいと思います。

今の説明の中で、訪問客が大浦天主堂が21％増、他の構成資産のところはおよそ2倍というようなお話がございました。私たちが特別委員会を立ち上げて、あの当時は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を表題にしていたわけですが、その時ぐらいから長崎県のキリスト教の教会群は注目され、特に、カトリックを中心とするフィリピンとか東南アジアの国、あるいは韓国からの訪問客が少しずつ増加していました。これが登録された後の人数は、それ以前からすると3倍、4倍のものが出てきているだろうなと私は思っています。いわゆる候補の時からすると随分増えてきたということですね。

そういう中において、私たちが日本国内で世界遺産に登録されたところに勉強に行った当時思ったのは、ピークが数年間あって、それ以降はずうっと下がりながら、あるところで一定のものが定着していくんだなということを感じておりました。今から10年ぐらい前から特別委員会をつくってやっていたわけですけれども、そういう感じがいたしておりました。

そういう中において、陳情でも頭ケ島の駐車場の問題が出ておりましたが、21から13になったんですかね、春日集落、外海集落を含めた群も入れてですね。そういった中で一番心配なのは、どんと人が押し寄せた時に、ほとんどが観光バス等で往来されると思いますので、そうした時に駐車場はどうなのかなということが一番心配です。進入道路がどうなのかなと心配をしておりました。

そういった中で、恐らく数年の基本的な勝負の段階があると思うんですよ。ですから、あそこに行っても道路が狭い、あるいはあそこに行っても駐車場がないということになれば、誘致をされるイベント会社、観光業者が躊躇すると思うんですが、そういったところは今ありませんか。あそこもやりたいんだけれども、どうしても2～3年のうちには終わらないというようなところがありますか。頭ケ島は陳情があっているからわかりましたが、それ以外に、道路改良と駐車場整備はやらなきゃならないんだと、いつぐらいまでにやっていくんだということがあれば教えてもらいたいと思います。

【佐古観光振興課長】 まず、駐車場につきましては、現状では一定整理がなされておりますので、今のところ、足りないとか、現地で混乱をしたというようなお話は各地域の方からも聞いておりません。ただ、今も7月以降、ずっとどんどん増えているという状況にございますので、今後の推移も見ながら対応が必要であれば適切に対応していくことになろうかと思います。

それから、今、それぞれ首都圏も含めまして旅行会社の皆さんにいろいろ意見を聞いております。旅行商品としてつくる場合に難しい部分があるというのは、旅行会社の方からも聞いております。一つは、委員がおっしゃいましたようなアクセスの問題、そういったところも一つの要因のようであります。

そこの対策としまして、私どもとして着地型の海上タクシー、あるいは陸上でいえばタクシー、マイクロバスを使って効率的に回っていただけるような商品の開発を進めておりますので、そういった対策を講じることであまり大きな混乱がなく観光客の皆さんにおいでいただけるのではないかと思っております。

【下条委員】駐車場の問題は特段なことはないと、頭ケ島は今度やっていくんでしょうけれども、そういう話でほっとしました。

例えば、原城跡なんかを見ると、あそこは駐車場が国道沿いにあると思うんですが、それから歩かなくちゃいけませんね。歩道をずっと歩いて原城跡に行くわけですが、あそこは昔のまま､簡易なアスファルトもしてないんでしょう。雨が降った時は、長靴を準備されておるのか、どうなんでしょうか。あそこは結構歩かなくちゃいけないでしょう。しかも、雨が降ったら、普通の農道を使っているわけですから、いかがですか。

【佐古観光振興課長】国道から入り込む際の雨天時の対応については、申し訳ございません、私として把握をしておりませんでしたので、地元に確認しておきたいと思います。

【村田世界遺産登録推進課長】駐車場については、今、委員がご指摘されたとおり、史跡の外側にありまして、そこから歩いていただくということになります。史跡でございますので、中に駐車場をつくったり、あるいは今おっしゃったような簡易舗装をするということになりますと、文化財としての観点からも検討が必要かと思います。そこは資産の保全と活用との両立という大きな課題として私たちも受け止めておりますので、地元ともよく相談しながら対応していきたいと思っております。

【下条委員】私たちも世界遺産をどのようにするのかというのは、観光的な訪問客でにぎわせていくと。これは第三次的なもので、私たちはこれを口に出してはならないという時代から世界遺産をやってきたわけです。いわゆる先人がつくり上げた、あるいは自然を守ってきた、これをこれから将来に向かって守り抜くんだ、保護していくんだ、保全していくんだと、この精神をしっかりと踏まえてやってもらいたいということをイコモスの皆さんが長崎に来られて研修をさせていただいた時に言われたわけですから、この原点はよくわかっています。ただ、コンクリートとかアスファルトで舗装すると、またその当時のものと違うじゃないかということになります。また、訪問客も大切にしなければならない。長靴でやるのかな、あるいは雨の日はどうするのかなという心配をしているということで、そういったことをよく吟味しながら対応してもらいたいと思っているところです。原点の先人がつくり上げてきた、あるいは守り抜いてきたものを守り抜く、保全していくということが原点であるということは私たちも理解しているつもりであります。

それから、もう1点、ゾーンの指定になりまして、外海等が民間所有のものも入っているんじゃないか。石づくりの教会があるのは外海のちょうど真ん中ぐらいですけど、その周辺に民間が所有する倉庫か何かがあるんじゃないかと

思うんですが、課長、わかりますか。

【村田世界遺産登録推進課長】あのあたり一帯は石積み集落ということで国の文化的景観にも選定されているところでございまして、名称を申し上げてよろしいのかどうかわかりませんけれども、ある方の住宅があるということは承知しております。

【下条委員】 そうしますと、大司教区が、いわゆる宗教法人が所有しているものはある程度の財政的な負担はたえきると思うんですが、これは民間であろうが、宗教法人であろうが、いわゆる所有者の負担割合は同じだと思うんですが、基金等も使った上で、国からの補助金もいただいた上で、あるいは離島活性化基金を使った上で、修復、あるいは保全をするための所有者負担は1割ぐらいと思っていいですか。

【村田世界遺産登録推進課長】国の重要文化的景観の制度にのっとってやっていただくということになります。実は、基金の運用につきましては、まずは経費が多額にかかる教会堂などの文化財を中心に支援するということで設置した経緯がございますので、基金の対象にはなりませんけれども､重要文化的景観の制度により国､県､市町のそれぞれの補助が受けられますので、最終的には全体の2割程度の負担ということになろうかと思っております。

【下条委員】そういう民間所有のものもゾーンの中に入っているようでありますので、よく話を聞いてあげながら、「私は、壊した方がいいんだけれども」とか、「もちこたえきれないから石積みをやり直さなきゃならない」とか、そういうこともあるようでありますので、よく話を聞いて自己負担を含めて理解を、まずは協力をしよう、残そう、保護していこう、保全していこうという気持ちにまずなってもらうこと、そして一緒にやろうと、できる限り公のお金で頑張っていきますということを含めて、そういったご理解をしてもらうようにしてもらいたい。

先ほど、観光振興課長からルートの問題がありましたが、私も、長崎と天草の方は民間でつくって、あるいはまた定期船もあってということで二重でやっていますが、佐世保からスタートした黒島、あるいは上五島のルートを早く、民間の大型船はまだ参入してないんでしょう、どうですか。

【佐古観光振興課長】 黒島につきましては、民間の生活航路といいますか、定期便はございますが、それ以外には就航しておりません。

【下条委員】 県北の佐世保発ですね、いいと思うんですが、特に、これから佐世保はクルーズも含めてたくさんの外国人の皆さん方が、恐らく長崎市と変わらないぐらいに増えていくだろうなと、2バース化を含めてあります。そういった中の一つのルートとして、あるいはまた、国内の皆さん方の訪問のルートとして、佐世保発黒島、それから上五島と、このルートをきちっとつくり上げて、民間の協力を得てそういったことに対応できるように努力してほしいということを要望して終わります。

【吉村(庄)副委員長】 休憩いたします。

― 午前１１時３２分　休憩 ―

― 午前１１時３３分　再開 ―

【吉村(庄)副委員長】 委員会を再開いたします。

委員長がお見えになりましたので、委員長を交代いたします。

【大場委員長】 いろいろとご心配、ご迷惑をおかけいたしました。

【吉村(洋)委員】 午前中、時間が短くなってきましたが、2～3質問させていただきたいと思いま

す。

先ほどから大綱的な質疑が交わされておりまして、それで細々言うのもなんですが、世界遺産関係で「総務委員会関係議案説明資料」の1ページの下の方に、今後、世界遺産保有県として、将来にわたって資産を保護・継承していく責務を果たさなければなりません」と書いてあります。世界遺産に登録された県の責務は義務なのかなと思いますが、その辺の説明をまずお願いいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】 世界遺産は、世界遺産条約に基づいて世界遺産一覧表に登録されるわけです。実際は「日本国」という形で登録されるわけでございまして、我々は、その政府の一員という形になりますものですから、日本国、それから、各関係の自治体については、その条約の履行の責務が生じてまいるということで、そういう趣旨でここでは「責務」と記載しております。基本的には義務に近いものがあると思っております。

【吉村(洋)委員】 義務なんですね。義務は果たさなければならないということですよね。そしたら、その資産というのは県内に広がっておりますが、それをもう少し縮めると長崎県市町ですよ、基礎自治体が管理することになるのかなと思います。

そういう中で、「資産の保護や周辺環境の保全、秩序ある公開」と、こういうふうに3つあるわけですね。先ほど、下条委員からも質問があっておりましたが、いろいろ整備をしなければいけないところも出てくるんですが、できないという部分もあろうかと思います。周辺環境の保全ですから、整備じゃないですよね。それから、秩序ある公開、資産の保護と、この3点についてもう少し説明をしていただいて、整備がどこまでできるというふうになるのかもあわせて説明をお願いいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】 まず、資産の保護という点でございますけれども、こちらにつきましては文化財保護法に基づいて指定されておりますので、それに基づいて管理計画を設定しております。今後もそういったことで関係者とともに保存・保護をしていくということでございます。

それから、周辺環境の保全ということにつきましては、景観的に阻害するようなものなどがございます。これまでもどういったものがあるかということを関係市町と、あと専門家も含めてリストアップをやってきております。そういったものについては一遍にはできませんので、優先順位をつけて一つずつ解決していくということでございます。

秩序ある公開といいますのは、教会もそうですが、集落もそうですが、実際に地域の皆さんが住んでおられる、生活の場であり、信仰の場でありますので、そういった部分と観光、公開の部分としっかり両立していくということで、信仰、生活を支えている地域の方々に、できるだけご迷惑をかけないような形で公開していくということを考えていく必要があるということで、これまでもそういった対策をとってまいりましたので、引き続きそうした取組を進めていくということでございます。

3点についてご説明いたしました。

【吉村(洋)委員】 この秩序ある公開というのはなかなか難しいですよね。今、課長が言うように、一つの建物じゃなくて、群で指定されていますね。この前、小値賀の野崎島に行きました。旧野首教会ですけれども、野崎集落という、そういう集落ごとの指定が今回幾つもあるので、

そういうところを公開していくということについては、非常に厳しいところもあるんだろうと思います。

そういうことで、観光と生活とか、信教の自由とか、文化財としての役割とか、そういうのが輻輳してくるので、その辺が今後いろいろと考えていかなければならないところなのじゃなかろうかと思いますので、その辺は今後とも関係各位と情報を共有していただきたいと思います。

それで、この基金ですが、目標額が3億円ということ、6番目に基金の活用事例とあるんですけど、この言葉はいかがなものかなと。これは既に平成30年6月で終わっているわけですね、大浦天主堂は。これは実績なんじゃないですかね、「基金の活用実績」と書かんと、「事例」とか書いても、なんか、よそ事のような感じになります。

この3億円の目標額は、どのようにして設定されたかということをお知らせいただきたいと思います。

【村田世界遺産登録推進課長】この基金については、先ほどちょっと触れましたけれども、構成資産の中にございます文化財建造物、主に教会堂になりますけれども、いろんなタイプのものがございます。レンガづくりでありますとか、石づくりでありますとか、もちろん木造もございますが、こういった建物は全国にございます。同じぐらいの年代のものの修復事例を見まして今回の試算に当てて、実際にどれぐらいの経費がかかるかということを算定しております。その算定額を割り戻しまして基金の目標額を3億円としております。

【吉村(洋)委員】 今、最後に割り戻すという言葉が出ましたが、どのように割り戻すのかなということがわからないんですけど、構成資産は12でしたか、13でしたか、その全体を見て、そこの全てにいろんな予算を当てていくということになるのかなと思いますが、その辺、もう1回お知らせいただきたいと思います。

それから、文化財は、「その使途が構成資産の文化財修復事業における民間所有者負担の軽減を図るため、県学芸文化課の補助に加えて当課による補助を行う」と、上乗せ補助をやっていくというようなことですけど、これは基金を活用してやるので二重に補助をやるということも可能になるのかなと思うんですが、その辺の考え方。

それから、県の学芸文化課が、いわゆる文化財を管理しておるわけですね。前にも言ったことがあるんですが、世界遺産のほかにもいろんな文化財があって、その保存とか保護ということについて、いろんな費用がかかるというのがなかなか手が回らんという現状があるわけですね。

こういうところで、学芸文化課とどのように連携して、スピード感を持ってやらなければいけない作業になりますよね、世界遺産となると。それが一般の文化財は、なかなかそのスピード感が出てこないということもある中で、ここが一体となってやるということについて、どのように連携をしていこうと考えておられるか、その辺の中身をお願いいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】 まず、割り戻しという言葉の意味についてでございますけれども、これは全国の事例をもとに算出しましたということで、総事業費が約60億円ということがわかりました。この制度自体が全体の20分の1を助成するような制度になりますので、60億円の20分の1で3億円ということにしております。

参考までに申し上げますと、民間が所有する文化財の助成制度については、国が2分の1、残りの半分を県と市町と民間所有者で概ね3分の1ずつという仕組みになっております。

ですから、全体の6分の1を民間の所有者が負担されるんですが、基金に世界遺産課が単独で助成する分を加えて嵩上げして、その負担を半分にしようというのがこの仕組みの全体の構図でございます。

それから、学芸文化課との連携については、世界遺産の助成をする場合には、私どもは財政課とも協議いたしておりまして、ここについては満額つけていただけるような仕組みになっております。世界遺産については、優先していただけるという形になっておりまして、学芸文化課の助成に加えて、県単で助成するということについても、世界遺産としての特例措置ということでございます。

【吉村(洋)委員】 世界遺産の力はすごいなと改めて思います。県内にある文化財の中で、世界遺産だけが特例措置で満額つけるというのは、ある意味すばらしいんですけど、その他の文化財の方も、これは世界遺産登録推進課に言っても一緒のことですけど、やってもらわんばいかんなと。ただ、その意気込みを聞いて、すばらしいなと思います。

最後に、今日、これだけ言いたかったんですが、この前、小値賀に行ったと言いました。ここの次長と課長がお見えになっておって、議会からは私と外間議員と2人が行っておりました。そういう中で小値賀町が主催で世界遺産に認定された祝賀会、式典をやられたわけですね。次長が悪いとは言わないんですけれども、県知事に案内がいっておるわけですね。知事はバーレーンまで行きましたね、認定になるか、ならんかという時に。なってしまったら知らん振りするのかなと思って。県内の各市町、世界遺産がある自治体で、そういう祝賀式典が開催されたという事例は何例ぐらいあって、どのような県の対応だったのかをお知らせいただきたいと思います。

【村田世界遺産登録推進課長】 先般、小値賀町の式典がございましたけれども、その前に新上五島町がされております。両方ともご案内をいただきましたけれども、実際、業務の都合等もございまして、同じ対応で次長が対応しております。今後もご案内いただけるという話はありますけれども、具体的な日程等については聞いておりません。そういう状況でございます。

【吉村(洋)委員】 部長、何の用務があったか知らんですが、せめて知事、副知事が2人、部長がおって、そういう中で、もう待ち焦がれた世界遺産に認定されて、それを所有する市町が、その祝賀の式典をやるという時に、やっぱりせめて部長じゃなかろうかなと思いましたが、部長はその時、何で忙しかったんですか。その前に副知事もですが、知事もですが、ここは委員会なので、まず部長から。

【中﨑文化観光国際部長】 すみません。日程の相談は受けていましたけれども、用務は確認いたしますけど、どうしても出席がかないませんでした。

ただ、我々も登録がゴールとは全く思っておりません。私もバーレーンで、直接、知事と議長と、その場に立ち会いまして、各国から非常に称賛の声を聞き、感激したところでございます。平成19年に世界遺産暫定一覧表に記載され、11年の長きにわたって、そして紆余曲折ありながら登録に結びついたところでございます。そこに携わった方、多くの関係者の皆さんの思い

がそこにあると思います。

先ほどからいろんな委員の皆様から受け入れ体制の問題、あるいは信仰と観光の問題、いろんな課題を心配する声もご質問にあっております。そういった課題を解決していくことが資産をしっかり守っていくこと、あるいは資産の価値を伝えることにつながると思っていますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、今後の出席については、まず三役にご相談して、どうしても行けない時は、ほかの用務とも調整してでも私が出席してまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 最後にまとめていただきましたが、今、部長が、バーレーンに一緒に行って非常に感激したと、世界の称賛の声があって感激したんだという､その言葉があればなおさら、構成資産のある市町が祝賀式典をやる時には、その感激を伝えに行くというのが大事なんじゃなかろうかと思うわけです。

それで、今後、終わったところは残念ですけど、ほかの機会を捉えてでも行っていただきたいと思いますが、必ずそういう対応をしていただきたい。行けば、小値賀も、もう次長が聞かれておりますが、野崎島は携帯電話が入らないんです。ビジターセンターのWi－Fiだけということで。文化財の指定を受けているところもあって、山にアンテナも立てられないと。そういうことでを海底を線で結ぶとか、そういう話を町長さんがされておりました。

そういうこともあるので、どこでも記念の式典とかされると思いますよ。そういう時には必ず、せめて部長が行っていただくようにお願いいたしたいと思います。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、１時30分より再開いたします。

―― 午前１１時５２分　休憩 ――

―― 午後　１時３０分　再開 ――

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について審査を行うこといたします。

【宮本物産ブランド推進課長】申し訳ございません。午前中に答弁した下条委員がご質問された「長崎は、美味しい。」食のＰＲ事業でございますけれども、その中で、私の認識に間違いがございましたので修正させていただきます。

インターネットによるＰＲということで、今年から総合評価型に移行しているということで申し上げましたけれども､その分に関しまして、今年度はまだ一般競争入札のままでございましたので、来年度から検討させていただきたいと思います。

【下条委員】今､訂正の課長答弁がありました。それを了としながらですが、とにかく金額だけで落札者を決めていくという方式のものは、いわゆる節税といいますか、県民の皆さん方から預かっている大切な税金を1,000円でも1万円でも効果的に使っていくという意味においては、大きな目的､意義があるわけであります｡また、皆さん方が大きな企画的なものをつくり上げても、それを具体的にいろんな形で実際に効果を出していくような現場でのもの､あるいはまた、次の段階ではＳＮＳの、いわゆるインターネットによる国内全体、あるいは世界に対しての、長崎のおいしいものを紹介していく。そういったことの素案はできても、具体的にもっと効果があるように専門職を持つ民間のお力をおかりした方がいいのではないか、アイデアを生かしたがいいんじゃないか、そういったことで公募

が、募集があるわけであります。

この両方のいい点をとっていけば、総合評価点の中で、金額を例えば3分の1、2分の1を評点として上げていく、残りをアイデア勝負的なものと実際どういう実施をするのかという実践力、これを進めていくという、そういった両方のいい点をとっていけば何らかの形で総合評価方式がベターなのかなという感じがいたします。ぜひそういったことを研究しながら、より効果的であるし、また、節税もしていく、そのような方式で頑張ってほしいということを要望して終わりたいと思います。

【坂本(智)委員】 宮本委員が議員になられて3年間のうちに2つの世界遺産というお話がございましたが、正確に言えば3つではないかなと私は思うんです。文化遺産と記憶遺産の違いがあります。性格が全く違うんですが、朝鮮通信使も世界記憶遺産にユネスコから認められておりますので、3つということでぜひひとつ皆さん方もご理解いただきたいと思います。

冒頭、部長の説明で韓国に対する取組についてということがございました。中国や韓国やベトナムということでいろんなことが書いてあります。ベトナムに対しては、今日ぐらい、またお客様が来られるんじゃないですかね。商工会連合会の宅島会長が一生懸命頑張っておられて、中国は中国で頑張っておられて、韓国もそうでございますが、朝鮮通信使の記録物の特別展が釜山で開催されるというお話を聞いたんですが、担当は、このことについてご存じでしょうか。ご存じであれば内容を詳しく教えてください。

【小川国際課企画監】朝鮮通信使に関しまして、1年前に「世界の記憶」ということで登録されておりまして、今年10月25日から釜山文化財団の主催ということで、釜山で朝鮮通信使記憶物世界遺産・記憶遺産登録1周年記念行事が開催されるようになっております。

これにつきましては3日間の日程でイベントの開催が予定されておりまして、特別展のオープン式ですとか、国立海洋文化財研究所が作製されました朝鮮通信使船の進水式ですとか記念イベント、シンポジウム等が予定されている状況でございます。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。さすがに韓国だなと思うんですね。朝鮮通信使の船を再現したものをつくるなんて、去年の10月末に記憶遺産に登録されて1年もたたないうちに、その進水式をやろうとする。この早さには、ただただ驚くばかりです。

日本側としても、本県も、縁地連は縁地連でいろいろ考えているんだろうと思いますけれども、部長説明でありましたように、長崎県もいろんな、高校生や大学生の、韓国と日本の子どもたちの交流がいろんな形で行われるということで、非常にいいことだと思います。

私も、過去20年以上、文化的交流も含めていろんな交流をやってきましたけれども、日本というのは自分たちが小学校、中学校時代、あるいは高校時代に習っていたことと全く違うじゃないかというような話をずっといただいておりました。そういう意味で、そういう事業をやってよかったなと思っております。

あるいは日韓でごみの清掃を対馬でもやっております。これは今でもずっと続いているみたいでございますが、私たちも昔は一緒になってやって、昼は一緒にカレーライスを食べて、釜山の学校に行って、「どうだった」ということで反省会をしますと、「大変恥ずかしい思いがした」と。要するに、ペットボトルにハングルが書いてある、そういったものが対馬の海岸に

打ち寄せられている、いろんなものがあるんですけどね。ただ、「日本語が書いてあるペットボトルも釜山の沖に流れ着くんですよ。だから、流さないでくださいね」という話をされた時は非常にカルチャーショックを受けて、これは文化が一緒にならなければ。

ちょっと余談になりますけれども、対馬には一斗缶に入って注射針等が流れ着くんですね。あるいはベトナム語が書かれたライターあたりが流れ着く。なぜそういったものが、注射針が一斗缶に入って流れ着くのか、そういったものを流さないようにしましょうという意識を、レベルを一緒にしなきゃいけないと思うんですが、これはなかなか遠いことになるんだろうと思います。

本題に戻ります、すみません。韓国は行政の手続の違い等々もあって、1億円も2億円もするようなものが1年でできてしまう。ところが、日本は、県もさることながら、国の事業でやってくださいよと言ったって、そう簡単にできるものではない。

昨年の、先ほどもちょっと出てましたね、前の文化観光国際部長はやめられましたけれども、あの人がおられる時に、昨年の11月定例会で私は質問したんですけれども、記憶に残るようなもの、もし登録がなされた場合には韓国の、特に釜山ですけれども、釜山と長崎県の記憶に残るような事業を考えてくださいという話を本会議でした記憶がございます。

それから何度かあったと思いますけれども、これは一過性で終わるのではなくて、長崎港のターミナルに船が着いて長崎港におりたら、またちょっと対馬と考え方が、皆さん方が取り組む姿勢といいますか、思いというものが違うんじゃないかなと思います。対馬だから見えません。毎日、毎日、あれだけのお客さんが来て、今年は恐らく40万人を超すだろうと言われておるわけでありますが、その40万人、船で往復すると80万人の人が船に乗るわけです。そういった方々が毎日、比田勝、あるいは厳原を闊歩しながら、子どもたちも高校生あたりはハングルで会話をしているみたいですけれども、非常にいいことだなと思います。

とにかく、もっと記憶に残る何かをやってほしいなと私は思うんですが、そこら辺いかがですか。

【小川国際課企画監】今ご指摘がありましたとおり、朝鮮通信使をしっかりと活用して後世に引き継いでいく、語り継いでいくということは非常に重要かと考えております。

今年度は、県としましては、本年8月ですけれども、新朝鮮通信使事業ということで、韓国釜山の高校生と、日本側としましては長崎の高校生、そして、朝鮮通信使にゆかりのある土地の高校生に対馬に集まっていただきまして、朝鮮通信使に関する研究発表ですとか、朝鮮通信使の行列再現に一緒に参加いたしまして交流を深める事業を実施しております。

さらに、来年1月下旬から長崎歴史文化博物館でユネスコ世界の記憶に登録されました資料の中から、県内ですとか釜山博物館等に所蔵されております資料につきまして展示公開をし、さらに、関連事業としまして関連講座を開催する予定としております。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。何度もくどいようでございますが、部長説明であったようなことがなされると思います。1つ、私は個人的に要望させていただければ、言うまでもなく、釜山と長崎は港で栄えたところでございまして、お互いに美術館と博物館で友好交流

の締結をしているわけであります。

韓国の釜山は美術館が非常に多うございます。長崎県もそうでございますが、長崎市もそうでございますが、絵画の日韓交流展みたいなものを、長崎歴史文化博物館では、こういった事業をやられると思いますけれども、美術館を活用してそういったことができないのかなという気がするんですけれども、考えられませんか。釜山港を題材にして、よく描かれる画家もいらっしゃいます。すばらしい画家がいらっしゃいます。また、長崎港は、両方から取り組んで描かれる画家もたくさんいらっしゃいます。港をテーマにした絵画交流展とかいかがですか、ご提案をさせていただきたいと思うんですが。

【本多文化振興課長】 委員ご指摘のように、県の美術館と釜山市立美術館は連携協定を結んでおりまして、これまでも相互の企画展の開催や、今年の1月には県の美術館において韓国の写真家をお招きしてワークショップを開催しました。逆の場合もありまして、長崎県のアーティストが釜山市立美術館に出向いて同じようにワークショップをする等の交流を続けてきております。

今後とも、世界の記憶を長崎と韓国の釜山の皆様が十分にその価値を知っていただけるように、そういったアーティストの交流という面でも、これからも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

【坂本(智)委員】 最後にしますけれども、先ほど言いましたように、韓国と日本は予算化するという意味では違いがございますのでね。韓国であれば、よし、3カ月後にそれをやろうじゃないかというようなことが途端に言えるんじゃないかと思いますけれども、長崎県ではそういった話はできないと思います。来年度もぜひそういったことを考えて予算化をしていただきたいと思うわけでありますが、これは私の要望とさせていただきたいと思います。

釜山を中心とした韓国と対馬の交流は、部長もご自身でおっしゃっておりました、去年まで対馬で振興局長をしておられた、一生懸命取り組んでおられた、私もよく存じ上げております。そこら辺の部長の思いというものを最後にお聞かせいただきたいと思います。

【中﨑文化観光国際部長】 今、委員からお話がありました朝鮮通信使でございますけれども、これは日韓の友好をあらわす象徴的なシンボルでございます。その窓口を果たしていたのが対馬藩ということで歴史的な役割を果たして、それが記憶遺産、去年の11月ですから、私が振興局長在任中に登録が決定したところでございます。

先ほど、企画監が申し上げた事業も大事と思いますけれども、地元対馬で勤務していた時に思ったのは、あれだけ多くの、今、40万人の韓国のお客さんがお見えになっておるので、ぜひそういった釜山との交流、あるいは日本と韓国の架け橋をつくる役割について、朝鮮通信使を通じてきちっとお伝えすることで、またそれが対馬の魅力を感じて、また対馬に来ていただく、そういった取り組みもしてまいりたいと思っておりました。

また、先ほどの交流という中で多くの若者が対馬から旅立ちますけれども、そういった子どもたちに対馬の歴史をしっかり教える、ふるさと教育をしっかりする。そうしたことが対馬に帰るきっかけにもつながるんじゃないか、そういうことを思っておりました。

今度、文化観光国際部長という立場で朝鮮通信使にもかかわってまいりますので、今まで経験したようなことも思いに込めてしっかりと取

組を進めてまいりたいと思っております。

【下条委員】今の坂本委員の質問に関連の形で質問を続けたいと思います。

推薦前が1回、その前は、もう1年ぐらいになりますか、坂本委員のご案内でイコモスの記憶遺産登録のお礼を含めてソウルと釜山に訪問いたしました。国会議員の方、また、釜山では地元の関係者プラス商工会の幹部の皆さん方も交えてお礼のご挨拶、あるいは食事ができたところであります。

その中で、朝鮮通信使の資料が韓国内では、あちこちの大学を中心に分散して収集されていると。これを何とか釜山に資料館をつくって、というのは、私も数度、資料館を訪問していますが、小規模と言えば小規模ですよね。この大きいものを釜山につくって、そこに1カ所に朝鮮通信使の歴史的な資料物を収集して展示をして、日韓の関係を一層広めていくための役に立てるような施設をつくりたいと、そういうお話がございました。この件について何か情報が入っていますか。

というのは、11月ぐらいに日韓海峡知事会議が、特別市であります釜山市長も交えて、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県の知事が、今回は釜山を訪問された知事会になろうかと思いますが、そのような時に話が出るかもしれませんので、何か収集されていますか。釜山での朝鮮通信使の大型資料館づくりということについていかがですか。

【佐々野国際課長】 昨年、朝鮮通信使が世界の記憶に登録された際に、釜山文化財団から公表され、その際の情報では、約100億円規模で国際市場の近く、釜山の旧市街の再開発地区に展示と教育関係の施設をあわせて、委員が今おっしゃったような韓国と日本の記憶遺産を一堂に見られるような施設をつくりたいという構想を発表されたということは承知いたしております。

【下条委員】 そこは坂本委員の資料によると、財団法人釜山文化財団というところが元締めで、そこまでご存じでしたね、100億円規模の資料館をつくり上げていきたいということでありますので、何らかの協力要請があるかもしれませんし、そこのところを今度の知事会の時に少しでも知事の頭の中に現状をレクチャーしていただいていたら、いろんな会話が弾むんじゃないかと思っています。

というのは、釜山の市長に私も以前に数度お会いしました。非常に日本を理解し、6月末に過激な選挙で当選し、7月から赴任されたものですから、1カ月ぐらい前にお祝いのご挨拶に、表敬訪問を、坂本委員は議連の会長ですから坂本委員にお願いし、宅島先生にお願いして3人で一緒に行ってまいりました。

その中で、とにかく以前は日本からたくさんの人が、韓国から日本を訪問する人の数倍の人に来ていただいていましたが、今は逆転したんですね。九州を中心とした、長崎県を中心とした韓国の来日者の方が多少オーバーしております。「1時間以内で行き来ができるんだから」というのは、福岡空港を意識された発言だったと思うんですが、とにかく国対国じゃなくて、お隣の長崎県と釜山市という関係でお付き合いをどんどんやっていきましょうというお話が釜山市長からあっておりまして、中村知事からの親書も私が携えてお届けすることができました。

そういった中で対馬の宗家が収集しておりました朝鮮通信使等の資料も相当あちこちに分散されているという話を聞きます。対馬には県立と市立の資料館がありますので、そちらに日本国内に分散されている資料を収集できるような

活動をやる気はありませんか、また、やっておられますか、いかがでしょうか。

【小川国際課企画監】 今、委員からご指摘がありました島内、国内に分散しております資料につきましては、現時点ではまだ動きというのははっきりとは出てきておりませんが、そういうご指摘を受けましてしっかりと検討を進めていきたいと考えております。

【大久保委員】 まず、首都圏におけるアンテナショップ「日本橋 長崎館」について、本年4月にリニューアルオープンしまして、新年度、約半年間で対前年同期比で来館者数、売り上げともに約1.5倍、5割増しということでありまして、これは非常に喜ばしい数字じゃないかなと私は思っております。これはどんな要因があったのか、今どういうふうに思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】 「日本橋 長崎館」の運営状況についてでございますけれども、冒頭で部長が説明したように、来館者数と販売状況ともに前年を上回る数字となっておりまして、一定、順調な出だしと考えております。

要因といたしましては、今回の運営事業者は非常にやる気がございまして、例えば、イベントゾーンでのイベントの開催数でありますと、昨年は68%の稼働率であったものが、今、85%まで上がってきております。そういったこととか、品数を非常に増やしましてにぎわいを創出しているという点で来館者数自体が伸びております。順調な出だしと考えております。

【大久保委員】リニューアルしたばっかりですから一時的なものなのか、1年、2年と様子を見て、今、運営を委託しているところは何年契約でしたかね。

【宮本物産ブランド推進課長】 基本的には1年間の契約でございますけれども、何かございましたら6カ月以内に延長・解約の申し込みをするということで、来年度につきましては、そのままということで考えております。

【大久保委員】 今回の新しい運営事業者は、やる気があるという答弁、前の事業者は、やる気がなかったのかなと思いますけどね。

実は、私も今年の7月に行きました。そしたら入った瞬間に一目瞭然です、皆さん行かれてください。今までとは全く違う店内のレイアウトでして、今までの長崎館ですと、日本橋界隈には全国のアンテナショップがいっぱいありまして、ほかとそんなに変わらない状況だったんですけど、今の長崎館のレイアウトというのは非常に洗練されている感じがするなという印象を持ちました。しばらくうろうろしておりましたけど、来客が結構多いですね。それで、こう見てたら、皆さん、物産品を買って帰られます。

そういった意味では、今、委託している運営事業者のやる気の成果か、そういうノウハウの成果か、それが数字に出ているんじゃないかと思っています。

今日、午前中もいろいろ指摘がありましたけれども、運営をする事業者によって数字が変わってくるのであれば、やはり運営事業者の選別というのは県としても非常に大事になってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその業績を見ながら、やる気を見ながら、しっかりと選別をして委託をしていただきたいなと思います。

何か答弁ありますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 実は、6月定例会の中で宅島委員から、地元の声をもうちょっと聞いた方がいいという意見がございまして、アンケート調査も実施しております。その中で

51%の方は「満足・やや満足」ということが出ているんですけれども、約60%の方から「一定不満足」という結果も出ておりますので、フィードバックでありますとか、次の販売につなげる仕組みでありますとか、もう少しきちんと精査して頑張っていきたいと思っております。

【大久保委員】 場所、立地条件は非常にいいですよね。周りに全国のアンテナショップがありますから競争は激しいんでしょうけど、東京駅から近いということもありますし、立地条件がいいので精いっぱい、しっかり売り上げを上げていただきたいと思います。

次に、盆過ぎに、8月末に知事が香港とフィリピンに行かれて、いずれも旅行会社であるとか、航空会社と意見交換をされています。それで、香港に関しては、国際定期航空路線の誘致活動、フィリピンに関してはチャーター便の運航について意見交換ということであります。その後、約1カ月たっていますけれども、感触といいますか、進捗状況を教えていただきたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】 去る8月28日から29日にかけまして、知事をはじめ、経済界の皆様と香港を訪問いたしまして、香港のエアライン、そして、旅行会社等に対する知事のトップセールスを実施してきたところでございます。

エアラインにつきましては、2年前から新規国際定期航空路線の開設に向けて働きかけを行っておりました香港エクスプレス社を訪問いたしまして、改めて香港－長崎間の国際定期航空路線の開設についてお願いをしてきたところでございます。

今後も、開設に向けて双方で引き続き協議をしていくということになっております。開設の実現に向けまして今後も努力してまいりたいと考えているところでございます。

フィリピンにつきましては、昨年に引き続きではございますが、知事と我々事務方でフィリピン航空の関係者にお会いしてまいりました。今年はＣＥＯにお会いすることができましてお話をさせていただきました。定期便に関しては、同社は福岡に路線を持っておりまして、まず、福岡を優先したいということで、今すぐでの長崎への直行便については現段階ではというふうなお答えもございました。ただ、日本は重要なマーケットであるということも一方でお話しされて、チャーターについては前向きな発言もあったところでございます。

フィリピンは、国民の83%がカトリックの国でございます。特に、フィリピン初の聖人のロレンソ・ルイス等が長崎で殉教されるなど、本県と非常にかかわりがあるということでございます。

今後もそういった利点を生かしてフィリピン、福岡、長崎の幹を太くしていって、最終的にはチャーター、そして定期に結びつけていきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】 フィリピンに関しては7月の前半にも首都マニラの観光展に行かれて観光プロモーションを実施したということであります。その後にまた知事が、ボスが行かれたわけですから、露払いが済んで、いよいよ決定しに行くのかなと思いましたけれども、まだまだ協議中ということですね。

チャーターでも構いませんので、まずチャーターを飛ばすことによって実績ができれば将来的には定期路線になるということも十分考えられますので頑張っていただきたいと思います。

今、幹を太くするということを言われましたけれども、それをどういう形で今後詰めていく

のか、交流を進めていくのか。それから、インバウンドを重要視するのか、アウトバウンドを重要視するのかによっても、旅行会社、航空会社の対象が変わってくると思います。そこらあたりの戦略を教えていただければと思います。

【土井口国際観光振興室長】 まず、フィリピンにつきましては、現地における長崎県の認知度向上に向けた取組、これは今までもやってまいりましたけれども、継続していくということでございます。

あわせて、先ほどの繰り返しになりますが、フィリピンの国民の約9割がキリスト教、83％がカトリックという意味では、キリスト教の国と言っても過言ではないと思います。まさに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録された好機でございます。我々といたしましても、巡礼ツアー関係の旅行社を招致したり、神父の皆様を招致したり、そういった形で、長崎県にゆかりのある内容の、長崎県に特化したツアーの造成ということにも働きかけていきたいと考えているところでございます。あわせて一般のツアーについてもしっかり取り組みまして、イン、アウト、当面はインを中心と考えておりますが、そういう形で取り扱っていきたいと思います。

【大久保委員】世界遺産に登録されましたので、一生懸命、観光プロモーションをしても直行便がないとかなり不便ですので、まずはチャーター機でもなんでもいいから飛ばすということで実績を、飛ばすことによって幹を太くするという考え方もあろうかと思いますので、その実績によって将来的には定期路線になるということも考えられますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

香港の方も、これは長年、誘致活動をされていますのでぜひ期待したいと思います。香港もインバウンドを重要視されてのことでしょうから、今、長崎空港にある中国、あるいは韓国に次いで第3の国際定期路線ということで頑張っていただきたいと思います。

それから、ベトナムに関して、特に長崎県が中部のダナン、あるいはクアンナムとの交流を進めています。これは九州でもベトナムと交流のある地域があるでしょうけれども、中部と交流しているということは特色があっていいのかなと思います。

今、ダナンの飛行場と日本は、恐らく成田との路線だけだと思います。そういう意味では福岡とは競合しませんね。今、我々は福岡から飛んでいますけれども、ホーチミンからダナンに行くのにトランジットにものすごく時間がかかります。

そういうことを考えれば、福岡と競合しない差別化、ダナンとの航空路線を長崎県がアプローチしていいのではないかなという気がいたしております。これは出だしは恐らくアウトバンドの方が先かなという気もしますけれども、そこらあたりはどういう感想を持っておられますか。

【土井口国際観光振興室長】ベトナムに関しましては、昨年もそうでございましたが、知事がベトナム航空を訪問いたしまして、ベトナムと長崎間の定期航空路線について要望してきたところでございます。

ベトナムもしかりでございますが、ベトナムもハノイ、ホーチミンから福岡空港に就航しておりまして、まずはそちらを優先したいと。同じ表現をさせていただきますが、客が増えることによって、ひいては長崎も次の候補として考えられる、そういった発言もいただいたところ

でございます。

一方で、ダナンは、まさに今おっしゃるとおり、ホーチミン、もしくはハノイを経由しないといけないという、リゾート地としては非常に有名なところでございますが、現在、日本から行くのは非常に不便である。そういった観点からすると、確かに、委員ご指摘のとおり、直行便があると非常に便利です。福岡とも競合しませんので便利な部分があるかと思います。

ただ一方で、路線として継続させるためには安定したお客の確保も必要になってまいります。長崎の人口でダナンに安定的に送客できるかどうか。また、ダナンから安定的にインバウンドという形で本県へ誘致できるかどうか、そういった研究もしっかりやらないと、そういった部分までは結びつかないのかと思っております。

そういった意味では、チャーターを仕掛けていくということも一つの考え方かと思います。チャーターについては、ハノイ等も検討させていただいておりますので、引き続きあわせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

【大久保委員】 長崎県内の人口じゃなくて、ダナンに関して言えば、日本でいうと成田しかないわけです。だから、ある意味、逆に言うと、西日本地域をターゲットに、全部、長崎に来ていただいてダナンのリゾートに飛んでいただくというような構想を持ち合わせて構わないのではないかと思うんですね。

福岡からダナンに行くのに、まず、ホーチミンまで飛ぶのに、ダナンよりも恐らく30分ぐらい長くフライトしますよ。国際線から国内線に乗り換えですから、ホーチミンの空港で3時間から4時間、さらに、そこからダナンまで1時間ですから、それだけで4～5時間のロスです。であるならば、成田以外の、いわゆる西日本地域から、国内から、全部長崎県に寄せて、そして、長崎空港からダナンに飛ぶというような考え方も必要になってくるのではないかと思います。

長崎県は、これから中部とやるぞ、議会もやるぞ､県もやるぞということでやっていますし、長い交流が､荒木宗太郎の時代からの､500年、600年という交易の歴史があるわけですから、その長崎からダナンに飛ぶということの意義は十分あるだろうから、そこらあたりを総合的にプロモートしてやるという戦略を立てないと、いつまでたっても、全部、国際路線、中国、韓国に次いで欲しいですね、欲しいですねと言ったって、採算が合いませんから無理ですね、無理ですねと。

だから、何がだめで、どこを押さえていけば飛ぶのかということですね。旅行会社なのか、航空会社なのか、インバウンドなのか、アウトバウンドなのかというところをもっと詰めて、そして、今、参事監から答弁があったように幹を太くして、まず滑り出してみて実績をつくって定着化させるということを戦略として持ち合わせてやっていかないことには、いつまでたってもならないと思いますね。飛ばないことには長崎空港は国際空港だという認知度も上がりませんので、飛ぶことによって、ああ、長崎から世界に飛んでいるんだという認知度が全国に対して発信できますので、そこらあたりをいま一度、もう一回考え直して、しっかり戦略を立てていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【土井口国際観光振興室長】委員ご指摘のとおり、そういった意味ではしっかりした戦略をつくってまいりたいと思います。

1つ、委員、成田とダナンというお話をされ

ました。たしか、最近、関空も1つ便ができているかと思います。そういった部分も検討材料に入れながらしっかり研究してまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】 ただいま、大久保委員が言われたように、戦略という形で作戦を練って目的を達成するというような時代になってきていると思います。この時代の流れの中で求められるものが何なのかということをよくよく考えながら、皆様方も経営という感覚の中で結果につなげるようにお願いしたいと思います。

今日の説明の「長崎県の観光振興について」という中において、特に、外国人の宿泊客が非常に伸び悩んでいるということで、前年比が非常に減少しているということを正直に明らかにしていただいているわけであります。

よく言われるように、いい結果の数字は出すけれども、よくない、いかがなものかと思うようなことについては、議会とか、あるいはその他に明らかにしない、こういう流れが一部あることもあるけれども、今、こうして説明の中で外国人の宿泊客の伸び悩みということを明らかにしているということです。

どういうような形でこれが伸び悩んでいるのか、現状は一体どうなっているのか、国際観光振興室長にこの辺の数字の状況を教えていただければありがたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】外国人に限ったものでございますが、本県が独自に集計しております観光統計によりますと、平成29年は延べ宿泊数は75万1,000人、対前年比で約4万人、率にして5.6％の増となっているところでございます。これは過去最高の数字を記録しているところでございます。これはあくまでも本県独自の統計でございます。

九州各県との比較になりますと、各県独自の統計を持っておりますので単純に比較できないということでございまして、観光庁が独自に集計しております宿泊統計で比較しています。本県の平成29年の伸びは、長崎県の統計と観光庁の統計は若干異なりますが、77万9,000人、九州では4番目の数字となっておるところでございます。ただ、問題は伸び率でございまして、本県の伸び率は7.4％の増で、九州で一番低い伸びにとどまっているところでございます。

私ども、その原因は何かということでいろいろ考えているところでございますが、一つは、国際定期航空路線が少ないということが考えられるということ。また、細かく見てみますと、韓国とか台湾、香港では、団体旅行から個人旅行への移行が進んでいる市場でございますが、これらの国からの個人旅行客の伸びが九州各県と比べますと低いということに鑑みますと、個人客を取り込む数が少ないのではないかという形に私どもは分析しているところでございます。

【小林委員】基本的に長崎県は西洋に開かれた街であるということを一つのうたい文句にしているわけです。長崎県の観光を語る時に、西洋との出会いという形で歴史をたどれば、九州の中でも外国における長崎の知名度はどうかというと、やっぱりあるわけです。にもかかわらず、今のような状況で、よく分析はしていただいているわけです、数字では。

しかし、どういう対策をもって、これをクリアしていくのか。正直言って、7.4％の伸び率は、まさに最低なんですね。例えば、佐賀県でも対前年比では54％伸びている、熊本県でも55％、大分県でも67％、宮崎県は一番低くても21％、鹿児島県は54.7％、宿泊客はこれくらい伸びている。なのに、今お話があったように、長崎県

のみが7.4％と。これは一体どういう要因なのか。

今の話の中で室長は、いわゆる定期航空路線がないんだと、確かにそうですよ。この間、特別委員会で改めてお尋ねし、改めて資料を出してもらって驚いたわけでありますけれども、長崎空港に外国からどのくらいのお客が来ているか、まさに5万5,000人台である。佐賀県でも10万人ぐらいになっている。

こういう状況を見た時に、一体これはどういう状況なのか。これだけ恵まれた飛行場、騒音も少ない、早朝便、深夜便もオーケー、24時間空港の第一人者というようなことになる可能性も一番あるんですよ。また、世界初の海上空港として一定の評価があるにもかかわらず、これくらい伸び悩んでいるということは非常に遺憾千万ではないかと思っております。

この対策は、やっぱり長崎県ならではというところをいち早くやっていただかないと、環境整備は、2つの世界遺産、あるいは3つの日本遺産というような状況の中において、人呼んで栄える街の長崎県が外国人に見放されている。仮に来たとしても素通りさせるわけにはいかない。ここは部としてしっかり考えていただかなくちゃいかんじゃないかと思うんです。

これからはグローバルの時代であって、県内だけでは勝負ができない。しかも、アジアと最も近い関係にある、距離的にも最も近い位置にある。こんな状況をなぜまともに生かしきっていないのか。無為無策なのかと言えば、やっているわけだけれども、なかなかその辺の取組は頭が痛いところだと思います。

この辺のところは、どういう形でやるか。これは田代政策監の担当みたいだけれども、これは田代政策監、何らかの対策を講じて、やってもらっているけれども、結果につながっていないよね、今のところ。将来的に7.4％を50％だ、60％だ、70％だと、この辺までもっていけるような自信があるのかどうか。そんな仕掛け、手の打ち方はやっている、必ずそれは成果につながる、こういうようなことが言えるかどうか、政策監にお尋ねします。

【田代文化観光国際部政策監】 今、小林委員のご指摘でございますけれども、確かに、今までインバウンド対策としていろいろな対策は打ってまいりましたけれども、それが結果として九州最下位の7.4％の伸びということが現実でございます。

今、室長からも話しましたけれども、まず、定期航空路線が長崎県の場合、韓国と中国だけということで、アジア国際戦略の中で新しい航空路線を誘致するということで、今回、知事のトップセールスもしてまいりましたが、そこを含めて一生懸命やっているところでございます。

長崎県への誘客数からまいりますと、韓国、中国､台湾､香港からの誘客が多うございます。韓国、中国は今路線がございますので、次に狙っていくところは台湾と香港の定期航空路線を目指すということが一義的なものかなと思っております。鋭意そこは、この前、香港へは知事も参りましたし、台湾につきましても、今、日本の航空会社に働きかけをしているところでございまして、誘致について積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、インバウンド対策といたしましては、ＰＲ不足があるのかなと思っております。今までもいろんな対応をしてまいりましたけれども、ＳＮＳを使ったりとかユーチューブ等を活用しまして動画プロモーション等もやってまいりましたけれども、それが効いているのか、そこは十分検証しながら、より有利なＰＲとい

うものを構築していくということで今後検討してまいりたいと思っております。

【小林委員】基本的に要因とか取組については、大体同じようなことをおっしゃっております。我々のこういう指摘の仕方は、今は宿泊客という形に変わっているけれども、路線の新たな開発ということが全く進んでいない。何度も言うように、こんなに恵まれた空港はないぞと、なぜ生かしきっていないのか。同じ質問に対して、やっぱり同じような答弁があって、最近は台湾とか香港とか、そういう具体的な国の名前が出てきて、皆さん方がかなり努力されているというような受けとめ方をやっております。

私は、中村知事にはもっともっと海外に出ていただきたいと思っています。やはりトップセールスは、それなりの効果があると思います。中村知事の人柄と、そして、くらいつくようなやる気というものが非常に出ていて、本当に静かな中にも闘志いっぱいの姿を何度もかいま見て、やっぱり知事ならではの人柄的なものもあるし、熱心さもあるし、意欲もあるし、やる気もあると。これを海外に行ってトップセールスをさせない手はないのではないかと思うんです。

この際、予算のいろんな面もあるかもしれないけれども、これからは国際観光振興室として路線開発は絶対やらなければいけない。このために最善の努力をすべきだと、この辺のところをもう一度強調して、台湾のチャーター便、そして香港。

つい最近、香港に行ってみてどういう話が出るか。例えば、ジェトロなんかに行って聞きますと、九州各県でも県の事務所を香港に構えて、そして対アジア戦略をやっているわけです。出てないのは長崎県だけだというような形の中で、もちろん、そこに使う経費はどのくらいかかるのか。午前中の話もあるように、投資対効果がどういうような形で、それだけの事務所をつくるということになっていけば、かなりのものだと思います。ただし、うまいやり方、頭のいいやり方も考えて、ジェトロの一角を共有して借りるとか、各県と力を合わせて、1県で1カ所というと相当高いから、これを複数県で、複数の目的を持ったところで力を合わせて事務所を構えて、最少の経費で最大の効果を生むような当たり前のやり方を考えていかなくちゃいかんと。正直言えば、こういうところがどうも不足している。いろんなやり方があると思う。ジェトロの対海外戦略をもっともっと聞いて、そして、ジェトロなんかに知事が、あるいは県の部長クラスがどんどん行く。そうすると、ジェトロの方で海外戦略について長崎県はかくあるべき、そういう戦略でやるべしというアドバイスなんかは、我々が行ってもとても参考になるようなアドバイスがもらえるわけです。

そういう点をもうちょっと我々長崎県はやっていただかなければいかんじゃないのか。対国際戦略というような、アジアへの戦略を全庁的に掲げ横断的にということで中村知事が明らかにして、それに対して打てども響かんような考え方が、結果に全然結びつかないということでは、対アジア国際戦略は一体どうなっているのか、こういうようなことを言われても仕方がない。

もう一度言っておく。中村知事に、もっと海外に出ていただき、ここ一番というところでしっかり結果につながるようにやっていただきたい、このことを加えてお願いしておきたいと思いますが、この辺のところは政策監、中村知事にしっかり話すべきだと思うけれども、いかがですか。

【田代文化観光国際部政策監】 今回、知事の香港、フィリピンに行っていただきましたけれども、フィリピンにおきましても、世界規模での観光業の交流を促進している団体での表彰ということで行ってまいりました。この中で知事が英語でスピーチをいたしまして、その前後に長崎県のＰＲのプロモーション、これはビデオだったりスライドを流しました。これにかなり多くの拍手をいただいたところでございます。こういった形で知事に出ていただくのはかなり有効なことだと思っておりますので、今後ともそこは知事とも相談してまいりたいと思います。

【小林委員】世界遺産でも英語でしゃべっておられた。どういうことかよくわからなかったけれども、外から見て、思い切ったことを言っているみたいだというふうに感じました。最近は知事も英語慣れしておられます。英語でどんどんしゃべってもらって、そのくらいの意気込みで中村知事をもっと海外戦略に使おうや、お願いしようや。こういうようなことを重ねてお願いしておきたいと思います。

さて、世界遺産でありますけれども、岩田次長、9月23日の読売新聞、これは君の顔たい。まさに、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」から今回の世界遺産に移り変わる裏話が生々しく出ている。なるほど、こういう経過の中で、たった2カ月で推薦書を書き込むとか、なんで大村が外れたのか、外されたのかということがよくわかる。長崎県にキリスト教があるのは大村純忠のおかげ、これがなぜ外れたのか、ここを読んだら想像にかたくないと。岩田次長、どうもありがとうございました。

そういうような形で皆さん方関係者がご苦労いただいたその流れも、たった2カ月で推薦状を、皆さん方が昼も夜も徹して書いていただいたということ。そういういろんな方々のおかげで、イコモスの評価をしっかりお聞きになってやっていただいたわけです。

私は、6月30日にロビーでバーレーンから届く決定の瞬間を見ていました。この中で我々が身震いするほど感動したのは何かというと、イコモス推薦だから、意見なんかないわけで、一発で異議なしでいいんだけれども、あえて手を挙げる人がいっぱいおられて、今回の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の評価というものは、ものすごくレベルが高いわけです。

どんな内容であったかというと、「世界遺産にふさわしい資産であり、世界遺産一覧表への記載を強く支持する」とか、「人類史上の重要な歴史を伝える遺産である」とか、「200年以上にわたる潜伏キリシタンの歴史、そこに育まれた文化的伝統を伝えている」とか、「一旦、推薦書を取り下げ、イコモスの支援を受け見直した取組は模範的である」と、あなたのことを言っているんでしょうね。それから、「国、関係自治体、地域コミュニティーの努力を称賛する」と、県はほめられていますよ、関係自治体、地域コミュニティーの努力を称賛すると。「文化財保護法や景観法など国内法により適切に保護されている」等、まだたくさんあったかもしれないが、こんなようなことを、もう一度言うが、本当は異議なしでいいわけです、一括で異議なしでいいわけです。ところが、それでおさまらんわけです。次々に時間をとって手を挙げて、すばらしい世界遺産としての、まさに価値をみんなが雄弁に物語っていただいた。これは最高の感動でありました。そういういろんな経過の中で、今回こうやって「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が決定を見ているわけです。

そこで、まずお尋ねしたいことは、最近の新聞報道で、この「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が6月30日に決定を見た、7月4日に一覧表に載ったと。こういう経過で、7月、8月に、この世界遺産に多くのお客様が長崎県に来ていただいている。こんなようなことで数字が上がっているんだけれども、まず、ここのところでどのくらいの人がこの2カ月で来ているのか。この辺のところで評価をさせてもらいたいと思いますけれども、まず、世界遺産目当てで長崎県に訪れた方々がどれくらいおられるか、まずそこをお尋ねします。

【佐古観光振興課長】 登録後、7月、8月の本県の構成資産について来場者の合計が12万2,000人余りという数字になっています。

【小林委員】 12万2,000人ですね。観光振興課長、こういう時は、もうちょっと勢いよくしゃべれ、お通夜みたいなしゃべり方するな、この大事な時に。これは声を落としてしゃべるようなことじゃないぞ、胸を張ってしゃべらんか。こんな感動の多い話を、こんな暗い顔で観光振興課長なんかなれるか、もっと明るくしゃべれ。その時は君が代わって答弁せろ、いいか。あんなやつじゃ観光振興にはつながらん。そういうようなこともうちょっと、その姿勢をよう考えとけ。

まず、12万人ということは、天草の一つの構成資産がのっけられているんだろうと思います。そういうような形で12万人が来ているということ。このところはかなり評価に値するんじゃないかと。新聞のいろいろな報道を見ておりますと、例えば、大浦天主堂がどのくらい来たとか、そういうような形で、この勢いを「明治日本の産業革命遺産」の時と比べた時に、この勢いは一体どういうふうにあるのか。つまり3年前の平成27年でしたか、「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に決定した。その時も相当いろいろ、「軍艦島」と言わせてもらうけれども、ああいうところを始めとしてグラバー邸とか、かなり話題に上ったと思うんです。それと比べて今回の決定、新しい世界遺産の人の出入りというか、長崎県に訪れるこういうのは、どういうふうに比較できますか。

【佐古観光振興課長】 まず、「明治日本の産業革命遺産」の状況を申し上げます。数字を把握できておりますのが軍艦島と旧グラバー住宅ということになりますけれども、まず、軍艦島で申し上げますと、平成26年度の登録前の来場者数を100とした時に、直近の平成29年度で152、1.5倍という数字になっております。平成30年度に入りましてからも、月ごとに見ますと、登録年である平成27年度を上回る数字になっておりますので、軍艦島につきましては、登録効果が先行のほかの世界遺産と比べても遜色なくまだ続いていると考えております。

それから、旧グラバー住宅につきましては、軍艦島に比べますと、もともと観光地だったということもございまして、伸びの部分は少し少ないですけれども、これにつきましても登録年には約2割弱伸びて、平成29年度は平成26年度を100とした時に96ということで登録前年を少し下回っておりますけれども、また今年の11月の旅行シーズンの動きを見て効果がどうなっているかということを分析してまいりたいと考えております。

こういった「明治日本の産業革命遺産」の動きと比べまして、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、7月以降、前年度との比較をずっとしておりますが、毎週毎週、数字を積み上げていくと、どんどん増加率が増

えていると。さらに、先ほども申し上げましたけれども、11月の旅行シーズンがまたございますので、そこも含めれば、今年度は少なくともかなりの伸び率になろうかと思っております。これを数年先も「明治日本の産業革命遺産」と同じように持続させていくということが私の責務かと思っております。

【小林委員】 よくわかりました。私も資料をいただいたんですが、「明治日本の産業革命遺産」についても、例えば、「軍艦島」とあえて言わせていただきますが、端島炭坑のところが平成26年度あたりで19万1,881名だった。これが一番伸びたのが平成29年度、これが152％になって29万1,665名と。

こういうような形で、私は正直に言って、軍艦島は、最近はあんまり、ちょっと名前が、以前よりも少し聞こえなくなったのかなと。こんなような形で失礼ながらちょっと思っておりましたけれども、こうして持続して、3年目だけれども、伸び率を152という形に保っているということは、これは正直言って大したものだと。世界遺産というものが、今まで世界遺産にならなかった端島炭坑、軍艦島であったとしたならば、こんな伸び率があるわけではないし、あるいは整備されなかったかもしれないし、そういう面では、観光面からいっても、人呼んで栄える長崎県として、そういう点から登録効果の大きさを改めて認識しているわけです。

旧グラバー住宅については、当初が平成26年度時点で100万人を超えて103万5,000人ぐらいあったわけですね。今は100万人を切って、今、96％ぐらいの状況だけれども、これとて99万6,000人、大した数字だと思います。

こういう状況からして、世界遺産というのは、本当に驚くほど、こういう効果をあらしめているということ、こんなことを感じるわけです。

今度は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」で大浦天主堂は、平成29年の登録前年は大体9万人ぐらい、これが平成30年の今の状況の中で125％、こういうようなことで11万2,000人になっている。大浦天主堂についても登録前年が2万3,726人、これが今日、5万8,000人を超えている、これがもう何と2428％と、こんな状態になっているわけです。

こういう効果を我々は数字できちんと確認をすべきだと。そして、その効果をいつまで持続することができるかと。観光振興課長が今おっしゃってくれた、「この数字をいかにして持続させるか。これが自分の仕事だ」と。これくらいの、逃げずにきちんとした答弁をしていただくということについては本当に評価をしたいと思うし、それくらいの意欲を持って県庁マンの皆様方が、自分の役割、自分の責任は何かということを考えて、その責任を明らかにしていただき、その責任を達成するために最高の力でしっかりやる。こういう取組姿勢は見上げたものだと思って、ここはひとつよろしくお願いしたい、こういうふうに思っているわけであります。

さて、世界遺産登録推進課長、これだけ来ていただいているわけで、特に新聞で読ませていただきましたが、平戸の春日集落は10倍の伸び率だと、300人ぐらいしか来てなかったのが3,300ぐらい来ていると。こういうような形の中で新聞で大きく報道されておりました。そして、そこに行ってみれば、例えば、教会とか何かシンボルになるようなものは何もなくて、ただ古民家を改造して、そこで名前を付けていただいて、ここが非常ににぎわっていると。

まさに、これが世界遺産の最大の効果ではないかと。何にもないところに、これだけ人が集

まるということは、一体何かと。しかも、失礼ながら、アクセスが恵まれている場所であるかどうか。こんなことを考えてみれば、アクセスは、便利か、便利ではないかと言えば不便なところだと、距離も結構あるというようなことが一概に言えるんじゃないかと思います。こういう状態を、抽象論的で申し訳ないが、あるべき一番の姿ではないかと私は思っているわけです。

ここのところの、訪れる人が10倍にもなって多くなっているということは、どういうように分析すればいいのか、どういう見方をすればいいのか、何か見解をお持ちでございますか。

【村田世界遺産登録推進課長】春日集落につきましては､委員がご指摘のとおり､一見すると、どこにでもあるような農村景観でございます。そこに棚田があって、山があってというふうなものでございまして、実際に世界遺産登録前にはあまりご来場いただいてなかったという事実もございます。

そうしたことで、地元の平戸市としましても大変な危機感を持ってずっと取組をされていたということがございます。地道な取組といたしまして、そこでいろんな方々を集めてウオーキングをやったりとか、キリシタンの末裔の方に地元のガイドさんになっていただいていろんなお話をしていただく。そういうことを地道に取り組んでこられた経緯がございます。

そうした中で、ご紹介いただきましたような拠点施設に高齢者の方々、女性の方が2～3名いらして、ご来場された方々とお話をされるということが報道にも取り上げられまして、訪ずれた方も非常に好感触を持ってお帰りになるというふうなことが続いております。

そういった、これまでの地道な取組と、そこの地域で工夫した取組が相まって、こういう10倍という結果になっているのかなと私自身は分析しております。

【小林委員】 今のような話で、世界遺産のあるべき姿と、構成資産がたくさんあると。原城跡においても全く野原だと。しかし、昔を彷彿とさせるような新しいVRとかあって､それで昔を彷彿とさせるような取組をやっているとか、地元自治体でいろいろご苦労されていると思います。

私は、地元自治体が効果を明らかにする、結果を出すために県と一緒になって頑張っていただいているということ、ここは自治体の大きな目玉であるし、この辺が県のやり方を黙って指をくわえて見ているんじゃなくて、県でもいろいろと力づけたり、アドバイスしたり、いろいろ支援をいただいていると思うんだけれども、こういう結果になっていることが、基礎自治体というか、そういうところが一番元気を出して頑張っていただかなければ、人口減少であろうが、あるいは県民所得であろうが、あらゆる問題を県のみでやっていくことはできないわけです。

そういう点からも、平戸市の春日集落は、今回、一番特筆すべきことではなかろうかと。これが300名が3,300名というようなことが新聞で報道されている。そして、80歳か90歳ぐらいのご婦人の方々がおもてなしをやっていただいている。平戸の特産物がしっかり売れている。そして、地域の方々が、こんなにもたくさん来てくれる人がいるのかと思って、その効果は幾らか増えるであろうと考えていたけれども、こんなにもたくさん来ていただいている。

地域が、そういう世界遺産の効果を一緒になって享受しようという形の中で、午前中も質疑があっておったけれども、いきなりたくさんの

人が来て、生活と祈りの場であるところの教会とかその他のところについては、いろいろ迷惑をこうむっているのではなかろうかと。その迷惑を絶対に最少限に抑えなければいけないと。

こういうような一つの歴然とした議論がある中において、地元が迎える、おもてなしをしっかりやって、お客様にリピーターとして来てもらいたいと、そういう願いを持ってやっているということ。こういう姿勢を我々は、人呼んで栄える長崎県とする時の基本的な精神として、これをずっと持続させなければいかんと、こういうような考えを持ちますので、ここのところは、ぜひともこれからの一つの大きなあるべき姿として、世界遺産における春日集落のこの状態は、ただ一過性で、3,000名来たのは、つい先頃までで、どんどん、どんどん落ちるというようなことに絶対ならないように、地域が一生懸命取り組んで、来ているお客様たちに真心を尽くせば、最高のおもてなしをすれば、それは口から口に広がって最高の世界遺産の効果につながっていくんだ。

こんなようなことをこれから広くお互いにアピールしていかなければいかんじゃないかと。こういうふうに思っておりますから、その辺のところについて、今後、構成資産の12のうち長崎県が11、そして、上陸できないところが1つあるそうで、実際に11の中で10、そして、これがこれからどれくらいの伸び率でいくか。そういうことでありましょうから、ぜひその辺のところは取り組んでもらいたい。

そして、もう時間がありませんので、もう一つ私の方で強調しておきたいことは、これまでの世界遺産とちょっと違うのは、これは一つの宗教というか、潜伏キリシタンというようなことなので、先ほどからお話があっているように日本でキリシタン、信徒というか、何名ぐらいいらっしゃるのかということも尋ねてみました。全国で43万4,000人ぐらいいらっしゃるそうであります。

それから、さっきお話があっていたようにフィリピンは国民の83％がクリスチャン。それから、韓国に至っては二十数％がキリスト教で、プロテスタントがそれをもっと超えていると、両方合わせれば60％近くはキリスト教の関連になっていると。日本人で43万人おる、フィリピンにも83％がおる、韓国においても合わせて60％近くおる。ここのところに特化した仕掛けをやっていかなければいけない。確かに、殉教とかかれこれを、フィリピンとか韓国にいろいろと仕掛けをやっていただいていることは聞いておりますけれども、日本自体でも、まずキリスト信徒の方には、ぜひとも、恐らくお見えになるんじゃないかと思うけれども、こういう一つの、行ってみようかと思うような仕掛けを、JTB等の旅行会社と組んでいろいろやっていただいていることも事実でありますけれども、その辺に特化した仕掛けをやって、そして、それを倍増させていく。そして、何といっても持続をしていかなければいかんと思うんだけれども、この点についてはいかがですか。

【土井口国際観光振興室長】委員ご指摘のキリスト教徒が多い国、韓国、そしてフィリピンに的を絞って誘致をというふうなお話でございました。先ほどお触れになったように、我々はこれまでもいろんな形で神父の招聘とか、あと、巡礼ツアーを取り扱う旅行社、また、現地の観光店などに出向きましてそういったＰＲもやってまいりました。

この7月に、世界遺産登録の直後でございますが、韓国のカトリックの総本山、明洞聖堂前

で世界遺産のパンフレットを配らせていただきました。また、フィリピンにおきましては、登録直後に現地の観光展に出展いたしました。また、エージェントを集めて説明会等もやってまいりました。

また、8月には、先ほど政策監からも答弁がありましたように、知事自ら英語のスピーチで世界遺産のＰＲをしてきたところでございます。

フランスの「ジャパンエキスポ」でも、九州7県でございますが、一緒に出展いたしまして世界遺産のＰＲもしてきたところでございます。

こういったことで、いろんな形でＰＲをしてきていますし、今後も継続する必要があろうかと思います。委員ご指摘のとおり、本県は海外との交流の窓口として栄え、人々の交流の中で栄えた歴史がございます。再びそういった歴史を繰り返すように、このＰＲには精いっぱい頑張っていきたいと考えているところでございます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【吉村(庄)副委員長】 関係部局にお尋ねします。

まず、世界遺産の問題ですが、長崎県観光関係の世界遺産以外のところも含めてですが、小さいといいますか、そういう言い方で言うと枠が狭まりますが、世界遺産あたりでもお答え願いたいと思います。

施設的なといいますか、ハード的なといいますか、先ほどからお話になっているように、来訪者がかなり増えている、それも大きく増えている。それを機会に付近の観光地に訪れる訪問者も増える傾向にある、こういうことになっているわけですが、増え方も非常に大きいと、大いに結構なことだと思います。

典型的なことを言えば、トイレ、トイレでも洋式化、それから、特殊ですけれども、これは全てということじゃないですけれども、オストメイトのトイレ、こういうところはどういうふうに整備をしていくのかということが非常に大きな課題だと私は思っております。もう一つは、大きく言うバリアフリー、トイレ関係でいうと多目的トイレ、こういうところは非常に追いつかないような状況になる可能性がある、来訪者の数の割合には。それはプラスをして世界遺産に登録されたところ以外の観光地についても、人が訪れるということからすると非常に影響がある、こういうふうに思います。

こういう部分について総括的に結構ですから、一定の認識は当然あられるだろうと思いますけれども、そこら辺について今後の対応、あるいは対策としてどういうふうに思っておられるのか。これは総括的に政策監あたりに聞きましょうか、全体的に。具体的なことですから部長さんではちょっとあれだと思いますので、ご答弁願います。

【岩田文化観光国際部次長】「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産周辺に関しましてのトイレ等の整備につきましては、これまで来訪者の見込みを立て整備をしてきたところでございます。当然、身障者、高齢者も利用できるような多目的トイレの整備もあわせて行ってきているところでございます。実際にオストメイトの利用あたりにつきましては、まだ整備されていないところがほとんどでございます。

今後、多くの高齢者、障害者、また、海外からのお客様、いろんな方が参られますので、そういった方々にもご不便がないような整備を今後も必要なところから行って、来客者に対する不便がないような形で整備をやっていきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 そういう考え方をお持ちですから。さっきも小林委員から話がありましたように、登録を機会にが一っと来客者が増えている状況があります。だから、そういうことに対応できるような最低のことはしていただかなきゃいかんと思います。

加えて、一般的な観光地とか観光施設についても、今まではトイレはあるけれども、割合として和式が多いとか、こういうところについては洋式化していかないと、外国人に来てもらって和式でどうぞと言ったって、どうにもならん。こういう問題もありますから、そういうことを踏まえて。

もう一つは、一般観光施設も含めて、私たちが行ってみてもバリアフリーという意味ではまだまだ遅れているというように私は具体的に体験しております。一つずつ、どこがどうだという話はしませんけれども、ぜひそういう対応は、あなたたちの具体的な対応の中にあると思いますから、予算の関係その他もありますが、そういうことが最低、外国の皆さん方が来られても登録地域、あるいはその施設、それから一般的な観光のところについても、きちっと対応できるようにぜひしていただきたい、こういうことを要望しておきたいと思います。

それから、また別なことで観光ＰＲについてです。

最近、私はずっと回ってみて気づくことがあります。それぞれ観光ＰＲのポスターとか看板とかしてあります。従来からずっとしてあるところで、目立つところでも汚れたり、老朽化しているところがまだまだ残っています。どこにあるという意味じゃなくて、例えば、ある大きなルートに出たところに焼き物の宣伝のための看板があった、ずっと昔のものをそのまま使っている。観光振興だとか、長崎県は観光立県なんですよと知事が言っているけれども、そういうところが非常に見過ごされています、案内あたりがね。進んだところでは、韓国語もあるし、こういうのが必要だということでつくっていらっしゃる。ところが、それだけじゃなくて、そういう付近にあるものについても常に点検があって、その地域に入ったら、気持ちが、お一っという感じになるような、そういう体系をつくっていただかなくちゃいかん。こういうふうに私は思いますが、当然のことですから、要望しておきたいと思います。

それから、物産ブランド課にお尋ねしますが、きのうですか、新聞に出ましたが、いわゆる日本の、あるいは長崎からのブランド、こういう位置づけができると思いますが、日本茶の問題で、官民ファンド「クールジャパン機構」との関係で、グリーンティーワールドホールディングス、これは長崎県に本社があるわけですが、そして、カリフォルニアあたりで頑張っていただいている前田さんのところの関係があると思いますが、グリーンティーワールドホールディングスからクールジャパン機構を提訴したという記事が載っていました。

これについて私はよくわからないところがあるんですが、県としてどういうふうに捉えているのか、あるいは県としての対応が何かあるのか、お聞かせいただきたい。

【宮本物産ブランド推進課長】 9月24日のクールジャパン機構を本県の日本茶カフェ企業グループが提訴したという記事を受けてのご質問かと考えます。

現在、県内企業でアメリカ合衆国に海外進出をしているのは6社と把握しており、グリーンティワールドホールディングスは、その数少な

い1社として意欲的な取組を行ってきたと認識しております。

今回の日本茶カフェ事業に関しましては、順調にいけばアメリカへの県産品の輸出拡大につながることと期待しておりました。平成27年の同会社の発足以来、動向を注視し続けていたところでございますけれども、新聞報道等によりましたら、同社と共同して事業運営をしていたクールジャパン機構との間では、双方の主張に食い違いがあり、互いの信頼関係が損なわれているように見受けられておりますので、今後、事実関係など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 私が心配しているのは、課長が言われたことに関係があるんですけれども、こういう状態で、ほかの産品がどんどん出てきているという状況でもないんでしょうけれども、長崎県側からのブランド品という意味からいきまして、そういうものを輸出して頑張っていただいているという話もございましたが、まさにそのとおりですね。私も、南カリフォルニアの県人会の何周年かに行かせていただいた時に、頑張っていらっしゃる現地のお店を見せていただきました。

そういうことを考えてみますと、ブランド品を、一生懸命頑張っていただいているようなところの活動に対して、こういうことが起こると、相互の信頼関係が損なわれているように見受けられるという話がありましたが、それはそうだと思います。東京地裁に提訴されておりますから。

そういう状況の中で、悪い影響と言ったらいけないですが、悪影響が起こったらいかんというのは私なりに心配しております。先ほど、情報収集云々という話もありましたが、黙って見ている、こういう状態でもないというふうに伺いましたから、十分注意をしていただきたいということと同時に、ブランド品の輸出、取り扱い、あるいは拡大、こういうところに悪影響がないように注視をしていただきたいということを申し上げます。ここのところは、先ほど、「注視をしていきたい」という話がございましたから特に答弁は要りません。

【大場委員長】 3時15分まで休憩をいたします。

― 午後　３時　３分　休憩 ―

― 午後　３時１３分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【宅島委員】 お疲れさまです。先般、9月8日に五島列島にお邪魔いたしまして、五島の地域おこしをされようとしている方々と意見交換をしてまいりました。その中でガイドさんのグループがございまして、とにかく今年に入ってから急激に五島に来る観光客の方が増えましたと。特に、世界遺産関連で増えておりますと。その中で、あるご夫婦は1週間泊まられて、2人で500万円ぐらいの旅行で来られていますと。かなり裕福な方たちが、世界遺産になったことによって旅してみようかというような気になられているようでありまして、あるお客さんはプライベートジェット機でやってきて五島に1週間いて帰るとか、そういった方々もあらわれたということであります。

そこで、地元の一番の問題点といいますか、せっかくそういうプライベートジェット機で来る富裕層のお客さんたちが、飛んでくるのはいいんだけれども、ジェット燃料を補給する空港が離島にはないと、ここが今、離島が抱えている問題点でありますということであります。

ここには、空港と直接かかわる課がないと思

いますので、部として新幹線・総合交通対策課と協議をしながら、どうやったらジェット燃料を補給できる空港になるのか。国土交通省との協議が要るでしょうけれども、その辺をきちっと協議をしていただきたいと思います。

あと一つは、ホテル業界、旅館業界、県内にかなりの外国人の方たちが、これからますますお見えになるということであります。それぞれホテルで英語ができる方、ドイツ語ができる方、フランス語ができる方、ホテルの規模に応じてコンシェルジュ的な人を雇えるホテルはいいんでしょうけれども、全体的な底上げ策として、県が言葉のサービスを含めたホテルマンの育成をやるとか、そういったところも県が主導して、長崎県全体のホテル業、旅館業のおもてなしの底上げをしていただきたいと思うんですけれども、その辺についてどういう認識を持たれておりますか、お聞かせください。

【佐古観光振興課長】 現在、観光サイドとしましてホテルのスタッフの方の外国語習得を支援するという制度は設けておりません。日本人の方相手のコンシェルジュといいますか、プラスアルファのサービスを提供するようなスタッフのスキルアップのところは支援をしているんですけれども、外国語に限りますと、現在は対応ができていない状況ですので、ここはホテル業界の皆さんのご意見も聞いてまいりたいと思います。

【宅島委員】 今、課長から答弁がありましたとおり、ホテル業の協同組合とか観光連盟と一緒になって、どうやったらおもてなしのレベルが上げられるのか、外国人の方たちが来られた時に、「長崎はよかった、もう一回行ってみよう」というお気持ちになってもらえるのか、そこら辺を含めてぜひ対応していただきたいと思います。

外国人に限らず、国内の日本人もそうですけれども、今日、群馬の私の知り合いから電話がありまして、「10月半ばに長崎に行くことになりました」と、「どこに行くんですか」と聞いたら、「軍艦島を見て1泊もせずに帰る」と言うんです。「1泊ぐらいすれはいいのに」と言ったんですけど、熊本に泊まって長崎に入って軍艦島を見て帰ると。どこかおいしいところがあったら紹介していただきたいという電話でした。

大事なのは、おもてなしと食事ですよね。午前中も話が出たと思うんですけれども、知事も日頃から言われていますけれども、食をいかに、長崎県の食事はおいしいと。特に、魚を中心にした料理がおいしいというぐらいの、そこら辺も底上げになるんでしょうけれども、文化観光国際部として全体の料理の、例えば職人さんたちを、定期的に料理教室とかやられていると思うんですけれども、そこに一般人の試食会をやったりしながら、長崎の人が食べてみておいしいものが、県外の人が食べたらどうかわかりませんけれども、そういったことをトータルで考えて全体的な料理の底上げも必要だと考えますけれども、その辺のことについてご見解があったらよろしくお願いします。

【中﨑文化観光国際部長】 今ご指摘がありましたように、長崎にいかに人を呼び込むかというところを今我々も検討しているところでございます。特に、先ほど、小林委員からもお話があったように、宿泊者の数を増やさないと、いくら観光客が増えても意味がないぞというようなご指摘を受けたところでございます。

観光を産業として捉えた場合、いかにホテル業を中心とした産業の生産性を上げるか。そし

て、もう一つは人材育成をどうするか。この2点は、今、我々の中でも検討を進めているところでございます。

そうしますと、今ご指摘があった食については、できるだけ県産材を使っていい料理を提供して生産性を上げる。また、人材育成については、外国人に対応するように、例えば、留学生であるとか県内の高校生に語学を習得してもらってサービス産業に就職してもらう。そういうふうな観点から、ぜひ長崎県内のホテル業界に付加価値をつけてもらうことで、観光客にリピーターになってもらう、また来ていただくような取組の施策の構築に向けて検討しているところでございます。

今のようなご指摘をしっかり踏まえて対応してまいりたいと考えております。

【宅島委員】 私の地元の雲仙市でも、今度、雲仙温泉に「星野リゾート」さんが進出されます。恐らく世界のVIPが予約しながら、なかなか予約がとれない旅館になると思うんですけれども、世界のVIPが長崎に来られる。そういった中で、雲仙だけじゃなくて、いろんなところに泊まられると思います。

そういったこともありますので、ぜひ言葉関係やおもてなし、外国の方たちの習慣とか、そういったことをトータルで考えて長崎県の観光の受け皿、レベルを上げていただきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございますか。

【小林委員】世界遺産の登録効果について重ねてお尋ねしたいと思います。

要するに、誘客対策を講じて登録効果を最高ならしめる、こういうやり方の中で今いろいろと取り組んでいただいていると思います。

一方において、今、宅島委員からも話がありましたが、企業の投資、いわゆる人が集まるところには投資が生まれるわけです。この投資を、率直な話、長崎県の企業の方々がどこまでできるかという視点と、ベトナムでもないけれども、アジアの国でもないけれども、資本の豊かなところから来ていただいて現地にきちんとした箱もの、そして、生産性と人材育成と。こういう状況の中からそれぞれの地域を起こすというようなことが非常に大事になっているわけです。

我々は、2つの世界遺産を持っている。そして、これだけの人が来てくれているんだと。この持続を図っていかなければいけない。島根県大田市は石見銀山で非常に栄えたけれども、あれから10年ぐらいたった時には登録前の客数よりも減っていると。世界遺産というのも決して100％の持続性があるわけではない。世界遺産というチャンスをいかにして持続して効果あらしめて、観光を産業に位置づけることができるような昇格、格上げするという結果を残していかなくちゃいかんと、こう思っているんです。

もう一度言いますが、誘客だけの今の展開、プラスして投資というような、大手の企業とかが、人が集まるところには箱ものも、必要なものが出てくるわけだから、そういう視点をこれから同時に図っていかなければいけないんじゃないか、こういう企てをしていかなければいかんと思います。

この投資については、今回、世界遺産が登録されてからまだ数カ月しかたっていませんけれども、この投資については何か動きがないんですか、いかがですか。

【佐古観光振興課長】主に宿泊施設の話で申し上げますけれども、五島地区では、県外の資本になりますけれども、大手の企業がグランピング施設を新たにつくるとか、あるいは長崎県内

の交通事業者が五島に新たなホテルを計画しているとか、あるいは新上五島にもそういうお話がございます。民間の動きがそういう形で出てきているということは私どもも承知しておりまして、これは長崎市内もご承知のところだと思います。

今の状況は、民間の事業者がチャンスと捉えて自発的に出てきているという状況でございます。例えば、長崎県が誘致のための補助金を交付してセールスをして回るというところまではやっておりません。ただ、せっかくのチャンスですから、私どもとしてもハード面の支援というのは非常に難しいと思っておりますけれども、大手のデベロッパーさんと意見交換をするとか、汗をかくといいますか、人脈づくりの部分で県内はもちろんですけれども、県外からも投資を呼び込む動きはしていきたいと思っております。

【小林委員】 観光振興課長、あなたの答弁のあり方を、今の話を聞いて、正直で非常にありがたいと思います。あなた、お坊さんですか。さっきからしゃべり方とか、全体的な姿が、決して頭のことを言っているんじゃないですが、お坊さんみたいな感じで、非常に真面目な答弁で、私は「暗い」と言ったけれども、暗いことは変わらないから「お坊さんですか」と言ったんだけれども、正直な答弁をやっていただいております。

なぜかというと、投資の部類については、要するに、自発的に企業が来ていただいていると。そのことも大事だが、やっぱり県の仕掛けの中で投資というような形で、もっともっと引っ張ってこんばいかんじゃないかと、こういうようなことをお願いをしたいわけです。

答えはさっきおっしゃったように、そういうことについてはまだ手が回っていないわけです。だから、誘客プラス何かの投資を考えるような民間的な発想で、時代がこういう流れだから、やっぱり頑張ったところが結果が出るわけだから。ましてや、離島ということの中で、当然のことながら、あなた方が担当じゃないけれども、空港の民営化なんかも、民営化させるところの入札の項目の中に離島の発展策というものをきちんと入れて、どうすれば離島の人口減少がとまり、来るべき人たちがたくさん来て、あれだけの景観が、まさに日本を代表する観光地になる。そんな仕掛けをやっていかないと、言うばかりでは全然結果は出ないと思うんです。

部長、どうですか。こういう投資について、もうちょっと長崎県は企業誘致とか、そういうことは産業労働部でやっているかもしれないけれども、長崎県の組織図を見れば、例えば、空港が大雨によって水浸しになってどうにもならないというようなことは全部関連しているんだけれども、これは土木部の仕事だと、今のような話も産業労働部の仕事とか、もうちょっと組織を生きた組織に、そして、同じ問題を抱えている部署は、やっぱり一つにしてやっていかなくちゃいかんと、こういう考え方を持つわけです。打って出るというところが弱い、現状を守るということだけ。そういう点から考えてみて、いまひとつ、もの足りなさを感じるわけです。

投資を呼び込むということは産業労働部が頭になるのかもしれないけれども、観光を考えてみる時に、その辺のところをもう少し全庁的に取り組んでいかないと、長崎県はなかなか立ち遅れてしまう、せっかくのチャンスを一時的なことだけで風化させてしまうという危険性を非常に感じるわけだけれども、いかがですか。

【中﨑文化観光国際部長】世界遺産登録をチャンスと考えて県内の活性化にどう結び付けてい

くかということは重要な課題だと思っております。また、構成資産がある地域のコミュニティーを守りながら、長崎の宝、世界の宝を守るということは非常に大事なことだと思っております。そして、その宝を守るために一定、客が来ることによって土産もの屋ができ、あるいはUIターン者が増えるみたいなことで、この大事な宝を守っていくことにつながっていく、これが世界遺産の一つの大きな役割だと思っております。

ただ､委員からもご指摘がありましたとおり、本当に世界遺産を考えると、12の構成資産だけじゃなくて、人が来て泊まって食べ物を食べていただくということを考えれば、これは関連資産とあわせて、大村の関連資産もそうでございますけれども、県内に123あります。五島でいけば、下五島には堂崎天主堂をはじめ、構成資産にはなってないんですけれども、多くのすぐれた関連遺産がございます。これを組み合わせることによってストーリーとしても、世界遺産で認められた禁教期だけじゃなくて、伝来期、禁教期、復活期とあわせて大きな一つのストーリーとなりますので、これを上手に組み立てて県内の隅々まで回っていただくことが大事だと思います。

そうしますと、先ほど申しましたように、人が来るという中に、ホテルも含めていろんな投資のチャンスがあると思います。人口減少という問題を考えると、一つの部だけではなかなか解決できないと思っておりますので、我々は世界遺産という切り口はございますけれども、サービス産業の振興みたいな側面で産業労働部と連携、あるいは企業誘致という中で、お互い協力できる部分もあるかと思います。県の大きな課題解決の中に、世界遺産でどういったアプローチができるかということにはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】 先ほど観光振興課長が言った、例えば､五島市にキャンプ場ができるわけですね。9月二十何日かにオープンするということも聞いています。しかも、これは藤田観光というところがかなりのお金をかけて、ヨーロッパのイタリアに次ぐキャンプ場をつくろうというように非常に豪華な計画を立てていただいている。補助金は全く出ていないと思います。そんな取組が今始まっている。あなたが言ったのは五島バスのことだと思います。そういったホテルがこれからつくられる。

こんな状態の中で、早稲田課長のところだろうと思うけれども、例えば、天草のエアラインがオリエンタルブリッジと提携をして､そして、離島の非常に距離感があるところを空から世界遺産の点在するものを見て回ると。先ほど宅島委員がおっしゃいましたが、富裕層、その辺のところにターゲットを絞って地元にお金を落としてもらい、そして、それがアピールされていく、こんな時代になってきているわけです。

今言うように、長崎県の大村市にあるオリエンタルブリッジと天草のエアラインが提携をして、そして点在する世界遺産を空路から眺めるとか、夢みたいな話だけれども、実際はそうなんです。こんな取組があなた方の知らないところで本当に動いているわけです。

こういうことによくよく関心を持っていただきながら、どうしても経営感覚という言葉が行政には馴染まないし、あなた方も本来、そういうものではないと思うけれども、これからは経営という感覚の中で都市経営をやっていただかなくちゃいかんし、地域経営をやっていかなければいけない。そういうような時代の流れに乗

り遅れたところは限界集落になっていくんだよ。

だから、長崎県の場合は離島が、大変ご無礼な話だけれども、何かお荷物みたいな言われ方をした時代があったが、まさにピンチはチャンスで、今の状態の中で、あれだけの景観がすばらしい五島、対馬、壱岐、そして、食べ物のおいしいところを、もっともっと発展するような仕掛けを全庁的にやっていただかないと、こんなにいい宝を持ちながら、しかも、世界遺産というきっかけをつくっていただきながら、その構成資産が離島にいっぱいある。こんな得難いチャンスを生かしきらんでどうするかと。

こういうことだから、これは中﨑部長、あなたは若くして部長職についたということ、ベテランの岩田次長はまだ4～5年あるだろう、新聞を見ると。そういうようなことでみんなで考えて、そして、今みたいな仕掛けをやってもらわなければ長崎県はなかなか浮かばないと思うんです。

だから、企業誘致等は産業労働部だと頭から決め込んでしまって、あなた方には全く関係がないような､そんな顔をされては困るわけです。もう少し取組の視点を変えていただいて、縦の線だけではなくして各部の横の線も大事にしながら、もっともっとやってもらわなくちゃ。

人口減少の統括監、明日1時から来ますよ。どんな話をしていただくか楽しみにしているけれども、そういうような一つの特化された問題点については、みんなの英知を結集して、そこで一つの方向性を見出していく。そこに予算と権限を与えて、そして結果を待つというような取組を、今までの縦の線の枠をもうちょっと見直してやっていくべき時代ではないかと考えていますけれども、この投資についても、ぜひとも引き込まなくゃちいかん、これを長崎県にやってもらわなくちゃいかん。こういうことをきっかけに誘客プラス投資という形でお願いしたいと思います。このことについてはぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、その決意をお願いして、終わりたいと思います。

【中﨑文化観光国際部長】委員からご指摘があったとおり、長崎県は、今、人口減少という大変大きな課題を抱えております。1つの部だけで取り組むのはなかなか困難だということは、今、週に1度、部内の課長以上が集まってミーティングをしておりますが、そこでもみんなと繰り返し、そういう話をしております。

例えば、先ほどの食についても、うちのブランドだけじゃなくて、農林部、水産部も入れて考えないといけない。観光を産業として考えた場合、サービス業の振興を図っている産業労働部と一緒にやっていかないといけない、あるいは若者のふるさと教育を考えると、これは教育委員会と連携しなければいけない。やっぱり1つの部だけじゃなくて、よその部と横串を差すことで人口減少対策に有効な施策を打てるんじゃないかというのは、これはご指摘のとおりだと思っています。

一つ、世界遺産という切り口の中でどういったことができるのか、これは文化観光国際部だけにとどまらず、各部にもいろんな連携できるようなことを投げかけながら有効な施策を組み立てていきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　３時３９分　休憩 ―

― 午後　３時３９分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

― 午後　３時２０分　散会 ―

第 3 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成３０年　９月２７日

自　　午前１０時　０分

至　　午後　４時３４分

於　　委 員 会 室 １

２、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場　博文　君
副委員長(副会長)	吉村　庄二　君
委　　員	宮内　雪夫　君
〃	小林　克敏　君
〃	橋村松太郎　君
〃	坂本　智徳　君
〃	下条ふみまさ　君
〃	大久保潔重　君
〃	宅島　寿一　君
〃	吉村　　洋　君
〃	宮本　法広　君

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

統　轄　監	濱田　厚史　君

企画振興部長	柿本　敏晶　君
企画振興部政策監 (離島･半島･過疎対策担当)	廣田　義美　君
企画振興部政策監 （ＩＲ推進担当）	吉田　慎一　君
企画振興部次長	廣畑　健次　君
企画振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	村上　真祥　君
政策企画課長	浦　　真樹　君
ＩＲ推進室長	西村　一宏　君
地域づくり推進課長	村山　弘司　君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	浦　　亮治　君
スポーツ振興課長	本田　和人　君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿･大会誘致担当)	野口　純弘　君
市町村課長	井手美都子　君
土地対策室長	山下　　明　君
新幹線・総合交通対策課長	早稲田智仁　君
新幹線・総合交通対策課企画監 (航路･バス事業等担当)	椿谷　博文　君
県庁舎跡地活用室長	鳥谷　寿彦　君

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開議 ―

【大場分科会長】 おはようございます。

分科会を再開いたします。

これより､企画振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、7月の人事異動に伴う新たな幹部職員について、紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

7月31日付けの人事異動に伴い、交代があった職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【大場分科会長】 それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案に

ついてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、8,199万9,000円の増を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金及び地方大学・地域産業創生交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第107号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

企画振興部長より総括説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、公職選挙法の改正により、都道府県議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなったことに伴い、同ビラの作成について、公費負担の対象とするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計26万7,548円を支払うため、去る8月21日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（特定複合観光施設区域整備の推進について）

去る7月20日、「特定複合観光施設区域整備法」いわゆる「ＩＲ整備法」が成立いたしました。

同法の成立にあたり、本県選出の国会議員の皆様をはじめ、県議会、関係市町並びに関係団

体の皆様に一方ならぬご尽力を賜りましたことに対して心から感謝申し上げます。

今後、関係政省令が整備されるとともに、ＩＲ区域整備の意義や目標及び区域認定基準等を定める基本方針が国から示される見込みであり、これを踏まえながら、県が行うＩＲ事業者公募・選定手続き等に関する実施方針策定など、区域整備計画の認定申請に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、本県ではこれまでも、民間、議会、行政が一体となってＩＲ誘致を推進してまいりましたが、「オール九州」による区域認定に向けて、来たる10月4日には「九州・長崎ＩＲ推進決起大会」を佐世保市内で開催するなど、よりいっそうの機運醸成に努め、第一弾の区域認定を目指して全力で取り組んでまいります。

（新・ながさき暮らしＵＩターン促進プロジェクトについて）

ＵＩターンの促進については、去る9月3日に長崎県信用保証協会と移住施策の推進に係る包括連携協定を締結いたしました。今回の協定締結により、移住と創業の相談をワンストップで対応できるようになるとともに、移住者に対する創業後のフォローアップなど、移住者に寄り添ったきめ細かな経営支援を実施できると考えております。

引き続き、移住希望者が安心して相談できる支援体制の連携･強化に取り組んでまいります。

（「長崎！県市町スクラムミーティング」の開催について）

去る7月19日に、知事と県内市町長が具体のテーマについて意見交換を行う「長崎！県市町スクラムミーティング」を開催し、人口減少社会に向けた対策として「集落及び移住対策」などのテーマについて意見交換を行いました。

今後の人口減少社会を見据え、市町と一体となって取り組むことや、移住対策は、県や移住サポートセンターの取組、市町との連携、今後の方向性などについて意見交換を行い、移住施策の更なる推進に向けた認識の共有化を図ったところであります。

今後も引き続き、市町と一体となり、「集落対策」や「移住対策」など人口減少社会に向けた対策を推進してまいります。

（長崎県版図柄入りナンバープレート導入について）

自動車の図柄入りナンバープレートについては、既に図柄入りナンバープレートが導入されており、国においては、これらの実績等を踏まえ、本年10月1日から地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始することとしております。

本県においては、一般公募により選定した図柄を採用し、「長崎」「佐世保」地域共通の図柄入りナンバープレートとして導入することとしております。

引き続き、長崎の魅力を発信する「走る広告塔」として、長崎県版図柄入りナンバープレートの制度周知等に努め、本県の魅力向上につなげてまいります。

お手数でございますが、総務委員会関係議案説明資料、追加1の1ページ及び追加2の1ページをあわせてご覧願います。

（2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る取組について）

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ誘致の取組として、去る8月27日から29日まで、ラオス人民民主共和国教育スポーツ大臣兼ラオスオリンピック委員会会長をはじめとした視察団が長崎市を訪問され、

市民総合プールや宿泊施設などを視察されました。視察団の方からは、競泳の事前キャンプ実施へ向けて、大変前向きな評価を得られたものと考えており、今後、受入条件の整備等、事前キャンプの実現やホストタウン登録に向けて具体的な協議を進めてまいります。

本年6月にホストタウンに登録されたポルトガルについては、9月13日から27日まで、長崎市内で競泳のトレーニングキャンプが実施されております。

今回のトレーニングキャンプには、ポルトガル水泳連盟の会長も来県され、9月16日には、知事と長崎市長との3者により、事前キャンプや交流事業の実施による友好関係の発展に関して、前向きに取り組んでいく内容の覚書を締結いたしました。

また、ベトナムについては、本年7月の空手のトレーニングキャンプに続いて、10月9日から11月5日の予定で柔道女子のトレーニングキャンプの受け入れが決定しました。

こうした取組をもとに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の実施に向け、関係自治体や競技団体と協力して準備を進めてまいります。

総務委員会関係議案説明資料追加1の1ページの下段をご覧願います。

（地価動向について）

本年9月19日、国土利用計画法に基づく「平成30年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス1.0%で、前年のマイナス1.3%と比較すると0.3ポイント下落率が縮小しております。

緩やかな景気回復基調が続く中、地価の上昇地点数は昨年より増加したものの、全体としては下落傾向が続いております。

総務委員会関係議案説明資料の4ページにお戻りを願います。

（国内定期航空路線の開設について）

本年9月6日、成田空港等を拠点とするジェットスター・ジャパン社において、長崎・東京（成田）路線が新規に開設されました。

首都圏と長崎を結ぶ格安航空会社（ＬＣＣ）の就航は初めてであり、毎日1往復が運航されております。

多くの海外路線を有する成田空港と本県がつながることと併せて、ＬＣＣによる低廉な運賃の設定によって、国内外からの観光客の増加や、県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今後、航空会社と連携して、本県の魅力を幅広く発信しながら、首都圏や海外からの誘客促進に努め、交流人口の拡大や地域の活性化を推進してまいります。

（オリエンタルエアブリッジ（ＯＲＣ）の新規路線について）

離島航空路線は、離島住民の移動及び交流人口の拡大のため、重要な高速交通手段であり、オリエンタルエアブリッジ（ＯＲＣ）では、収支改善に努め、路線維持に取り組んでいるところであります。

今般、Ｑ400型機（74人乗り）の2機目の取組として、10月28日から新たに福岡・小松路線の開設と福岡・宮崎路線の増便を行う予定となりました。

機材については、1機目と同様に全日本空輸株式会社（ＡＮＡ）からリースにて調達するとともに、同社にコードシェアと一定の座席買取りを依頼することにより、離島路線を含む全体

の収支改善を図ることとしております。

県としては、新規路線の円滑な運航を含め、引き続き離島航空路線の維持・安定運航に努めてまいります。

6ページをお開き願います。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進について）

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方については、去る7月19日に中間とりまとめが示され、基本的な考え方として、武雄温泉駅での対面乗換が恒久化することは、利用者の利便性や整備効果を大幅に低下させるのみならず、全国的な高速鉄道ネットワークの形成を妨げることとなり、あってはならないこととされました。

また、フリーゲージトレインは、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れが困難であることから、西九州ルートへの導入は断念せざるを得ないとされ、この開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえ、今後の対応に当たるべきであるとの見解が示されたところであります。

その上で、今後、フル規格又はミニ新幹線の整備方式の得失を総合的に検討し、いずれかを選択する必要があることとされております。

県としては、中間とりまとめにより、一定の課題整理はなされたものの整備方針の決定には至らなかったため、早期に結論を出していただく必要があると考えております。

このため、去る8月11日に、与党ＰＴ検討委員会の山本委員長と江田委員長代理が来県され、中間とりまとめの説明と本県への協力要請がなされた際には、他の路線の整備から遅れることのないよう早急に議論を進め、また、大きな課題である地元負担については、国において主体的に負担軽減の方策を検討することや、ＪＲ九州の協力についてもしっかりと対応いただくことを改めて要請したところであります。

一方、武雄温泉～長崎間の整備については、去る8月21日、国から、労務単価や資材価格の高騰、事業着手後に判明した地盤条件に合わせた工法の見直しなどにより、事業費が約1,188億円増加する見込みであるとの説明がありました。

県としては、今後、国に対して、事業費増加の要因やその内容、国費や貸付料の活用を含めた財源の考え方等について詳細な説明を求めてまいりたいと考えております。

今後とも、既存のインフラを最大限活用でき、西九州地域の発展に最も寄与するフル規格による整備方針を、他の整備路線に遅れることなく早期にお示しいただくよう、政府・与党に要請してまいります。

恐れ入ります。総務委員会関係議案説明資料追加2の1ページをご覧願います。

（九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）関連用地について）

県と大村市土地開発公社（以下、「市公社」）が共同で保有する九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）関連用地（約12,250㎡）については、平成16年2月、西九州ルート整備に備えて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」）から取得したものであります。

当該用地については、平成10年2月に県と大村市の間で取決めを行っており、将来的に、市は都市計画事業用地として早期に取得することを基本とする一方、県において取得を要した隣接の新幹線事業用地（駅部）との境界の確定が困難であったことなどから、当面、県と市公社が共同で2：1の割合で取得することとし、将来、

市が取得する際は、県の取得価格に支払利息相当額を加えた価格で取得するものとされております。

このような中、大村市においては都市計画事業の進捗に伴い、県及び市公社が保有する用地について買取りの準備をされておりましたが、昨年、市が実施した地質調査において用地の中に石炭灰(殻)混じり土が確認されたことから、現在、その除去等に係る対応について、機構、県、大村市及び市公社による関係者において協議を行っているところであります。

今後、大村市においては、当該土地の土質調査を行い、石炭灰（殻）混じり土の再利用計画を策定するとともに、市公社では、再利用に要する費用について、機構との調停などの手続きを検討されていることから、県としても、引き続き、関係者との協議に対応してまいりたいと考えております。

総務委員会議案説明資料7ページにお戻りを願います。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、現在、長崎市との間で、跡地の限られた敷地内に、3つの方向性に沿った主要機能をどのように効果的に配置することが可能か等について意見交換を行っているところであります。

県庁舎跡地は重層的な歴史を持ち、陸の玄関口である長崎駅や､海の玄関口である長崎港と、まちなかをつなぐ拠点となる大変重要な土地であります。

県としては、できるだけ早く跡地活用の方針をお示ししたいと考えており、引き続き県議会をはじめ関係者の皆様のご意見をいただきながら、賑わいの創出につながる活用策となるよう検討を進めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 次に、市町村課長より補足説明をお願いいたします。

【井手市町村課長】 お配りしております、右肩に「総務委員会補足説明資料（市町村課）」と書いている1枚物のペーパーをご覧ください。

先ほど部長の説明でもございましたが、今回の条例改正は､昨年の公職選挙法の改正により、これまで国政選挙ですとか、知事選挙及び市町村長の選挙のみに認められていた選挙運動用のビラが、都道府県、それから市の議会議員選挙においても配ることができるようになったことに伴うものでございます。

ビラの頒布につきましては、候補者の政策を有権者に周知する手段であり、県民の政治参加を促すことにつながると考えておりますので、県議会議員の選挙運動用ビラの作成について、公費負担の対象としたいと考えております。

中ほどに、県議会議員選挙の選挙運動用ビラにつきまして、概要を書かせていただいております。枚数や規格に定めがございまして、記載内容につきましては、特段の制限はございませんが、頒布責任者ですとか、印刷者の氏名・住所を記載する必要がございます。頒布方法につきましても、④に書かせていただいております4種類、新聞折り込み、候補者の方の選挙事務所内、個人演説会の会場内、または街頭演説の場所における頒布とされております。

なお、公費負担の額ですが、一番最後の丸に書かせていただいておりますが、1枚当たりの単価は7.51円、これは仮に平成27年の県議会議員選挙の候補者数が60名でございましたので、

その60名をもとに算出しますと、書かせていただいておりますように、必要経費は約720万円となります。

候補者お一人の上限額といたしますと、先ほどの上限枚数1万6,000枚を作成する①の枚数のところに書かせていただいております、上限枚数1万6,000枚を作成するとした場合には、7.51円掛ける1万6,000枚となりまして、12万160円となります。この単価につきましては、国が市場価格を踏まえて、5万枚未満を作成する場合の単価として設定しております金額でありまして、全国すべての都道府県がこの単価、7.51円を採用する予定となっております。

また、本年7月時点の調査で、既にこの条例改正、公費負担とすることの条例改正を済ませております都道府県が25となっておりまして、本県と同じく今9月定例会、あるいは12月定例会で改正する都道府県が22となっておりまして、すべての都道府県におきまして、条例改正により、公費負担をする予定となっております。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宅島委員】課長にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、今度、1万6,000枚のビラがつくれるようになるということで、委員会が始まる前、数日前にも打ち合わせをさせていただいたんですけれども、印刷会社に1枚当たり7円ぐらいでつくってほしいと言っても、なかなか厳しいんじゃないかなということを言ったんですけれども、仮に、これで印刷会社が受けられないとなった時に、自費を足せばいいということで理解をしてよろしいですか。

【井手市町村課長】 今、宅島委員がおっしゃられましたように、もし仮に7.51円掛ける1万6,000枚という金額よりも、お頼みになられた金額が超えました時には、超えた部分については自費負担となります。

ちなみに、私どももこの条例改正に当たりまして、この金額がどうか、国のほうの5万枚未満の金額を採用する、あるいは他都道府県の状況も確認したところなんですけれども、印刷会社のほうにも、どのような状況かというか、1万6,000枚をつくるという時にいかがなものかというのを確認したんですけれども、先ほどのペーパーの③番の記載内容のところに書かせていただいておりますが、記載していただく内容について制限がない。要は、色刷りであっても、単色であっても、両面を使われても、そこは自由ということになっておりまして、どのような内容をつくられるかというところが、少しわからない状態ではあるんですけれども、印刷会社にもそのような状況で確認をしました時に、作成できない金額ではないというような話もございましたことから、この金額を採用しているという状況でございます。

【宅島委員】なんでそのように言うかというと、企画料とか構成料とかだけでも結構な値段をとられるわけでありまして、ここで言う、議員1人当たり12万160円、この中で1万6,000枚をやりなさいと言った時に、多分足りないんだろうなと私個人が思ったものですから、今確認をさせていただきました。足りない分は自分のほうで足して出していいということで、確認です。

ありがとうございます。

【下条委員】 今の件ですが、そうしますというと、そのオーバーした費用は、いわゆる公職選挙法上の支出として計上していくということにしていいですか。

【井手市町村課長】出していただく選挙運動費

用収支報告書のほうに書いていただくことになります。

【下条委員】 もう一点確認ですが、配布先の制限がかなりかかっていて、新聞折り込み、選挙事務所内に訪問される人にお渡しをしたり、個人演説会場で配布したりということですが、街頭演説のところでちょっとお尋ねしたいんですが、これが、いわゆるマイクの届く範囲までぐらいに運動員が散らばった形で歩行者の人に手渡しができるというふうに思っていいでしょうか。ちょうど街頭をするところでは、大きなショッピングセンターあたりの前なんか人通りが多いですからやりますが、中に入ってはできないというのはわかっているんですね。これがマイクの届く範囲ぐらいまでに腕章した人が散らばっていて、それをお渡しすることができるのか、どの程度の範囲で車から離れられるかというふうなことを確認したいんですが、いかがですか。わかりますか。

【井手市町村課長】明確にどこの範囲かという明確な、マイクが届く範囲というのがケース・バイ・ケースというか、場所にもよろうかと思いますので、客観的に見て、街頭演説をしてらっしゃる状態というのが判明できればということになろうかと思います。何メートルとかという明確なものはございませんので、そこはなさった時に、そこが今現在、候補者の方の街頭演説をしていると判断できるか否かというところになろうかと考えております。

【下条委員】 まあ、いわゆるあいまいといいますか、常識の範囲内でという形になってくると思うんですが、車が止まっているところに、トントンとして開けてもらって配ったら、これは注意されたことがかつてありますよ。皆さん方、いいですね。だから、そこのところは注意して、もちろん、ショッピングセンターの中に入ったら完全に注意がありますので、よろしくお願いします。

もう一点確認ですが、そうしますというと、これが新聞折り込みチラシでは各家庭に届けられるわけですが、ポスティング、いわゆるドアを開けないで、郵便受けがありますね。そこに投げ込むことはできないということですね。

【井手市町村課長】 それはできません。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第110号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【浦政策企画課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております、企画振興部関係の資料についてご説明いたします。

お手元の総務委員会提出資料をご覧いただき

たいと思います。

まず、資料の1ページから、陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情･要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県町村会、諫早市、大村市、島原市からの要望の20件となっております。それぞれに対する県の対応をお示ししているところでございます。

具体的には、まず、町村会からの要望といたしまして、資料1ページから11ページまで、項目といたしまして､順に､道州制導入への反対、町村財政基盤の充実強化､離島振興対策の充実、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格による整備等、について―となっております。

また、資料の12ページ、13ページには、諫早市からの要望といたしまして、九州新幹線西九州ルートのフル規格による整備や、地方バス路線維持対策、それから、資料の14ページから19ページまで､大村市からの要望といたしまして、長崎空港の利便性向上及び機能強化、九州新幹線西九州ルートのフル規格化、庁舎整備に係る財政支援などにつきまして示しております。

また、資料の20ページから29ページまでは、島原市からの要望といたしまして、幹線道路網の整備促進、産業振興への支援及び地域振興への財政支援措置について、それぞれお示しをしているところでございます。

次に、資料の30ページからは、附属機関等の会議結果でございます。6月から8月までの実績といたしまして、長崎県バス対策協議会、長崎県土地利用審査会､長崎県運輸事業振興協議会、長崎県離島航路対策協議会の4件が実績としてございまして、それぞれの議事概要につきまして、資料の31ページから34ページにお示しをしているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 次に、企画振興部次長より、補足説明をお願いいたします。

【廣畑企画振興部次長】お手元にお配りしております､総務委員会補足説明資料 新幹線･総合交通対策課資料1から資料4までをご覧いただければと思います。

まず、資料1、「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方に係る中間とりまとめ」についてであります。

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方につきまして、去る7月19日の与党ＰＴ検討委員会におきまして、この中間とりまとめがなされたところであります。

中間とりまとめでは、まず、これまでの経緯について述べられております。現在、西九州ルートについては、平成34年度の武雄温泉―長崎間の暫定開業に向けて整備が進められておりますが、これはフリーゲージトレインを導入し、新大阪まで直通運行するという前提のもと、平成28年3月、長崎、佐賀、両県をはじめとする関係6者により、開業のあり方について合意されているものであります。

そうした中、昨年7月の与党ＰＴ検討委員会におきまして、西九州ルートの整備の前提であるフリーゲージトレインの導入が大幅に遅れるという見通しであること、また、事業者であるＪＲ九州が収支採算性が成り立たないこと等により、フリーゲージトレインの導入が困難との表明を行ったことなどから、フリーゲージトレインの導入以外の方法を含め、対面乗換方式での開業以降の整備のあり方について検討が行われてまいりました。

本年3月には、国土交通省からフリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線の3方式についての比較検討結果が示された後、ＪＲ九州、長崎、佐賀、両県から意見聴取がなされ、協議が進められてまいりました。

以上、経過を踏まえ、与党ＰＴ検討委員会で整備の方向性について合意がなされ、引き続き関係者の意向を十分に踏まえつつ、西九州ルートの整備のあり方について検討を進めるとされたところであります。

次に、合意の内容につきましては、裏面の2ページに示されております。

まず、1．基本的な考え方としまして、新幹線は全国につながる高速鉄道ネットワークとして整備すべきものであり、西九州ルートはその一翼を担い、武雄温泉―長崎間も含め、新大阪まで直通することを前提として整備が進められてきたこと。また、武雄温泉駅での対面乗換が恒久化することは、利用者の利便性や整備効果を大幅に低下させるのみならず、全国的な高速鉄道ネットワークの形成を妨げることとなり、あってはならないとされております。

次に、2．整備方式についてということで、フリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線について述べられております。

まず、西九州ルートの認可の前提となっていたフリーゲージトレインにつきましては、今回の中間とりまとめにおいて、新大阪までの直通運行ができないことなどから断念せざるを得ないとの整理がなされました。また、この開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえ、今後の対応に当たるべきであるとの見解も示されたところであります。

次に、フル規格とミニ新幹線については、いずれも新大阪まで直通可能な方式であるとして、3月の比較検討結果を踏まえ、フル規格については、時間短縮効果及び収支改善効果が大きい一方で、建設費が大きく、並行在来線に係る課題があること。ミニ新幹線につきましては、フル規格に比べ建設費が小さい一方で、時間短縮効果が限定的であり、さらに、工事期間中や開業後に在来線の運行に影響が生ずるおそれがあることが指摘されております。

その上で、これら2つの方式のいずれも選択しないことは、武雄温泉駅での対面乗換を恒久化することにほかならず、新大阪まで直通するためには、これら2つの整備方式の特質を総合的に検討した上で、いずれかを選択する必要があるとの整理がなされております。

以上、中間とりまとめの内容であります。

今回、平成34年度の対面乗換での暫定開業が恒久化するということがあってはならないこととされまして、また、フリーゲージトレインの導入は断念せざるを得ないとの整理がなされました。

また、フル規格、ミニ新幹線の特質を総合的に検討した上で、いずれかを選択する必要があるとされ、西九州ルートの整備のあり方について一定の課題整理がなされたと考えております。

また、本県としては、これまで大きな課題となっております地方負担の軽減について、まずは国の責任において議論を進め、西九州ルートをフル規格で整備促進するための幅広い財源の確保を図っていただきたいと訴えてまいったところであります。

今回の中間とりまとめにおきまして、フリーゲージトレインの導入が断念されたことに伴い、開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえ、今後の対応に当たるべきであるとの見解も示され、国の責任についても言及され

たものと考えております。

一方、今後のスケジュールが明確になっていないことから、本県としましては、今後の議論の進展が大きな課題であると受け止めておりまして、新幹線整備は国策として進められてきておりますことから、課題解決に向けた協議、検討について、引き続き、国において事業主体としてしっかりとした役割を担っていただき、早期に整備方策を明らかにしていただきたいと考えております。

中間とりまとめの説明は、以上でございます。

続きまして、資料2になります。「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方について（協力要請）であります。

次に、先般の中間とりまとめを受けまして、去る8月11日に与党ＰＴ検討委員会の山本委員長と江田委員長代理が来県され、資料2のとおり、本県へ協力要請がなされております。

要請の内容といたしましては、2点ありまして、西九州ルートの整備は、地域の経済活動等に大きな効果を生み出すことが期待されており、整備効果を最大限発揮することにより、地域活性化や地方創生を実現し、活力ある国土づくりを進めるという大局的な視点に立って、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格またはミニ新幹線による整備を検討したい。

2点目としまして、検討に際しては、課題である佐賀県の負担を軽減するため、最大限努力する必要があり、長崎県の協力も得ながら、さらなる具体的な検討を行いたいので、積極的に協力してほしいというものでありました。

その際、県としては、中間とりまとめにより一定の課題整理はなされたものの、整備方針の決定には至らなかったために、早期に結論を出していただく必要があると考えておりまして、ほかの路線の整備から遅れることのないよう、早急に議論を進め、また、大きな課題である地元負担については、国において主体的に負担軽減の方策を検討すること、ＪＲ九州の協力についてもしっかりと対応していただくことを改めて要請したところであります。

山本委員長のほうからは、ＪＲ九州へも最大限の協力を求めており、北陸新幹線の整備に遅れることなく、西九州ルートの整備のあり方について検討を進めたいとの考えが示されました。

協力要請につきましては、以上でございます。

最後に、8月に国から説明のありました、西九州ルート武雄温泉―長崎間の建設費について資料をお配りしていますので、概要を説明させていただきます。

資料3、横長の資料でございます。「九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の建設費について」。

まず、1ページは、武雄温泉―長崎間の工事の概要となっております。2ページ目は、工事の状況の資料となっておりまして、3ページ目に、九州新幹線の建設費の見直しについてというところで、建設費増加の概要が示されております。3ページをご覧ください。

建設費の総額は、約5,000億円とされております。その後、コスト縮減の取組を行ったものの、主に以下のような要因により、建設費が約1,200億円増加する見込みとされております。

まず、事業の実施に伴うものとしまして、関係機関との協議による増、約440億円、現地の状況の精査による増、約300億円、右側の外的要因といたしまして、労務単価の上昇等による増、約520億円、耐震設計基準の改訂等による増、約110億円、一方でコスト縮減につきましては、発生土の運搬先の見直し等により、約170億円削減とされております。概要は以上でござ

います。

それ以下のページで、事例の説明がされておりますけれども、土木部のほうで内容の確認がなされておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして、資料4、「県別増加額について」ということで、今回の建設費の増加額につきましては、合計で1,188億円。内訳といたしまして、長崎県内の事業に係る部分が951億円の増とされております。

以上、国からの建設費増額の説明の概要であります。

県といたしましては、今回の説明、また、提供していただいた資料だけでは、こうした多額の事業費を受け入れる判断はまだできないと考えておりまして、より詳しい説明とより詳細な資料の提供を求めているところであります。

今後、国と鉄道・運輸機構と協議を重ね、今回の負担がやむを得ないものであるか確認する必要があると考えております。

また、今回の増額に対する実質的な地元負担についても示されなかったことから、実質的な負担というものが幾らになるのか、また示していただくよう依頼しているところでありまして、引き続き、国と協議を行ってまいります。

説明は以上でございます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

陳情番号は、19、20、22、25、27、35、36、39です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

しばらく休憩をいたします。

― 午前１０時４２分　休憩 ―

― 午前１０時４２分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 説明をいただきたいんですが、最後の31ページ、34ページ、ここの出席者ですが、代理ばかり出られているんですが、こういうことで、本来の協議会の審議というのができるのかなというふうに思うのですが、代理者の出席でやっていこうというふうに最初からなっているのかなと思うのですが、その点についてご説明をいただければと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 この2つの協議会につきましては、当然ながら委員をお願いしておりまして、あくまでも委員の出席を前提として考えております。

ただ、日程的な都合であったりもしまして、委員以外の、いわゆる代理の参加が多くなっているのも事実でございますので、ただいまの吉村(洋)委員の意見を踏まえまして、しっかりした審議ができるように、そこはなっているのかという再確認もした上で、再度、委員の出席をできる限りお願いするということで促してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 できる限り出席をお願いするということですが、やはりこれを見ていると、この協議会の性格なのかなと思いますけれども、

中身としては、生活交通確保維持改善計画、生活バス路線の維持確保計画、離島航路生活交通確保維持改善計画と、中身は非常に大事なんじゃなかろうかと思うわけですね。そういうのを、もう代理ありきのような形で開催をされると、これはちょっと問題じゃなかろうかなと。やはりそこら辺は改善をしていっていただかないといかんのじゃなかろうかと思いますので、今後、そこら辺は進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【大場委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外所管事項について質問いたします。

説明資料の2ページになります。ＩＲについてであります。

10月4日に決起大会というのが佐世保市内で行われるということになりました。参加者の範囲等につきましては、事前にいただいた資料の中にありました。佐世保市、そして関係団体、私たち議員、ほぼほぼ賛成の方々の上層部の方の参加になっておりました。

私も佐世保では至るところでＩＲについて、市民の方々に対して説明を行います。前回の委員会でも言ったかもしれませんけれども、そういう市民、もしくは県民の皆様方に対する説明会というのは、今後開催する予定がありますでしょうか。その確認をさせてください。

【西村ＩＲ推進室長】今回の決起大会におきましては、委員がおっしゃいましたとおり、7月の下旬に法律が成立したことを契機としまして、いま一度結束を固めてＩＲの実現を目指していこうという趣旨で開催させていただきます。

また、同様に、県民のご理解は深めてまいらないと、と考えておりますので、それにつきましては、今後、佐世保市、佐世保市周辺、それから県央地区等を含めまして、この秋から年明けにかけて開催すべく、開催地として考えております地域の皆様と開催時期、場所等の協議をさせていただいております。

また、特にＩＲの実現を考えておりますハウステンボス周辺の自治会に関しましては、既にこの3月から順次、自治会の皆様を対象といたしましての説明を重ねておりまして、今後、あと1カ所、針尾地区が残っておりますけれども、こちらにつきましても、佐世保市と連携をとって、ご説明をさせていただきたいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。まずはしっかり賛成のほうから固めて、じわじわというか、じっくり、じっくり意識を高めながらというのがベストだというふうに思っていますから、ぜひ実施の方向を、またお考えいただければと思います。

先日、新聞でも、「東京都が誘致の是非を判断する」という記事が載っておりまして、小池東京都知事もメリット、デメリットを検討するというような、誘致に向けての動きも少しずつは、東京都も出てきているというのがありました。地方版をやるということを考えるならば、言ってほしくないというのが正直なところです。今の挙がっているところ、また誘致合戦というのは、今後、勢いを増してくるはずですから、どうか長崎県においてもしっかりと鉢巻きを締めて、私たちの機運を高めて、そしてまた、こういったものができるというのを、市民の方々に言うと、「ＩＲ」と言っても、ほとんどの方々

がわかりません。「カジノ法案」と言うとわかるんですけど、周知徹底がなされていません。細かく説明すると、そういうことなんですねというご理解もいただきます。ですから、そういったのをしっかりとやっていって、県全体の機運を今後高めながら、そしてまた、この説明にあるとおり、推進協議会と一緒になって、誘致に向けてしっかりと全力で、私たち自身も取り組んでいく決意ですので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、3ページのスクラムミーティングについてです。

これはいただいた資料にありました。このスクラムミーティングは人口減少社会を見据えていくということと、市町の取組を支援するということが目的とされていまして、非常に興味深いのがありました。今まで出てこなかった、検討がなされていたのが、「長崎県内における自転車イベントの推進支援について」という記事が載っておりました。私たち公明党の県議団も、自転車活用推進は推進しています。

まず、これについて、平成30年7月に開催されたスクラムミーティングにおいて挙げておられます自転車イベントの推進支援について、内容のご説明を再度いただけますか。

【野口スポーツ振興課企画監】ご説明いたします。

スポーツを活用した地域の活性化を考える上で、食や観光等の地域資源を組み合わせた自転車イベントの開催は、交流人口の拡大、地域特産品の消費の促進など、地域づくりの大変有効な手段として考えております。そのため、県と長崎県スポーツコミッションでは、自転車イベント実施にかかるノウハウや人脈形成に努めているところでございます。

一方、この自転車イベントの実施においては、地域住民、市町、地域づくり団体等が主体となって取り組むことが重要と考えております。したがいまして、今後、自転車イベントの開催に意欲的な市町があれば、スポーツコミッションが有するノウハウや人脈を活用して、情報提供や各種アドバイスによる支援が可能であることをスクラムミーティングの場でご紹介させていただいたものでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。そのスクラムミーティング後に、各市町から反応と申しますか、手が挙がったところとか実際あるんでしょうか。

そしてまた、先ほど言われていました、財政的な支援というのは、各市町に対してありますか。確認させてください。

【野口スポーツ振興課企画監】スクラムミーティングを受けた支援要請は、現在のところ、まだあっておりませんけれども、昨年度から実施されています対馬市の「国境サイクリング IN 対馬」、それから、先だって長崎市で実施されました「ツールド・ちゃんぽん」の開催に当たりまして、主催者から要請を受けまして、スポーツコミッションのメンバーが大会実行委員として参画しております。中ではプロモーション活動、ボランティアの確保に関するアドバイスとか、自転車関係団体とのパイプ役を務めさせていただいております。

また、金銭的な支援ですけれども、参加者数などの一定の要求を満たすスポーツイベントの開催に関しましては、全市町が対象ではございませんが、スポーツコミッションと開催地となる市町がイベント開催経費の一部を助成する制度もございます。

【宮本委員】 わかりました。県内で結構イベン

トというのはあっています。先ほどもおっしゃったとおり「ツールド・ちゃんぽん」、今週末、30日には「大村湾 ZEKKEI ライド」がありまして、対馬とか、あとさまざまありますけれども、大体の参加者、結構県外からも来られています。これに対する経済波及効果というのを把握されておられれば、教えていただきたいと思います。

【野口スポーツ振興課企画監】参加者数でございますけれども、県内で今、開催されている自転車イベントですが、平成29年度実績で、競技型のロードレースが2件、それからサイクリング、いわゆるファンライドというふうに申し上げますけれども、3件開催されております。

このうち、地元との交流が深いファンライド型のイベントの実績でございますが、申し上げられました「ツールド・ちゃんぽん」が350名、「国境サイクリング IN 対馬」が57名で、昨年度の「大村湾 ZEKKEI ライド」が251名、この3イベントのトータルで658名参加されておりまして、うち県外から46%、303名の参加がございました。

それから、経済波及効果に関しましては、すべてのイベントが大体朝早くからの開催ですので、県外参加者の大多数は宿泊しているとは推察されますけれども、宿泊者実数が、実は明確でございませんで、算出はできておりません。ただ、今後、イベント主催者にお願いして、可能な範囲で確認してまいりたいと考えております。

ちなみに、経済産業省が平成28年度に北海道内で実施されたイベントで経済波及効果を算出しておりますけれども、事業費の8.3倍というふうに示されております。

【宮本委員】 わかりました。大体宿泊ということで、45%が県外からということを考えると、やはり人気は今後増すというふうに思っています。長崎特有のアップダウンというのは、自転車通にとっては、本当に頼もしい土地であるということもお聞きしておりますから、推進していただきたいと思います。

我が会派の川崎県議は、前の一般質問で南島原、島原鉄道の廃線跡地を利用した自転車イベントを開催してはどうかということを申しておりましたけれども、そういったことで、何か南島原から要請とか案とかというのは上がってきていませんか。

【野口スポーツ振興課企画監】島原鉄道の廃線跡地につきましては、南島原市の関係課と7月に意見聴取を行いました。その中で、いわゆる踏切等の交差する地点が128カ所もあるということで、すべてを封鎖して自転車専用道とすることは、住民福祉や経費が非常にかかるということで難しいということでございました。しかしながら、イベント開催中に限ってのみ、一部を封鎖して、その際の迂回ルートをお示しするということで、地域住民の理解を得ることでのイベント実施は可能ではないだろうか、それを検討するというお考えでございました。

それから、島原半島全体での自転車イベントの実施可能性としまして、先だって島原半島3市、半島観光連盟、スポーツコミッションと県が一緒になって集まる機会を設けて、今後研究を進めていくということで進めておるところでございます。

【宮本委員】ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。コースとして、また、地理的条件として風光明媚なところというのは間違いありませんので、今後、交流人口の拡大には必ずつながると思っています。

もう一つ、実は、私は下条委員と同じ松浦市の鷹島なんですが、こういうイベントを通して地域の活性化というのを考えた時に、松浦も非常に取組をされています。松浦市からいただいた資料もあるんですけれども、「松浦ぶらり旅」といって、自転車でぶらぶらしましょうという計画もされていますので、今後、松浦市から、例えば鷹島町で、鷹島肥前大橋を渡り、道の駅でいろんな食事をし、ぐるっと鷹島を周りながら､そういったイベントみたいなものの企画が、今上がっているかどうかわかりませんが、そういったのも考えていただければと思いますが、そういったのもコミッションと協力してやれる方向性ではありますでしょうか。

【野口スポーツ振興課企画監】委員のお話がございましたのは、平成29年度に「シックスホイール」という自転車のイベントがあったというふうに私どもも記憶しております。福岡から四輪の車で二輪の自転車を積んで、合わせてシックスのホイールということだと思うんですけれども、かなりその際に、松浦市内のイベントに関して、福岡の天神の自転車会社に広報ツールを置いたりとか、積極的な広報をやって、かなり前向きに取り組まれたというふうに聞いております。

今後も、松浦市から県及びスポーツコミッションに対して、鷹島町での開催を含む自転車イベントの開催のお話がございましたら、もちろん積極的に協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【宮本委員】 ありがとうございました。強力な後押しをよろしくお願いしたいと思います。

新たな観光振興、地域活性化のいい起爆剤になると考えていますし、今もこうやって起爆剤になっていますから、どうか取り組んでいただければと思います。

自転車に関して、柿本部長、「ツールド・ちゃんぽん」に参加されたと聞いております。感触、今後の見込み、何か意見があればお聞かせください。

【柿本企画振興部長】 私も先日、長崎市伊王島で開催されました「ツールド・ちゃんぽん」に参加いたしましたけれども、その時は全国大会も兼ねていたということで、680名の参加者の中で約7割が県外からの参加者だということでお伺いをいたしました。

そして、今回初めて海外、韓国の釜山市からも参加があったということで、やはり自転車を活用した地域活性化というのは、今、法律のほうも「自転車活用推進法」というのができまして、そういった取組が進んでおりますし、長崎も、本当に景色を楽しみながら走れるコースというのがいろいろ設定できるというふうに思っておりますので、そういう意味で、スポーツコミッションがそういったところにしっかりノウハウを持って、各市町をサポートして、また、リードしていけるように、県も一緒になって、このサイクルスポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。どうか全力で取り組んでいただければと思います。

最後、1点だけ確認させてください。博多～比田勝の混乗についてです。

去る7月23日、博多～比田勝の混乗のセレモニーに、私、坂本(智)委員、谷川代議士、そして秋野公造参議院議員、地元の方々、市長が参加をさせていただきました。非常に地元の方々の喜ぶ姿というのを目の当たりにさせていただきまして、坂本(智)委員からも、これに携わるまでいろんな問題があって、いろんな対応をし

てきたというお話も聞かせていただきました。

それにつきまして、8月24日の長崎新聞、「搭乗率6割、目標届かず」という記事が載っておりました。まだ1カ月もたってないので、こういったのが載るのはどうかなと思いながらでも、ちょっと確認をさせていただければと思います。

島民の方々の生活や利便性の向上、そしてまた、観光、福祉の充実を図るためには、大事な大事な混乗便であります。現在の状況というのはどのようになっていますでしょうか。確認させてください。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 混乗便の利用状況についてのお尋ねでございます。

7月23日から福岡と釜山を結ぶ国際航路におきまして、博多～比田勝航路の混乗といったところで始まりました。8月末までに9日間、18便が運航し、乗船率につきましては、比田勝港発が約63.2%、博多港発が約47%となっております。

また、混乗航路の利用についての評価につきましては、委員のご意見もございましたけれども、やはりまだ混乗の開始から2カ月程度しか経過しておりませんので、もう少し長い期間において乗船実績を見る必要があると考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。博多から比田勝が47%ですね。そっちのほうが少ないという状況はあるかもしれませんが、おっしゃるとおり、まだまだ開始ですから、今後伸びていく可能性は十分あると思います。

今後とも県挙げて、そしてまた、対馬市とも協力しながら、そしてまた、博多とも協力しながら取り組んでいただきたいというふうに思っています。この混乗便がもっともっと発展できるように、観光、福祉、いろんなものに活用できるように取り組んでいただきたいと思いますけれど、改めて今後について、県の見解をお聞かせください。

【浦地域づくり推進課企画監】今回の混乗の実現によりまして、これまでフェリーで約6時間かかっていた博多～比田勝間が2時間10分に大幅に短縮されるということで、特に対馬北部の住民の生活の利便性が飛躍的に向上するということを考えれば、極めて重要な航路であるというふうに考えております。

対馬市としては、これまで不定期運航で便数が少ないということも、利用が伸び悩む要因の一つではないかというふうに考えているようでありますけれども、今般、8月末に発表された秋冬のダイヤによりますれば、10月以降、運航便数も増える予定ということで聞いております。

また、混乗便の運航にかかる協定に合わせまして、対馬市、九州郵船、ＪＲ九州高速船、ＪＲ九州の4者で、「混乗便を活用した観光交流に関する連携協定」というものを締結しておりまして、福岡から比田勝への新たな観光コースの企画等にも、今後取り組んでいく考えもあるというふうにお聞きしております。

今後、こうした取組の効果も期待されるというふうに考えておりまして、引き続き利用動向等に十分注意を払いながら、有人国境離島地域の地域社会の維持を図るという観点においても、混乗便の継続、安定運航、こういったものに向けた対馬市の取組についても、しっかり協力しながら、航路の維持に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。しっかりとそういうふうな形で取り組んでいただいて、また、いろんな形で連携もとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。（「関

連」と呼ぶ者あり）

【坂本(智)委員】 今の宮本委員からのお話でございますが、私の地元の話が出ましたので、関連して質問をさせていただきいと思います。

まずは、今回の混乗でございますが、対馬島民もさることながら、多くの人が待ち望んでいた航路でございまして、しかもジェットフォイルが比田勝から福岡まで走るというようなこと、あるいはまた、福岡から比田勝を経由して、そして釜山に行くというようなことでございます。

本当に島民を代表して、公明党の石井国土交通大臣、それと秋野先生が一生懸命頑張っていただいた。先ほど宮本委員からも紹介がありましたけれども、我々も谷川代議士とこの問題、当初からずうっと追い求めて、いろんなことをやってきました。しかしながら、最終的には、当時のＪＲ九州から本県の知事に対して、どうしてもできないと、最終的にお手紙が届いたことを、先ほどちょっと思い返しておりました。そういう意味で、改めて公明党の各先生方にお礼を申し上げたいと思う次第でございます。

今、担当の方からお話がございました。確かに、2カ月、3カ月でわかるわけは、まだございません。ただ、対馬市も、今、一生懸命頑張っておりますけれども、ただ、こういうことが長く続くようだと、やっぱり半年も1年もというようなことになりますと、50%を切って40%とかという台がずっと続くようなことになると、やっぱりＪＲ九州だって、高速船会社だって、あるいは九州郵船だって、これは営利企業でございますので、ずっと赤字を垂れ流しながらみたいなことはやらないだろうというふうに思いますので、一刻も早くというか、状況がよくなってくる、あるいは、話がありましたように、定期化になれば、エージェントにも売り込みができるわけでございますが、今のところ、ちょっと厳しいのかなというふうなことを私自身も考えております。

先ほど比田勝からの乗客の搭乗率が63%、あるいは福岡からは47%という数字が示されましたが、これを少しでも増やすための方策と申しますか、何か考えられませんか。今、頭の中にあるものはございませんか。

【浦地域づくり推進課企画監】利用状況の改善に向けましては、行政だけではなくて、対馬市から聞いたところによれば、対馬市、九州郵船、ＪＲ九州高速船の3者協議の中でも、利用状況について動向に注意を払いながら検討する予定というふうにも聞いておりますし、先ほど申し上げました観光面の取組に関しましては、地元体験プログラムを組み込んだ旅行商品の造成の取組ということで、各旅行会社にこういった取組の案内についても出されているというふうに聞いておりますので、今後こういった動きが少しずつ成果につながっていけばという思いもあります。

さらに、加えまして、県、市の行政として、わずかながらですが、例えば上県駐在等に勤務する職員が出張するとか、プライベートで本土に渡る時に、比田勝～福岡の今回の航路を利用するということも、わずかですが効果につながるのではないかということで、そういう働きかけも既に行わせていただいておりますので、そういう地道な取組も含めて、さまざまな観点から利用の改善に向けて努めてまいりたいと思っております。

【坂本(智)委員】 当然ながら、我々地元の人間としても一生懸命頑張ってまいる所存でございますが、せびひとつ対馬市と一緒になって、県のほうもお力添えを賜ればと思いますので、何

とぞよろしくお願い申し上げます。

【大場委員長】 ほかございますでしょうか。

【小林委員】 ＩＲの件について、お尋ねをいたしたいと思います。

去る7月に、国会においてＩＲの整備法が成立をいたしました。いよいよ、手を挙げている長崎県は、この区域整備計画の認定について、いろんな取組をこれからやっていかなければいけないと、こういうようなことで、決起大会を開くだとか、いろんなことをそれなりに対応していただいていると、こういう感じをいたしております。

先ほど、宮本委員からもご指摘がありましたが、うわさは聞いておりましたが、東京都がどういう対応をするのかというようなことを非常に関心を持っておりましたけれども、いよいよ、もし東京都にＩＲを誘致した場合においてどんな影響があるのだろうかと、こういう誘致の是非を図るために調査を行うというようなことが明らかになったわけであります。

そういうことから、今、我々は、この区域認定に全力を挙げなければならないという状況の中で、もし東京が仮に参入するということになれば、条件的にははるかに有利な展開になってくるのではないかと非常に危機感を覚えるわけであります。

何といいましても、東京国際空港に一番近いアクセス、それから、なんだかんだ言っても、人口がもう比べものにならないと。ＩＲを満たす条件はすべて完備されている東京が、今の段階で手を挙げた場合において、我々九州の長崎県としては、非常に厳しい環境に置かれていくのではないかと、こんなような捉え方をいたしております。

そういう意味で、東京都がそういう動きにはせ参じているということ、もう何かにおいを感じてきているということ。さらにもう一つは、横浜が、まだ正式に手を挙げていないけれども、この横浜が正式に手を挙げたとするならば、仮に東京、横浜、それから、これは絶対に確実ではないかとうわさをされる大阪、この辺がもう3つで決まってしまって、あと、残る和歌山だとか、北海道とか、あるいは九州は一つというような形での長崎県、非常に不利な状態になってしまうのではないかと、こういうような思いの中で、相当な頑張りを見せなければいかんのじゃないかと考えております。

まず、東京都がこういう調査を始めたということ、これは我々にとっては非常に厳しい環境に落ち込むと、これをどういうふうに長崎県としては捉えているのか。担当の皆様方はご苦労されているけれども、まずこの辺の受け止め方についてお尋ねをしたいと思います。

【西村ＩＲ推進室長】 まず、東京都の動きでございますけれども、従前からＩＲに関する調査事業については行われておりました。これは、海外の事例調査という形で過去4回行われております。担当部署といたしましては東京都の港湾局、ＩＲ専従ではございませんけれども、こちらは4人の職員が担当しているということでございます。

昨今報道されております内容につきましては、ＩＲ施設に関する影響調査委託ということで、これは9月10日に入札の公告が行われております。開札が来月10日の予定になっておりまして、平成30年度の予算といたしましては、1,121万7,000円が計上されている調査事業でございます。

これまでは、先ほど申し上げましたように、海外の事例調査ということになっておりますが、

今回は一歩踏み込んでおられまして、都に立地した場合の影響を分析、メリット、デメリットを含めて検討してまいるということに位置づけられております。

ここに至る小池都知事の発言でございますけれども、まず5月24日に、朝日新聞のインタビューにおいて、ＩＲ誘致について、独特の言い回しではございますけれども、「手を直角に挙げているわけではない。けれども、鳥の目で考えていく」という受け答えをされています。また、7月6日の定例記者会見におきましては、「ＩＲには多くの可能性があるので、検討は必要」というご発言をされております。

法律の成立前ではございますけれども、7月20日の昼間の段階で、「東京ベイエリアビジョン」という仮称でございますけれども、これを公表された折には、「今回の調査事業につながるようなメリットとデメリットをしっかりと検討していく必要がある」と、インタビューといいましょうか、発表をされております。

委員ご懸念のとおり、国の方針としましても、ＩＲ区域認定における区域整備計画の記載事項の中に、見込まれる経済的・社会的効果に関する事項がございまして、ここについては、何らかの指標に基づいて審査することが考えられております。

国からは、これまで、「単なる投資規模だけを見るわけではない」というご説明を承っているところではございますけれども、大都市圏におきましての投資規模というのは、従前より、例えば大阪の場合は1兆円を超えるということまで言われておりますので、単なる投資規模だけでは厳しい関係になろうかと思っております。

そこに対して私どもが、地方型と申しますか、地方創生型のＩＲを実現するために、今現在も検討を重ねておりますけれども、具体的には8月末にＫＰＭＧＦＡＳとあずさ監査法人という、日本の4大監査法人、世界の4大監査法人がパートナーシップを組んでいるところでございますが、こちらとコンサルティング契約を結ばせていただきまして、大都市圏に負けない整備計画づくりに着手しているところでございますので、引き続き、気を引き締めて作業に取りかかってまいりたいと考えております。

【小林委員】今の室長のご答弁を聞かせていただいても、やはり東京都は東京都なりに、ＩＲの波及効果というものは捨てがたいと。これから地方自治体がかなり人口減少等々において厳しくなる環境を見据えて、こういうものに手を伸ばしてくるということ、これはもう当然考えられる範囲ではないかと思います。要するに、どうして手を挙げるのかと。今言ったように、それなりのもたらす波及効果は大きいんだと、こういうようなことではないかと思います。

それで、改めて、我々は認識を新たにするために、長崎県がもしＩＲの区域認定を受けるという決定をいただくということになれば、一体どれくらいの波及効果があるのかということを、もう一度確認をしたいわけです。例えば、集客は1年間でどれぐらいになるのかとか、あるいは毎年の運営によるところの経済の波及効果、それから、相当な投資を持って建築等々が行われます。その建築の期間帯において、どれくらいの建築効果、波及効果があるのかと、こういうようなものをもう一度改めて認識をする必要があると思います。

ただ、我々が忘れてはならないことは、そういう波及効果だけを前面に出して、例えば一番課題であるところのギャンブル依存症の問題とか、あるいは治安の対策とか、それに基づくい

ろんなハンディ、こういうデメリットは何としても打ち消していかなければいけないし、その取組というのはやっていかなければいけないと思います。

ですから、単に儲かるからとか、波及効果があるからと、そんなことで浮かれているわけではない。九州全体を一つとして考えた時に、地方創生型のＩＲの我々の取組は、断じて避けて通ることはできない。これは何としても実現しなければいかんと、こういうような考え方の中で我々も頑張らなければならないし、また、知事をはじめとして県の皆様方が、特に担当の皆様方が、長い間かけて相当なご苦労をいただいているということを承知いたしております。

そういう意味で、改めて、長崎県にどういう効果をもたらすのか、確認をいたしたいと思います。

【西村ＩＲ推進室長】長崎ＩＲ基本構想についての有識者会議取りまとめが、4月26日に示されております。この中で、経済波及効果というものを試算していただいております。

まず、施設への集客延べ人数につきましては年間約740万人という数字、それから経済波及効果、毎年の運営に関わる部分での経済波及としまして約2,600億円、建設期間中における建設投資波及効果が約3,700億円、運営に伴う雇用創出が2.2万人、建設期間中の雇用創出効果としまして3.8万人という数字を見込んでおります。

冒頭申し上げました施設集客延べ人数740万人は、新設いたしますＩＲへの新たな集客見込み数でございまして、既存のハウステンボスが、現在、直近の数字で約288万人お越しになっておりますので、合わせますと約1,000万人という集客が見込めるのではないかと考えているところでございます。

この効果につきましては、九州全域での試算とさせていただいておりますので、同時に、委員がご指摘されましたように、効果は当然九州にも波及させていかねばならぬと思っておりますし、負の影響については極力防がなければならないと考えておりますので、先ほどの答弁と重なりますけれども、全力を挙げてメリット、デメリット、特にデメリットの最小化につきましても最善を尽くしてまいりたいと考えております。

【小林委員】非常にわかりやすいご答弁が続いております。なるほど、こういうような考え方の中で、これだけの波及効果があるのかと。既存の288万人と740万人、トータルとして1,000万人ぐらいの集客を1年間でもたらすということ。また、毎年の運営からなるところの経済波及効果が大体2,600億円、そして建設期間の状況においては、これが3,700億円ぐらいの波及効果。そして、何としてもありがたい雇用創出が2万2,000人とか、あるいは建築期間を入れれば3万8,000人とか、こういうような波及効果が出てきているということ。これは、もうただ単に長崎県のためというだけじゃなくして、今のご答弁のような形の中で、九州は一つ、オール九州の中で取り組んでいかなければならない、こういうようなことを改めて痛感をいたしているわけです。

そこで室長、議会等で驚きました。本会議のご答弁の中で、知事が、実は、そういう九州は一つ、オール九州というような形の中で、九州をまさに代表する財界のトップを訪ねて、このＩＲの誘致推進のためのご協力をいただきたいと、こんなような形の中で回っていただいたと。あいさつをして回ったと、お願いをして回ったと、そういうような機運醸成をいろいろとやっ

てくださっているということ。私は、そのご答弁を聞いて驚きましたし、そういうようなことを本当にやっていただいている。改めて、非常に時宜を得たその行動に、感動をしているわけです。

そこで、例えば経済同友会だとか、あるいは商工会議所とか、そういうトップにお会いをされたと思いますが、例えばどんな人にお会いをされたのか、どんな話の内容でこうやって協力要請をされているのか。それに対して、それぞれの経済各団体のお会いになられたトップはどういうような発言、対応、本当に協力を要請したものに対して前向きで応えていただけるのかどうか、この辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【吉田企画振興部政策監】ただいま小林委員からご指摘のありましたとおり、この厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、長崎ＩＲという狭いエリアではなく、オランダ王国にも匹敵する面積を持つ九州のＩＲとして取り組んでいく必要があるという観点から、この9月より知事が、福岡に本部を置きます九州経済連合会の麻生会長、それから、九州経済同友会の貫代表委員、九州商工会議所連合会の藤永会長、このお三方を回りまして、先ほど室長から説明のありました長崎ＩＲのコンセプト、経済波及効果、それから全国各地域の状況~~模様~~、そういったことを含めてご説明を申し上げて、ぜひ長崎のＩＲを九州のＩＲにということでご賛同を求めたところでございます。

その際、九州経済連合会の麻生会長のほうからは、九州にＩＲはぜひ必要だということでご賛同いただいております。経済界としても協力していきたいというお話をいただいております。

それから、貫代表委員からも、ＩＲは何としても九州に持ってこなくてはならないということで、ご賛意を得ております。

それから、九州商工会議所連合会の藤永会長からも、九州商工会議所連合会としてＩＲ誘致にしっかりと取り組むので、長崎が手を挙げておられるのでしっかりと応援したいとご賛意をいただいておりますので、これを契機といたしまして、しっかりとした官民挙げた大きなうねりとなりますような機運醸成に努めてまいりたいと思っております。

【小林委員】 それぞれ九州のトップ、今、名前を聞きましても、相当な方々であるし、また九州だけではなくして東京でも、中央でも十分お力を発揮できるような方々ばかりであります。

そういうお三方のところに知事が出向いて、そしてＩＲ構想のまさに長崎県版じゃなくして、九州で取り組む必要性を強く訴えられ、そしてその財界トップは、これに対して協力を全力を挙げてやっていきたいと、絶対に九州ＩＲ構想は必要であると、こんなような形のとてもありがたい、力強いそういうお答えをいただいたということは、やっぱり弾みをつけなければいかんと思います。

それで、今、財界は、経済界は、そういうような形の中で協力をするというような形のご答弁をいただいているけれども、具体的に、この財界トップの支援を、どういう形の中で九州は一つという形にまとめていくか、これをもっともっと九州全体に明らかにしていくかと。

まず、地元の長崎県が、これは単に長崎県だけでやっているわけではないんだと、九州全体の動きとして、これだけの財界のトップの方々が支援協力をきちんと受け持っていただいたと、こんなようなこともわかるような形の中で、この人たちの役割分担というか、もっともっと機

運を醸成させるために、そのための役割をどういうふうに考えていくかということが一つありますけれども、ここについての今後の機運醸成のための財界トップの方々の活用というか、こんなことをどういうふうに考えているかというのが一つ。

それから、九州地方知事会がもっともっと積極的に表に立っていただかなければ、これはなかなか厳しいのではないかと思います。だから、先ほどから言っているように、何といっても地方創生型のＩＲの誘致推進というところに絞っていけば、例えば佐賀がオスプレイを迎えるというよりは、もっともっと現実的にみんなで手を組んで、その波及効果を九州全体に及ぼすような、そういう形でいくならば、九州地方知事会においてもご賛同をいただけることだと思うし、もう既に、我々の聞いているところでは、中村知事も、九州地方知事会で長崎県が手を挙げてこれから動いていくと、ぜひひとつ力強い支援をしていただきたいと、こういう要請は、明らかにそうやって発言をされているところでございます。

これからは九州財界のトップの皆さん方の力、そして九州地方知事会の力、こういうものが一本になって取り組んでいかないと、なかなか大変な状況になっているのではないかと考えておりますけれども、そこのところについてのいわゆる九州地方知事会の対応、それから財界の対応等々について、何か戦略を考えるべきではないかと思いますが、現時点で何かございますか。

【吉田企画振興部政策監】このように九州財界の賛同の意向が得られましたので、次のステップとしては、それをどのような事務スケジュールに載せて具現化していくかということが大切になってまいります。これはもう小林委員のご指摘のとおりでございます。

まず、九州地方知事会におきましては、既に今年の5月を含め3度にわたりまして、九州へのＩＲ誘致という特別決議をいただいております。官の世界ではもう、九州へのＩＲ誘致ということでは固まっています。

ですから、これを経済界の事務スケジュールに載せるために、今、事務方とすり合せを行っております。どういう方法があるか、どういう手順で、どういうスケジュールでやっていくか、ここを早急に詰めまして、しっかりと県民に、それから九州の住民の方々にお示しできるような形を早急に整えてまいりたいと考えております。

【小林委員】 わかりました。今お話を聞いて、九州知事会では特別決議で3度やっていますよと。これは、私は1度ぐらいかと思っていたら、もう3度、そういう特別決議を行っている。

それに加えて、九州の財界のトップの皆さん方が全部応援するぞと、必要だと、こういうような支援の手と認識を共有するという形に至ったということ、これは大変な力強い状況になってきたと思います。

したがいまして、今言われるように、これをどうやって具現化して、これを誘致のための推進にどう活用していくかというところが、これからのまさに我々の戦略ではないかと、こういうふうに思っております。

まず、県民の皆様方に周知徹底すること、議会の皆様方に周知徹底すること、それから長崎県の自治体すべてにおいて、挙げて応援をいただくような形の中で、その認識をお互いが本当に共有して、一緒になってやるんだという我がことの問題として取り上げていただけるような、そんな仕掛けをぜひやっていただきたいと思い

ますので、このことは強く要請をし、ぜひとも次のステップが明らかになり、本当に九州にこのＩＲが必要だと、こういう結果につながるように、ひとつお願いをして要望しておきたいと思います。

【下条委員】 私は所管の中で、県庁舎跡地の活用についてお尋ねします。

その前に、今、小林委員の質問に対して、ＩＲ推進室長から的確な数字が、前もいただいておった数字ですが、資料を持ち合わせていませんで、非常に的確な数字をお示しいただきました。

東京まで手を少しずつ挙げだして、研究に具体的に入ってきたということです。いわゆる地方創生というものの大きな大義名分が、このＩＲにも使命があるわけでありまして、この地方創生の代表選手として、ぜひ九州を一体的な、今お話がありましたように、知事会もそう、経済界もそう、バックアップしてくれるわけですから、これはしっかり、東京、横浜、大阪ぐらいでやってしまえば、今までだって、製造業や金融業や、あるいは商業のすべての経済が回転をしていくお金を中央集中的に集めているわけですから、そこにまた、これが集まっていくということでは、日本の経済が好循環をしていかないということの一つのあらわれになりますので、ぜひ地方創生の代表選手として頑張ってもらいたいということをこの点は申し上げながら、1点だけ、この件の関連としてお尋ねします。

あと一つ数字が、前に資料ではいただいて、私は事務所内に持っているんですが、カジノ施設からの利益金です。このＩＲの中のカジノ施設からの利益金の3割が国庫に返されまして、その中の1割が長崎県のほうにくるというふうに理解をしていますが、これは幾らだったですかね。利益金の予算。

【西村ＩＲ推進室長】入場者から徴収する入場料と合わせてご説明申し上げます。

カジノに入場する際には、1日に当たり6,000円がかかります。その6,000円のうちの半分、3,000円を国に、残り3,000円が立地都道府県等、私どもでありますと、長崎県に対して国からバックされるという仕組みになっております。

もう一つ、カジノの粗利益といいましょうか、粗収益の30％を一旦国が徴収いたしまして、その半分、15％が、長崎県が認定を受けますれば、県にバックされるという形になります。

例えばの話になって恐縮なんですけれども、カジノの売上が1,000億円ありますと、単純計算で150億円が県に入ってきます。これも例えばの話で恐縮なんですけれども、ご来場される方が100万人いれば、それに3,000円を掛けるという形で入ってまいるところでございますけれども、カジノの入場者数等々についての推計、計算が非常に難しゅうございまして、その作業につきましては、本年度のコンサル委託の中での精査を考えておりますので、すみません、今はこういう仕組みということの説明にとどめさせていただければと思います。

【下条委員】私が自分勝手にそれから推定してつくっていたのかな、長崎県に幾らぐらい金が入ってくるなというのは書いていたような気がするんですけど、皆さん方から示されたんじゃないかなと思っていましたが、この件はこのぐらいにとどめたいと思います。

それでは、県庁舎跡地の活用について、確認をしながらお尋ねをしていきたいと思います。

ＭＩＣＥが確定をしたということで、3施設で賑わいのゾーンをいよいよ県庁舎跡地で決定をし、動き出そうと、そういう協議が、今、真

っ最中に入って、長崎市の関係がありますので、入ってきたと思うのですが、今議会の一般質問の中で、知事が、文化芸術の高度なホールをつくるということになりますと、長崎市のほうから、今は壊されましたが、公会堂の建設の広場の倍ぐらいを欲しいという提案があっているということがご答弁でありました。

そうしますと、県庁舎が今建っている表玄関側のいわゆる平たいところ、それから、下はちょっと落ちていって、江戸町公園までは2段ぐらい落ちていくんですかね、このゾーンで3つの施設をつくろうということなんでしょうけれども、一番表の植え込みから駐車場として使って、今の県庁舎が建っているわけで、表玄関の左のほうからずっと追い込んでいって、どのくらいを長崎県は一つのゾーンとして確保したいのか。

何かといったら、その次に、恐らく芸術ホールが、今の県庁舎の建っているところに位置する可能性が強いと私は思っているんですが、どのくらい表玄関から追い込んで、植木のゾーンのところから、駐車場のところからどのくらい平米で欲しいと思われていますか。これは県でつくる賑わいのゾーンだと思うのですが、いかがですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県が考える広場についてのお尋ねですけれども、広場については、イベントを行って賑わいを創出するということと、緑の中で憩いをというところで、イベントについては、整形な形で3,000平米ぐらい欲しいなと。その周囲に、周囲は整形じゃなくてもいいんですけれども、緑地帯みたいな形で人々が歩いたり憩ったりする、その辺を確保したいと思っていまして、具体的にどれだけかというのはないんですけれど、今までの中では、大体5,000平米ぐらい確保したいというふうなことを言ってきているところでございます。

【下条委員】 5,000平米程度を確保したいということですが、そうしますと、それが5,000平米を確保された時に、どのくらい長崎市が、ここまでぐらいの、用地面積が公会堂の2倍ということですので、測ればすぐ出てくるんですが、私も図面上落としているんですが、どのくらいかぶさってくると。いわゆる5,000平米が確保できないと、4,500平米になるとか、だから、500平米ぐらいが、市が欲しい、県も確保しておきたいというものと重なってきますか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】具体的に何平米というのはないんですけれども、今、市のほうからは、去年の市が行われたヒアリング結果に基づきまして、リハーサル室とか、楽屋とかを同一平面上に置きたいということで、市からも、何平米という形で具体的に出てきているのではなくて、これくらいという中で、公会堂の2倍程度、4,000平米弱ぐらいかなと思っていますので、敷地自体が段差がありまして、いろんなことを仮定しながらしなくちゃいけない。それを今、配置がどんなことができるかというのを考えているところで、市のホールがあると、広場がどれだけ足りないかというところまで、まだ具体的にそこまでいっている段階ではないというところでございます。

【下条委員】 それはね、協議するのは時間がかかるでしょう。妥協し、お互いが譲り合うところが出てきますが、そういったもの、公会堂の2倍が欲しいといったら、図面でぱっと落とせば、残りはどのくらい、もう全体が決まっているわけですから、それは1分でもできますよ。皆さん、できるでしょうが。ただ、公にしないと、じゃんけんをそこで出してはいけないとい

うことで、私たちに公表しないのか。これは1分ぐらいで、あるいは5分ぐらいで出ますよ。私でも素人でも出ますよ。それはどうですか。出るんでしょうが。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】いろいろなケースで置けるというのはあるので、ただ、どれというのが限定できないものですから、これを少し、ここを工夫したらできるんじゃないかとか、形もどうするかとかというところがありますので、いろんな案は、机上というか、手で描きながらとかということで話はしております。

【下条委員】 私も、本会議での知事答弁を受けまして、うったまげて、長崎市長に直接、電話もしないで、「会ってくれ」ということで、市長を訪問して会わせていただきましたよ。

その中で私が申し上げたのは、リハーサル室も含めて、平面で全部をつくっていけばそうなるだろうと。また、それは長崎県内の、しかも長崎市の特一等地を有効活用するには、やっぱり一部2階建てでもつくって、リハーサル室であるとかその他のものは、後ろのほうにちょっと大きなエレベーターで、いろんな楽器材といったものが運べるように、そういう工夫をしながらこの一等地を活用して、譲るところは譲って、ぜひあそこに質の高い芸術ホールをつくることが、地域の賑わいを含めて、浜町も含めて、築町も含めて、待ち望んでいるわけですから。しかも、表玄関のところは、まだまだこれから発掘調査をして、埋蔵物の調査をしなければならないので、2～3年かかっていくわけですから、長崎県との妥協の中で、しっかりとそういったところが実現できるように、あなたも進めるべきですよと、図面でやってみましたよ、二人で。ここまでだろうか、ここまでだろうかとやりながら、妥協してやってくれというお願いをしっかりといたしておりますので、その点を必ず、この3施設が当跡地で、県庁舎の跡地は長崎の特一等地です。残された最後の一等地でしょう。私たちが知っている範囲で、あれだけの広場が出て、有効活用されていくのはですね。

しっかりと検討しながら、その3ゾーンをつくり上げて、しかも、地域が疲弊をしているということで、知事もそのところは理解をしながら、今でもこの後、また何かインスタント的に、即興的に使えるものがないかということで検討に入ったでしょう。そのような形で、夜は、本当に閑散としているところを活気づけていこうというところもあるようでありますので、ぜひこの計画は早めに進めて、できるものから順につくっていくというふうにぜひしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 今、下条委員もおっしゃいましたように、市からは、これくらいの面積が欲しいというふうな話があっているんですけど、じゃ、広場と両立させるためにはどういったところ、こういう工夫はできないのか、今まさにおっしゃいましたように、一部機能を別の階にとかそういうことができないかというふうなことをこちらから提案するなどして、今打ち合わせをしているところでございます。

【下条委員】 私たちも、長崎市選出の県議も力を合わせて、何とか実現できるように、側面的なバックアップはいたしますので、いわゆる3施設が有効に、すばらしい土地が、これから未来永劫に、50年、100年と、あるいはそれ以上使われる施設になっていくと思いますので、国際観光都市長崎の顔として頑張ってほしいと思っています。ありがとうございました。

【宅島委員】企画振興部長から説明をいただきました議案説明資料の3ページ、長崎県版図柄

入りナンバープレートの導入についてということでありますけれども、私は勉強不足かもしれないですけれど、こういうデザインですよというのが何かございますか。

【村山地域づくり推進課長】図柄入りナンバープレートでございますけれども、本来これは国の事務でございます。その中で、導入に当たっては、構成団体すべての市町村が合意をした上で共同で申し出るか、あるいは県がかわって地方運輸局に導入を申し込みするというふうな手続になっておりまして、そういった意味で、長崎県で手続を行っております。

先だって、9月10日から図柄入りナンバープレートの事前申請が始まっていまして、こういった形でチラシを配布させていただいています。後ほど、改めて配付をさせていただきます。

【大場委員長】 後で、部数の配付をお願いいたします。

【宅島委員】 わかりました。私も、そういう導入があるということであれば、早速申し込みをしたいなと思います。

これは、長崎県に来られた方たちにも非常にいい宣伝にもなるし、長崎県の方がよそに行く時にもいい宣伝になるんですよ。だから、まず知事から、知事公用車からこういったものを始めていただきたい。知事専用車ができるかどうかわからないにしても、長崎県の公用車をぜひ、そういったものにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【村山地域づくり推進課長】委員ご指摘の公用車の活用でございますけれども、平成30年度の予算で、公用車に取り付けるための費用を予算化しています。順次、管財課所有の公用車とか、各機関が持っています公用車に付けるということで手続を進めています。

あと、長崎県営バスの方でも付けていただけるように、今、依頼をしていまして、検討をしていただいているところでございます。

【宅島委員】その資料を見ればわかるんでしょうけれども、例えば個人の方がそれを付けたいといった時に、幾らぐらい費用がかかりますか、時間と費用は。

【村山地域づくり推進課長】交付についての手数料は、モノクロの場合とフルカラーの場合がございます。モノクロの場合は、手数料は8,400円、プラスして1,000以上の寄附をいただきますと、このフルカラーのナンバープレートを付けることができます。

ちなみに、申込みはウェブ上で申し込みをいただくか、あるいはディーラー、整備工場に代理していただくような手続となっています。ただ、ウェブ上で申し込んで整備をする場合は、車をご自分で陸運局まで持って行く必要がございます。代理店を通しますと、その代理店が代行して付けていただくような形になります。

時間等については、申しわけございませんが、10月1日からの交付でございまして、どのくらい時間がかかるのかについては、我々もまだ把握をしていません。

【宅島委員】 この資料の説明でいくと、長崎県としては、この2種類だけしかないと理解していいんですか。

【村山地域づくり推進課長】このナンバープレートのデザインでございますけれども、県下で昨年、公募をいたしまして、応募総数134点の中から決定をしています。先だって、そのプレートの贈呈式も実施をいたしました。

波佐見高校3年生の女子生徒さんがデザインをしたものでございまして、長崎陸運局管内、佐世保陸運局管内、あと、厳原の陸運局管内と

も、デザインは同一でございます。（「2種類あるんですか」と呼ぶ者あり）デザインは1種類でございます。

【宅島委員】 わかりました。行政だけではなくて、我々議会人としても、また、基礎自治体の市役所、議会等々にも、ぜひ長崎県の宣伝のためにも付けていただきたいというぐらいの要請は、県からも指導していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

もう一点、ＩＲに関してのことなんですが、私の知っている情報、範囲の中で申しますと、ＩＲに手を上げる自治体がおられます。しかし、監査法人系のコンサルをつけないと申請ができない。しかも、その監査法人系のコンサルは日本に4社しかないということでありますけれども、そこを答弁できますでしょうか。4社しかないというのは正しいんでしょうか。

【西村ＩＲ推進室長】 国への申請自体は、都道府県ないしは政令指定都市でございますので、必ずバックアップしていただくコンサルがなければということではございませんが、実情につきましては、海外のＩＲ事情に精通している監査法人系がバックアップ、コンサルティングにつかないと厳しいと一般的に言われております。

4大監査法人と申しますのは、ＥＹ新日本監査法人、あずさ監査法人、トーマツ、それにあらた監査法人という4つでございまして、それぞれに世界の4大監査法人とくっついて、パートナーシップを結んでいるところでございます。

【宅島委員】わかりました。今の答弁でいくと、そこの厳しいという話があるというのは、国が言われたんですか。自分たちの判断で、厳しいと判断されたんですか。

【西村ＩＲ推進室長】実情から申し上げてのことでございまして、国からではございません。私どもとして、周辺情報を探って結論づけているところでございます。

【宅島委員】 独自で考えられて、そういうコンサル会社がついていないと厳しいというご判断をされているわけですね。わかりました。

長崎県としては、ＫＰＭＧ　ＦＡＳ、また、あずさ監査法人の共同企業体と契約をされて、しっかりＩＲの選定に臨むという姿勢は、私も大変感心をしております。

今のような室長の考えであれば、実際、全国で3カ所選定されるうち、もう既に長崎県は、こうやってコンサル系ときちんと契約をしたということであります。

大阪府も契約をしたとお聞きしたんですけれども、大阪府の状況はわかられますか、どこと結んだか。

【西村ＩＲ推進室長】大阪府におかれましては、今年の2月に、ＰweCあらたと組んで、今、作業を進めていらっしゃるところです。

【宅島委員】 わかりました。ということは、長崎県と同じ、大阪府と同じように考えるのであれば、あと2地域がコンサル系と契約を結んで国に申請をしていくということで私は受け止めるんですけれども、そうなった場合、既に長崎県はＫＰＭＧ・あずさ共同企業体ときちんと契約を結んで臨むということは、3カ所選ぶということであれば、4分の3ですね。一応は4分の3の確率で、頑張れば、今のところ75％の確率で選定されるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の認識は、75％の中に入っているということで認識していていいですか。

【西村ＩＲ推進室長】 4つしか、実際にコンサルティング支援を受けるといいますか、できるところがないと、私どもとしては考えておりますので、事務的作業につきましては、大阪の背

中を追いかけている状態ではありますけれども、他地域に比べれば先行していると考えているところでございます。

【宅島委員】 わかりました。ここは大変有利な状況に長崎県もある。そういった意味で、監査法人をきちんとつけて臨むということは大変有利な状況の中で試合運びができますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それともう一点、最後にしますけれども、さっき自治体への収入の話がありましたけれども、県にくるお金、私の認識としては、説明を聞いていて、150億円ぐらいというのをざっと聞いているんですけれども、これは特別交付税の算定となる基準財政収入額には算定をされない、要は、そのうちに入れないとお聞きしたんですけれども、それで間違いありませんか。

【西村ＩＲ推進室長】 ご指摘のとおり、基準財政収入額には算入しないということですので、県として交付税措置からの減額はないということであります。

【宅島委員】 真水で約150億円ぐらいのお金がくるということは、この財政需要に脆弱な県でありますので、そういった面も含めて、長崎県の経済浮揚の起爆剤となると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

【吉村(洋)委員】 宅島委員の3者応募があったということなんですが、どこが応募して、どのように決定されたかという資料を、午後でいいですから、出してもらえませんか。

【大場委員長】 出せますか。

【西村ＩＲ推進室長】 はい。

【大場委員長】 では、お願いいたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

― 午前１１時５９分　休憩 ―

― 午後　１時３１分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

本日は、本県の重要施策であります「人口減少対策に関する統轄監の取り組み姿勢について」の質疑を行うため、濱田統轄監に出席いただいております。

理事者の出席範囲といたしましては、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、14時30分までとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、統轄監より概要説明をお願いいたします。

【濱田統轄監】 統轄監の濱田でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、統轄監の取組についてご説明をさせていただければと思います。

まず、統轄監の位置づけということでございますけれど、これは私が定めたものではないのですが、便宜上、私のほうから説明させていただきたいと思います。

統轄監の職務につきましては、組織規則にこのように規定をしております。「特に重要な施策及び特定事項について、知事及び副知事を補佐し、部長及び局長を統轄し、関係職員を指揮

監督して、その推進を図ることを掌理する」ということでございます。

位置づけのイメージ図にございますとおり、副知事のもとに位置づけられるということでございます。なお、私のもとに補佐監が4名、課長補佐が5名配置されているところでございます。

統轄監の取組方針につきましては、これは私が定めたものでございますけれども、事業における課題や足らざる取組を各部局と共有、課題の共有ということ、それから、特に重要な施策については、部局横断的に調整を実施するということでございます。また、市町や団体等との連携を促すことによって、「オール長崎」での取組を推進するということで、施策を前に進めていこうと、こういう考え方でございます。課題の共有、部局横断、連携ということによる施策の推進ということを大きな取組方針として掲げたところでございます。

私が着任いたしましてから、知事からは、「特に人口減少対策ということについて横串を通してほしい」と、こういうご指示をいただいたところでございます。それを踏まえまして、人口減少対策について、特に取組方針を立てたものが、この右側の欄ということでございます。右側の欄をご覧いただきたいと思います。

知事からはそのようなご指示をいただきましたけれど、どのように進めるかということについては、お任せをいただいているというふうに考えております。

着任いたしまして、4月から6月ぐらいまでの3カ月は現地、県内の各地を回らせていただいたりだとか、庁内の各部局からのヒアリングを行わせていただくなどいたしまして、7月から、こういう形でやっていこうというふうに決めたものが、この右側の欄ということでございます。

一つは、重点テーマを設定いたしまして、プロジェクトチーム方式で、施策のこれまでの取組の検証と、来年度予算に向けた施策の検討を進めるということにいたしました。選定いたしましたテーマは、この5つということでございますが、いずれも人口減少に関係するテーマであって、かつ部局横断的に取り組むことによって、より大きな政策効果が期待できるものという観点から設定をさせていただいたものでございます。移住、雇用の場と産業人材の確保、結婚・出産・子育て支援、インバウンド、それから集落維持・活性化対策、この5つを設定させていただきまして、検討を進めることとしたということでございます。

あわせまして、この人口減少対策を進めていく上で、市町との連携が必要不可欠という観点から、その取組を強化するという意味で、県庁内に「市町人口減少対策支援チーム」を設けるということも、あわせてこの7月から行ったところでございます。

具体的なチームの中身でございますけれど、県の人口減少対策と有機的に連携した市町の独自の取組を促進するという目的といたしまして、関係部局の職員からなる、部局横断チームを編成し、市町を訪問して、市町の担当者との意見交換や協議を重ねながら、具体的な県と市町との連携による人口減少対策、あるいは市町の独自の取組を県としてどのように支援できるかといったようなことに取り組むこととしたところでございます。

推進イメージにつきましては、その下の図をご覧いただきたいと思います。庁内に関しましては、プロジェクトチームを通じまして、部局横断的な取組を推進するということでございま

すし、市町に対しては、人口減少対策支援チームを通じた連携支援というものを行っていくと、こういうことでございます。

2枚目に、参考までに、5つのテーマのプロジェクトチームのそれぞれの検討の視点でありますとか、現状・課題でありますとか、現在検討している内容について記載させていただいているところであります。このプロジェクトチームに関しましては、庁内の11部局と教育庁がいずれかのチームに参加をいただいているところでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

【大場委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【小林委員】統轄監、ご出席をいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

ご就任されて、まだ日にちがたっておりませんので、なかなか大変だと思いますし、また、私どもの質問というのが、本当に適切な質問なのかというようなことにつきましては、お考え方もあろうかと思いますが、わずか1時間の時間帯でございますので、それぞれがご質問の内容があろうかと思いますので、できるだけはしょって質問をいたしたいと思っております。

私どもが、今、県議会にありまして、長崎県で横たわる課題はいろいろありますけれども、今、当面、最大の課題は何かといえば、私は人口減少対策ではないかと思っております。

今、議員席に中山　功議員がいらっしゃいますが、先般の一般質問の中においても、もう人口減少の非常事態宣言をやるべきではないかと、これくらい逼迫した、緊迫した、そんな気持ちでおること、これはもう中山議員をはじめとして、我々も同じ気持ちであると思います。

そこで、もう何度も耳にされていると思いますけれども、長崎県は他県に例のない、50年前から実は人口減少が始まっているんだと、こういう状態に置かれているわけです。そして、大体毎年、1年間で1万人と、これぐらいが社会減も、あるいは自然減も同じような形の中で減少していると、こういうような指摘を受けているわけです。しかも、昨年1年間は、1万4,000人もと言うべき、これだけの、もう全人口の1％を超すような減少が、実は始まっているわけでありまして、これは大変ゆゆしき問題だと考えているわけであります。

そこで、まず、お尋ねをいたしますけれども、長崎県にお見えいただいて、この長崎県独特の人口減少の状況を見て、どういうような意識、どういうような受け止め方をしていただいているのか、まずこの辺のところからお尋ねをしたいと思います。

【濱田統轄監】 お答えいたします。

委員ご指摘のとおりでございまして、平成29年度の数字を日本人で見ましても、長崎県の人口は、自然減で7,000人弱、また社会減で6,000人弱、大体県の人口の1％程度が減少しているということでございます。この減少率は、全国的に見ましても、多いほうから数えて8番目というような位置でございます。

また、県内の状況を見させていただきましたけれど、いわゆる離島・半島地域、いわゆる条件不利地域が非常に多い県域になっておりますことを考えますと、人口減少の影響がさまざまな面で、今後シビアにあらわれてくる県、そのような現状の認識を持っているところでございます。

【小林委員】今おっしゃったようなことが、大体我々の共有する意識ではないかと思います。

こういう状況の中で、今まさに、あなたが一番専門中の専門であるところの地方創生、これが大体43年半ぐらい経過したのではないかと思っております。約5年間のスパンの中で、3年半の月日が過ぎたわけでございます。長崎県といたしましても、これは当然のことながら地方創生、何といいましても、東京を中心とした都市圏の一極集中を排し、そして地方に活性化をもたらす。そして地方の定住、こういうようなことを考えて地方創生というものが、実は誕生し、それから3年半というものが経過したわけであります。

専門官として、今、国において、ある意味では地方創生の旗振り役、一番要の総務省の中にいらっしゃった統轄監、この長崎県の地方創生の取組について、率直にどういう感想をお持ちであるか。なかなか歯止めがかからない状況の中で、地方創生が3年半たった、こういう状況の中で、長崎県の地方創生の取組、全庁的にやっている。まずは、企画振興部を中心としてやっている本当に懸命にやっていると思います。しかし、専門官である統轄監から見た、長崎県の地方創生の取組については、率直にどういう感想をお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

【濱田統轄監】 お答えいたします。

長崎県がまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、取組期間と定めておりますのは平成27年度から平成31年度までということでございますけれども、そこからカウントしても3年半経過したということかと思いますが、この間、新たにこういった地方創生の取組が国を挙げて始まりましてから、新たに創設された制度が幾つかございます。その中で、長崎県としても、そうした新たな国の制度を活用して、具体的には、地方創生推進交付金でありますとか、あるいは企業版ふるさと納税の制度でありますとか、これはかなり全国的に見ても高い活用実績になっているかと思います。

そうしたものを活用した上で、例えば移住サポートセンターの立ち上げでありますとか、それを通じての移住者数の実績でありますとか、あるいは企業版ふるさと納税を活用いたしました、県内への就職を支援する奨学金のアシスト事業なども立ち上げておりまして、長崎県としては、そういう意味では、地方創生の取組について、一定の成果は上がっているものというふうに私自身は思っております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、なかなか社会減が止まらないということについては、課題として認識をしておるところでございます。

【小林委員】お立場として、私はある意味では、統轄監は、率直に言って、言葉を選ばず、現状を正しく、県庁内にある意味での人口減少対策についての緊張感、全庁的にやるわけであります。

私は、中村知事が、今回、統轄監という新たなポストを設けて、そして、最適任者と思う統轄監にご就任いただくと。これは、実は大変なことなんであります。なかなか歯止めをかけてもかからない、もう今のままの状況だったら、長崎県はまさに限界集落になってしまう、こんな危機感がお互いにあるわけですよ。ですから、これだけの対策、取組をやりながらも、この3年半、みんな同じ気持ちの中でやったんだけれども、なかなか成果が出てこないというところに非常に歯がゆい思いをいたしております。一体何が足りないのかと、こういうことなんであります。

ただいま統轄監のほうからご答弁の中にございました、例えば地方創生の交付金、これは長崎県は十分使っているよと、これだけの取組をやっているよという話がありました。確かに、調べてみますと、平成28年、平成29年、平成30年と、こういう状況の中でどれくらい使っているかというと、長崎県だけで28億7,700万円という地方創生交付金を使わせていただいているわけです。これは、私が聞いてみると、なんと47都道府県の中の上から第4位のそういう高額を実はいただいてきているわけです。

では、一方、長崎県の市町はどうかと。長崎県の市町は、この地方創生交付金をどれくらいこれまでに使ったかと、これもお尋ねをいたしました。これにつきましても20億7,400万円、これだけの地方創生交付金をいただき、それなりの地域の活性化、ひいては、定住人口を増やすというような、そんな取組をやっているわけです。この20億7,400万円というのは、では、全国の規模でどのくらいの位置づけかということを尋ねてみますと、何と長崎県は第4位、市町は第9位、まさにそれだけの大きな、大きな地方創生交付金をいただくことができているわけです。

この金額を使いながら、今言う地域の活性化のために、何としても定住人口を増やさなければいけない。また、若者が定住するために、よりよき良質の職場を設けなければいけない。学校は、大学は、あるいは就職はと。また、仮によその大学に行っていても、長崎県に帰ってくればこれだけの支援をするよとか、いろんな、これ以上の、あの手この手。しかも、嫁さんを探すとかいう、そんなのは自分で勝手にやれよと、昔はそうだったけれども、もうこれを行政の金を使って、まさに国民、県民の皆様方の税金を使いながら、そうして嫁さん探しをやるとか、子育て支援も、まだこれでもか、これでもかと、ありとあらゆることを長崎県はやっていますよ。

私は、何が足りないかと、何か足りないところがあるかと言えば、足りないものはないんではないかと思っているけれども、これだけの地方創生交付金をいただきながら、正直な話が、年間1万4,000人もこうやって減少するなどというのは、天文学的な数字だと思うわけであります。その要因は、一体何なのか。なぜこれだけの施策を打ちながら、これだけの地方創生交付金をいただきながら、なぜこういう結果しか出ないのかというその要因については、何かお考えはございますか。

【濱田統轄監】交付金を活用して実施している事業の中には、先ほど私が申し上げましたような移住サポートセンター、移住促進のための事業など、どちらかといえば短期的に成果が期待されるような事業もあれば、一方、産業振興のような、少し長いスパンで成果を求めていかなければならない事業などもありますので、そういった観点からいたしますと、その現状と取組とで、直ちに結びつかないという面は、正直あるのかなという気はいたしております。

【小林委員】ですから、私はこれから統轄監に、先ほどからもちょっと申し上げておりますけれども、失礼でありますけれども、お許しをいただきたい。統轄監がいい人になったら困るわけです。失礼でありますが、嫌われて、嫌われて、そして結果を残し帰っていただければ、あなたの銅像が建つわけです。そんな考え方でおるわけです。もう役人の、役人という言葉の表現は、ちょっと許してもらいたいと思いますが、やっぱり理事者側の皆様方は、基本的に敵をつくら

ないと、こういうところから始まっているわけであります。人の嫌がることは言わないとか、欠点をあまり指さないとか、こんなようなことが一般的に言われているわけでありますが、これはもう大変口幅ったい言い方で恐縮でございますが、あなたは知事から全面の、いわゆる全権大使、こういう状況の中におるわけです。我々は、あなたをこれから「統轄監」と呼んだり、「全権大使」と呼んだり、2つ呼ばせていただきますので、この新しい肩書きは全権大使、それは人口減少非常事態宣言に合わせた全権大使、これは中村知事が、まさにあなた以外にはないというきちんとした白羽の矢を立てて迎えているわけです。

ですから、そういう点について、一体これだけの対策をやりながら、これだけのお金を使いながら、なぜこういう自然減、あるいは社会減ともにずっと変わらない、むしろ歯止めがかからない以上に、もっと歯止めがかからないような、そんな人口の減少は、さらに大きくなっているではありませんか。やはりこういうところを考えれば、ちょっと穏やかではないということ。これは、統轄監申しわけないが、あなたの期待というのは相当大きいわけであります。

大体、最初顔つきを見まして、「ああ、この人はやる人だ。県議会議員の選挙に出ればすぐ通る、トップ当選で」と、こう思うくらい非常に迫力がありますよ、本当の話。ですから、そういう意味で、この統轄監なら、必ず我々の全権大使として結果を残してくださるのではないかと、こう思っているわけです。

そこでお尋ねをしますが、今、長崎県の人口減少対策の一つの目標というのは、例えば2030年までに合計特殊出生率を2.08にするということ、それから、加えて、2040年までに、それこそ社会移動の均衡を図る。とにかく7,000名だとか、6,000名だとか、こういうようなことを言われているけれども、これを解消するというような状況の中のいわゆる均衡を2040年までに図る。そして、加えて、2060年に人口を大体100万人キープしようではないかと、こういうような基本的な戦略を、実は中村知事は、議会等々を含めて明らかにされているわけであります。

大体私は、中村知事の一つの行政手法というか、もう今や立派な政治家になられましたので、政治手法をこうして見ておりますと、確実に目標を掲げるわけです。目標というものをきちんと掲げて、いつまでにどれだけの成果を上げなければいかんという、いわゆる我々が目標に向かって前進する、その目標を高らかに掲げるわけです。そして、それに向かって毎日、毎日積み上げていこうではないか、こういう手法だと思うわけです。

しかしながら、今回の、例えば2060年において100万人をキープする、社会移動の均衡を図る。合計特殊出生率につきましては、長崎県は、ご案内のとおり、結構高うございますから、これはひょっとしたらうまくいくのではないかと、こんなような期待がこもるわけでありますが、なかなか自然減、社会減、これも非常にやっかいな問題と、構造的な問題が横たわっているかもしれない。打っても、打っても、どんな対策を打っても自然減も社会減もなかなか難しい状況かもしれない。

こんな状況でございますけれども、果たして人口減少対策の基本的な戦略、2060年に100万人をキープする、こういうところの前段の内容につきましても、これは実現できるというお考え方をお持ちかどうか、この辺の見通しについて、ここを目標にして、実はやっていただきた

いと考えているわけでありますけれども、この点については、実際どういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

【濱田統轄監】 率直に申し上げれば、この現状を見る限りは、なかなか目標達成は厳しい、大変厳しい状況にあるというふうに言わざるを得ないと思いますが、まだ本格的な取組を始めて3年半というところでもございますし、諦めたら終わりでもございます。

現状、今できることを最大限やることによって、少しでも目標達成に近づけていく、こういうことかと思っております。

【小林委員】 非常に厳しいと、これは一般的にそう見ていると思います。しかし、これがただ単に掛け声だけで終わったというわけにはいかない。これは当然のことながら、理事者側の皆様方にも、ましてや統轄監というポストをつくり、全権大使が来たわけだから、2060年の100万人を何とかキープせんといかん。今のままの人口減少の姿は、2060年には、大体80万人とか、78～79万人、これくらいのデータが出ているのではないかと思います。これを100万人キープするということ、言うことは簡単だけれども、実現は厳しいんじゃないかと。

しかし、中村知事が県民に向かって、これだけの約束をされたわけです。ならば、やっぱりどんなことがあっても、ひっくり返っても、長崎県としてはその期待に応えなければならないという大きな、大きな使命と責任があると、私はこう考えるわけです。

そこで、今回の統轄監にはそういうスタッフが、優秀な補佐監が4名いらっしゃる。あるいは、そういう補佐する人も5名いらっしゃる。しかも、顔ぶれを見ていたら、おお、この人が行っているのか、この人が行っているのかと、給料は変わらない割に、全部行っているわけ。そういう状況で見ておりますと、なかなかそれなりの人たちが行っているんだけれども、今ここは、中山議員の本会議での質問の中においても、部長をはじめとして県庁の職員の方々が、本気になって同じ気持ちの中でやってくださいますかと、こういう状況ではないかと思います。

あえてお尋ねをしますが、県庁の中に、あるいは県職員の中で、何か今足らないもの、やっぱりこうあっていただきたいと思うもの、こういうような点が何かございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

【濱田統轄監】委員のご指摘と共通する部分はあろうかと思いますけれども、やはり庁内職員、あるいは市町、あるいは民間企業も含めて、この人口減少ということに対する危機感をまず強く持つ、共有するということが非常に重要なのではないかなと。その部分が、やや欠けている部分としてあるのではないかと、このような感じを持っているところでございます。

【小林委員】 時間があまりありませんから、一人でしゃべるわけにいかんので、大体終わりにかかりたいと思いますが、要するに、危機感をもっと持ってほしいと。我々は、今、統轄監がおっしゃったように、我々議会も、さらに市町も同じ立場でこの危機感を共有していかなければいかんと思います。もうこれ以上人口が減った時に、一体長崎県がどうなっていくかと、これは県庁も、あるいは市町も、まさにそこで働く自治体そのものがなくなってしまうかもしれない。あるいは、職員が半分しか来ないかもしれない。あるいは、年金とか、そういう社会保障とかいうものは全くずたずたになって、もうとにかく何もできないような状態になってしまうと。こんな、本当に限界集落の最たる状況が

この長崎県に、今のまま何もしなければ、こういう日が必ずと言っていいほどくるかもしれない。こういう中において危機感を持つこと、それからやっぱり、これも中山議員が指摘をしておりましたが、意識の変革、やっぱり意識をもっともっと変えなければいかんではないかと、こういうような考え方を持つわけです。

この際、全権一任をされておりますので、統轄監、いよいよこれから本格的にあなたが取り組むに当たって、予算は十分きちんとキープされているのか。やっぱりこれだけの大きな課題に対して取り組む以上は、ある程度しっかりとした予算を持っておかなければいかんと。そういうところについては財政課とも話をするだろうし、あるいは知事も、あるいは県庁挙げて、あなたの仕事がしやすいように、そして、成果につながるように、予算面もしっかりやっていかなくちゃいかんと、こういうふうに思いますけれども、この予算の配分について、あなたに与えられたその役割はどういうふうになっているのか。

それから、もう一つ、最後になりますが、市町も危機感を共有すること。やっぱり何だかんだ言っても、人口減少は、現実に基礎自治体であるところの市町が全く一緒の気持ちで、同じ危機感を持ってやっていただかなければ、これは県庁だけが旗を振っても、太鼓をたたいても、それは届かないと思います。

私は、今回の取組の中に、ここにも今ございますけれども、市町人口減少対策支援チームと、こういう非常にありがたいチームをつくって、これをひとつやっていただくということ。ただ、今まで我々もいろいろ委員会を通して、特にこの企画振興部においての人口減少対策で、市町ともっと問題を共有しなければならないと力説をしてまいりました。そして、実際が、企画振興部長、今の古川総務部長あたりが企画振興部長の時にずっと回ったりしながら、やっぱり意見の交換をいろいろとやってきているわけです。

ただ、それがある意味では帳面消しみたいな、そんなようなことでは困るんです。実は、ちょっと耳に入ってきましたが、例えばどこかの市町に行ったと。議会中で、人口減少対策の一番の責任者である、その長たる者、あるいはナンバー2、ナンバー3、そんな者が全部議会におって、行っても全くお話し合いができずに、失礼だけれども、責任の少ないような人たちが出てきたと。こんなことがあったら、帳面消しだよ、これは。こんなようなことについては、もう一度、ひとつ引き締めてもらいたい。

きちんとアポイントをとって、いわゆる危機感を持って、本当に死ぬつもりぐらいの気持ちを持って一緒にやっていかなければ、この問題は解決せんぞと。こんな危機感を、まず我々のほうが持って、その上において市町にきちんとお尋ねをしていかなければいかんではないかと、こういうふうに思いますが、その点について、幾つか質問しましたが、お願いします。

【濱田統轄監】 まず、予算についてでございますけれど、来年度の事業につきましては、先ほど申し上げた5つのプロジェクトチームの中で、来年度どういった取組をしていくかということを検討しているところでございます。

そのプロジェクトチームで検討し、練り上げた事業につきましては、来年度の予算におきましても特段の配慮を、当然のことながら求めていくつもりでございます。

それから、市町の支援チームでございますけれど、ご指摘のとおり、私自身も通り一遍の意見交換では全く意味がないというふうに思って

おりまして、まだ私の指示が行き届いてない部分があろうかと思いますけれども、チームのメンバーには、市町の担当者とも膝を突き合わせるような形で率直な､本音ベースでのやりとり、意見交換をやって、そういう関係を築き上げた上で、一緒に県、市町連携した取組、あるいは市町独自の取組に対する支援をやっていくようにと、このような指示をしているところでございますので､改めてご指摘もございましたので、私のほうからチームには、そのように指示を再度させていただきたい、そういうつもりでやっているということでございます。

【小林委員】 最後に､短い時間でございましたが、時間が限られて、大体20分しかできないんです。ちょっと大分オーバーして、申しわけないと思っているんですが、統轄監、今意見をいろいろ聞かせていただき、また、議論をさせていただき、やっぱりそのやる気というか、意欲というか、そういうものが率直に伝わってきました。

もっと、あえて言わせていただければ、一般質問の時には、ちょっと迫力が足りなくて、失礼だけれども、大丈夫かなと思っていたんだけれども、今日は、こういう身近で見ると、非常にあなたのやる気、意欲、こんなものが伝わってきて、率直に言って、非常に安心しました。

我々はこうしてお願いすることとか､頑張れ、頑張れと言うだけで申しわけないが、この長崎県が生き残るために､生きながらえるためには、この人口減少対策をどうしても何とかしていただかなければいけないと。我々議会側に何かすることがあれば、全力を挙げて、当然のことながら、議長も、委員長もみんな束になってお手伝いをさせていただくことは当然のことであります。

どうか、大変でございますけれども、ひとつ健康に留意しながら、あと何年おられるかわかりませんが、銅像が建つまでよろしくお願いしたいと思いますが、最後にあなたの決意を聞いておきたいと思います。

【濱田統轄監】 ご支援の言葉､ありがとうございます。

人口減少対策は非常に困難な課題だというふうに、改めて思います。これをやれば解決するというような決定打もあるわけではございませんし、今まで誰も気づかなかった奇策があるわけでもございません。ただ、人口減少対策を考えることは、長崎県の将来を考えることにほかならない、これはそうなんだろうというふうに思います。その思いを県庁内はもとよりでございますし、市町、民間企業、教育機関、それから県民も含めて、すべてのプレーヤーとそういった思いを共有いたしながら､総力を結集して、全体で取り組むことでしか解決する道はないというふうに考えております。

微力でございますけれど、与えられた立場で最善を尽くしてまいる所存でございます。

【大場委員長】 ほかございますでしょうか。

【宮本委員】 統轄監、貴重なお時間ありがとうございます。2～3､ご意見をお聞かせください。

まず、長崎県に来られて数カ月ではあるかもしれませんけれども、長崎県に来られた感想、職員の皆様方と接した感想であったり、県民、市民の皆様方と接した感想を率直にお聞かせください。

【濱田統轄監】いろんな感想を抱いているところでございますけれど、県内を回らせていただいた感想としては、思った以上に県域が広いということ、それから、離島でありますとか半島地域という、いわゆる条件不利地域が大半を占

めるということ、そういった意味で、人口減少対策を進める上でも、何をするにしても、そういう地形的、地勢的な制約が多い県であるなというのを率直な印象として持ったところでございます。

また、産業構造という面でも、第1次産業のシェアが相対的に高い一方で、第2次産業のシェアが相対的に低い。これも人口減少対策を進めるという意味では、雇用の吸収力の高い製造業はなかなか立地をしにくいという、これもまた地理的な制約があるゆえなのかなというふうに思いますけれども、そういう面での難しさを感じているところでございます。

県民の方々は非常に温かい、大らかな県民性なのかなというふうに思います。

県職員は非常に真面目だと、優秀だというふうに思いますけれど、一方で、自分の仕事が一番大事だという意識もあって、連携をしながら部局横断的な取組をすることがやや苦手な部分が、私がこういう立場にいるからだと思いますけれども、そのように感じるところも多少ございます。

【宮本委員】ほんの数カ月間でそれだけの分析をされてらっしゃるということは、さすがだなというふうに思います。ありがとうございました。

そこで、先ほど統轄監が言われていましたけれども、これは私からのお願いでありまして、要望と申しますか、長崎県は本当に長いということ、離島も多く含まれているということからして、この位置づけのイメージであったりとか、取組方針なんかを見た時に、非常に自由な、部局横断的という言葉が出てきますとおり、自由に動きができる位置づけなのかなというふうに単純に思いました。その意味も含めて、21市町あります。そのほかの地域、地区もありますから、どうか積極的にその現場に向かわれて、その方々と触れ合ってもらって、その現場を確認されて、そこの課題を持ってきて、こちらの部局とまたいろんな協議をし、また持ち帰る、そこの担当の方と話をする、そういう動きのある統轄監であっていただきたい。どこでも入っていかれるような統轄監であっていただきたいというふうに思っているんですけれど、それは可能でしょうか。

【濱田統轄監】私もご指摘のとおりの動きをしたいというふうに思っておりまして、可能な限り現場、現地に向かって、そこで頑張っている方々との意見交換をさせていただく、そのことを通じて施策に反映をさせる、こうしたやり方を、これまでも地方勤務の際はやってまいりましたし、長崎においてもそのような姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございました。ぜひともそういった取組をしていただいて、実際に車で行くと、こんなにまで時間がかかるのかだとか、道が狭いとか、渋滞があるとかというのは感じるわけですね。肌身で感じていただいて、それをしっかり部局と共有してもらって、そういう形の仕組みづくり、施策づくりというのをしていただいて、今から取り組まれていかれるであろうとされる大きな課題、人口減少にしっかりと、現場に即した施策を打ち立てていただきたいと思いますし、私たちもそういった提案をしていきますから、そういったいろんな協議の場というのも設けていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】 ほかございますでしょうか。

まだもう少しお時間はございますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、ほかに質問がないようですので、「人口減少対策に関する統轄監の取り組み姿勢について」に対する質問を終了いたします。

本日は、濱田統轄監、ご出席いただきましてありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時１３分　休憩 ―

― 午後　２時３０分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

【吉村(洋)委員】 午前中に資料請求いたしておりましたが、それが提出されておりますので、この内容について説明をお願いしたいと思います。

ざっと説明といってもあれかもしれませんので、プロポーザルで公募をかけてあるんですが、契約金額が1億7,760万円と大変高額でございます。期間も7カ月ということで、1カ月で割ると、大概な金額になるなと思うんですが、こういうところの金額の設定とか、プロポーザルですから、ないんだろうと思いますけれども、予定価格みたいなところを県独自にある程度設定をされておったのかどうかというのもお聞きしたいんです。

それと、資料2の審査内容です。この中身についても説明をいただきたいと思います。

【西村ＩＲ推進室長】 お手元の資料に沿って、また、今、ご要請がございました内容についてお答え申し上げます。

まず、公募型プロポーザル方式により、今回、ＫＰＭＧ　ＦＡＳ・あずさ　ＩＲ推進共同企業体と1億7,760万円、消費税込みでございますけれども、この金額をもって8月31日に契約を締結させていただいております。

契約の期間につきましては、3月29日までとさせていただいておりますが、その下に※印がございますように、当該契約につきましては、長崎県・佐世保市ＩＲ推進協議会が締結しておるものでございます。1億7,760万円の契約金額の半分は佐世保市が負担しているものでございます。また、3月29日まで、平成30年度いっぱいの契約とさせていただいておりますけれども、ここにつきましては、国が今後示す基本方針というものがございます。国からの説明によりますと、来年の8月ごろ、夏ごろを目指して公表するとされておりますけれども、そこの内容を見ないとできないものもございますので、国の今後のプロセスの進展によっては、変更契約を結ばせていただいて、終期を延ばすこともあり得るとさせていただいております。

業務の内容でございます。8項目ございまして、「区域認定申請に向けて必要な事項の整理」と書いてありますけれども、その下、「事業実施状況の検討」とございます。先ほど申し上げました基本方針というものを国が出した後に、長崎県としての業者選定基準である実施方針というのを定める必要がございます。ここに向かっての準備が、今回の契約の主目的でございます。そのために、（3）にございます「課題整理と解決方法」、「交通インフラ」、それから「事業性」、候補地であります佐世保市での事業性がどれほどあるか。また、実際にＩＲ事業者と先に協定、契約を結ぶといいましょうか、相手方を選んでいく作業が実施方針後に出てまいりますけれども、その先方様と結ぶ「契約の条件等との検討」、それから、あわせて「公募

選定の公正なプロセスの検討等」をやらせていただく。それの事前段階としましては、この契約の中身でリクエストフォーコンセプトと書いておりますけれども、「事業者ヒアリング」を実施したいと考えておる次第でございます。

今回の契約に至るスケジュールでございますけれども、6月21日に公告を出させていただきまして、その後、参加表明等、あるいは質問の受付期限を設けた後に、7月20日、約1カ月間の期間を持ちまして企画提案書の提出を受け、30日にプレゼンテーション審査という形で行っております。

プレゼンテーション審査自体は、応募のありました3者の社名等一切出さず、内容だけで審査をさせていただいております。また、後ろの面の備考欄に審査委員8名を載せておりますけれども、こちらにつきましても、当日のプロポーザル審査の場面では、名札等の表示も含めて一切出さず行っているところでございます。

審査結果でございます。ＫＰＭＧ　ＦＡＳ・あずさ　ＩＲ推進共同企業体が最優秀として選ばれ、次点といたしましてトーマツ・ＵＲリンケージ共同企業体、3位はＥＹ新日本有限責任監査法人となっておりますけれども、3位の部分につきましては、ホームページ上は社名等は出させていただいておりません。4大監査法人のうちの1社、ＰｗｅＣにつきましては、あらた有限責任監査法人ということで、こちらは、午前中申し上げましたとおり、本年2月に大阪府・市のコンサルティング事業を受けておられますので、いわゆる利益相反等々ありまして、応募されておりません。

次の資料2といたしまして、採点項目、審査項目を記させていただいております。提案金額も含めまして、全部で8項目ございます。大きく3つの内容に分かれておりますけれども、業務内容に関する提案、それから実施体制というところで審査をさせていただいております。

業務内容に関する提案の（2）九州・長崎らしさ、地域特性というところの配点を15点とさせていただいております。これは、やはり規模だけではどうしても中央に太刀打ちできかねるというところもございますので、地方ならではのＩＲの事業性、開発条件等々についてのご提案を重視したということでお考えいただきたいと存じます。

また、20点をつけております業務実施方針につきましても、実際に短期間に多くの課題整理、それから業務の手順等々を示していただく必要がございますので、そのプロセス、認識が正しいかどうかについて重視した上での配点基準とさせていただいております。

その次の実施体制でございますけれども、これにつきましても、ＩＲに関しましては、日本で最初の制度でございますので、全く未知の世界でありますが、似たような制度設計として考えられておりますのが、例えば空港コンセッション等でございまして、そこの経験があるかないか等々も重視したところでございます。かつ、担当者、私どもに担当していただく方にその実績が伴っているかというところも重視させていただいております。

結果、繰り返しになりますけれども、ＫＰＭＧ　ＦＡＳ・あずさというところになっておりまして、業務実績等々について非常にすぐれているという評価をさせていただいたところでございます。

既に、今現在も支援事業をしていただいており、常駐体制をとっていただいています。1名から3名の範囲で、この9月は県庁に張りついて

諸般やっていただいておりますし、さきのハウステンボスでの花火大会の折にも、お休みでしたけれども、自ら率先して現地調査に入っていただいております。期待以上の働きを、今のところしていただいていると考えております。

また、金額の面でのご質問がございました。1億7,760万円という数字についてどのように算定したかということでございますけれども、こちらにつきましては、まず、先行しておられます大阪府の予算措置等について算出させていただいております。大阪府におきましては、平成29年から平成32年までトータル、延べで、債務負担行為という形で約3億8,000万円計上されております。ここを念頭に置きながら、今回ご参加されていないＰweCあらたも含めて、各年度ごとに行うべき仕事を私どもで整理した後に、参考見積もりを出していただいております。そこを私どものほうで内容を精査、分析した上で、今年度、プロポーザル公告を出しました内容についての数値を割り振りしたものを平成30年度予算として要求し、その金額を持って、この契約金額というところで締結をさせていただいたところでございます。

【吉村(洋)委員】 最後の金額のところですが、割り振りした中で、こっちのほうで金額を設定してそれで契約、そうしたら、このプロポーザルの応募の中には契約金額というのはなかったわけですか。言われる金額で受けますというだけなんですか。そうじゃないですよね。ちょっともう少し。

【西村ＩＲ推進室長】説明が言葉足らずで申しわけございません。公告の際に、一定金額、上限ということで示させていただいております。それについて、各3者ともに、それを下回る金額で、一定プロポーザルには応募していただいたという形になっております。

【大場委員長】 ほかにございますか。

【宅島委員】 今、吉村(洋)委員の質問に関連しますけれども、今の答弁によりますと、この契約は3月31日まで、しかし、国の発表があるのは来年の夏ぐらいということでありますので、ぜひ室長に、最後の最後までしっかり、ここの監査法人と契約を結んでいただいて、ＩＲの区域認定を勝ち取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【大場委員長】 ほかにございますか。

【坂本(智)委員】 部長説明の中にＯＲＣの新規路線についてということが書いてありましたので、ＯＲＣをしょっちゅう使わせていただいている者の一人として、若干質問したいと思います。

5ページですけれども、下から5行目に、「1機目と同様に全日本空輸株式会社（ＡＮＡ）からリースにて調達するとともに、同社にコードシェアと一定の座席買取り」、これは福岡～対馬でございますか。あるいは、長崎～対馬・壱岐・五島の便なんでしょうか。どういうことなんですかね。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 説明資料に、「1機目と同様に」ということで記載しておりますのは、その上のパラグラフのところがございますけれども、「10月28日から新たに福岡・小松路線」、これは2便予定しております。それから、「福岡・宮崎路線の増便」ということで、現在4便のところを5便に、1便増便します。ここにつきまして、いわゆる福岡発着の路線につきまして、コードシェアと座席買い取りを依頼ということで予定をしております。

【坂本(智)委員】 ということは、福岡～対馬線もコードシェアということになるわけですか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 Ｑ400型機で新規に参入する部分のみになりますので、福岡～小松路線と福岡～宮崎路線という形になりまして、既存のＡＮＡが路線をしております福岡～対馬路線は、ＡＮＡがそのまま運航しておりますので、ＡＮＡの運航ということで、ＯＲＣは運航いたしません。

【坂本(智)委員】 ペーパーをもらいました。今年のウィンターダイヤ、福岡～対馬便計画の一部変更ということでございます。

いよいよＢ3がなくなるのかと、まあ、なっていますけれども、間もなくすると、「懐かしいな。あの飛行機に乗りたいな、また」、というような気持ちになるんだろうと思いますけれども、非常に残念な気持ちです。Ｑ400型機というものが、今、半分、福岡～対馬は飛んでいますけれども、何といってもあのジェット機がいいなと思いますよ。しかし、古い機材ですので、もうかえなければというようなことなんでしょうけれども。

自分のところのことばかり言って申しわけないけれども、対馬の空港、あと100メートル延ばせば、三菱重工のリージョナルジェット、あの飛行機が発着できるんですか。どうなんですか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 ＡＮＡの資料等を参考にしますと、例えばＭＲＪ（三菱リージョナルジェット）ですけれども、こちらの必要滑走路距離というのが1,740メートルということですので、今、対馬空港が1,900メートルですので、現有大丈夫ということです。

【坂本(智)委員】 ぜひひとつコードシェアに、どうせなる方向に持っていこうとしているんでしょうけれども、もうかっていただいて、三菱のリージョナルジェットを購入して、そして、やはり何といってもボーイングのＢ3は、私は名機だというふうに思いますよ。ダッシュ8も非常にすばらしいですけれどもね。

福岡～五島もそうなんですか、ジェット機が消えるわけですね。Ｑ400型機にかわるわけですけれども、ジェット機がなくなるかわりに、10月28日から、便数がちょっと増えております。5便になっていますけれども、キャパはどのくらい違うんでしょうか、搭乗人員。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 Ｂ3につきましては、ボーイング737－500ということで、座席数が126席になりますけれども、Ｑ400、いわゆるプロペラ機になりますと74席ということで、それだけキャパの差があるということで、容量に対応するために、ＡＮＡのほうでは増便を図って対応しよう、総量を確保しようということで予定されております。

【坂本(智)委員】 ということは、総量は一緒になるんですか。貨物の量はどうなるんでしょうか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】貨物の量、やはり地元のほうで心配されておりましたので、全日本空輸のほうでも荷物の積載量というのを確認しましたところ、満席の場合でも、まだ1,000キログラムぐらいのキャパが十分にあるということで、現有貨物については対応できるということでお返事をいただいております。

【坂本(智)委員】 ありがとうございました。もう言うまでもなく、国境離島新法ができまして、飛行機の運賃がかなり安くなった。そういうことでお客さんが、ジェットフォイルもそうなんですけれども、壱岐と対馬はジェットフォイルに流れるお客さんが結構いらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

私は長崎空港で対馬行きを待っていますと、

五島からの飛行機が着いたと、あまりたくさんは乗ってらっしゃらないような気がします。まあまあ、ジェットフォイルが長崎港に直接着きますので、対馬は五島の場合とはちょっと違うかもしれませんが、どうなんでしょう、搭乗率とか、直近でわかりますか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 現在の離島路線の利用率ということでご答弁いたしますけれども、就航率につきましては、例えば長崎～対馬になりますと、平成28年度は97.4％、平成29年度は、ちょっと機材故障等ございまして、91.6％ということになっております。それから、利用者数につきましては、現在のところ、昨年度と今年度を比較しますと、全体ではほぼ同数の利用率、それから、国境離島のほうがありましたので、国境離島に関しましては、全体で換算しますと、4月から8月までの状況で10％ほど伸びております。

【坂本(智)委員】 どのくらい、本当に飛行機に乗っていらっしゃるのかな、何％ぐらいかな、そこをちょっとお示しください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 利用率につきましては、対馬～福岡でいきますと、61.7％の利用になります。長崎～対馬になりますと63.1％、これは平成29年度の実績です。人数的には、平成29年度、長崎～対馬で6万8,910名、福岡～対馬で17万6,687名という形になっております。

【坂本(智)委員】 この推移が知りたいんですね。昨年の4月からどういうふうに、ジェットフォイルとかフェリーに流れているのかなとか、そこら辺の推移が知りたいなというふうに思っているものですから、資料をまた、後で出していただければと、委員長にお願いしたいと思います。

【大場委員長】 ほかございませんか。

【小林委員】 今の坂本(智)委員のＯＲＣの説明の内容について、お尋ねをしたいと思います。

まず、離島の航空路線を維持しなければならないというようなことについては、これまであらゆる対策を講じて、いろいろと厳しい環境の中において、どうしても赤字体質にならざるを得ないような、天候のぐあいだとか、あるいは機材の問題等々があって、いろいろとご苦労されていると思います。

我々は、ＯＲＣの収支改善を求めながら、これが永久にきちんと維持管理できるような形をやっていかなくちゃいかんと、こう思っているわけです。そういうような対策の中で、今回ここで説明が出ておりますように、新規路線を新たに展開すると。しかも新規路線のあり方というのが、ここに書いているように、福岡から宮崎だと。我々は長崎を始発にして宮崎に行き、あるいは小松に行きとか、そんなような形で、始点が長崎の空港かと思っていたわけです。

ところが、今回新たな機材を、2機目のＱ400というんですか、この搭乗機を、いわゆる新しい機材を、2台目になるものを求められて、そして新しい展開を始めるということですね。

ここのところで、中身について、Ｑ400型機というのが74人乗りとなっていますよね。74人の機材を、まず全日空（ＡＮＡ）からリースで借りて、そこの一定の座席を買い取って、それで運営して黒字になそうと、こういうような考え方なんですね。よくぞこういう考え方が成り立つものだと、こう思っているわけですけどね。

まずお尋ねしますけれども、74人乗りの座席の中でどのくらいを確保するのかと。これが2機ですから、合わせて大体何人ぐらいの座席を確保して買い上げるのか、お尋ねします。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 ＯＲＣにおきましては新規路線に参入して、福岡路線を今回、ＡＮＡに対しましてコードシェアと、座席買い取りということで依頼するものであります。

これはハードブロック方式と呼ばれるものでありまして、ＡＮＡにおきましては、74席中9割程度を買い取っていただいて、そして販売していただくと。1機、2機、両方ですので、約140席程度は買い取りの上、販売するということで計画をしております。

【小林委員】 74席のうちの約90％ぐらいということで、2つ合わせて、70と70で140席と。これらの座席がどの程度埋まるかというところが非常に大事なところですが、ここは、今言うように福岡から宮崎、福岡から小松という、全く長崎に立ち寄らないとか、始発が長崎ではないと、こんなようになっておりますので、この座席の搭乗率が大体どのくらいになっているのかということと、これで年間大体どれくらいの収入、売上を考えておられて、当然支出があります。リース料が幾らなのかとか、かかる経費は相当なものだと思うんです。そこからのいわゆるプラス要因、どのくらいの利益を上げていくのか、その辺の試算はどういうふうにされているか、お尋ねします。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 今回参入いたします、例えば小松路線につきましての平成29年度の利用率を確認しておりますけれども、約72.2％程度になっています。年間で16万4,000人の方々が利用されているという形です。

宮崎路線はもう既に就航しておりますので、その利用率ですけれども、4月から8月までの利用状況で73.5％、平成29年度、昨年10月に就航しまして3月までの段階でも73.7％ということで、非常に高い利用率となっております。

それから、2機の航空機をリースしましてハードブロック、買い取りをしていただきますので、固定収入ということで、既にリース経費、さまざまな経費を見込んで、さらに一定の利益を上乗せして買い取りをしていただきます。この収入というのが、2機完成後になりますと、約32億円を見込んでおります。

それから費用面につきましては約29億円と見込んでおりますので、この2機の就航路線の形態が完成いたしますと、ＯＲＣにとっては約2億円から3億円の利益が出てくるというものでございます。

【小林委員】 今、説明がよくわかりました。利用率が非常に高うございますね。かなり受けているという感じがしますよね。

それから、2機で年間の収入が、売上が32億円ぐらい考えていると。そして、その32億円の中で支出はどうかというと29億円と、ここで2～3億円のいわゆる黒字が生じると。そこでＯＲＣの路線維持を、収支改善をするというような形で取り組んでおられると。

これは本当に、何かうそみたいな話で、リースで借りて、よその路線でお客さんを乗せて、そして利用率を高めて、そこで32億円も売上を上げて、そして払いは29億円、こんないい話はないんです。

そうすると、今、ＯＲＣは、年間大体どれくらいの赤字を出していて、非常に厳しい環境の中で県から支援を受けているのか、その他から支援を受けているのか。青色吐息だと思うんですよね。現状はどういうふうになっていますか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 ＯＲＣにつきましては、離島航空路線だけではなかなか、国や県、それから関係市の補助金をもって運営

しないと赤字が出てしまうという傾向でございます。

ＯＲＣに関しましては、Q200、39人乗りの機体で長崎路線を運航しておりますけれども、大体経常的に、これまでの傾向を見まして、約4億円ぐらいの赤字が見込まれていると。それについて補助金についても、同額の約4億円ぐらい、もしくはそれを上回る額を補填して収支を均衡させていたということですので、今回、新規路線に参入しまして、離島航空路線が持っている経費というものも、先ほどご説明しました、新規路線の2億円から3億円の利益をもって賄いますので、結果的に行政的な補助金も、現在、例えば4億円から5億円ぐらいある分は2億円程度圧縮して、よくなるのではないかと、そういうことで持続可能な離島航空路線の維持というものを図ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】 よくわかりました。構造的な問題があって、年間、大体4億円から5億円ぐらいの赤字の体質になっていると。これを、本当に丸抱えで県費で補填をしていると、これはなかなか支出が大変だと思いますよ。厳しい財政の事情から考えていくと。

これを何とか打開をするということで、先ほどから言っているように、本当に人の場所を借りて、人の機材を借りて、そして人の路線を飛んで、まあ、考えにくいようなことを平然としてやると。これから、このやり方が通用するならば、もっともっとね、今度は大阪から、あるいは東京から、その他からと、こんなようなことで、どんどん厚かましくやっていただきますと、これは非常に有利な展開を楽しみにできるわけです。

何といっても、離島の航空路線を維持できるということ、しかもその上において県費の負担が低減されるということ、これ以上の話はないわけです。これを、もう既に1便はやっていると、そして大体試算どおりの結果を出してくださっているということ。

今度、来月の10月28日からやる分についても、大体同じような機材で、同じような成果が見込まれるというようなことでございますから、本当にこれは県当局のそういう姿勢、こういう発想ができるということ、大変ありがたいと思います。ぜひ今後とも、こういう点についてはしっかり、また継続して、あらゆる対策をまた別途やっていただくようにお願いをしたいと思います。

今、3時になりましたが、最後に、新幹線のことについて若干触れないわけにはいかんから、お尋ねしますが、廣畑次長、お元気でしょうか。新幹線についてお尋ねをいたします。

あなたがいつも淡々とお話をされるわけですが、先ほど、8月11日に山本委員長と江田委員長代理が本県までお見えになって、中間とりまとめのご説明をいろいろといただいたということでございます。

その中において、1番目の項目、「九州新幹線西九州ルートの整備のあり方について協力要請」となっているから、何を協力を要請されるのかなと。まず、タイトルで、「協力要請」というような文言に若干の違和感を感じるわけだよ。

そういう状況から、まず1番目については、「整備効果を最大限発揮することにより」と、この整備効果を最大限発揮することはと、これはもう国土交通省が、何といっても時間の短縮効果、あるいは費用対効果、収支改善効果とか、そんなようなものを全部、やっぱりフル規格で

なければならないと。しかも、そこに88億円ぐらいのプラス要因を生むということも、やっぱりきちんと明らかになっておって、ミニ新幹線が最大の効果を発揮するかという、いわゆる整備効果は、フル規格に比べれば、失礼だが、ほとんど問題にならない。

こんなような状況の中で、これを2つ並べてやるということは、どうしても理解しにくいわけです。しかも、ミニ新幹線については、我々がＪＲ九州のほうにお伺いをした時に、ミニ新幹線がどうかというお尋ねをした時に、失礼だけれども、ほとんど問題にならないということ。まず、時間は守ることができないという、定時を確保するということが絶対に要求されるにもかかわらず、それがなかなかできないということは、もう25年間検証済みで、山形とか秋田県でミニ新幹線は現在走っているわけだよ。運休だとか、何か生き物とぶつかって、それからどうしたとか、いろんな形の中でそういうマイナス要因が出てきているんだけれども、こういうミニ新幹線でどういうトラブルが発生しているかということを少し心を込められて、語尾をはっきりされて、ひとつご説明をいただければ、非常に私はわかりやすいんじゃないかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

【廣畑企画振興部次長】新幹線の課題についてということだと思っております。

ミニ新幹線の課題につきましては、4月の与党ＰＴの検討委員会で、知事がヒアリングを受けた際にも、当県のほうから、資料を整理して説明したところでございます。大きく2つの課題があると考えております。

1点目は、工事中の課題であります。ミニ新幹線の工事といいますのが、ご承知のとおり、在来線の改良工事になってまいりますものですから、通勤・通学時に運行本数が3分の2まで減少するということが、国土交通省の試算で示されております。また、所要時間につきましても、特急列車、普通列車ともに所要時間が増加してまいります。こうなってまいりますと、鉄道の利便性が低下すると、また、駅周辺の民間投資意欲の減退でありますとか、賑わいの創出、まちづくりへの影響といったものが懸念されるところであります。

2点目のところにつきましては、委員がおっしゃったような安定運行への懸念がございます。ミニ新幹線は開業後も安定運行への懸念がございまして、フル規格につきましては、高架の専用軌道を走行しますけれども、ミニ新幹線は在来線の線路を走行することになりますことから、現に発生している輸送障害が引き続き発生することになります。過去5年間の輸送障害の発生状況を見ますと、九州新幹線鹿児島ルートでは44件というふうに整理されていますが、一方で、長崎本線・佐世保本線では157件発生しているとのことです。ミニ新幹線の場合は、こうした輸送障害が解消されないという意味で、ダイヤの安定性に劣るということで、山陽新幹線への直通運行へも懸念されております。

こうした安定走行への懸念につきましては、平成4年にミニ新幹線として開業しました山形におきましても影響が指摘されているところでありまして、山形県によりますと、天候不順でありますとか、野生動物との衝突により、走行キロ当たりの輸送障害の件数を見ますと、フル規格に比べても33倍多い輸送障害が発生しているとのことでありまして、山形県知事におかれましても、フル規格の整備の声を上げておられるという状況になっております。

こうした課題でありますとか、山形県等々の

動きを見ましても、ミニ新幹線というものは西九州ルートにはふさわしくなくて、西九州ルートに求められるものはフル規格しかないものと考えているところでございます。

【小林委員】 よくわかりました。しっかりと答えていただいて、大体3回、4回ぐらい同じ質問をやってきたので、大体そういうような形で、今回はよくわかったと、あえて言わせていただきたいと思います。

今、西九州ルートについては、ミニ新幹線は適切ではないと明快におっしゃいました。これは、明日の一面トップに載ると思います、そういう形で。

まあ、こういう状況の中で、やっぱりフル規格しかないのではないかと。だから、そうやって中間とりまとめで、与党ＰＴの方々が、フル規格かミニ新幹線かと。ミニ新幹線は、確かに新大阪までとか、大阪まで乗り入れができる山陽新幹線に行けると、こういうようなところはわかります。それなりに速度も一定確保されるということだけれども、今言われるような、こういう課題、問題点は、やっぱり看過できないと思うんです。西九州ルートの中に、51キロ間に、こういう変な新幹線が来たら、まさに変な新幹線ですよ。こういうような形で誘客を我々は進めていかなければいけない。やはり関西圏内からお客様をどうしても長崎県に引っ張ってきたいと考えていくならば、これはいろいろ考えてもフル規格しかないのではないかと。

なぜこういうフル規格とミニ新幹線を比較対照せろと、どっちかに決めろというようなことになるのかと。ミニ新幹線は、ただ安いだけと。いわゆる建設経費が少なくて済むと、こういうようなことではないんだろうかと思いますけれども、それにしても、安かろう、悪かろうと、こんなような無責任なことでは絶対あってはならないと、こう考えるわけですね。ここのところは、我々県議会としても、また、担当理事者の皆様方にしても、このミニ新幹線というものが、いかばかり効果が、非常に減速されるかと、こういう受け止め方は、しっかりこれからも発信していかなければいかんと思います。

与党ＰＴの中で、やはりしっかりとした議論をお願いして、どんなことがあってもフル規格で整備ができるように、そして、我々の目的である地方創生版の新幹線、こういうような形につながっていくようにお願いをしたいと思っております。

それから、もう一つ、2点目で、「佐賀県の負担を軽減するために、最大限努力する必要がある。このため、本委員会において、つまり与党ＰＴの中において、貴県（長崎県）のご協力も得ながら更なる具体的な検討を行っていきたいと考えている」と。こういう佐賀県の負担軽減というような形の中で、長崎県のご協力を得ながらということは、何をご協力いただこうと考えているのか、この辺のところはどう解釈すればいいのか。非常に気になるここの文章、第②項、この辺のところについて、「貴県のご協力も得ながら」という、この長崎県のご協力は何を考えて、何を指しているのか、お尋ねします。

【廣畑企画振興部次長】協力要請のうちの②の、委員がおっしゃるとおり、「貴県のご協力も得ながら」という協力の部分でありますけれども、この文章の部分でありますと、「佐賀県の負担を軽減するために」というところがございますので、佐賀県の地元負担の問題というものが一番大きな課題となっているところからしましても、財政面の協力のことであるというふうに理

解しております。

ただ、それ以上の具体的な提案というものは特段なされていないところでございます。

【小林委員】 だから、そういうような、財源についてというような感じで、長崎県が佐賀県の財源を何か補塡するとか、肩代わりをするとかいうようなことは、土台無理な話であって、むしろ佐賀県と長崎県は、ある意味ではフリーゲージのいわゆる被害者だと思うんです。これは、あえて被害者、加害者とかいうような表現を使わせていただくと、何度もお互いに言葉を選びながら言っているんだけれども、フリーゲージでいいわけよ、長崎県は。もうフリーゲージで決めたわけだから。そういう形の中で整備を心待ちにしておったんだけれども、何度も言う、フリーゲージでは、やっぱり不具合と、これはもう断念すると。この断念するところの被害者が佐賀県と長崎県ではありませんか。

そうすると、この与党ＰＴの中間とりまとめの中において、あまり強く出てないような感じもするけれども、やっぱりおっしゃっている。これまでの経過を踏まえて、国はちゃんと責任を持ちなさいと、こういうような話があっているわけですよ。ですから、佐賀県と長崎県のこれからの財源スキームについては、しっかり国の責任のもとにおいて考えていただかなければいけないのではないかと、そう考えているわけでありますけれども、ここのところについては、フリーゲージが、やはり失敗をしたと、これを諦めざるを得なかったと、ギブアップしたわけだよ。その被害が長崎県や佐賀県に、そのつけが回ってきていると。そこで6,000億円というような、その中における佐賀県と長崎県の負担は、どんなことがあっても長崎県と佐賀県でやってもらわなくちゃいかんと、こういうようなことになっているけれども、その前に、財源のスキームをもっと見直すとか、もう少しフル規格に対するところの方針をきちんとしてもらって、国でそこの責任を持って、きちんと整備方式を決め、そして建設に入る、こんなようなことでないといかんと思うんだけれども、ここについては何もお互いの意見は変わらないんじゃないかと思いますが、念のために、次長はどういうお考え方でございますか。

【廣畑企画振興部次長】 確かに、委員のおっしゃるとおりだと考えておりまして、先日、8月11日に山本委員長と江田委員長代理が来られた際にも協力要請を受けたところでありますが、知事のほうからは、委員長、委員長代理に対しまして、単純に佐賀県の負担を肩代わりするということは県民の理解が得られないと申し上げたところであります。

また、委員のおっしゃるとおり、中間とりまとめにおきましても、これまでの経緯、整備方式についてというところでありまして、フリーゲージトレインが断念されたというくだりの中で、「フリーゲージトレインの開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえ、今後の対応に当たるべきである」というところで、国の責任についても、与党ＰＴのほうから言及はされたというふうに考えております。

そういうところも踏まえまして、まずは国として、主体的に地元負担の軽減方策等についてしっかり検討いただいた上で、またＪＲ九州に対しても、貸付料といった財源の活用についても提案、議論、協議を図っていただくような環境をつくっていただきたいというふうに考えておりまして、その点を知事からも申し上げたところでございます。

【小林委員】今回の難しい問題点は何かという

と、やっぱり期限が定まっていないということ。ある意味では無期限なんですね。いつまでに整備方式を決定すると、ここのところの「いつまで」という限定がないわけです。今までは、大体7月までというようなことがあったので、大体そこを一つの着陸点として、到達点として頑張ってきたわけです。

今度の場合は、無期限というような格好で、期限が限定されていない。ここのところがみそで、我々は厳しい状況に置かれてしまっていると、こういう状況ですよ。もう何かこうやって、責任の所在がどこにあるのかと言わんばかりのことになってしまっている。

そうすると、じゃ、長崎県はどんな取組をするのかと言えば、2020年の概算要求にきちんとした予算の確保、概算要求をきちんとするような方向に持っていかなければ、それこそ遅れてしまうと。もうずうっと、最後まで遅れてしまうと。一体「むつ」の念書のあれは何だったのかと。「むつ」の念書の中身は、他の路線よりも遅れないようにと、こんなような形の中で記されているわけです。そこで、原子力船「むつ」の修理を佐世保に引き受けていただいたわけです。

そういうことから考えていけば、やはり2020年の概算要求、あと10カ月ぐらいしかないんじゃないかな。この状況の中でフル規格、そして、どんな整備予算を概算要求でいただくのかと。これについては、やはり何といっても、新しいフル規格に対するところの環境アセスメントの予算をきちんと確保しなければならんではないかと思うけれども、その辺の取組とか、その考え方、どうですか。

【廣畑企画振興部次長】その点も委員のご指摘のとおりでありまして、山本委員長のほうからは、北陸新幹線の検討に遅れないようというお返事はいただいているところでありますけれども、北陸新幹線の着工に向けた準備、環境アセスメントでありますけれども、そちらをにらみますと、西九州ルートにつきましても、同じタイミングで整備するためには、2020年度概算要求におきまして、環境アセスメントの調査費を計上していただくことが、まず必要であると考えております。

委員のおっしゃるとおり、あと10カ月程度しかございませんので、国のほうにおきまして、財源問題も含めて整備方式の決定まで、早急に議論を進めていただく必要があると考えておりますので、その点も国のほうに訴えていきたいと考えております。

【小林委員】 そうすると、もし仮に、あと10カ月しかない概算要求が、全く与党ＰＴの論議が進まず、二者択一の方針が決定をしないと、こういうふうな状況に仮になった時に、あなた方は仮定の話は答弁できないみたいな話をするかもしれないが、実際、10カ月しかないわけよ。今のスローペースで、無期限になっている状況が、10カ月後の2020年の概算要求に間に合うように事が進むであろうかと考えた時に、正直に言って、なかなか厳しいんではないかと見るわけです。

そこでお尋ねだけれども、もし2020年の10カ月後、概算要求が、もし仮にできなかったとなった時には、長崎の西九州ルートは一体どうなっていくのか、この辺の将来に対するところの見解はどうですか。

【廣畑企画振興部次長】なかなか仮定のお話は難しいところでありますけれども、少なくともフル規格に向けては環境アセスメントが必要になってまいります。それが来年度に間に合わな

ければ、可能性の話でありますけれども、北陸新幹線からスケジュールが遅れてくるということが出てくると考えられます。

【大場委員長】 小林委員、時間が過ぎておりますので、お願いいたします。

【小林委員】 だから、今言うように、対面乗換方式で、このリレー方式を固定化したらいかんと、こんなようなこともはっきりおっしゃっているわけです。しかし、今の流れが、もし2020年に概算要求ができなかったという仮定をして、そういう想定をしていけば、リレー方式の対面乗換方式を固定化させてはいけないと言いながら、ますます固定化させているじゃないか。こういう矛盾が出てくるわけです。

我々は厳重に、腹を決めて抗議をしていかないと、長崎新幹線は、本当に遅れに遅れてしまうと。だから、今、北陸新幹線が敦賀から大阪までの、これは長い距離だけれど、ここのところをフル規格でやっていこうという予算をそっちに全部とられて、まさに西九州ルートが全く日の目を見ないと。こんな状況の中で、結局は踏んだり蹴ったりみたいな形で、その上においてまた、追加の工事費を出してくれと、こんなような形になってきて、本当に踏んだり蹴ったりだ。こういうようなことも考えて、よほどのしっかりとしたやり方をやっていかなくちゃいかんと。

私は、最後に、あなたは答弁できないと思うから、あえて申し上げておくけれども、佐賀県がどういう姿勢を貫いてもらうかとか、あるいはどういう姿勢を打ち出してもらうかということがとても大事だと思うんです。私は、山口知事が、今回、これまた国が一番困っているところのオスプレイを佐賀県で引き受けると。そして、これが年間5億円の着陸料というところで、20年間で大体100億円ぐらいの数字が新聞で出ているわけです。こんな国策に協力をされる佐賀県の山口知事であるならば、オスプレイみたいなこういう状態に、国策に協力をするわけだから、新幹線のフル規格、ぜひ整備方式はフル規格、しかし、佐賀県はお金がありませんと、オスプレイも引き受けますから、100億円とは別に、新幹線はフル規格でお願いしますよと、このくらいのことは山口知事におっしゃっていただくことができないんだろうかと。

何度も言っている、かつて長崎県は、本当に、原子力船「むつ」を佐世保で修理するなどということについては、驚きを示すことは少ないと思ったけれども、あの当時、県議会の状況を知っている人は、ここに宮内委員がいらっしゃいますけれども、あの状況の中で、原子力船「むつ」の修理を佐世保で引き受けると。どれだけ県議会の傍聴席を鉢巻きを締めて、それは廊下にも何人も、いっぱい抗議の嵐が、そうやって人が集まってきて、本当にひっくり返るみたいな大騒ぎになった。あえてそれを乗り越えて、新幹線を何としても実現してほしいと、時の知事並びに時の関係者がそれだけの決断をしてやったわけですよ。原子力船「むつ」の漂流は止まった。原子力船「むつ」は新たな船出をやっている。

しかし、長崎の新幹線はこうやって止まってしまって、明日の将来の見えない形になってしまっている。これは非常に遺憾千万だと思うわけです。この辺のところは、本当にお互いに心して、この新幹線には取り組んでいかないと、本当にどうにもならない状況になっているということをあえて申し上げて終わりたいと思います。（「関連で」と呼ぶ者あり）

【大久保委員】 今、小林委員のほうから、真髄

にかなり近い発言があったと思います。次長、やっぱり国策の困難な局面の時に、役所、国土交通省は物事は進めていきませんよね。それはよくおわかりですよね。政治マター、政治主導じゃないと変えていかれませんよね。あったように、この長崎ルートの経緯を考えれば、原子力船「むつ」を受け入れるということは、まさに政治マターですよ。今、この頓挫している状況からして、やはりこれはもう政治マターでしかないんですよ。

そうしたときに、この8月11日の、いわゆる与党の整備新幹線推進プロジェクトチーム、与党ＰＴの長崎県に対する協力要請、これはもっと厳しい態度で長崎県は臨んでいただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、今さらなんでフル規格とミニ新幹線が2つ、選択肢としてあるのか。私からすれば、ミニ新幹線というのは、フリーゲージトレインよりも劣る新幹線だと思っていますよ。だから、後ろ向きになると、それとフル規格を並べてあるということですね。

それから2番目、繰り返しですけど、この費用負担、佐賀県の負担を、フリーゲージが頓挫して断念した。これは、国策の断念ですよね。その財源の負担を、佐賀県の負担を長崎県に協力を得るというのは、これもおかしな話なんです。これはもちろん、長崎県民の皆さんの理解は得られないどころか、これはもっと強く、「これはおかしいですよ」と抗議をするべきだと私は思いますが、その辺はいかがですか。

【廣畑企画振興部次長】 8月11日に山本委員長と江田委員長代理が来られた際にも、繰り返しになりますけれども、知事のほうからは、財源面の要請ということでありましても、単純な肩代わりというものは当然できない、受け入れられないということでありますし、国の責任において、財源面の検討をしていただきたい。また、本県としては、当然フル規格が最善の選択肢であると考えているので、それに向けて検討を進めていただきたいというふうに鋭意申し上げているところであります。

フル規格とミニ新幹線というところにつきましても、中間とりまとめのほうでは、これからＰＴにおいて、両者の得失を整理して検討するということになっておりますので、本県としては、一貫してフル規格が西九州ルートにあるべきというふうに考えておりますので、財源の問題も含めて、国にまた、引き続き訴えてまいりたいと考えております。

【大久保委員】 もう8月11日から1カ月以上たっていますから、その後の状況もかなり、やはり与党ＰＴの議論のスピードも遅いという感じがします。小林委員が言われたように、やはり来年、再来年の予算のことを考えれば、うかうかしとられんですよ。整備新幹線、ほかは北陸も北海道もありますけど、ここには北陸に遅れがないようにと言っていますけれども、北陸のほうはどんどん、どんどん議論が進んでいるというようなことも聞いておりますので、そこらあたりはもうちょっと強く突っついたほうがいいんじゃないでしょうか、この与党ＰＴね。

その8月の際に知事が、ＪＲ九州に対して、協力についても対応していただくことを要請したということがありますけれども、その後、この与党ＰＴからＪＲ九州に何か投げかけ、要請というのがあったのかどうか、そこらあたりの情報をつかんでおられたら、お願いします。

【廣畑企画振興部次長】 8月11日以降、与党ＰＴ検討委員会のほうでＪＲと協議をなされたということは聞いておりません。

【大久保委員】 やっぱりおかしいんですよね。佐賀県の負担を軽減するために、我が長崎県には協力を得ながら、これはＪＲ九州に協力を要請するべきですよ、それは与党ＰＴが。政治マターですから、ＪＲ九州に。

今の西九州ルートのスキームというのは、ＪＲ九州にはあまり負担のないスキームですよ、建設スキームはですね。先々は貸付料で返済をしていくというやり方ですから。今、財源に困っているのであれば、まず、ＪＲ九州に協力を要請する。これは、与党ＰＴが政治マターでする必要がありますよ。それをもう一回、やっぱり催促するべきだと思いますが、いかがですか。

【廣畑企画振興部次長】 財源の問題も含めて、国のほうで検討を進めていただきたいと思っております。また、委員のおっしゃるように、ＪＲ九州にも財源の問題、また、並行在来線の問題もありますので、そういうところで、国のほうからＪＲ九州に対して協力の要請をしていただきたいと考えておりますので、それは8月の時にも申し上げたところでありますけれども、引き続き、それは訴えていく必要があると考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えています。

【大久保委員】総合的な財源スキームをつくり直さないといかんというような時期にきていますので。いずれにしても、国土交通省とか財務省の中での議論は、多分進まないと思います。やはりこの与党ＰＴがかぎを握っていますよ。ここがどういうところに投げかけていって財源スキームをつくっていくかですよね。

そうしたときに、例えば一つは、九州で言いますと、西九州ルートの長崎から武雄、これはもう工事をやっています。しかし、その工事等で、今回新たにまた、負担が増えるわけですよ、長崎県の負担もですね。プラス、西九州ルートを見た時に、武雄から新鳥栖、この区間が問題になっているわけでして、フリーゲージは断念して、ミニなのかフルなのかと言っていますけれども、フルでなかったら、これはまさにミッシングリンクです、この区間はね。そういう議論がされているんですかね。

というのは、やっぱり日本というのは、非常に自然災害が多いんですよ。そのときに、やはり災害の多い我が日本列島において、この交通網の整備というのは非常に大事なんですね。そのときに、武雄から新鳥栖というのがミッシングリンクであってはまずいわけですよ。そういったところをきちんと筋を立てて、ミッシングリンクを解消するために必要な事業だということを、やはり与党ＰＴが言う必要があるし、そして、その与党ＰＴだけじゃなくて、今日午前中にもありましたけれども、佐世保のＩＲに関してはオール九州でやろう。九州の経済界もみんな、やるぞというふうになっているというのであれば、この新幹線の西九州ルートだってオール九州で、国会議員も、何も佐賀、長崎、与党ＰＴの国会議員だけじゃなくて、福岡も鹿児島も熊本も、みんな国会議員一緒になって、オール九州で、経済界も含めてやろうというような気運をつくり上げていかないと、これはなかなか新しい財源スキームに入っていくというところまでいかないんですよね。そういう勢いというか、意気込みというのがなかなか見えてこないんですよ。

次長、私、いつも言いますよね。新たな展開になる時には、新しいロジックが必要だと。だから、今言うように、西九州ルートで言えば、武雄―新鳥栖はミッシングリンクだから、その解消のために、やはりきちんとした交通網の整

備が必要であると。そして、鹿児島ルートは完成していますから、九州の縦軸は完成している。要は、問題は横軸がないので、横軸をつくり上げて初めて列島の、北陸もそう、北海道は札幌までという高速交通網が、基幹交通網が完成するわけですから。それをする時には、やっぱりオール九州でやらないといけない。そういう取組というのを、やはり長崎県としてももっと強く推し進めていただきたいし、この与党ＰＴに対しての突き上げというのも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

【廣畑企画振興部次長】　西九州ルートの意義、委員おっしゃるとおり、ミッシングリンクとなってしまうという点につきましては、それはまさに委員おっしゃるとおりであります。この点、武雄温泉―新鳥栖間51キロが整備されないままになってしまいますと、この高速交通ネットワークから、長崎―武雄間が取り残されてしまう、切り離されてしまうということで、非常に大きな問題になってくると考えております。

その点につきましては、知事のほうからもヒアリングの場において資料を示して訴えたところでもございます。

また逆に、この部分がつながると、東京―大阪間という大都市圏にもアクセスがしやすくなってくると。そこからの交流人口の拡大でありますとか、産業活力の誘致といったものも視野に入ってくるものですから、ここは、やはりミッシングリンクとして残されることなく、フル規格によってつなげるということが最も大事なことだと思っております。その点につきましては、一貫して、西九州ルートはフル規格で整備するべきというふうに主張してきたところにもつながってまいります。

今後につきまして、委員のおっしゃったようなオール九州でというところも大事な視点かと思います。この点につきましては、すぐにお答えはできませんけれども、取組の中身として、ひとつ検討してみたいと思います。

【大久保委員】ぜひオール九州で取り組む姿勢を打ち出していただきたいと思います。ＩＲもですけれども、それに並ぶ、あるいはまさるぐらいの勢いで、やはり大事な政策でありますから。

最後になりますけれども、新たな財源が必要になった時には、どうしてもそこをこじ開ける大義名分とかそういうのが要るんですよね。そこがきちんとロジックが決まれば、財源は何とかなるのではなかろうかと思うんですが、簡単なロジックではいけないんですよ。その一つが、私が今提案したようなミッシングリンクの解消で、災害に強い郷土をつくるんだということです。

もう一つは、先ほど小林委員が述べられましたように、長崎県は日本の最西端ですよ。ついこの間も、この総務委員会で、佐世保の自衛隊を視察させていただきました。そういうふうに、佐世保、佐賀というのは、西部方面として我が国の国防を担う重要な地域なんですね。自衛隊があって基地があるわけですからね。そういったときに、やはり国防を担うその手助けをする。佐賀の知事も思い切り、この新幹線とは全く別かもしれませんが、そういうオスプレイの受け入れというのを前向きに検討されている。であれば、そういう議論をぜひ長崎県の知事としても、長崎県としても佐賀と一緒にやっていただきたいと思うんですよ。やはり国防を担う重要な役割を長崎県も、あるいは佐賀と一緒になって担っていくんだということを、長崎も、地理的にも地形的にも重要な地域でありますから、

国防を担う、その覚悟はいつでもあるぞと、準備はあるぞということをしっかり国に見せていただいて、そして、そういうロジックを組み立てていただいて、国防を担うためにもミッシングリンクがあってはならんということです。ぜひそういう意気込みと提案でもってこれから取り組んでいただきたいと思いますが、最後に一言、ご見解をお願いしたいと思います。

【柿本企画振興部長】新幹線の整備のあり方の問題につきましては、この8月11日の山本委員長、江田委員長代理の来訪の際にも、知事から強力に、整備方式としてはフルしかないということ。そして、そのために佐賀県の負担を軽減するということで、これを国の責任においてしっかりとやっていただくということを強く申し上げております。そして、その後も、我々も国土交通省のほうに出向きまして、これを進めるということで要請もしておりますし、今後は、県議会のご協力もいただきながら、まさに与党ＰＴを動かしていくということを一緒になってやっていかないといけないと思っております。

さらに、ご指摘がありましたように、九州全体、あるいは西九州の発展につなげていくという大きなプロジェクト、国家プロジェクトだということをしっかりとこれから改めてまた訴えて、そして、これを経済界等の協力もいただきながら、また、九州の経済界にも働きかけていく、そういったできることをしっかりやっていきながら、九州全体の発展、西九州の発展につながっていく対策ということで、しっかり国に申し上げていきたいと考えております。

【橋村委員】県庁舎跡地活用にかかることについて、お尋ねをしておきたいと思います。

先ほどからも同僚議員から質問があったわけですけれど、実は、私の捉え方はちょっと違うんですよ。少なくとも県有財産である県庁舎跡地については、県民の財産であるということをまず踏まえて対処すべきであると。したがって、他から、あの土地をどうのこうのと言われる筋合いはない。県有財産においては、県の責務において十分な管理運営を図っていかなければならないという思いです。

そういう中にあって、ああいう有効な、また風光明媚で、かけがえのない土地をいつまでもというのもいかがなものかという思いはありました。しかしながら、箱物を仮につくるとするならば、県庁舎をつくるに当たっても600億円の積み立てをというようなことで、かなりの年数をかけて財源を蓄えていったわけです。したがって、この県庁舎跡地についても、懇話会の提言を受けてということで、どういう青写真を描くかということの一つのヒント、たたき台として懇話会の提言を受けたと私は受け止めておりました。

そういう中にあって、賑わい、あるいはふれあいの、あるいはホール機能を備えたというようなことが、3つの項目について、主として提言がなされたかと思っております。

そういう中で、広場・交流・おもてなしの空間、そして、質の高い文化芸術ホールの3つの方向性を中心に云々ということで報告を受けているわけですね。

そういう中にあって、広場とか交流ということで、箱物ではないので、それは速やかにやるべしという思いもありました。6月の議会でも私はそういう思いで意見を述べたわけです。

そういう中にあって、先般の一般質問の中で、知事が施設について、ホール、あるいは先ほど議論がありましたけれども、そういう施設の面積が、現有の公会堂の面積の2倍程度というよ

うな、私はどうでもいい、あんなのは。向こうからの話だから。どちらが主体を持ってやるべきかと。県庁舎跡地担当者も、あたかも既成事実かのごとく、もう規模はこうやってフィックスして、それをどこら辺にどう位置づけするのかと、そこまで論議が進んでおるのかどうか、私はこれについて、非常につかみどころがない。あるいは、政策に対して県の姿勢というのは、はっきりしないところがある。財産に対して善良な管理をやっていかなければならないということは、十分踏まえてやろうと思うけれども、しかし、他からの影響によって、私はマスコミ情報しかわからないからだけれども、何か県有地にはホールをつくってほしいというような意見があったやに耳にしておったけれども、何かあそこの事情によって、いや、現有の庁舎跡地に対して、また、そこも選択肢の一つだというような感じで、あいまいな状況になっておる。だとすれば、県は何の根拠もない中で、そういう展開を進めていく、取り組んでいくというのに矛盾を感じないのか。

私は、あまりこういうことは言いたくなかったけれど、少なくとも県議会議員である以上は、県有財産に対する管理運用について責任を果たさなければならない。あるいは、執行機関に対するチェック機能を果たさなければならない。どう言うかといえば、「あそこにホールをつくったとしても、いや、県費支出はありません」とか、とんでもない話だ、受け止め方だ。あろうがあるまいが、県有地を利用させると、供するということになるならば、県有地の維持管理、それもまた、地方自治法では県議会の議決は要りませんと言うかもしれない。とんでもない話だ。それは、地方自治法では、2万平米以上だとか、7,000万円以上だから、切り売りをすれば全く該当としないと。仮に売ったとしても、とんでもない話だ。それをされること自体に、県議会に対しては十分な説明と理解を求めなければならない。にもかわらず、一方的に、独断で先行していると言わざるを得ないという思いがしているんです。

まずは、企画振興部長、今日も知事と会ってきた。知事の思いもよくわかる。されど、手続き、手順というのがいかがなものかということを指摘しているところです。今までの私の発言の中で、思いを述べてほしいと思います。

【柿本企画振興部長】県庁舎跡地の活用についてでございますけれども、県としては、県庁舎跡地は県民にとっても非常に貴重な財産であると考えております。

そういう意味で、周辺地域のみならず、県民にとっても有効な活用を図っていく必要があるということを基本に考えております。

これまで、県の懇話会でありますとか、県の内部でのさまざまな検討を重ねて、その時々で県議会にも県の基本的な考え方でありますとか、先行して広場や交流・おもてなしの空間の考え方などについて、委員会等でご説明をしてきたところでございます。

ただ、これまで、この過程の中で、長崎市の公会堂整備の問題でありますとか、ＭＩＣＥ施設の問題の関連などがありまして、そういった議論等によって影響を受けて、議論が時間もかかったりとか、そういった状況が生じてきていることは事実でございます。

ただ、私どもとしては、この県庁舎跡地の土地をよりよい方法で、基本的な3つの考え方に沿って活用するためにはどうしたらいいかということを常に念頭に置きながら、そこは慎重に議論を進めてきたところもあるというふうに思

っております。

そういう意味で、今はまだ長崎市と調整を行っているところでございまして、その際にも県としての基本的な考え方というのはしっかり持ちながら、そして、県民にとっての貴重な土地をどう活用するかという基本的な考え方はしっかり持って、そこの中で議論をして、そして、しかるべき必要な時には、しっかりと県議会にもご相談をしながら、この方向性というものを決めていくということで考えているところでございます。

【橋村委員】その条件がまだ流動的じゃないですか。基本的に市の対応がフィックスされて、こうだと確定しているならば、それを前提条件として物事は計画を進めていけるべきだ。でなければ、県が今やれることは、何も端から影響を受けない、県独自でやれる。おもてなしの広場とか、何とか広場とか、そういうふうに、他から影響が及ばない。あるいは財政面でも問題がない、その範囲において計画は大いに進め、そして、目的を一刻も早く達成するようにやっていくべきだ、努力を払うべきだということはよくわかる。

されど、箱物をつくるのが、長崎市が、いや、もっと深く言えば、あなたたちは県でつくる予定なのか。県で財政出動するつもりなのか。そうじゃないだろう。長崎市から相談があれば、それに対応をしよう。そのためのすり合わせもしよう。そうでないとするならば、全く他に関与される必要はないじゃない。だとすれば、独自でやるんだったらば、まず、財源の手だてを確保しなければならんではないのか。だから、財源の確保を考えずに、そして、計画を進めるというのは、全く無責任ではないか。

そうしたらば、ただ、あの敷地を貸し付けるという前提条件で相手方と話し合いを進めていくのか。そういうことに対する、議会に対する理解を求めたかどうか。勝手にあなたたちがやって、「いや、だから、あれは、まあ、あそこら辺の話だろう」というぐらいの、行政には、まず議会に相談せねばならない事項と、相談しなければならない時期と、あるいは水面下でやっていくべき事柄と時期というのがある。だから、私は、公式には、直接相談を受けた気になっていない。総務委員会にかなりの年数いるけれど、たまたま2年間は、私は教育委員会にいっていたから、詳しくタッチはしてなかったけれど、折に触れて、あるいは相談もした、こうしたと言うけれど、逆に言えば、我々の了解なしにそうやってコンタクトをとって、密談をしとったのかということになってしまう。とんでもない話だ。

そして、ホールについても、いつぞやは700席だ、900席だ、どうだこうだと、まあ、あれもたわごとだろうぐらいの感じでは受け止めておった。どこがつくるのか、誰が責任ある管理運営をやっていくのか、定かではないではないのか。その辺について、企画振興部長、再度お尋ねしたいと思います。

【柿本企画振興部長】 3つの整備の方向性というものを県のほうで一定整理をさせていただいて、議会にご説明もさせていただいておりますけれども、その中で、広場、交流・おもてなしの空間につきましては、県が主体となって整備をしていくという考え方を持っておりまして、そこについてはそういった考えのもとで、財源については、具体的にまだ、検討中の段階でございます。

一方、ホールについては、長崎市のほうが同じような文化芸術ホールの整備を検討している

ということがあって、県庁舎跡地の活用ということも、そこで検討がなされているということで、これについては、整備主体をどうするのかということについては、そこも含めて、現在協議を図っている段階でございます。

現在、検討協議の途中の段階ということで、明確に確定できているような段階ではございませんけれども、そういった3つの機能をいかに有効にこの跡地に整備するかということで、そのような調整を進めている段階でございますので、これが整理ができた段階で、もう少し明確になった段階でしっかりと県議会のほうにもご相談をしてまいりたいと考えております。

【橋村委員】 その3つの項目で、広場や交流・おもてなしの空間というのは、県の裁量で自由にやっていける。しかし、箱物については、本来ならば県が主導権を持って、財政出動もやって、最初から最後まで責任を負うべきだと思うけれど、たまたまそこの県有地を使わせてほしいという依頼というか、希望があったやに耳にしたから、仮にそうだとすればということであろうけれど、県の立場は、本末転倒、主客が転倒しておる。どっちが主なのかと。

そしてまた、相手側が、「いや、あのときはああ言っておったけれども、もう内輪の事情で、いや、もううちでつくりますよ」と言われたときはどうなるのか。あなたたちはここの中でも書いているじゃない、7ページの中で。「できるだけ早く跡地活用の方針を示したいと考えております」と。

だから、あなたたちが何を今、どういう立場で、どう取り組んでおるのかというのが全く理解ができない。だから、あえて今日質問したわけだ。だから、県有財産である県民の財産、長崎市民の財産ではない。むろん、長崎市民の一部ではあるけれど。そこのところをはき違えしてはいかん。だから、責任を持って、主体性を持って取り組んでほしい。そういう責任があるということをあえて申し上げて、あとはもういろいろみんなに聞いたって答えきらんということはよくわかっているから、そこは十分心して、徒労に終わらないように、そして、県民に責任が果たせるように職責を果たして、業務に取り組んでほしいということを申し添えておきたいと思います。

【大場委員長】 ほかございますか。

【吉村(庄)副会長】 まず、新幹線問題で2点、お伺いしたいと思います。

まずは、先ほどからもずっと話があっている中で、いわゆる課題の大きなものの一つに、佐賀県との調整があるということは、皆さん方も当然思っておられるし、議会も議連とか特別委員会、そういうところでも、佐賀県側との対応についてもいろいろ考えているんですが、佐賀県との調整をどうやっていって、そして、見通しとしてはどうなのか、まずはお尋ねをさせていただきます。

【廣畑企画振興部次長】フル規格を目指す上での大きな課題としまして、財政問題が一番大きな問題としてあります。その点につきまして、佐賀県のほうは、引き続き大きな課題と考えていて、フル規格というものは現実的ではないと、受け入れられないというふうに引き続き言われているところであります。

この財源問題につきましては、佐賀県の地方負担の軽減策を検討する必要がありますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたけれども、国の責任において軽減策を検討していただく必要があると考えております。また、その際には、ＪＲ九州にも協力を得ていただく必

要があると考えております。

したがいまして、この財源問題、また、並行在来線の問題もありますけれども、国が主体となって検討を進めていただき、関係者で議論、協議ができるような環境づくりをしていただきたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】 大体そういう内容はよろしいんですよ。具体的に、佐賀県との調整を長崎県としてどうやっていくのかと。私が伺っている範囲内の一つに、前段の長崎県はフル規格でと言っているけれども、フル規格でいくということについて相談がなかったという話もあったんです。そういうのを一つひとつ言っても、財源の問題なんかは、今もお話があったような状況がありまして、国の責任という話も先ほどからあっていますから、そういうものはそれぞれあるとして、佐賀県側との調整を長崎県としてどうやっていくのか､部長､答弁お願いします。

【柿本企画振興部長】この佐賀県の財源問題の調整については、長崎県だけでこれを調整することはできない問題でございまして、ここについては、まずは国のほうでしっかりと関係者を含めて議論ができるような環境を整えていただく。そのために、国としても努力をしていただくということが必要だと思っております。

そして、長崎県としては、そういったことをしっかり国に要望し、要請していくということが長崎県の立場でございまして、そこを佐賀県に対しては、機会を捉えて長崎県の立場、考え方を伝えていくという中で､佐賀県についても、こういった整備の議論に参加していただけるような環境を整えていく、それが、今、長崎県ができることだというふうに考えております。

【吉村(庄)副会長】 武雄―諫早間を短絡ルートにした時には、佐賀県側の要望もあったんですよね。こういう経過もあるんです。あるんですが、私が先ほど聞いたところというふうに言った内容は、ＦＧＴでやっていこうというふうなところを中心とする7者協議会という時には、長崎県も佐賀県も入っていた。しかし、フルでやりましょうというふうに方針転換をされた時には、そういう相談はなかったという言い方などもあるんですよ。だから、非常に感情的な部分というか、何が狙いで、あるいは何が原因でそういうふうになっているかわかりませんけれども、要するに長崎県が、という部分もあるんです。佐賀県と、財源問題なんかは国を介してとかいろんなことはありますけれども、向こうが、ある程度のことをちゃんとやっていただかないと話にならないというのもありますから、そういう内容はよくわかるんですよ。

わかりますが、そういうところについて、結局のところ長崎県は､佐賀県との関係において、そういうものを介しながらも調整をやらないとどうにもならない、こういう状態になっていることは事実ですね。だから、先ほどおっしゃったようなことでやっていただきたいと思うんですが、私はそういう点を指摘して、そこのところが大きなポイントになっているんじゃないかと、こういうことだけを申し上げておきたいと思います。

それから2番目に、新幹線問題で、一部報道でありましたが、武雄で乗り換え、対面交通というんですか、相互乗り入れというんですか、言い方は別にして、そういう状況の中で、それは恒久化してはいかんということだけど、いろんなことを考えておられるのはいいんですけれども、これと関連して、佐世保線について改良の問題もあるんですが、これも聞きたいんですけど、これは今日は聞きません。

佐世保線については、在来線という位置づけで、新幹線を通す時の在来線のあり方ということに関連して、不利な条件がずっと出てくるんです。今、特急「みどり」、そのほか、もちろん電車を運行しているのは事実なんですけれども、特急の運行などを含めて、不利になるんじゃないかという報道はありましたが、この点についてどういう認識を持っておられますか。

これは次長から。

【廣畑企画振興部次長】委員のおっしゃっている点、新鳥栖―武雄温泉間がフル規格で整備される場合に、その間の在来線の部分が並行在来線としてＪＲ九州から経営分離されるのではないかというご懸念だと思うわけです。

その点につきましては、ＪＲ九州から特段言及はなされておりません、経営分離されるかどうかという点は言及されておりません。

また、特急「みどり」への影響につきましては、ＪＲ九州のダイヤ編成の中にありますけれども、その点もまだ特段示されておりません。

一方で、新鳥栖―武雄温泉間、こちらは佐世保線、また長崎本線へも乗り入れをしている在来線区間でありますので、この部分が仮に並行在来線として経営分離などされた場合には、佐賀県内のみならず、長崎県内にも、特に佐世保市のほうにも、鉄道ネットワークとして影響が出てくると考えております。

したがいまして、新鳥栖―武雄温泉間の経営分離というものについては､本県としましては、分離されることなく経営の維持を求めていくことが必要だと考えております。

そのために、8月に与党ＰＴの検討委員会の山本委員長らが来県された際には、知事のほうからも、並行在来線の維持につきましても、ＪＲ九州の協力を得て維持されるよう、そういう調整を行っていただくよう要請もしたところでございます。

引き続き､そういった経営分離につきまして、そういうことのないよう、ＪＲ九州とも協議を行ってまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】 基本的な考え方はわかりました。それもなんですけれども、新鳥栖―武雄間でフルになることを前提としたというのを、在来線は、当然課題になってくると、問題点がね。だから、鹿島から南のほう、これは長崎のほうね、それから、佐世保のほうは新鳥栖から佐世保までと、こういうふうなことになるんですが、それもですけれども、今、心配をされていると報道があったのは、武雄―長崎間が開通した場合に乗り継ぐと、こういう形で、まず当面はいくわけですから、30年に開通して、いくわけですから、その時点の段階でも佐世保線への影響があるのではないかというふうに、私は報道を受け取ったものだから、そういうところについての懸念はないのかとお尋ねしているんです。まだその前段。

【廣畑企画振興部次長】 平成34年度の対面乗り換えでの暫定開業時でありますけれども、ＪＲ九州のダイヤ設定次第にはなってまいりますが、佐世保線への影響というのは、特に今は聞いてはおりません。

【吉村(庄)副会長】 わかりました。そこの点は報道の受け取り方だったんですけれども、フル規格になった場合の将来の在来線と、それからまた、鹿島から南については、今までも課題として取り上げられてきましたから。しかし、佐世保線の問題については、改良という問題は、当然検討していただいていますけれども、今のような少しうがった形での心配があるのではないかと、こういうふうに思って受け止めました

ので、今のところ聞いてないということですから、それはそれとして受け止めていきたいと思います。

それから、先ほどから問題になっているＩＲの関係ですね。いろいろ資料ももらいましたし、こういうのもいろいろお尋ねしたいんですけれども、私自身は、ＩＲ、カジノの問題については疑義を持っていますから。

今日もいろいろお話があった中で、全然出てこなかったのが依存症対策ですよ。例えば韓国では、カンウォンランドというんですか、韓国人が行けるところは10何カ所のうち1カ所あるんですよね。ここのところでいろいろ問題が出てきていることについても、あなたたちはちゃんとチェックをして、そういう実態については把握をされていると思いますし、それから、東京に公益財団法人で「ギャンブル依存症を考える会」というのがあるんですが、こういうところでも、今の政府のやり方をずっと見ていると、当初は依存症対策などをきっちりやった上で法案を通すとかこういう話がありましたが、まだまだ私は不十分だというふうに認識をさせていただいているんですが、依存症対策の問題について、県が進めている立場の中で、今どういうふうなことを考え、どういうふうな具体策をとろうとしていますか。

【吉田企画振興部政策監】 ただいま吉村(庄)副委員会長からご指摘のありました依存症対策についても、ＩＲを推進する上では、大きな課題の一つとなっているものでございます。

まず、ただいまのお話の中にもありましたように、ＩＲ整備法に先立ち、国会で可決成立しました「ギャンブル等依存症対策基本法」において、ギャンブル依存症対策に関する基本理念がまず定められております。国と地方公共団の責務を明らかにするとともに、依存症対策の基本事項を定めて、依存症対策を総合的、計画的に推進するというものでございます。これは既に、7月6日に可決しまして、7月13日に公布をされております。

一方、ＩＲ整備法のほうでは、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止、これは依存症対策も含めてでございますが、こういったことに関しては、まずは国の責務、そして、県においても国との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた施策を策定、実施することというこの条文だけが、今規定をされているところでございます。

今後、国が定めます基本方針、県の実施方針、その先にいきます区域整備計画の中で、こういったものを具体的に明らかにしていく必要があるということで、室長が午前中説明申し上げましたような法人とともに、そういった中身等についても、今後検討していくこととしております。

なお、これに先立ちまして、本県におきましては福祉保健部と連携、協力をいたしまして、昨年10月に、先行する形で、ギャンブル依存のほか、アルコール依存、薬物依存も含めたものを対象といたします「依存症対策ネットワーク協議会」というものを設置いたしまして、保健・医療、民間の支援団体（ＮＰＯ）、そういったものと連携をいたしまして、患者様、それから家族に対する切れ目のない支援を行っているところでございます。

【吉村(庄)副会長】 私もそういうものに対する、基本理念を定めた法律が施行されて、今おっしゃったようなことについては、県の取組については、実はお伺いはしているんですよ。内容も、1から100までではないですけれども、基本的な

ことは承知をいたしております。

しかし、私はこの依存症対策や悪影響の問題についてはしっかりやらないといかん、しっかりやる。そして、そういう担当部門のところで対策はいたしますと、相談体制とかなんとかというのは、当然つくっていくようなことも含めて考えています。そして、具体的にやりますと、こういうふうになっていますが、ギャンブル依存症、特にカジノ等の関係の中で、韓国の例などを見てみますと、これは解決不能だというふうに私は断定せざるを得ないというふうに、私の勉強の限りでは思わせていただいているんですよ。

だから、それはやらなきゃいかん。事前にそういうこともやって、ほかの悪影響もそうですが、県民に理解を得るための、例えば長崎県で言えば、そういうことも当然やっていかないといかんと言いますが、今のような状況で、この依存症対策が十分と言うかどうかは別にしても、依存症対策が最低ちゃんとやられているというふうに受け取る皆さん方は少ないんじゃないかと思うんですよ。じゃ、努力をしてもらう、あるいは努力していかないといかん、やりますよと、こういうのはかけ声として聞こえておりますが、そういう意味で、私はそういうところはきちんと対策が具体的に、そして、県民の皆さん方が安心して受け取ることができる確定的なやり方というのが、私は見出せないと思いますが、その点は進められる立場にありますから。

それから、今日もありましたが、しっかりやれという話も当然あったわけなんで、そういうことをおやりになるということであれば、私自身の考え方はちょっと違うんですけれども、やる以上は、そういうところをしっかり対策を立てていかないといけないと、こういうことを申し上げて、これは要望とさせていただきます。

【橋村委員】 先ほど佐世保線について、新幹線が開業した折にどうなるのかということですけれども、一番は、長崎本線なんですよね。それは、鹿島までは保障されているんですが、いずれにしても、それが同時に、武雄まで走りだしたから、もう並行在来線だと捉えられて、それからカウントされると、廃止までをカウントされだすと、とんでもないことになるわけよ。だから、決して、そういういびつな形で開業したとしても、新幹線開業という捉え方をするべきではない。

私は、安易に「新幹線開業」、「新幹線開業」と、何かもう夢の列車がこうやっていて、東京までも走るんじゃないかというような錯覚を起こすような感じでアピールされておるけれど、どうかした人は、「長崎の人間が何で新幹線に乗るか、高い料金を払ろうて」と、こういうことも聞くんですよ、実際いうて。だから、そこは、私はあまり新幹線に対して、足は引っ張るつもりも何もない。反対もしない。されど、あまりにもそれを安易過ぎて、それをアピールし過ぎて、住民に錯覚を与えちゃいかん。「あら、こんなことやったのか」と。夢の新幹線と思って、もう利便性が最高に、これこそが救世主だ、この人口減少の、また、経済が低迷している、こういうところでの起爆剤になるんだという錯覚を起こすようなアピールの仕方というのは慎まなければならないという思いで、初めて新幹線についての発言なんです。

今日はもう県庁舎からぐずぐずしとったし、また今、再度、佐世保線の話が出たので、決してそういうことがないように。

あなたの使命というのは、わざわざ本省から来ておるんだから、そういう責任を持って帰っ

てほしいと、いかがですか。

【廣畑企画振興部次長】新幹線の開業に向けてのＰＲにつきましては非常に難しいところがございまして、委員のおっしゃるところもすごくよくわかります。

それと、平成34年度（2022年度）の開業というものも、暫定開業ではありますけれども、一方で、そもそも県民の皆様は知らない方も実はおられるところであります。なので、それはそもそも宣伝もしなければならないというところもございます。

また一方で、そこは暫定的なので、その次の姿としてフル規格というものを県としては求めている。そこの点も、将来的な姿として、また宣伝といいますか、周知活動をやっていかなければならないという点が、また難しいところでございます。

目の前の平成34年度の暫定的なものでありますけれど、一旦開業するという姿、また、その後、将来的なものとしてフル規格を目指していくという県の姿勢、また、それについての県全体の気運、高めていく必要があると思っておりますので、そこの周知活動につきまして、非常に難しいところはございますけれども、誤解を与えることのないよう、丁寧かつ控えることもなく、誤解を与えることのないよう注意しながら取り組んでいく必要というか、やっていきたいと思っております。

【橋村委員】 いや、全然答えてないよ。アピールし過ぎるなというのは、それに対しては謙虚に対応しますということで理解をするけれど、並行在来線ということで、もう払い下げのカウントに入られたら困ると、20年間はと。そうしたら、新幹線は、将来も開業をせんがままに、あるいは、私はもう20年生きとらんと思うから、もう新幹線にあまり期待も、フル規格といったって乗れんだろうなと思っているわけだけれども、それはともかくとして、子や孫たちのために、在来線というのは、フル規格が達成されない限りにおいては廃止するべきではないということをぜひ、次長、あなたは本省から来ているんだから、このことは胸に秘めて、頭に置いて対応してほしい。そこでのあなたの考え、抱負を言ってほしいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

― 午後　４時１８分　休憩 ―

― 午後　４時１９分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開します。

【廣畑企画振興部次長】上下分離されます肥前山口―諫早間の部分につきましては、委員ご承知のとおりでありますけれども、平成19年に長崎県、佐賀県、ＪＲ九州の3者において、それまで紆余曲折を経ながらと思いますが、各種の反対意見もあったかと思いますけれども、ようやくそこの段階で、ＪＲ九州は経営分離しないと、開業後20年間、まだ運行を維持するという合意が平成19年になされております。そこを見て、ようやく平成20年3月に、武雄温泉―諫早間の認可・着工に至っております。

その後また、関係者で協議なされ、議論なされて6者合意を得て、23年間になって合意がなされております。

この開始は、今、平成34年度の開業時点から23年間というふうになっております。こうした関係者の議論、協議の過程を見ますと、本県だけでここを変えていくというのは非常に難しい問題だと思っております。

したがいまして、まずは平成34年度の開業に向けて、上下分離が円滑に進むよう、県として

しっかり準備をしていくことが大事なことだと考えております。なので、その点につきましては、佐賀県ともＪＲ九州のほうとも、今まさに担当者レベルで鋭意協議、検討、調整を行っております。そこについては、万全な体制を組めるように努力しているところでございます。

【橋村委員】 6者合意とかなんとかでこうやって、20年を23年にとか、そういうことがフレキシブルにやれんことではないということが、もうそこで明らかになっているじゃない。だから、これからの働きかけで、さらにカウントはスタートするべきではないということが、まず第一。仮にそうせざるを得ないとすれば、23年を30年にでも延ばして、全部が開業、フル規格が達成した時に初めてということにすべきと思う。これは、子どもの論理よ。

【大場委員長】 答弁を求めますか。

橋村委員、答弁を求めますか。

【橋村委員】 はい。

【廣畑企画振興部次長】繰り返しになりますけれども、23年間の開始の時期を変えるというのは、関係者の合意が必要となりますので、なかなか難しい問題だと考えます。

【橋村委員】 関係者の合意ならば、また合意は新たにやればいいことであって、そういう働きかけをやるべきではないのか。先ほど大久保委員が、これは政治マターだと言ったんだから、そういうことも踏まえて、奇跡的なことも踏まえるならば、あるいは地域の置かれている立場を訴えていくべきだという思いがあります。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

― 午後　４時２３分　休憩 ―

― 午後　４時２３分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開します。

【下条委員】 今の橋村委員は、もう一つお尋ねをされたかったんじゃないかなと思うんです、並行在来線の問題でですね。

リレー方式が、平成34年度に武雄から長崎まで、いわゆるフルで走りますね。これが開業されると、場合によっては、特急「かもめ」は長崎には来なくなるんでしょうか、もう一回確認を。前もちょっと確認をしたことがあった、記憶はあやふやですけれども、どうですか。

【廣畑企画振興部次長】 平成34年度の開業後には、博多まで直通する「かもめ」はなくなります。新幹線で長崎から武雄温泉まで行き、武雄温泉からリレーの特急に乗って博多まで行くという格好になってまいります。

【下条委員】 そうしますというと、鹿島までは在来線という形で特急「かもめ」は走ると、そういうふうに理解しとっていいんですかね。いわゆる長崎県内には「かもめ」が入ってこないと。平成34年度のリレー方式でやってもですね。

【廣畑企画振興部次長】博多から肥前鹿島まで特急が走りますが、長崎までは来ないというのは、委員おっしゃるとおりです。

【下条委員】 これが一番怖くて、私はまだ、自分の後援会を含めた市民になかなかずばりと言えないんです。

というのは、何かというのは、たかが24～25分の時間短縮で乗り換えまでして、自分たちは高齢者で、旅を楽しみながら博多まで行くと。であるならば、「かもめ」で十分だという考え方がかなりあるんですよ。しかも、リレー方式の時の、まだいまだに料金が設定をされていないですよね。これが設定をされて、どのくらいで25分を買うようになるのか。私は、直通の博多行きのものに乗って、乗り換えをしないで、時間短縮は25分ぐらいで、その倍ぐらいの料金になるだろうと思いますが、その料金の分を節約をして、特急「かもめ」で行けばいいんだと

いう人がかなりいらっしゃいますよ。こういったところが、私もフル規格が導入されるまで、あるいはフリーゲージでもよかったんですよ。博多まで直行するというのができた時には、在来線が、特急「かもめ」が長崎県では乗り入れしませんよというふうなことを言おうと思っていたものですから、ついつい、今ではまだ躊躇して言えないという状況が続いているということは理解をしてもらいたいと思いますが、答弁があれば聞きますが、答弁がなければ、私の考えです。

【大場委員長】 質問内容が、ちょっと今の内容ですと。

【小林委員】この辺のところをはっきりしておかないと、新幹線は走らんぞ。フル規格とかいろいろ言っているわけだけれども、リレー方式が4年後に走りだすと、対面乗換方式で。そうすると、当然、諫早から肥前山口までの間は、特急「かもめ」が走らなくなるということは、もう平成19年の合意の中で決定をしていると、ここのところはもう明らかじゃないか。

これは、しかし、そうだけれども、経営分離をしないんだと、上下分離でいくんだと。だから、線路とかそういう下の部分は、長崎県と佐賀県で、いわゆる分けてここを維持管理をやっていきますと。しかし、経営自体はＪＲでやってもらうと。こういうようなことで、全く経営分離じゃないわけよ。ここのところだけをはっきりしとかんばいかん。

しかも、こう言えばあれかもしれんが、今の特急「かもめ」は、諫早から肥前山口までは、実際は鹿島に止まるか止まらんかぐらいの列車によっての違いがあるだけで、その間、長崎本線は「かもめ」では止まらないわけよ。

そういう点から言ってみた時に、ここはもうリレー方式でも、そうやってここのところは経営分離はせずに上下分離で、やはりこれから23年間やっていきますよと、これは決まっているわけだから。そこのところで、じゃ、23年後どうするかということについては、また改めて話し合いをし、検討すると、こういうような状態になっているわけだから、その点のところは、ひとつ明確にしておかないといかん。それで、特急「かもめ」は博多から鹿島までは確かに来ると。そこから先は、もう「かもめ」は通らないんだと、こんなようなことははっきり以前からやっているわけよ。

だから、確かに「かもめ」で行きたいという人もおるかもしれんけれど、相対的に考えた時に、我々は今、何のために議論をしているのかと。そういうことだから、ここのところの長崎本線の問題は、もう大体話は、一つの方針は決定をしていると。経営分離じゃないんだと、上下分離なんだと、こういうような形でやっていきますよと。ただ、フル規格になった時に、佐世保線が並行在来線になるか、ならないか、ＪＲが自分たちで経営をするか、それとも上下分離にするか、そういうことで、並行在来線として分離されないようにやっぱり考えていくというのが、佐世保線に対する、まだ決定を見てないところだけれども、こちらの方針ではないかと。

だから、今、そうやって長崎本線の話は、もうこれは「かもめ」は通らないというようなことははっきりしてこないと、そういうような状況だから、我々としてもしっかりここのところは受け止めてやらなければいかんと、こういうことじゃないかと思うんです。私が今言ったことについて、間違いが何かありますか。

【廣畑企画振興部次長】その点につきましては、委員のおっしゃるとおりだと思います。

リレー開業の際に「かもめ」はなくなるとい

うのは決まっております。それは乗り換え方式になりますけれども、新幹線が暫定的には開業するということによって、直通はしませんけれども、時間短縮効果はあるということで、開業時点で直通する「かもめ」はなくなります。

あと、肥前山口―諫早間は、ほかの整備新幹線のような経営分離ではございませんで、ＪＲ九州が運行をそのまま継続するという格好で、残された区間でございます。それがゆえに、西九州ルートの認可着工の際には、ほかの整備新幹線では着工の条件となっております並行在来線の経営分離に関する地元自治体の同意というものが、西九州ルートについては、それが条件となっていないところであります。その点からも特別な扱いをされているものであります。

23年間といいますのは、もう6者合意の中におきまして、平成34年度の開業時点から、23年間運行という格好は決まっております。

下条委員がおっしゃったように、乗り換えは嫌という声も事実としてございます。その点につきましては、ＪＲ九州の運賃政策にもよってくると思いますけれども、料金が幾らになるかというのはまだわからないところでありますが、当然、ＪＲ九州も営業活動でありますので、鉄道利用者の減少、大幅な減少というものは経営上支障を来すということから、その点もにらみながら料金を決めていくのではないかと考えております。

県としましては、フル規格に向けて取り組んでいく上で、新鳥栖―武雄温泉間を経営分離されるということはないように、それを訴えていくということも一方で必要になってまいります。

したがいまして、今後フル規格に向けてはＪＲ九州とも、その点は協議をしていきたいというふうに考えます。

【大場委員長】 よろしいでしょうか。事実確認です。

【小林委員】 もういずれにしても、もう話が、3者合意ができていると。

【大場委員長】 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

―― 午後　４時３３分　休憩 ――

―― 午後　４時３３分　再開 ――

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

―― 午後　４時３４分　散会 ――

第 4 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成３０年　９月２８日

自　　午前１０時　０分

至　　午後　３時　４分

於　　委 員 会 室 １

２、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場　博文　君
副委員長(副会長)	吉村　庄二　君
委　　員	宮内　雪夫　君
〃	小林　克敏　君
〃	橋村松太郎　君
〃	坂本　智徳　君
〃	下条ふみまさ　君
〃	大久保潔重　君
〃	宅島　寿一　君
〃	宮本　法広　君

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

危 機 管 理 監	豊永　孝文　君
危 機 管 理 課 長	近藤　和彦　君
消 防 保 安 室 長	宮﨑　良一　君

総　務　部　長	古川　敬三　君
総 務 部 次 長	神崎　　治　君
総 務 文 書 課 長	荒田　忠幸　君
県民センター長	峰松美津子　君
秘　書　課　長	伊達　良弘　君
広　報　課　長	田中紀久美　君
人　事　課　長	大安　哲也　君
新行政推進室長	大瀬良　潤　君
職 員 厚 生 課 長	三田　　徹　君
財　政　課　長	古謝　玄太　君
財 政 課 企 画 監	門池　好晃　君
管財課長（参事監）	赤尾　聖示　君
管 財 課 企 画 監	太田　昌徳　君
税務課長(参事監)	萩本　秀人　君
情 報 政 策 課 長	山崎　敏朗　君
総務事務センター長	大串　正文　君
企業振興課企画監	佐倉　隆朗　君

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開議 ―

【大場委員長】 ただいまから、総務委員会を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【古川総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第107号議案平成30年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

歳入予算は、合計で8億6,608万9,000円の増

となっており、この内訳といたしましては、地方交付税6,668万9,000円の増、県債7億9,940万円の増であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【下条委員】 資料では 8 億 6,000 万円の予算が計上されて、この程度の、数行のことですが、県債が大宗でありますので、どういうものか、内容をもう少し口頭でして、こういったものに有効活用させていただきますと、税金を使わせていただきます、借金をさせていただきますというようなことを言うべきですよ。お願いします。

【古謝財政課長】 今回の 9 月補正予算でございますけれども、かなりの部分を災害復旧と災害に関連する公共事業が占めております。それに伴いまして、歳入は災害復旧ですとか公共の国庫補助金、その裏に当たる地方負担部分を起債で賄っている状況でございます。国庫補助の部分は、それぞれ土木部とか農林部が所管しております。地方負担部分の起債については、総務部で審議をお願いしているところでございます。

今回の 7 億 9,900 万円でございますけれども、大きいものとしては防災対策事業の自然災害防止事業債、漁港、港湾の災害復旧事業、ため池の改修に係る経費等となっております。

【大場分科会長】ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第107号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

― 午前１０時　４分　休憩 ―

― 午前１０時　４分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

危機管理監より、所管事項説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】 おはようございます。

危機管理監関係の所管事項について、ご説明いたします。

お手元に配付しております「総務委員会関係議案説明資料」及び「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の危機管理監部分をお開き願います。

今回、ご報告いたしますのは、防災推進員養成講座の開催について、海上自衛隊による急患搬送5,000回について、平成30年7月豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣について、第34回長崎県消防ポンプ操法大会について、消防の広域化に

ついてでございます。

説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

まず、防災推進員養成講座の開催についてでございますが、地域防災力の向上を図る取組といたしまして、県では、平成21年度から、毎年、防災推進員養成講座を開催しており、平成29年度までの9年間で、19カ所、1,139名が講座を修了されています。

平成30年度は、7月に対馬市、9月に長崎市で開催し、10月には雲仙市で開催することとしており、対馬市では42名、長崎市では55名の方々が受講されました。

また、養成講座の修了者には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受検資格が与えられ、平成29年度までに受検された方のうち905名が合格されております。

今後とも、地域防災力の向上のため、地域や職場における防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

続きまして、海上自衛隊による急患搬送5,000回についてでございますが、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

離島からの救急患者を本土の専門の医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合、ドクターヘリや防災ヘリが出動できない夜間等を中心に、自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請として、昭和33年1月から海上自衛隊へ要請し、対応していただいておりますが、去る9月8日に通算で5,000回となりました。

県といたしましては、これまで対応いただいてきた海上自衛隊第22航空群に対し、感謝の意を込め、12月10日に県庁で感謝状贈呈を行う予定としております。

今後とも、離島からの救急患者の命を守るため、消防本部、医療機関や海上自衛隊と連携し、迅速かつ円滑な搬送に取り組んでまいります。

次に、説明資料、危機管理監の1ページをご覧ください。

平成30年７月豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣についてでございますが、去る6月28日以降、活発化した梅雨前線や台風7号の影響により、全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、広島県や岡山県を中心に甚大な被害が発生し、今なお、多くの方々が不自由な生活を余儀なくされております。

今回の豪雨災害の発生に伴い、7月7日に消防庁長官から長崎県知事へ、緊急消防援助隊航空小隊の出動要請があり、県防災ヘリが広島県へ出動し、7月15日まで延べ8日間、現地での人命救助や検索活動に従事したところであります。

近年、全国各地でこうした大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の派遣出動が求められていることから、今後も多発する大規模災害等に対し、迅速かつ適切に人命救助活動等を実施できるよう、市町消防などと連携し、支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、説明資料、危機管理監の2ページをご覧ください。

第34回長崎県消防ポンプ操法大会についてでございますが、去る8月5日、大村市において消防団員の消防技術の向上と消防団の活性化を図ることを目的として開催いたしました。

当日は、炎天下の中、出場選手や消防団員、関係者など約1,000名の参加を得て、県内各地から選抜された26チームがポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部において、日頃の訓練の成果を発揮し、見事な操法技術を披露され、ポンプ車操法の部で島原市消防団が、小型ポンプ操法の部で壱岐市消防団が優勝しました。

今大会のポンプ車操法の部で優勝した島原市消防団は、来る10月19日に富山県で開催される第26回全国消防操法大会に本県団表として出場いたします。

今後とも、各市町消防と協力しながら、操法大会や訓練、事業所との連携をはじめとした消防団員の確保対策などを通して、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

最後に、消防の広域化についてでございますが、消防においては、災害や事故の大規模化や激甚化、人口減少や高齢化の進展に的確に対応し、住民の安全・安心を確保していく必要がある中、特に小規模な消防本部では財政運営や組織管理に厳しさが増していることから、消防本部の広域化によるスケールメリットで体制を強化し、課題解決を図っていくため、平成18年に消防組織法が改正され、国が広域化に関する基本方針を定めるとともに、都道府県知事が市町村の消防の広域化の推進に関する計画を定めることとされました。

これを受け、国では、同年、平成25年3月を推進期限とする「市町村の消防の広域化の推進に関する基本指針」を策定し、県では、各消防本部の管理者や市町などで構成する「長崎県市町消防広域化推進協議会」を設置し、平成22年に、県内を1消防本部の管轄とすることを基本案とする「長崎県市町消防広域化推進計画」を策定いたしました。

その後、国の基本指針における推進期限が平成30年3月まで延長されましたが、本県を含め、全国的にも広域化の機運が高まらず、進展が見られないことから、国は、本年4月に基本指針を見直し、推進期限を平成36年3月まで延長したところであります。

見直し後の指針では、各消防本部で消防力を分析した上で、平成36年4月、概ね10年後及び将来における広域化の組み合わせなどについて、年度内の県計画の再策定が求められております。

全国に先んじて人口減少が進む本県といたしましては、各地で大規模な災害が発生している中、現状の体制では、今後、住民の安全・安心の確保がより厳しくなっていくことが強く懸念されることから、現計画について、改めて検討する必要があると考え、去る7月19日に開催した県・市町スクラムミーティングにおいて、知事と各市町長が消防力の確保の見通しや広域化に向けての課題などについて意見交換を行ったところであります。

県といたしましては、各消防本部における消防力の検討結果やスクラムミーティングでの意見を踏まえ、県計画の策定について、同協議会において検討してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

「総務部」の「総務委員会関係議案説明資料」をご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第109号議案長崎県税条例の一部を改正する条例であります。

初めに、条例議案について、ご説明いたします。

第109号議案長崎県税条例の一部を改正する条例。

この条例は、平成30年6月1日に地域再生法の一部が改正されたことなどに伴い、本県税条例について所要の改正をするものであり、その内容については、第1に、地域再生法と関連省令の改正により、新たに東京23区から県内へ本社機能を移転した事業者に対する課税免除が可能となったことから、そのための規定を整備するものであります。要件を満たすと、事業税及び大規模償却資産に係る固定資産税は、移転から3年間、課税を免除し、移転に伴う土地・建物を取得した時の不動産取得税は全額免除します。現行の不均一課税より有利な制度となることから、これまで以上に企業誘致に資するものと考えております。

第2に、自動車取得税及び自動車税に関し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの本県での開始に伴い、電子申告及び電子納付を可能とするために必要な規定を整備するものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新県庁舎の日経ニューオフィス賞の受賞について、旧県庁舎の解体工事について、地域財政見通しについて、平成30年7月豪雨災害に対する人的支援について、障害者雇用率について、個人情報の紛失についてであります。

まず、新県庁舎の日経ニューオフィス賞の受賞についてであります。

本年1月に開庁した新庁舎については、このたび、日本経済新聞社及び一般社団法人ニューオフィス推進協会が主催し、経済産業省及び日本商工会議所が後援する第31回日経ニューオフィス賞において、応募総数135件の中から、ニューオフィス推進賞及び九州経済産業局長賞を受賞しました。

これからも職員が連携して効率的に業務を遂行し、新たな施策を創り出すことができるよう、また、多くの県民の皆様に親しんでいただけるよう、良好な庁舎環境の確保に努めてまいります。

「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをお開き願います。

中期財政見通しについてであります。

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、平成31年度から平成35年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月10日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、平成30年度当初予算を基礎として、「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき試算を行ったものであります。

今回の見通し期間中における歳入の状況を昨年度の試算と比較すると、県税の伸び率が鈍化し、人口減少や県税収入の増加により、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が減少するなど、一般財源が大きく減少するとともに、歳出においては減少傾向であった公債費が平成35年度に増加に転じる見通しとなっております。

この結果、財源調整のための基金残高については、今年度の当初予算編成時における歳出削減等により、昨年見通し時点に比べ一定改善が見られるものの、平成35年度には再び基金を取り崩さざるを得ない状況となり、今年度末の残高見込みである223億円から平成35年度末には137億円にまで減少する見通しとなっており、非常に厳しい財政状況にあると認識しております。

また、実質的な公債費の長期シミュレーションにおいては、普通建設事業の抑制等により、昨年度の試算に比べ改善傾向にはありますが、平成33年度の約327億円から最大で約82億円増加する見通しであり、今後も県債発行額の抑制に努める必要があると考えております。

このため、持続可能な財政運営を目指して、より一層の地方税財源の充実・強化などを国に対して求めていくとともに、平成31年度の予算編成において、これまでも順次取り組んできた財政構造改革のための総点検の取組を加速化するなど、今後の公債費の増加等にも耐え得る財政構造への変革に向け、集中的な対策を講じてまいります。

もとの議案説明資料の2ページ下段にお戻り願います。

平成30年7月豪雨災害に対する人的支援についてであります。

平成30年7月豪雨災害の発生に伴い、医師、保健師、薬剤師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」などを岡山県倉敷市へ派遣し、現地保健所の指揮調整支援等を行うとともに、愛媛県松野町へは罹災証明業務支援、また、西予市、大州市、宇和島市へは応急仮設住宅建設業務支援として、それぞれ職員を派遣するなど、8月までに38名の職員の短期派遣を行いました。

9月1日からは災害復旧・復興事業を支援するため、広島県及び愛媛県への中長期の職員派遣を開始し、同日時点で3名が業務に携わっているところであり、引き続き、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、支援してまいります。

次に、障害者雇用率についてであります。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用率を設定し、事業主に対し、障害者の雇用義務が課されており、国及び地方公共団体は、毎年、この雇用義務の状況について厚生労働省に報告しなければならないこととなっております。

本年8月の中央省庁における障害者雇用率の算定に不適切な取り扱いがなされているという新聞報道等を受けて、知事部局の状況を確認したところ、厚生労働省のガイドラインに沿わない誤った取り扱いを続けていたことが判明いたしました。

ガイドラインでは、身体障害者手帳所持者以外の者を障害者雇用率に参入するには、医師の診断書、意見書によって確認が必要とされておりますが、ガイドラインの内容を十分に認識しないまま、従来からの間違った調査方法での対応を続けてきたものであり、障害者の方々をはじめ、県民の皆様に心からお詫びを申し上げます。

現在、障害者雇用の報告数値について、再調査を実施しているところであり、その結果につきましては、改めて報告したいと考えております。

今後は、法令や規則などの根拠を確認するといった県職員としての原点に立ち返り、厚生労働省のガイドラインに沿った方法による厳正な確認を徹底するとともに、従来から実施している障害者を対象とした採用試験の追加実施を検討するなど、法定雇用率の達成に向けて、一層努力を行ってまいります。

最後に、個人情報の紛失についてであります。

先般、秘書課職員が個人情報を含む名簿等が入った手提げかばんを紛失し、9日後に発見されるという事案が発生いたしました。

個人情報を含む情報資産の適切な管理につい

ては、かねてから機会あるごとに注意喚起や啓発等を行ってきたところでありますが、このような事態を招いたことは、誠に遺憾であり、関係の皆様に対し、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に向け、一層の情報管理及び職員の個人情報に関する意識の徹底を図ってまいります。

その他詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

【大久保委員】 第 109 号議案についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今回、条例改正ということで、新たに東京 23 区から長崎県内に本社機能を移転する事業者に対する減免措置を可能にするという改正案です。

近年、東京 23 区から長崎県内へ本社機能を移転した事業者がどれぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】東京からの企業立地の件でございますが、平成 28 年 1 月に約 150 名の雇用計画を持った企業が 1 社、長崎市に立地しております。そのほか、平成 28 年 4 月には、東京都ではございませんが、神奈川県から本社機能を有した企業が 1 社。それと、平成 28 年 10 月に東京都からの企業が 1 社ということで、平成 27 年にこの制度ができた以降、3 社、立地がなっております。

【大久保委員】 3 社は減免措置がない時でありますから、今回の改正によって減免措置をするということで企業誘致を後押しするのではないかという読みでありますね。

今回、条例が改正されたということで、課税措置の減免があることで、どれぐらいの企業、あるいは事業者の数を見込みとして考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】企業誘致の目標でございますが､本社機能ということも含めまして、企業誘致においては、本社機能、あと製造業、メーカーの研究・企画部門に特に力を入れて、今､企業誘致を進めているところでございます。

県としてのこの計画が平成 33 年度までということになっております。その中で目標としまして、雇用創出が 175 人、件数で 14 件を目標にしております。

【大久保委員】ぜひ目標に向けて頑張っていただきたいと思います。私どもも、何かそういう情報がありましたら提供させていただいて後押ししたいと思います。

課税免除ということでありますから、一時的に県税の税収に穴があくということになりますけれども、それに対して、例えば、固定資産税は移転から 3 年間免除、不動産取得税が全額免除ということでありますけれども、そういう県税に対する税収に穴があくことに対して、その後、企業を誘致したことによって、そこはどういうふうな穴埋めというか、できるような試算になっているのか教えていただきたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】これまで不均一課税で一部の軽減措置だったものが課税免除になるわけでございますが、例えば、本社機能の移転となりますと大きな企業を想定しております。資本金が 1 億円以上、年間所得が 100 億円、全社員数で 5,000 名という企業が本社機能を東京

都から長崎県に 50 人規模で移された場合の課税免除額につきましては、事業税で年間約 70 万円程度になろうかと思います。それが 3 年間ですので 210 万円ということになります。不動産取得税でいきますと、ビルを建設してもらうということはあまり想定されませんけれども、そうされた場合、不動産取得税の場合、税率が 4%でございますので、約 1 億円ちょっとであれば 500 万円程度だと思われます。

こういったことの減収がありますけれども、4 年目以降は税収として確保できます。そのほかにも雇用の確保といった経済効果があると思いますので、減免措置された後も効果が十分得られると考えております。

【大久保委員】 大手といいますか、比較的大規模な事業者を考えているということでありますね。そうであれば産業連関なんかと照らし合わせても長崎県にとってかなりメリットがあるのかなという気がいたしております。

今、長崎県に本社を置く 1 部上場の企業はありますか。

【萩本税務課長】 東証 1 部上場企業は 1 社だけです。

【大久保委員】 それはどこですか。

【萩本税務課長】 十八銀行さんが東証 1 部上場企業です。

【大久保委員】 1 社ですね。もう皆さんご承知のように、今後、銀行の合併があって本社機能が移ることになれば、長崎県に本社を置く東証 1 部上場企業はなくなるということになりますから、条例を改正して東京に本社を置く企業が長崎県に移転してくるというようなことをぜひしっかり総合的に施策を進めてやっていただきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【宮本委員】 第 109 号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」の 2 つ目についてちょっとお尋ねをいたします。

いただいた資料の中にも書いてあるんですけれども、この条例完成によって効果として納税環境の整備、納税者の利便に資するとありますけれども、電子申告になるということで、もうちょっと具体的に、どんな形で利便性が向上するのか、教えていただけますか。

【萩本税務課長】今回のワンストップサービスは、新車登録をする時に、今までであれば、まず警察で紙ベースで書庫証明を取って、次に陸運事務所に行って自動車の登録手続をする。その際に県の自動車 2 税、自動車取得税と自動車税の納付を証紙でしてもらいます。今はその手続を個人でされているかといいますと、ほとんどがディーラーに依頼されると思いますけれども、今後、この制度を導入しても実際に手続をしてもらうのはディーラーさんになります。今までディーラーさんが手続をするのに警察に出向くとか陸運に出向く、あと陸運の中で自動車 2 税の手続をされていたのが、画面上で手続ができるようになる。だから、警察、運輸支局に出向く必要がなくなる。ただ、標板交付だけは今までどおり、もらいに行ってもらわなければいけないんですけれども、その前の手続は、全部、電子手続、インターネット上でできる形になります。

【宮本委員】 わかりました。私も実際したことがなかったものですから、恐らくディーラーさんの利便性がかなり増すということは理解させていただきました。

確定申告は電子申告もできるようになっていますが、これはまだだったんだなということを改めて認識したんですが、他県と比べて本県は

早かったのか遅かったのか、そういった状況はわかりますか。

【萩本税務課長】 この制度は、一番早いところは平成 17 年から始めています。平成 17 年当時に始めている自治体は 11 団体ありますけれども、そこは大体 6 割から 7 割程度の電子申告の利用率になっております。

ちなみに、長崎県は遅い方で、今年 12 月 3 日に稼働する予定ですけれども、36 番目の導入になる予定です。

【宮本委員】 36 番目ですね。わかりました。こういった利便性が向上するものは、どんどん導入していただければと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

条例及び事件議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第 109 号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第 109 号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

しばらく休憩いたします。

― 午前１０時３１分　休憩 ―

― 午前１０時３１分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【近藤危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年 6 月から 8 月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

まず、知事及び各部局長等に対する陳情・要望のうち、本年 6 月から 8 月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、島原市からの要望が 2 件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料 1 ページから 2 ページに記載のとおりでございます。

次に、附属機関等会議結果報告について、本年 6 月から 8 月に行った会議の結果報告としましては、長崎県防災会議の 1 件となっており、その内容については、資料 3 ページから 4 ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。1,000 万円以上の契約状況一覧でございます。

平成 30 年度 6 月から 8 月までの実績は、計 5 件であり、各契約の内容を一覧でお示ししております。

その主な内容といたしましては、3、県のパソコンや各種システム及びネットワークの運用管理や保守にかかる業務を行う長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託、4、財務会計などの基幹システムで利用しているサーバの更新に伴う機器調達を行う次期基幹システム用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守などとなっております。

また､2ページから4ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

5 ページをご覧ください。陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6 月から 8 月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、松浦市、長崎県町村会、諫早市、島原市の計 4 件となっております。

具体的な要望項目としては、松浦市から、5 ページに記載しております「条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について」、6 ページから 7 ページにおいては、長崎県町村会から「離島振興対策の充実について」、8 ページの諫早市から「諫早駅周辺整備への協力と支援について」、9 ページの島原市からは「地域振興への財政支援措置について」でありまして、それぞれに対する県の対応をお示ししております。

次に、10 ページをご覧ください。最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、6 月から 8 月までの実績は、長崎県行政不服審査会が 1 件、長崎県公益認定等審議会が 1 件、長崎県情報公開審査会が 3 件の計 5 件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、11 ページから 15 ページにお示ししております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。19 番、20 番、21 番、27 番､35 番、36 番、37 番、38 番、39 番、43 番です。

何かご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては､承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【宅島委員】 おはようございます。危機管理監提出の資料の最後のページの長崎県防災会議について、私も出席をさせていただきました。宮内委員も出席されておりましたことを記憶しております。私たちは総務委員ということでご案内を受けて出席をしたと思うんですが、裏を見ると出席者名簿にもどこにも我々の名前を記載してもらっていないとか、大変悲しい思いがいたします。その辺のご配慮をぜひしていただきたいということもあります。

1 つ、中身で申しますと、長崎県の危機管理監、総務部、福祉保健部、県南保健所、土木部、県民生活部、こういった各部が入っているんですけれども、今起きている災害を見ますと、全庁的に各部が入った方がいいんじゃないかと思います。例えば、水産部、環境部、産業労働部、農林部、こういったことで各部がきちっと防災

会議のメンバーとして位置づけてやっていただければなと思います。

また、指定公共機関等、日本銀行長崎支店は入っているんですが、親和銀行や十八銀行が出席者名簿にはないので、委員であればいいんですけれども、ぜひそういったところ、また、災害が起きた時に、ここにはバスや鉄道やもろもろ書いてあるんですけれども、タクシー業界が抜けたりしていますので、もう一回見直しをしていただいて対策を、今から大きな災害が起こる可能性がますます増していると思いますので、危機管理監のご所見を賜りたいと思います。

【豊永危機管理監】今､委員がご指摘のとおり、不備なといいますか、不十分な点があることを重く受け止めまして、今後、しっかりと対応していきたいと考えております。

【宅島委員】 今回、北海道の大地震等を見ていますと、本当に考えられない災害が起こっておりますので、ぜひ全庁一丸となって対策に当たっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【吉村(洋)委員】 昨日も指摘をさせてもらったんですが、ここで本人出席が半分ないのよね。これを工夫してもらいたいと思います。代理ありきで会議が進められるというのはどうかなと。特に大事な防災会議なんですよね。

今、宅島委員からも話が出ましたが、いろんな機関を網羅するということも大事でしょう。それから、工夫してもらって、本人が出席のところで代表じゃない人もいっぱいおるんですよね。だから、代表じゃない人を委員にして本人が出席するということをやらないと、代理、代理でいくと、本人が出席しているところも、もう代理でいいんじゃないのかぐらいな話になって、この会議の本来の意義が薄れてしまうんじゃないかというふうに懸念されるので、メンバーの設定については今後とも工夫をしていただくようにお願いいたします。

【近藤危機管理課長】ご指摘ありがとうございます。防災会議のメンバーにつきまして若干ご説明をさせていただきたいと思います。

これは大もとが災害対策基本法という法律に基づいて都道府県で防災会議を設置するとなっておりまして、防災会議の委員構成も法律で定められております。

資料の4ページに、会長の知事から、指定地方行政機関、自衛隊、教育機関だとかいろいろ書いてございますけれども、ここで定数もある程度決まっておりまして、長崎県の職員、いわゆる5号委員から一番下の自主防災の8号委員まで、ここの定数が47名以内という定数内の中で、今、メンバーを決めているということですので、人数を増やすということであるとすれば定数の条例も変更しないといけないということが1つ検討材料でございます。そういったことも含めて少し検討をさせていただければと思っております。

あわせて、先ほどご指摘がございました本人出席については、委員おっしゃるとおりだと考えておりますので、何とかここはご本人さんが出席して実のある会議となるように努力をしてまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 関連ですが、これを見て私もびっくりしましたが、総務部長、防災会議のあなたのところは次長が出ていますね。長崎県の防災会議を、担当は危機管理監でしょうけれども、総務部長は総体的なことを処理する立場にあるということで次長が出る。今の話でどうなっていますか。私はそれに対して答えを聞こうとは思わないけれども、県の防災に対して

は危機管理監が担当かもしれないけれども、あなたが出なきゃいかんということで委員になっておって次長が出る。こういうやり方は、やっぱり問題なんですよ。

そして、総務部長、私がお尋ねしたいのは、総務部長が総括的におられますから、ほかにもいろいろと検討会議、諮問何とか委員会、研究会、いろいろあるでしょう、県の関係で。法律に基づいたものもあるし、知事が任意につくっているものもある、いろいろあると思います。

しかし、やっぱり本人の出席云々というところでは、団体の長の代表ということでしていると、そういう皆さん方はほかのところもたくさんしていらっしゃる状態が実際にあるんじゃないかと思うんですね。この際、そういうところについては点検をしていただいて、Ａさんという何かの団体の代表が、県関係のあの委員会、この委員会、この研究会、そういうふうに何カ所も出ておられるという状態が続くと、自らの業務との関係で、本人出席じゃなくて代理が出席される。そういう状態が続いていると思いますから、今も話があったようなことを含めて、常日頃ですけれども、こういう状態が出てきていることについて指摘があったわけだから、そういうことも含めて全体的にチェックをしていただかなければいけない。行政の委員会でもそうですよ。Ａさんという方は、あの委員会、この委員会にもということで重複して非常に忙しい方、その人でなければということでもない部分もあるわけですから、例えば、その団体の事務局長とか専務理事とか、ここにも代理でということがありますから、そういうことをやっていただきたいということで申し上げて、それは要望としておきたいと思います。

資料の危機管理監のことでお尋ねしたいんですが、6 月定例会でも報告があっていたんですが、陳情の災害に強いまちづくりで九大の地震火山観測研究センター、これは前に私も申し上げたことがあると思うんですが、ここに書いてあるようなことについては参考としてどうだとか、特に研究センターのところについて、私たちが 3 年前に調査をした時でも、大学研究室のスタッフの要員との関係その他で人的体制が主張されるというふうな状況も、縮小傾向にあるということについてもお聞きしたことがありました。

要するに、研究体制の充実についてということで要望がきて、それに対して、県としては、こういう対応をしたと、6 月定例会でも報告があっております。それは努力してやっているという話です。

具体的に人的なことについて九大の方が手薄になっていかざるを得ないと聞いておった部分があったんですけれども、ここのところについて状況がわかっておればお知らせ願いたい。

【大場委員長】陳情の審査は終わっているので、答弁は簡潔にお願いします。

【近藤危機管理課長】九大の地震火山観測研究センターの人的体制でございますけれども、実際、定員が何名で、現在何名いるかというところの数字までは把握しておりませんけれども、かなり厳しい人数でと申しますか、定数のぎりぎりというか、観測体制はやっとできているというような形で聞いております。そこら辺も含めて国へしっかり要望してまいりたいと考えております。

【古川総務部長】 先ほど、防災会議のことについて、重要な会議にもかかわらず、私が欠席しているということでございます。委員ご指摘の

とおりでございまして、会議において本人が出席すべきものは、しっかり対応してまいりたいと思っております。

また、先ほど吉村(洋)委員からもお話がありましたように､代理が出ることで次回開催とか、後々も代理でもいいんだという形につながることもあろうかと思いますので、その辺もしっかり考えながら、そもそも今、委員になっている部分がどういう形なのか、誰が本来ふさわしいのか、その辺も改めて検証して今後の対応を考えていきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【宮本委員】 １点だけ確認させてください。

総務部関係の提出資料の１ページの 1,000 万円以上の契約状況一覧表の中で、県税総合システム元号改正対応改修業務委託が約 2,400 万円とありますが、この業務内容等、随意契約の件について教えていただければと思います。

【萩本税務課長】 この契約につきましては、来年、予定されています元号改正に関しまして、県税総合システムで出力しております納税通知書等の帳票関係で約 250 種類、和暦を使っている分があります。その分の元号改正に伴う対応が必要になります。

これがＮＥＣ、日本電気との随意契約になっておりますけれども、契約になるのはＮＥＣさんが開発している税務システムのパッケージソフトを長崎県仕様に変更して今運用させてもらっております。その関係で、どうしても本システムの業務内容の運用に具体的に精通されているＮＥＣさんと随意契約をすることによって安定的な運用を図りたいという形で随意契約としております。

【宮本委員】 わかりました。委員会の初日の警察本部の審査でも、同じような形で元号改正に伴う、警察本部の場合、電子計算機の改修もＮＥＣ、日本電気株式会社長崎支店が随意契約だったものですから、ということは、全庁的に長崎県庁もであるし、警察本部もＮＥＣ、日本電気株式会社のソフトというか、そういった機器を使っているという認識でいいんでしょうか。

【萩本税務課長】警察本部さんがどちらのメーカーと契約されているか、私は承知しておりませんけれども、県税のシステムについては、一般競争入札をしまして、長崎県が一番安定的に運用できる開発業者であるＮＥＣさんと契約をさせてもらったということでございます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【吉村(洋)委員】 今、総務部の透明性の確保ということで話が出たので関連して、今、宮本委員から質問があったＮＥＣの随契ですね。これはＮＥＣが開発したということの機械システムであろうと思いますけど、それが年数がたつことによって長崎県の業者でもちゃんと活用できるというところに育てていくんだというような話も昔あったような気がします。

だから、そういうことも並行して進めていただいて、それは開発したのはＮＥＣかもしれんけど、その後の元号を変えていくとか、そういう面については地元の業者でもできるんじゃなかろうかなと思ったりするんですが、その辺の育成とか、そういうことについては何かございませんか。

【萩本税務課長】 ご指摘のとおり、長崎の地場業者にも発注をかけるような形で、このシステムの保守と運用については、今年から一般競争入札をしまして長崎のメーカーと契約を結ばせていただいております。今後も税制改正とか毎年発生しますので、その分についても地場企業とＮＥＣさんと連携を深めて、関係性の高いも

のにつきましては教育をしていただきまして、今後、地場企業の方でも改修ができるような対応を拡大していく方法で考えております。

【吉村(洋)委員】 そこは今後ともよろしくお願いします。

もう一つ、その次、総合評価方式がありますが、これを見てみると、価格評価はＮＢＣ情報システムが 587 点で大きく差があるんですよ、富士通エフサスは 8 点ですからね。金額にすると 2 億 5,100 万円と 3 億 5,400 万円ですよ。しかし、技術評価点が、これまた 2,435 点と 3,709 点、この辺の積み上げの意味がよくわかりませんが、結果的に総合評価点は 3,022 点と 3,717 点ということになって、1 億円、金額では高いけれども、富士通エフサスが落札したということになっておるわけですね。価格でいくら頑張っても技術評価点でこれだったら、最初からわかっているという話になるんじゃなかろうかと思いますが、この中身についてもう少し説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山崎情報政策課長】委員がおっしゃられた業務ですけれども、具体的に言いますと、県のパソコンや各種システム及びネットワークの運用管理・保守の業務委託となります。具体的には、5 カ年の契約の委託料、ほぼ人件費ということになります。

そういったこともありまして、県のネットワーク等の安定的かつ高品質なサポートをやっていただくための業務委託ですので、価格だけでやりますと、ものすごく低価格で入札をしてくる場合がございます。そういったこともありますので、価格プラス技術点という項目を設けまして、具体的に申しますと、価格点で 2,000 点、技術点で、これは応札者がプレゼンしたものに対して評価をするんですけれども、それが 4,000 点、価格と技術を 1 対 2 で評価するような形にしております。

価格点につきましては、例えば、入札価格と予定価格が同じであれば 0 点になりますので、予定価格に近くなるにつれて点数が低くなるということで、2,000 点のうちＮＢＣ情報システムが 580 点をとられたということになります。

価格点については、そういった形ですが、技術点につきましては、先ほど申しましたように、安定的、高品質なサポートを行うための提案者のスキルを評価するものでございまして、基礎点と加算点を含めまして 49 項目について評価いたしております。どんなものを評価するのかと申しますと、仕様書に示す内容について、運用サービス業務における具体的な管理、システム運用、インフラの保守、そういった業務の品質の向上につながる工夫がどんな具合にされているか、そういったところの 49 項目について提案をいただいて評価をするような形で進めております。

その具体的な項目については、外部の有識者、大学の教授お二人にも協力をいただいて基準をつくりまして、評価についても同じように外部の有識者を含む評価者で決定したところでございます。

まとめて申しますと、価格点だけでいきますと、いわゆるこの業務は人件費だけで成り立っているものですから、ものすごく安くで入札する場合には、最低限のことしかやれない、技術点の方では、もっとこんなこともやれる、こんなレベルまでやれるという提案を重視するために技術点を高く設定をして、それで実際にはじいた数値がこの評価になっております。

【吉村(洋)委員】 わかったような、わからんような説明ですけど、2,000 点と 4,000 点でしたか、2,000 点のうち 2 億 5,000 万円が 587 点というところ、そして、これが 2,000 点満点になるということは、ゼロ円と出せば 2,000 点になるんですかね。そうすると、ゼロ円と出して技術評価があんまり変わらないならゼロ円でも落札になるのかということも極論で考えると、いろんな場合が考えられるわけですね。

だから､今の説明で果たして十分なのかなと、その対応が、技術評価点が 4,000 点、これもできる､あれもできるというのはわかりますけど、そんならそれを当局がこれと、これと、これというのを指定して、そこで、それならどれぐらいかかるというようなことも示してやらんと、それをもって技術評価ということになれば、どこまでするのかということが、いわゆる業者にしてみればわからないということになってしまうのではなかろうかと思うんですけと、その点どうですか。

【山崎情報政策課長】入札参加者に対しましては、事前に具体的な業務内容とか、業務を把握できる文書、そこの中で具体的な運用の基準、運用のマニュアル、そして想定される業務量といったものも提示して、こういった業務についてどれくらいでやれるというものをはじいていただいております。

ですので、例えば、その事業を実際にやる場合に、どれだけの従業員をかけるのかでも大きく違ってきておりまして、一人当たり 5 年間で約 5,000 万円ぐらい変わるものですから、どれくらいの従業員をそこの中にはじいてやるのかとか、そういったものも入ってきますので、価格点だけでは、もうとにかく価格を落として、その分で落札しようとしても、具体的な業務内容をあらかじめ提示したものについて、こんなことがやれますという提案を受けて評価した方が、今後、そこら辺がより安定した、より高度なサポートができると判断して評価をさせていただいております。

【吉村(洋)委員】 ここでずっと言ってもわからんままで終わるようですが、今後、そこら辺、まだ改善の余地があるんじゃなかろうかなと、総合評価落札方式、点数の配分とか。今の話を聞くと、なんかプロポーザル方式でやるというようなことと似たような感じでもあるなと。提案をしてもらって、その提案を見て、それを評価する委員がおって、それで点数化して選んでいくと。結局、ほぼ人件費というけど、これもできる、あれもできるということを見て、この方が仕事がもっといっぱいできるんじゃなかろうかというのが技術評価点のように聞こえてくるんですが、ほかの技術ということもあるんでしょうけと、ＮＢＣの方も 2,435 点という点数はとって、それなりの技術力はあるというふうには見えると思うんですよね。結果的にこれが 700 点ぐらいの差となっておるわけですけど、これがもう少し改善して価格と技術のバランスをもう少し考える必要があるんじゃないかなと。総合評価落札方式ですから、例えば、ＷＴＯなんかは低価格何とかというのがありましたね。あんまり安いと、それは調査をします、できるようであればそれを決定しますというのもあるし、だから、そこら辺を含めて今後検討をもう少しやった方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

【山崎情報政策課長】 価格点と技術点を 1 対 1 にした場合には、価格点でかなり勝負をかけてくるところがございまして、一定の技術力を担保するために、どうしても技術点を高くしてい

るのが今の総合評価の私どものやり方でございます。全てが人件費だけの業務内容になりますので、そこのところをかなり落としてこられると、なかなか防ぐことができない状態になるものですから、いろいろ試行錯誤してはいるんですけれども、今のところ、価格と技術で１対２の評価の割合で出させていただいておるところでございます。

【吉村(洋)委員】 すみません、長くなって。個人的には釈然としない部分がまだ残ったままですけど、その次のサーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守ということについては、ＮＢＣ情報システムが3,900万円で落札をされておる。基盤運用サービスの方では、ＮＢＣは富士通に比べて技術評価が低いんだと、そういう判断になりながら、次のところではＮＢＣが落札されたと。そこは私どもは技術的にもわからないのであれですが、ＮＢＣは少し技術が低いのかなと、それでも業務内容によっては、これだったらいけるとなるのかなとか、そういうふうにも思うんですけど、これができるなら、これもできるんじゃなかろうかと思って、そういうバランスがいまいちわかりづらいと思うんですが、今後、その辺も含めてもう少し総合評価方式についても検討を加えてもらえればいいのかなと思いますけど、このとおりずっとやられるんですかね、１対２は。

【山崎情報政策課長】 今、委員がおっしゃられた次期基幹システムですけど、これはあくまで物の方でして、これについては一定のものがあれば大丈夫なので、そういった総合評価ではございません。別にＮＢＣ情報システムさんが低いというわけではなくて、相対的に見た時にそういった評価になったということでございます。人が絡む部分については、こういった評価になろうかと思いますけれども、今後も検討していきたいと思っております。

【橋村委員】 今、技術と価格で２対１と、こういう発注の仕方というのは、他県でもいろいろケースがあるだろうと思うんですね。だから、そういうこともひっくるめて大体こういうやり方でと説明してもらえれば我々もそうなのかなと。私は、建設事業の発注しかしたことないんだけれども、こういうソフト分は非常に難しいわけね、特に今日の状況下では。

だから、説明をされる場合に、単に、あなたの独自性で１対２と決めたのか。いや、こういうやり方がポピュラーなんだと。そういうことも踏まえながら、他県の事例等も踏まえながら、自分たちはそういうふうに収れんさせたという説明をしてもらえばはっきりわかるんだけれども、曖昧として何となく、あなたたちがそう言うなら致し方ないな、言い分はまだあるんだけれどという思いは共通してるんですよ。

だから、あなたたち、説明する場合も、結論に至った、こういうことでこうだということをもっときちっと説明をしてもらいたいということを期待しておきたいと思います。どうですか。

【山崎情報政策課長】おっしゃるとおりでございます。最近の情報系の入札については、おっしゃられるように、価格だけでやりますと低価格入札とかも結構ありますので、技術点も入れてやっているんですが、１対１ではなくて、さらに技術点に重きを置いたような入札形態が多くございます。九州もそうですし、手元にはないんですけれども、国の方もそういった動きでやっていまして、今回のことも国の人事院とかいろんなところを参考にしながらつくったものでございます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問かないようでございますので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【小林委員】 海上自衛隊の急患搬送ヘリが、先ほど危機管理監からお話がありましたように5,000 回に達したということで、近く表彰させていただこうと、こういうような内容の説明をいただきました。私も大村市の地元といたしまして、かねてから海上自衛隊の関係の皆様方が国の防衛という大事な仕事をしながら、離島が非常に多い長崎県においてそれなりの活躍を立派にやっていただいているということ、これは本当に頭の下がる思いがいたしておるわけであります。

60年間経過をして5,000回というような状態であるわけでございますが、まずお尋ねしたいことは、救急搬送に至るまでの手順はどういうふうになっているのか。例えば、離島のあるところで急患が発生する。それを自衛隊のヘリで本土の病院に搬送するということになろうと思いますが、その手順はどういう形になっているか、改めて確認したいと思います。

【近藤危機管理課長】急患搬送の手順でございます。

離島の病院等で急患、どうしても今の離島の病院体制では、その患者さんの処置というのが非常に厳しい、専門の本土の病院に緊急に運ばないといけないというような判断をお医者さんがした場合には、そこの消防に通報して、そして、県に要請がございます。県といたしましては、それでドクターヘリ、そして県の防災ヘリコプターが対応できるかどうか。ドクターヘリにつきましては、そこの病院の方で判断するわけですが、そこがまず難しいということであれば防災ヘリコプターに要請が来る。このような天気であって何もなければ防災ヘリコプターが飛ぶわけですが、夜間とか天気が非常に悪いという場合について防災ヘリコプターでは難しいという時に海上自衛隊の 22 航空群に飛べるかどうかということの依頼をいたします。

そういうことで、自衛隊につきましては、公共性、非代替性、緊急性、この 3 条件をそろえて要請するということで、自衛隊がそこで緊急搬送ということで運んでいただけるということになります。

【小林委員】今おっしゃったような流れは大まかにわかるんだけれども、もう少し詳しく聞きたいと思います。

今、ご説明があったとおり、離島のいずれかの病院で急患の状態が生じて本土の病院に運ばなければいけないというドクターの判断、そういう状況の中で地元の消防署に連絡をする、地元消防の関係の方が県に連絡をする。こういうようなお話でございますが、県のどこの誰がそれを受けるのか、まずそこから。

【近藤危機管理課長】 防災室は 24 時間体制でございますので、防災室に消防の方から連絡がございます。

【小林委員】防災室の 24 時間体制というのは、県の職員が寝ずの留守番をやっていただいているのか。そして、その人の位置づけはどうなっているのか。県の職員なのか、誰なのか、どういう立場の人なのか、もう少し詳しく。

【近藤危機管理課長】 県の防災室に、県が辞令を出した嘱託職員の非常勤職員がいらっしゃいます。その方が一義的に対応いたします。その方が交代で勤務しておりますけれども、平日は県の職員が対応する場合もございます。

【小林委員】救急搬送は、日中の場合もあるし、夜間とか深夜とか早朝帯もあるし、一般論から言えば深夜、夜間が、ある意味では多いのではないかと思います。

そうすると、防災の県庁職員が担当していただく場合と、今おっしゃったような嘱託に委託をしてお願いする、こういうようなことで 24 時間体制をつくっていると、こういうことなんですね。

私が、どうなっているのか危惧に感じるところは、例えば、嘱託の方が離島の消防関係から救急搬送の依頼があって、これを受けるまではいいと。じゃ、そこから防災ヘリなのか、ドクターヘリなのか、海上自衛隊のヘリに頼むか、ここの判断は嘱託の人がやっているのか、どういうシステムになっているのかということに一番関心を持っていますが、どうなっていますか。

【近藤危機管理課長】 基本的に、昼間であれば職員の方に連絡が来て、私の方にも連絡が来て、それで防災ヘリが飛べるかどうかという確認をして、防災ヘリでは無理だという形になれば海上自衛隊に要請する形になります。夜間であれば、防災ヘリは有視界飛行でございますので夜間は飛べませんので、直接、嘱託職員から海上自衛隊に要請をするという形になっております。そこはそういうふうにやってくれということでこちらもお願いしているところでございます。

【小林委員】 総務部長、あなたに質問はしないけれども、ここは非常に重要なことだと思うんです。なぜかというと、ドクターヘリ、それから災害のヘリがある。県が所有するこの２機のヘリコプター、そして海上自衛隊のヘリがある。どれを使うかというと、夜間については海上自衛隊しか無理なんだと、海上自衛隊に頼まざるを得ないということになっているみたいです。

そうすると、海上自衛隊に出動をお願いするというのは、まさに県知事が災害派遣としてやっているわけです、そういうふうに法律はなっているんだよな。だから、嘱託の方に知事に代わって出動を要請するということが日常茶飯事に起こっている。今、そういう状況だけれども、そういう状況でいいのか。嘱託の方の判断が、もう無条件で、とにかく海上自衛隊に依頼をする。こういうような形でドクターヘリも、県の防災ヘリコプターも飛べないと、夜間は絶対飛べないと、夜間は無条件に海上自衛隊にお願いせんといかんと。

そうすると、地元消防署から急患の搬送の連絡があったら、受けた人は無条件で海上自衛隊に連絡をすると。誰にも連絡をせずに、総務部長や、危機管理監や、課長とか、そういう人に夜間であったとしても、全く連絡をしないまま事務的に海上自衛隊にお願いする、こんなシステムに現時点ではなっているんですか。

【近藤危機管理課長】 防災の嘱託職員は、自衛隊のＯＢの方、そして、警察のＯＢの方をお願いしているところでございます。

代替性とか緊急性、そして公共性というところは、その方が聞き取って、そして自衛隊に要請をする時に内容をお話をして、自衛隊の方も、それなら飛びましょうというようなことで飛んでいただいているということでございます。

【小林委員】 だから、嘱託の方が自衛隊のＯＢであったり、警察のＯＢであったり、そういう面の知識が豊富な方だというようなことをおっしゃっていると思いますけれども、さっきから言っているように、県知事が災害派遣として出動を要請するという一つの法律的な決まりになっているわけです。

そこのところの重きを考えた時に、マニュアルがあるのか。例えばの話が、ＯＢの嘱託の方が海上自衛隊に要請をされる時に断られたことがあるのかないのか、そこはどうですか、何か知ってますか。

【近藤危機管理課長】 実際、断られたことはございます。

【小林委員】どういうケースの時に断られるのか。基本的に人の命がかかっているということでしょう。急患搬送しなければならないと地元の病院のドクターが判断されて、そして、システムとして地元消防に連絡をする、地元消防から 24 時間体制で防災を守っていただいている関係者に連絡がいく。そしたら、その方は夜間であるから県のヘリは使えない、海上自衛隊のヘリにお願いをしないといけないと。どんな場合にお願いをして、どういう場合にはお願いできないとか。断られた事例が何件ぐらいあるのかよくわかりませんが、そんなことがあると。何かマニュアルがあるのか、嘱託の方にどんな指導がなされているのか、その辺のつかみが余り感じられないような感じがするんだけれども、特訓とか教育とか、マニュアルをもとにして、何度も言うように知事の出動要請なんだよ。この辺の重みをもうちょっとしっかりやらんと海上自衛隊の方に申し訳ないと思います。

だけど、システムとしては 24 時間体制だから、県庁の正規職員の方に朝まで交代でやってくれということはいかがなものかと思うけれども、どうしてもそういうＯＢの皆様に嘱託でお願いをせざるを得ないと。しかし、そこはきちんとした教育とマニュアルのもとにおいて、知事の災害派遣としての、いわゆる海上自衛隊に対する要請、この辺のところは恐らく海上自衛隊の人は、失礼な言い方だけれども、嘱託の方が自分勝手に判断してやっているとは思ってないだろう。県の幹部に連絡がいったり、そういう状況の中で知事が出動要請をしていると、こういうふうにひょっとしたら思っておられるかもしれない。

この辺のところはマニュアルもないわけだろう、結局は。どういう場合にお願いをして、どういう場合はお願いできないとか、どういうケースでとか、それから嘱託の方の教育はどうなっているか、ここはもう一回はっきりご答弁を。

【近藤危機管理課長】マニュアルと申しますか、手順というものは定めております。ただ、これは要請する、これは要請しないというのは、そこはお医者さんの判断で、ぜひ緊急だという形でお話が来るものですから、そこは、たとえ私であったとしても、そこの判断はできずに、そのまま「先生がこうおっしゃってます」というようなところで自衛隊に要請すると。それはやはり命を守るという最後のとりでと申しますか、お願いという形になるものですから、そこはどうしても自衛隊側にはそのままお伝えしないといけないと考えております。

自衛隊側としましては、そこに本当に緊急性があるのか。そして、自衛隊として今の天候で飛べるのかというようなご判断がある中で断られたという事例がございます。

他の事例ですが、しばらく様子を見ていたところ、急患として早く運んだ方がいいんじゃないかというような医者のご判断もありましたが、何日かそのまましていたので明日でもいいんじゃないかみたいなところについては、自衛隊側としても少し様子を見させてほしいというような形で拒否をされたという事例も聞いております。こういう言い方は失礼なのかもしれませんけど、タクシーがわりに使ってもらっては困る

というようなところで自衛隊側が少し判断して断られたというような事例は聞いております。

ただ、そこを嘱託の人は、自分ではなかなか判断できませんので、それはやはり医者からの要請で命が大事だというようなことがあれば、まずはそのまま自衛隊側にお願いをすると。確かに、そこは知事の要請という形になって非常に重いものだというふうには考えておりますけれども、後もって私は、そこは全事例について聞いているところでございます。

【小林委員】間違わないにようにしてもらわんといかんが、嘱託で 24 時間体制で守っていただいているＯＢの方々には大変ご苦労いただいていると思うし、その方々に対してなんだかんだとか、やり方がおかしいとか、そんなことは言えないし、そんなことを言うつもりはさらさらないわけで、そこのところは誤解のないように。24 時間体制で、こんな重要な仕事を誰がやってくれますか。ここについてはきちんと感謝をしているわけです。ただ、システムとして改めて聞いているんだけど、やっぱり不備があると思いますよ。

じゃ、その嘱託の方々に対して、急患搬送に対して、どういうケースの場合に海上自衛隊のヘリを飛ばしていただくというような要請を知事に代わってやると。これはあくまでも知事の要請でなければ海上自衛隊は動かないわけだから、マンネリ化されたら困るわけです。それこそタクシーがわりに使ってもらっては困るというのは非常にわかりやすい表現ですよ。

しかし、今言っているように、マニュアルがあるのか、県の意向についてどのくらい徹底した指導がなされているのか、こういうようなことを改めて聞きたいけれども、正直に言ってくれ。

【近藤危機管理課長】マニュアルがどういうようなものか、委員がご指摘されているものと私が考えていること、そこは手順書の形でしか現在のところはございませんけれども、そうしたところの認識の違いがあるのかもしれません。この時はこう、この時はこうみたいなもののしっかりしたマニュアルではなく、こうきたら、こういう手順で、ここに連絡をしてくださいというような形のマニュアルでございます。

【小林委員】事務的なマニュアルみたいなことをあなたは言っているわけだよ。基本的に海上自衛隊のヘリが飛ぶということは大変重いことなんだよ。しかし、それがないと人の命は助からんということで 5,000 回も継続していただいているということについては、我々はもっともっと感謝をしなければいけない。

じゃ、その 5,000 回の背景は、地元のドクターから、そして地元の関係機関を通して県に要請が来る、それを誰が受けていただいているのか。それは知事のいわゆる災害派遣の要請という形になっているわけです。夜中とか深夜とか、恐らく県の幹部は誰も知らない、連絡は行かないし、日報みたいなことで報告があるかどうか知らんが、そういう形で今経過しているわけです。

だから、今のシステムが最良で、これしか方法がないということなのかわからんけれども、マニュアルというのは、夜間、深夜の体制において、お一人でいらっしゃるんでしょう。お一人しかいない状況の中で、連絡があればすぐ海上自衛隊に連絡をとるということになっているわけだけれども、その辺の背景を考えた時に、もう少し知事の災害派遣要請としての体制の整備については、マニュアルなどをきちんとつくって、そして、これだけの重きをもって海上自

衛隊の皆さん方にお願いをしているんだという、基本的にマニュアル化をせずに、定番にならずに、きちんとケース・バイ・ケースで自分たちがどう対応しなければいけないかと。

こんなようなことを、もうちょっと知事の要請に値するぐらいの重みをもって、県当局の、そういう嘱託の方々に対するところの、きちんとしたマニュアルに沿ったところのご指導があれば非常にありがたいのではないか。重ねて、夜間を守っていただいている方には、これまた感謝をしなければいけない。

こういうようなことをきちんとかみ合うようにやってもらいたいと思いますので、ここは県の姿勢が非常に問われるところであって、今、こうして5,000回を数えて、これからずっと継続していかなければいけないだろうと思いますので、この辺のところをしっかりやっていただくことを特に要望しておきたいと思います。誰が悪いとか、誰がよくないということを言っているわけではなくして、どんなシステムになっているかなというような聞き方の中で、マニュアルがないなどというのは基本的にはもってのほかではないかと、こういうような考え方に至ったので、その要請を、お願いをしているところです。

では、これは後で資料でもいいけれども、県のドクターヘリ、あるいは防災ヘリ、そして海上自衛隊のヘリがある。それぞれ年間にどれくらい急患搬送をやっているかという件数等が今わかれば聞きたいし、わかってなかったら後で資料でいただきたいと思います。そこのところはお願いしたいと思います。

もう一つ聞きたいことは、地元のドクターが消防署に連絡をとって、消防署から県の災害体制のところに連絡がくる。そして、海上自衛隊のヘリが飛んで、そこにドクターは乗らなければいけないわけでしょう。連絡があって、どれくらいの時間で飛んでいるのか、現地に向かっているのか。連絡を受けて、どれくらい所要時間がかかるか、ここはわかりますか。

【近藤危機管理課長】時間までは正確に把握できておりませんが、委員ご指摘のとおり、そこのお医者さんと患者さんと一緒にヘリに乗っていただくということになります。ヘリが迎えに行って、同乗して、大村の国立病院とか、そういったところに搬送するというような形になります。

時間につきましては、先ほどの回数の資料とあわせて提出させていただければと思っております。

【大場委員長】 小林委員、時間がきておりますので、まとめをお願いいたします。

【小林委員】 海上自衛隊のヘリは、連絡を受けてどれくらいで現地に向かうのか、出動するまでの所要時間、そして、現地でドクターが乗り込んで搬送するための諸準備、かれこれかけて医療センターなりに届くまでにどのくらいの時間がかかっているのか。

この際、こういう5,000回という機会に、もう一度、長崎県でこういうお願いをして離島の皆さん方の命を救うというような立派な、ありがたいことをやっている。このところをもう一回点検をして、不備がないのかどうか、海上自衛隊の皆さん方にご協力をいただいているけれども、本当に今の状態でいいのかとか、そういう点については、もう一回、この機会に点検する必要がある。このことを申し上げているわけだから、この際、我々も原点に返って、感謝状を出すだけで、あとの中身が通り一遍のものであってはいかんと思うんです。言っている趣旨

をよくご理解いただいて、この機会に我々の体制をもう一度改めて点検をする､検証してみる、こういうようなことでお願いできればと思いますから、よろしくお願いします。

最後に、この資料では12月10日ですか、感謝状贈呈みたいになっているけれども、どんなやり方をするんですか。

【近藤危機管理課長】詳細なところについては、まだこれから詰めなければいけないところもございますけれども、広く感謝の意を込めたいと思っておりまして、夕方、県庁１階のエントランスホールを使いまして、そこに知事から 22 航空群の指令の方に感謝状を贈呈する。その時には活動内容等も少し紹介できるようなビデオなりを大きな画面で映してやろうと考えております。

それから、場所を移しまして、どこかホテル等で会食みたいな形の感謝の夕べみたいなものもあわせて開催して、感謝のねぎらいみたいなことをさせていただきたいと考えているところでございます。

【小林委員】その感謝の意の表し方ですけれども、エントランスホールを使って、あの広いところに県庁の職員の方々に集まっていただくとか、そういうような形のことを考えて夕方と言っているのか、知事室じゃなくてエントランスホールでやるということは､県庁の皆様方にも、どのようなことで夕方と言っているかわからんけれども、自衛隊の方々の士気にかかわる問題だと思うんです。知事室で、ただ知事から感謝状を１枚もらうということよりも、今、お考えになっていることは非常にいいやり方だと私は思っています。

だから、エントランスホールに県庁の職員の方々にもお集まりいただき、我々の意識を改めるとか、もっと高めるというようなことにもつながり、そして、そこの中で感謝状を贈呈されるというような形でやっていけば、これは当然のことながら、ひょっとしたらテレビが放映してくださるかもしれないし、また、報道関係にはそういうことでお願いされ、そして、そういうご尽力を広く知らしめることによって、ますます自衛隊の皆さん方の士気が高まると、これがとても大事だと思います。帳面消しみたいな贈呈式じゃなくして、士気を高め、本当に我々の感謝の気持ちをあらわす。こんな心にしみるようなやり方をぜひともやっていただきたい。これは私の方から強く要請しておきたいと思いますので、お願いします。

【吉村(庄)副委員長】 時間がきてますから短く質問したいと思います。

危機管理監にお尋ねしますが、米軍横瀬基地のＬＣＡＣの問題でいろいろ言われておりまして、県も防衛省等との関係において対応されたわけです。佐世保から移る時に地元と福岡防衛施設局は協定を結んでいます。この協定の中には夜間航行訓練をやらないという前提で防衛施設局、つまり防衛側が米軍とは調整をやるんですよと、こういう約束がされていますが、なかなかそういう状況に実際ならずに米軍が夜間航行を実行されている、こういう状態が続いているわけです。

これについて私も基本的なことは一般質問でやりましたが、危機管理監、県としては、この協定については防衛施設局に守ってもらって米軍との関係を調整してもらいたいと、こういう考え方には違いないと思いますが、いかがですか。

【豊永危機管理監】副委員長がおっしゃるとおり、西海市と防衛省でそういった協定を結んで

おります。九州防衛局あるいは防衛省も、米軍の方に、そういった配慮をということで何度となく言っていただいております。また、県といたしましても、西海市と連携をとりながら、そういった動きの後押しをしていきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 我が国が、つまり九州防衛局を通り越して防衛省側が米軍との関係について、福岡の防衛局といえども防衛省の一部ですから、防衛省と地元が協定したという前提に立ってしっかりやっていただかないと、地元は非常に困る。西海市長さんも実現にはそれはちゃんと言ってもらって、それはとめてもらわなければいかんと、簡単に言えば。そういう姿勢を貫いておられますから、ぜひそういう立場で、さらに一般質問でも行いましたから、そういう要望を強くしておきたいと思います。

それから、後に意見書の案件もありますので、１点だけ確認をさせてください。

今年の 7 月 27 日、全国知事会が地位協定の見直しに対する提言を行っております。例えば、訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を行う中で、関係自治体、地域住民の不安を払拭するような取り扱いをちゃんとやってくれと、そういうことができるような地位協定にしてもらわなければいけないと。だから、地位協定を抜本的に見直して、航空法などの国内法の適用をやるように見直していただかなければいかんじゃないか、こういうことで 5 点にまとめておられる、これはご承知のとおりだと思います。

これについて県側としてはどういう認識を持っておられますか。全国知事会が研究会をつくってやってこられましたから、長崎県の知事としては、県当局としては、これは了とするという考え方に立たれていると思いますが、いかがですか。

【豊永危機管理監】 今、委員がおっしゃられましたように、全国知事会が 7 月に「米軍基地負担に関する提言」を採択したことは承知しております。

県といたしましては、日米地位協定につきましては、米軍への施設、区域の提供、あるいは裁判の管轄、騒音問題など、多くの課題を抱えているところであり、見直しが必要であると認識しております。

その見直しについて、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成します渉外関係主要都道府県知事連絡会を通じて、毎年でありますけれども、外務省、防衛省及び在日米国大使館等に対し、要望をしているところでございます。

そういった経緯もあり、今回の提言につきましては、渉外関係主要都道府県知事連絡会の要望内容に沿っており、本県も含め、全国知事会において異議なく採択されたものであり、このことによって基地負担の軽減につながればと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 その認識で私は確認させていただきましたから、これ以上いろいろと申し上げることは、時間の関係もありますからやめておきたいと思いますが、ぜひその姿勢を貫いていただきたいと思います。

それから、中期財政の見通しですね、平成 31 年度から平成 35 年度について質問をさせていただきたいんですが、いつも 5 年間ぐらいで見直しをされてやっておられて、今、非常にきつい状態にあるから云々と、こういう状態になっております。

この資料の中に、人件費の問題でベアはゼロだと、こういう書き方をしながら、もちろん職

員の減員その他もあるんですけれども、ベアについてはゼロだというふうなことを明言してあります。もちろん、これは計画ですから、その中でいろいろな状況については、例えば、基金残高についても、どういう努力をして、どうだと、去年考えていたものより平成 34 年度末は増えているとか、こういう話があります。

しかし、ベアがゼロであるということを前提として、この計画をつくられるということになれば、ベアの問題について言えば労使交渉の最たるものですから、職員団体、労働組合を含めてね。これをゼロだと仮定してやられるということについては私は問題だと思います。

具体的なことを言いますと、人事委員会の勧告でも、平成 26 年度から 1.2、そんなに高くはないですよ。平成 27 年度は 0.8、平成 28 年度は 0.8、平成 29 年度は 0.8、年間給与でいうと、この率がプラスに勧告をしてあって、平成 25 年度と平成 24 年度は勧告がそういう形は出てないんですけれども、この数年にわたって一定の数字でもってベアの勧告が出ているでしょう、県の人事委員会から。もちろん、国の人事院との関係もいろいろされて、調査の結果、こういうふうにされている。

こういう状態の時に、ベアはゼロですよということを明言するような形で書いてあれば、財政の問題について一生懸命やらんばいかんと考えている県職員の皆さんの意欲を阻害しますよ。そういうふうに考えませんか。私はそういう問題点を指摘したいんですけど、これは時間がありませんから財政課長に見解を聞きましょうか。

【古謝財政課長】中期財政見通しですけれども、毎年 9 月に公表しておりますが、財政計画という、これからこうやっていきますというものではなくて、今わかっていることを前提に見込まれる財政需要ですとか歳入を見通しを立てているものでございます。

したがいまして、人件費のところは、人事委員会勧告が毎年出まして、それに基づいて給与をどうするかということを決めておりますので、現時点では、今後、どういった人事委員会勧告が出るのかわからないということでございますので、毎年、9 月の中期財政見通しでは、今後、どうなるかわからないので、そこは加味せずに見通しを立てているところでございます。実際に人事委員会勧告が出た時に、それに従ってやるかといえば、また別の問題として考えております。

【吉村(庄)副委員長】 そういうところについて私は非常に疑問を持っています。表紙に、一定の仮定に基づいて試算をしたものであって、そういう努力をするのかしないのか、よくわかりませんが、これは新行政推進室の行革プラン、担当に聞きたいんですが、時間がありませんから聞きませんが、ベアはゼロと仮定してやりますと。ここ 4 年間だって、平均 0.何%かは別にして、1%かは別にして、人事委員会の勧告はやっているじゃないですか。そして、長崎県の景気だって一定の緩やかな上昇にあるというのは、日銀長崎支店の短観とか県内の状況についてもいろいろ出ている。それから、有効求人倍率についても少しずつ、全国平均より低いけれども。しかも、県の職員の賃金は、人事委員会や人事課はわかっていると思うんですけど、わかっている中で平成 29 年度は全国で 40 位でしょう。そして、人件費とかいろんな指標の一つのラスパイレス指数は 98%台ですよ。40 位のところの県の職員、それは長崎県が非常に厳しい状況にあるといえば、それまでの話だけれども、職員の士気をなくすような、そんなことじ

ゃなくて、例えば、4 年間の平均をとって 0.5%、0.5%は人事委員会勧告でベアは、その程度ぐらいは今はあっているんだからと。そういうことを仮定して計算をしてやっていかなきゃいかんですよと。そんな感覚を持つべきだと私は思うんですが、総務部長に総括的な見解を聞きたいと思います。

【古川総務部長】 人件費につきましては、ただいま財政課長が説明したとおりでございまして、人事委員会勧告が出ていない中での試算でありますし、そこをちゃんと明記をしてベアをゼロという形で見込んだということをお示ししているわけでございます。実際に当たりましては、当然、人事委員会勧告、また、職員組合との交渉等を踏まえて決定していくものと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 1 点だけ指摘をしておきます。人事委員会の勧告は守っていくという前提は当然あると、こういうふうにおっしゃっていますから、それはそれでいいんですけど、問題は、つくり方です。ゼロと仮定してやりますよと。そういうことを県の職員の皆さん方が受け取った時に意欲が出てきますか。一方で人事委員会の勧告を守ってもらっているんですよと、こういうことがあると思いますが、今からの段階で、そういうところについては十分な配慮をしていただくことを私は特に求めておきたいいと思います。

【大場委員長】ほかに質問はございますでしょうか。

【下条委員】 この委員会審査の 1 日目でしたか、人事委員会から本年度の職員採用試験の状況の説明がございました。その中で宅島委員から、そしてまた、私が関連してお尋ねをした時に、総務部の審査の中でお尋ねをしていただけないでしょうかということでしたので、部長に伝えておいてということは伝えていましたが、いかがですか、人事委員会から話は入っていますか。

それでは、短くお尋ねします。

人事委員会の審査で説明があったのは、13 職種の合格者を発表しましたと、500 人受験して 120 名ですと。その 120 名のうち、どの程度が長崎県の方でありますかということを基本的にお尋ねしました。最初は、わかりませんと。ところが、52%程度が県内に連絡先があったようだということで、推定で 52%が県内の受験者なんだなということを思っておりました。審査が終わりました後、120 名の合格者中 103 名が県内の高等学校を卒業し、大学は県内であったり県外であったりするけれども、原則的に長崎県の高等学校を卒業しているから、この人たちは長崎県出身という見方をしてもいいでしょうねということでお互いに確認したところです。

まず、その辺から確認したいと思うんですが、13 職種、120 名の合格発表があった中で、103 名の県内合格者と思っていいですか。

【大安人事課長】議員からお話がありましたとおり、平成 30 年度の大学卒程度における合格者 120 名のうち 103 名ということ。これは知事部局だけではなくて、教育事務、警察事務も含んだ全体の数字でございます。

【下条委員】 警察官は別ですよ。警察官Ｉ類とかは別に書いてあるんですよ。76 名が合格しましたと別項目で書いてあるんですよ。（「警察事務です」と呼ぶ者あり）了解。

そうしますと、人事委員会が出した数字をカウントすると、ちょうど 200 名が発表されているんですが、あとは高卒、短大卒程度の受験者

が 11 月上旬に発表予定ですが、ここでは何名を合格、採用しようとされてますか。

【大安人事課長】高卒試験の採用予定数につきましては、一般事務で約 5 名を採用予定としております。

【下条委員】 意外と少ないですね。合計 205 名しか私はカウントできないんですが、そのくらいですか。

【大安人事課長】 今申し上げましたのは、知事部局におきます行政の一般事務、こちらでは知事部局を所管しておりますので、知事部局としての一般行政事務、高卒程度としては 5 名ということ。その他、別途、教育事務でありますとか、警察事務とかもございます。

あと申し上げますと、ほかに職種として高卒程度でいきますと林業職の 1 名と土木職の 2 名を予定いたしております。

【下条委員】 いずれにしても、積み上げていっても、そんなに 100 名とかになる数字ではないですので、どこかで輪切りをしながらの最後のお尋ねになりますが、私が知り得た範囲では 205 名の採用通知、合格者を発表し、ぜひ県の行政機関に就職してもらいたいという方が、この程度カウントされます。

平成 30 年度末、再雇用は別として、60 歳で一旦定年退職される人は何名と思っていいですか。

【大瀬良新行政推進室長】ただいまご質問がございました平成 30 年度の知事部局関係の定年退職予定者は、109 名となっております。

【下条委員】 私は、逆だろうなと思った形で質問してみたんですよ。いわゆるどんどん退職されていくんだけれども、そこにどの程度、補充的な若い人を採用されるのかな、財政も非常に厳しい、また、行革も進んでいるということで、退職者が多いんだろうなと。それによって再雇用等で事業が縮小していかないように、停滞しないようにやっていかれるんだなという感じで数字を追っていたわけですが、200 名ちょっと、210 名ぐらい採用される枠で 109 名という私の理解の仕方でよろしいですか。私の考え方は何か間違っていますか。

【大瀬良新行政推進室長】 委員言われた 200 名につきましては、警察関係が入っていますので、必ずしも一致する話ではないと考えております。知事部局関係で申し上げますと、いずれにしましても、必要な職員数につきましては、年度ごとに事業量、業務量等を勘案しながら、定数というか、職員を配置しております。

その中にありまして、平成 30 年度、自己都合退職等も実際出てまいると思っておりまして、知事部局の関係でいきますと、先ほど、定年退職が 109 名と申し上げましたが、それ以外の退職等も含めまして、平成 30 年度は 130 名ぐらいが退職するのではないかと見込んでおります。

そういった中で、先ほど申し上げました採用数が出てまいるという形になっております。

【下条委員】 知事部局で 107 名程度、今年、採用されると。そして、退職が 130 名ぐらいだということのお知らせをいただいたと思います。ありがとうございました。

【大場委員長】 午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 30 分より再開いたします。

― 午前１１時５９分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について質問を行います。

【宮本委員】 それでは、議案外及び所管事項一般について質問をさせていただきます。

まず、総務部から質問させていただきますが、議案説明資料の3ページになります。障害者雇用率について質問をいたします。

この障害者雇用率については、一般質問でもさまざま議論をなされておりましたけれども、私自身、なかなか納得いかないというか、腑に落ちない部分がありましたので、委員会の場で改めて質問させていただきます。

ここにさまざま書いてありますが、「ガイドラインでは」ということで、本来であるならば身体障害者手帳を持っていらっしゃる以外の方を雇用率に参入させるためには医師の診断書、同意書がなければいけないんですよという形で書いてあり、ガイドラインの内容を十分に認識しないということがあります。

8月21日、総務部人事課よりいただきましたファクス、これは各議員にわたっていると思いますが、ファクスで確認いたしました。ここに詳しく書いてありますけれども、そもそもこの問題の根本的な問題は、ガイドラインを十分に認識していなかったという考えでよろしいですか、まずは確認させてください。

【大安人事課長】今回の取り扱いにつきまして、まずもってお詫びをさせていただきたいと思います。

ご指摘の点につきましてですが、ガイドラインにおきましては、身体障害者手帳を所持しない職員については、指定医また産業医の診断書・意見書により確認するといったことが求められているところでございますが、この内容を十分に認識しないままに取り扱いを行っていたところでございます。

【宮本委員】 このガイドラインは平成17年に厚生労働省が発表したとなっておりまして、一般質問での部長答弁でも概要版しか確認をしていなかったというご答弁がありました。

これは、概要版というのがありまして、私も確認させていただきました。概要版があって、その詳細なものがあるとは知りませんでしたと、わからなかったということでありますけれども、それは概要版だけしか見ていなかったという見解、認識でよろしいでしょうか、確認させてください。

【大安人事課長】 今回、この取り扱いについてですが、ガイドラインが策定されましたのが平成17年11月でございます。それ以降も先ほど申しましたような形の取り扱いを続けてきたところでございます。平成18年以降の担当職員にも聞き取り等を行ってきたところでございます。

そうした中で、調査を実施いたします際に国から送られてきます通知の文書がございます。そういった中では「ガイドラインに沿って取り扱うこと」とされており、また、そこの中でガイドラインを表示するインターネット上のアドレスの記載がございます。そのアドレスから表示されます内容がガイドラインの概要版ということになっておりました。その概要版の存在自体の認識はございましたけれども、いわゆる手帳不所持者の意見書・診断書が必要であるということが記載されておりました全体版の存在にまでは認識が至らなかったということでございまして、その上で、この間、従来からの方法を漫然と続けてきたということでございます。

【宮本委員】 概要版を確認しますと、「プライバシーに配慮した障害者の把握、確認、ガイドラインの概要」とあります、「事業者の皆様へ」と。確かに、これだけしか載っていなかったということはあったかもしれませんけれども、こ

の表紙に、「このパンフレットは、プライバシーに配慮した障害者の把握、確認ガイドラインの内容をより簡潔にまとめたものです。詳細につきましては、プライバシーに配慮した障害者の把握、確認ガイドラインをご覧ください。ご不明な点につきましては、各都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください」という文言まで付いているのにもかかわらず、詳細のガイドラインを確認していなかったということでしょうか。

【大安人事課長】 今、委員ご指摘のところの確認が至らなかったということでございます。概要版というものでございますので、そうであれば別途の全体版といいますか、そこを確認すべきところだったんですが、そこが十分できていないままに対応を続けてきたといったことでございます。

【宮本委員】これはどうしても信じられないことなんですよね。私たちが、例えば、総合計画とかもらう時には、概要版と、その下に必ず詳細なものを付けてこられたりしますよね。そういう認識をよく知っていらっしゃる職員の方々がガイドラインの概要だけを見て、ほかの詳細なものがあるということをわかっていらっしゃらなかったということ自体が信じられなくて、これはあり得ないことだと私自身は思っています。

ちなみに、この概要版以外の冊子を確認されたのはいつですか。

【大安人事課長】概要版の全体版につきまして確認しましたのは、本年の5月通知には、このガイドライン本体版がありましたので、そこで確認をしたところでございます。

【宮本委員】 5月ぐらいというと、やっぱり最近ですよね。平成17年から誰一人としてこの存在を知ることもなく、概要版だけで判断していた。どうしてもこれは、何というか、腑に落ちないという言い方だけでは表現できませんけれども、納得がいかないところです。これは本当に誰一人として概要版以外は知らなかったということでしょうか、再度、確認させてください。

【大安人事課長】 今回、この問題が発生しまして、私どもとしましても、過去の担当した職員等にも確認いたしました。平成17年11月に策定されましたので、平成18年以降の職員等に聞き取りを行ったところ、全体版についての認識はなかったということでございます。

【宮本委員】終始このやりとりになるんでしょうけれども、なかなか信じがたいところです。

例えば、私たちが、こういったものをしたい、こういったのはどうですかという提案をした時には、こういった法律に基づいて、こういう記載があります、だから難しいんですよということを何度も説明を受けます。そこの法律の隅から隅まで知っていらっしゃる皆様方が、こういったことを見失っていた、見ていなかったということ自体が、なかなか納得しがたいところであります。

もう1点、送られてきた8月21日付のファクスには、把握方法及び該当人の中で、職員本人から提出される人事管理の自己申告書などで職員の病気等の状況を確認し、手帳を所持されていない方々について人事課が判断されていたということ。ここの中で、どういう方々は障害者枠に入れようといった一定の基準、長崎県版の基準だったのかわかりませんけれども、どういう基準でされていたのか確認させてください。

【大安人事課長】今回の雇用率の算定に当たっての認識といたしまして、まず、その認識として先ほど申し上げましたとおり、手帳不所持者

におかれましても身体障害に相当するようであれば対象にするという認識のもとに、この間、取り扱いを行ってきたものでございます。

そういう認識の中で、従来から扱い方として、職員本人から毎年提出されます人事管理上の自己申告書の中に記載された病名でありますとか病状等がございます。そういったものを確認し、中には、例えば病気休職等をとられた方が診断書を出される場合もあります。そういった中で病気の状況等を確認して身体障害者相当であるかどうか、そういったことを人事課の方で判断し、算入していたということでございます。

【宮本委員】非常に難しい判断のところもあったかと思います。こういう大事な法定雇用率を人事課の方々にしてもらっていたと。そこには医師の診断書、同意書もなく、そういった確認を書面で確認していたということが、どうしても信じがたい事実であります。

その方々には面談とかされましたか。

【大安人事課長】人事課において面談等は行っておりません。

【宮本委員】 面談することもなく、話を聞くこともなく、年に1回提出していただく申告書の記載だけで雇用率を上げていたという、これは大前提は、もちろん障害者の方々に配慮しなければいけない、住みやすい環境をつくっていかなければいけないということは、言うまでもありません。

ただ、こういうことが行われてきたという事実があるならば、故意ではなかったということ。法定雇用率を上げるために故意的に行ったものではないということを言われるかもしれませんけど、これは社会一般的に、世間の方々、そしてまた、障害者団体の方々からすれば、県は故意的に法定雇用率を上げるためにこういったことをやったのだろうと、何をやっているんだというお怒りの言葉が出てきて当たり前で、これは当然のことであります。

こういったことがずっと行われてきたということ。また、誰一人として詳細なものを確認せぬまま、概要版だけで判断していたということ自体、そしてまた、人事課の方々が、その書面を見て判断していた。この2つがどうしても私としては納得しがたいところであります。それで法定雇用率の算定をしていたと。

総務部長は一般質問でも言われておりましたけれども、これは非常に重く受け止めるべきであります。受け止めなければなりません。障害者の方々に、より一層寄り添いながら職場の環境づくりをやっていく必要があることは、もちろん、言うまでもありません。再度、見解と今後の対応をお聞かせください。

【古川総務部長】 改めて、県の立場といいますのは、障害者施策を進めていく立場でございまして、障害者雇用につきましても、本来、民間企業のお手本になって推進していく立場にあるわけでございます。

そういう中にあって、これまでの取り扱いを漫然とやってきたということは、非常に重要な問題でございまして、結果的に障害者の方々並びに県民の皆様の信頼を損ねる結果となってしまったということで大変申し訳なく思っているところでございます。

結果的に手帳不所持の方々を算入していたということでございまして、法定雇用率が守られていない状況にあるわけでございますので、そこの部分は一刻も早く、障害者の方々を雇用するためには新たな事務、障害者の方々に何ができるのか、そういう事務の洗い出しというふうな作業も必要になってきます。それと、これま

でもやっているところでございますが、障害者を対象にした試験を追加してやるなどして、できるだけ早期に法定雇用率に達するように努力をしてまいりたい。それでもって信頼を回復していければと思っているところでございます。

【宮本委員】 長崎県は、今年度から新たに法定雇用率の未達成企業に対して、セミナーや先進的に取り組んでいる企業の見学会も実施するということも、別の課ですけれども、予算が付けられています。障害者雇用促進費という形で算定されています。こういった中においても、さまざまなご意見がくるかと思います。真摯に受け止めていただいて、この問題をしっかりと前向きに捉えていただきたいと思います。

この2つの私の疑問、なぜガイドラインの詳細を見た人が一人もおらず、気づいた職員もいなかったのか。手帳を持っていらっしゃらない方々に対しての面談であったり、面接であったり、どんなですかねという声かけが人事課からもなかったという事実があったという、私は、ずさんという言葉で終わらせたくありませんけれども、控室でも一定のやりとりをさせていただきました。ここから先のやりとりはなかなかできないというのは承知ではあるけれども、私自身、しっかりと確認した上で業務に取り組んでいかなければいけないということがあったものですから、今回、取り上げさせていただいたところであります。

今回、こういった問題が出てきました。今回は法定雇用率の問題であるけれども、いろんなことを国に報告しなければならないことが結構あると思います。そういったところは再度、総務部長からでも、横断的でもいいかと思うんですけど、再度点検をしていただいて、ガイドラインに沿ってきちんとした報告をしているかということも見ていく必要が全庁的にあるかと思いますが、その点については総務部長、どうでしょうか。

【古川総務部長】今回は障害者雇用率の問題でございましたが、定例的に国に報告をしているものがほかにもあるわけでございまして、そちらについても改めて法令、規則等を確認して、間違いないのか、曖昧な部分を残した形の業務とならないように改めて点検をするような形で文書を発出し、確認をさせていただきたいと思っております。

【宮本委員】 再度、総点検をしていただくことを強く要望させていただきます。

ともあれ、私も障害者の方々からいろんな声をいただきました。「県は何をやっているんだ」という声ももちろんいただきました。そこは先ほども言ったとおり、しっかり受け止めて今後につなげて、障害者の方々の雇用を、どうやれば即した環境づくりができるか、県として見本となるようにしっかり取り組んでいただきたいというふうに、これも強く要望させていただきます。

3ページの下、個人情報の紛失について。これもなかなか厳しい問題ですね。電話があった時には、これは信じられませんでした。なくされたという時には電話がありましたけれども、見つかったという連絡は恐らくなかったかと思います、私は新聞で知りましたので。それまでどうだったのかなと心配しておりました。いつ見つかったということは新聞紙上で知ったというのが現状であります。本来であるならば、見つかりましたという一報をいただいてもよかったのかなと、今思えば、思うところであります。

とにかく見つかってよかったというのはありますけれども、ちなみに、これは現状はどうな

っていますか。説明書に書いてあるのは、今後は指紋認証などでできるアイパッドなどを導入予定と書いてありますけれども、現状を教えていただけますか。

【伊達秘書課長】秘書課の職員が個人情報を含む書類を入れたかばんを紛失し、9日後に発見はされましたけれども、そういう事件を起こしたということにつきまして、まずもってお詫び申し上げたいと思います。

それを公表した際にも申し上げましたけれども、これは三役の秘書が、どうしても連絡をとりたい時に県幹部の職員の情報でありますとか、県議会議員の先生方､そして国会議員の先生方、関係団体の連絡先等の書類を携帯しておるものであります。これは紙ベースで持ち歩いておりますので、今後はそれをアイパッドに変更し、暗証番号を入力しないと解除できないようにして、それを携帯するよう現在見直しを行ったところでございます。

【宮本委員】 9日後に発見されたと言われましたけれども、ちなみに、どういう状況で発見されたんでしょうか、教えていただければ。

【伊達秘書課長】 今回の事案は、夜の12時ぐらいまで銅座の方で職員が飲酒をし、そこから自宅まで徒歩で帰っておる途中でベンチに腰かけて休憩をとっておって、そのまま寝込んでしまったと。1時間半から2時間後ぐらいに目が覚めた時にかばんがないということに気づいて、来た道を探したんだけど、出てこなかったと。最終的に発見されましたのは、飲んだところと自宅、その間に休憩したベンチがあるわけですけれども、このベンチと飲んだところの間はしっかり探しているんですけれども、それより少し先の方に店舗がございまして、その店舗のわきの外階段にバッグが置いてあったということで、店舗のご主人が、お客さんが忘れたものではないかということで翌朝発見されて、店舗で保管をしていたと。なかなか取りに来なかったものだから、来られた警察官の方に渡したというような状況で発見に至ったということでございます。

【宮本委員】 ここにも書いてありますが、いろいろ事情はあるかと思いますけど、これはあってはならんことですよね。最重要書類であり、私たちの電話番号等全てが入っているということ。

これに対して、いち早くアイパッドなどを導入すべきであると思います。この導入は、いつぐらいになるんですか。

【伊達秘書課長】 この件につきましては、我々としても、すぐにアイパッドに切り換えを検討いたしまして、既に現時点ではアイパッドを導入しているところでございます。

【宮本委員】ハードの整備もそうですけれども、皆さん全員に再度、綱紀粛正という言い方はあれかもしれませんけれども、こういった時にはしっかりと対応することは当たり前ですけれども、しっかりと意見交換なり、そういったことを日頃からやりながら、アイパッドにしたとしても、そういったことはまた出るかもしれませんので、最重要書類を持っていらっしゃる方々に対する指導というのは十分していただきたいというふうに、これも強く要望いたします。

ともあれ、障害者雇用率、そしてまた、個人情報の紛失につきまして、県民の方々、市民の方々の信頼を失ったということは言うまでもありません。今後、しっかりと全庁挙げて対応していただき、真摯に、前向きに、正面から取り組んでいただきたいことを強く要望させていただきます。

障害者雇用率につきましては、今、調査中ということですので、再調査、また、新しい結果等がわかりましたら、いち早く報告をいただきたいということをお願いしておきます。

【吉村(洋)委員】 今、宮本委員から個人情報の紛失の件について質問がありました。私も聞こうかと思っておりましたが、今、大体答弁があったのでやめますけど、どういう状態で発見されたか。かばんは移動しているわけですから、必ず誰かが持って店舗の外階段に置いたんだろうとしか想定できないわけです。そしたら中身はどうだったのかとか、そういうことをもう少し詳しく説明をしてもらわんといかんなと思います。

それから、4 ページですね。こういう管理については、「かねてから、機会あるごとに注意喚起や啓発等」と、啓発という言葉をここで使うというのはいかがなものかと思いますよ。啓発というのは、一般の方々に意識を持ってもらうようにお願いをしていくというような言い方で、あなたたちはプロですから、最後の方に「意識の徹底を図ってまいります」と一応書いてあるので、そこで多少は救われるんですけれども、プロ意識の徹底ですよ。そういうことがなければ、途中の椅子で寝込んでなくすなんていうのは、これはもってのほかですから、その辺をもう少し詳しく説明していただくのと、こういう文章を書いてもらったら困ると、そういうことの意識を皆さん方に持ってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

【伊達秘書課長】今回の発見に至った経過等でございますが、もう少し詳しく申し上げますと、恐らく本人が店舗近くまで行って、そこで一旦休んだ上で、またベンチのところまで少し戻ったんだと思いますけれども、店舗の方にも本人が確認をしたところ、かばんについては、外には一切出していない、店の方で保管をしていたということでございますので、中の情報につきましては、一切外には流出をしていないということは確認しているところでございます。

委員おっしゃるように、まさに行政の職員として、個人情報を頻繁に取り扱う職員として、ましてや秘書課の職員として、このようなことがあってはならないと思いますので、我々の情報管理の徹底、それから、職員の個人情報に関する意識の向上、こういったものをさらにしっかりと図りまして、今後、二度とこういうことがないように徹底してまいりたいと思います。

【吉村(洋)委員】 今の答弁も、「恐らく」とか、そういうことで答えられたら困るとですよね。恐らく持っていったんでしょうとか、行っとらんかもしれん、行き過ぎているんだから、それは途中で寝るぐらいなら行き過ぎるわけがない。そして、それは紙媒体と。それはコピーされておれば、そのまま戻されておけばわからない、そこまでちゃんと検査をしたんですか。その辺が、恐らくそういうことまではせんで、多分こうだろうという想定の中で今お話をされているんじゃないかと思いますが、いかがですか、確認させてください。

【伊達秘書課長】 委員おっしゃるとおり、確かに、かばんを開けて、それをコピーしてまた戻すとか、そういったことも考えられますので、我々としても、絶対にそれがコピー等がないというようなことにつきましては、なかなか断言できないところでございまして、「恐らく」というような表現をさせていただいているところでございます。

繰り返しになりますけれども、本当にこういうことがあってはならないと思いますので、今

後、しっかり職員の意識の徹底等を図り、二度とこういうことが起こらないように対応してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】 今確認させていただいたのは、もし課長がそこまで確認をして発言をされておるのであれば失礼になると思って確認をさせていただいたんですが、残念ながら、そこまでは確認はしてなかったと、なかなか難しい。だから、「恐らく」という言葉を使ったんだという答弁で非常に残念なんですけれども、そういう意識が蔓延していくと、だんだんとたがが緩むというところが出てこようかと思うので､今後、本当に意識の徹底ということについて細心の注意を払うように要望いたしておきます。

引き続き、議案外でございますが、今日の資料の中から幾つかお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、消防関係ですが、ポンプ操法大会が先般ありまして、その折にいろいろと慰労会とかでお話をお聞きして、消防保安室にもちょっと対応していただいたんですが、この成績は減点法ですね。どこが悪かったのかということを知りたいと言われるんですよ、選手であり、応援された消防団でありですね。ですから、そこは全部つまびらかにして、採点方法が決まっているわけですから、どこどこは、ここが何点、ここが何点、合計で何点と、そういうことで第何位というようなことをはっきりすることについては問題がないんじゃなかろうかと思うんですが、それを尋ねたところ、消防団のこれまでの伝統とか歴史、そういうことの中で順位をつけるのはいかがなものかと。だから、優勝、準優勝はあっても、3 位は全て 3 位という話もあったんですが、そこは改善して、もっと練習をそこに積んでいくためには欠点を知らなければならないという思いが消防団の方々にもあられるわけですよね、技術の向上もせんばいかんわけですから。

そういう意味で、これを公表することについてどのように考えておられるのかなと思うんですが、お知らせをいただきたいと思います。

【宮﨑消防保安室長】消防ポンプ操法大会につきましては、参加される消防団員さんが大変熱心に訓練に取り組まれて大会に一生懸命臨まれた結果として、出場された成績というものはお教えすることにいたしておりますけれども、順位につきましては、今のところ、1 位、2 位、3 位までの公表ということにいたしております。

それから、審査の内容につきましては、各消防団の代表者の方に希望があればお伝えすると。どういう点が減点された、どういう点が評価としてよくなかったという点については、お伝えしているところでございます。

したがいまして、そうした点を考えていただきまして、次回の大会に向けて頑張っていただく。そして、それを日々の消火活動に役立てていただくということにしていただきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 当該消防団に対しては、要請があれば報告をするという今の答弁ですが、我々も応援に行くわけです。そして､頑張れと。やっぱり地域の代表ですから誉れでもあるわけです。ですから、そこは要請があればお知らせをします､当該消防団にばかりではなくて､我々も知りたかったりするわけです。

そういうところがあるので、やはり今後は一般的な成績を公開するということについて、関係部署で公開について検討をもう少し進めてほしいなと思うんですけど、その点についてどうですか。

【宮﨑消防保安室長】 消防団員の皆様は、大変熱心に練習していただいて大会の結果が出ているわけでございまして、熱心さの余り、いろいろな審査に対するご意見等もこれまであったところでございます。

ただ、今、委員がおっしゃるように、全体的なことを知ることも、また一つ向上するポイントになるかと思いますので、県と共催しております消防協会、そして、審査員をお願いしております各常備消防の消防本部が集まる消防長会の皆さんにも今の委員のご意見をお伝えしまして、次回の大会に向けて検討させていただきます。

【吉村(洋)委員】 やはり公開しないことによって、あらぬ誤解を受けたりすることがあるので、そういうことはやっぱり避けた方がいいと、あっちよりこっちがよかったのにとか、見た目で判断をしたりということが出てくるので、そういうのは余りよくないと思います。

ですから、そういうことがないようにという意味からも、そういうふうな公開に向けて検討を進めていただきたいと思います。

次に、消防の広域化ですが、これも災害が大規模化するとか、自治体の状況とか、そういうことよって広域化が進められて、これはある意味、必要性もあるんだろうと思います。

そういうことで、この文章をずっと読んでおったんですが、「全国的にも広域化の機運が高まらず」ということに何でかなと思うんですが、これはどうして機運が高まらないと思われるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

【宮﨑消防保安室長】 平成 18 年に消防組織法が改正されまして、その後、消防の広域化の指針が出まして具体的に消防の広域化の取組が進んできたわけでございます。

その間、全国で消防本部の広域化の状況ですけど、平成 18 年におきまして 811 ありました消防本部が平成 30 年度には 83 減りまして 728 ということで、約 10%程度の減少にとどまったところでございまして、まだまだ小規模な消防本部や、管轄人口 10 万人未満の小規模な消防本部がたくさん残っているというところを捉えまして、「全国的に機運が高まらなかった」というような表現が用いられておりまして、私もそのように認識をいたしております。

【吉村(洋)委員】 そういうふうに認識をしていますということで、何となく具体性に欠けるのであれですが、平成の合併で長崎県の自治体も大きく減りました。私の地元の佐世保市も周辺の町と合併しました。しかし、それがなかなか、いわゆる組織とか公共施設の再編が進まない。なぜ進まないのかというのは、具体的な基礎になる資料がないからですよ。

例えば、長崎県でいうなら、県全体を幾つの区画に分けて、そこにどういう配置をしていくかというビジョンがないから、なかなか進まないんだと私は思うわけですね。だからそういうビジョンづくりをまずきちっとやらなければいけないだろうと。

ここに広域化推進計画というのがあって、そういう中で話し合いがされるんだろうと思いますけれども、この見直し後の指針では、「各消防本部で消防力を分析」と、その消防力というのは、どれぐらいの能力があるということで、どれぐらいの範囲をカバーできるというようなことの話し合いがされるんだろうと思います。だから、どれぐらいの範囲をカバーするということの一番最初の基本を考えないと、なかなか進まないんじゃないかと思いますので、そこら辺の目を持っていただければ思います。

それと、そう思うのに、その後の「平成 36 年 4 月」、「おおむね 10 年後」及び「将来」と、近いところから中長期、長期というような考え方だろうと思いますけれども､その次の｢広域化の組み合わせなどに」というところにちょっとがっかりくるんですよ。現存するところの広域消防、ここととここをくっつけたらどうだろうかとか、ここととここをくっつけたらどうやろうかとか、そういう考え方ではなかなか進まないと思うんですよ。

だから、この「広域化の組み合わせ」という文章はあんまり使わん方がいいと。やっぱりベースを最初からつくり込んで、幾つの区画をどうやって配置していくかということを考えていただきたいと思うんですが、その辺についてどう思われますか。

【宮﨑消防保安室長】 まずは 2040 年問題でも言われておりますように、今後、人口が減少していきます。しかしながら、人間が住んでいる地域というのは、あんまり広がりは変わりませんので、低密度化していくという中で消防力は人口が減った割には必要性はそのまま維持されている、変わらないという中で、将来、いかにして県民の安全・安心を守っていくのかというところに立ちまして、いわゆる各地域ごとの消防の規模がどれぐらい必要かという意味合いでもって「組み合わせ」という言葉を使っています。

この組み合わせというのは、消防庁がつくった指針にある言葉なものですから、そのまま使わせていただいておりますけれども、今、委員がご指摘のように、基本的には組み合わせということではなくて、その地域、地域で必要な消防力をいかに確保していくかというところが問題ですので、今後、そういった視点で広域化に取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 消防庁あたりは中央ですから、地域の実情というところについては、なかなか把握できてない面があるんじゃないかなと個人的には想定するわけです。ですから、そういう言葉が出てくると。やはりより近い現場を見る県にあっては、その辺をもう少し認識して、組み合わせとかではなくて。

国は、人口が減るからということでぱーんと出してくる。しかし、地域の面積は減らんわけですね。管轄する全体の資産とか面積は減らんわけですから、そういった意味で、例えば、行財政改革で合理化とよく言いますけれども、それが減らせば改革ではなくて、そこには充実しなければいけない部分もあるわけですから、それを総合的に判断するという時には、やはり新たなベースをまずつくってから、そこに構築をしていくということが重要だろうと思いますので、お願いします。

次に、議案説明資料の 2 ページの「新県庁舎の日経ニューオフィス賞の受賞について」とありますが、よかったですね、受賞して。でも、なかなかいい声が聞こえんとですけれども、例えば旧庁舎の場合、壁があって、各部局に廊下から入っていくのに戸を開けないと入れないとか、開かれたという意味では今の方があるんだろうと思いますけれども、ただ、だだっ広いだけでというふうになったりしてはおらんかと思います。

それと、旧庁舎は戸を開けて「こんにちは」と言うたら、誰かが「何でしょうか」という話でぱっと対応してくれた。そこに人と人の触れ合いがあったりしたわけです。今の庁舎は、カウンターに内線の電話器があって、それをとっ

て自分の用事のあるところの番号を押してとか、何もわからんで来る人はほとんどおらんとかもしれんですけれども、そういう方が来て、どこを押せばいいかわからんとか、先般から諫早市の市長が、非常にやりにくくなったということで改善されたという話ですけれども、そういった意味では使いづらくなったということが出てきておるのではなかろうかと思うんですけど、そういうことについてどのように感じられているか、お聞かせいただきたいと思います。

【赤尾管財課長】新庁舎のオフィスといいますか、例えば、執務室をオープンフロア化するとか、什器の配置等については、平成 21 年から職員のワーキンググループを皮切りに立ち上げまして、その後、各課からのヒアリングでありますとか、各部局横断のワークショップ、あと全課ヒアリング等を通じて、このようなオフィスにするということで積み上げてきたものを今のような状態で整備したものでございます。

来庁者につきましては、我々としてもオープンフロア化にすることで、見える化ということで、県民の皆様に働く場が見える形で、より身近に感じていただけるんじゃないかというようなことでオープンフロアにしたところでございます。

確かに、吉村(洋)委員が言われるように、初めて来られた方は、どこを訪ねていいかわからない部分もあろうかと思います。我々としましては、例えば、立ち止まっておられる方については、できるだけ声かけをするようにということで職員の皆さんにお願いしております。その点については、確かにわかりづらい部分もありますので、サインとか、よりわかりやすい表示で目的のところに行けるような形で、なお整備していきたいと考えているところでございます。

【吉村(洋)委員】 ものよりもソフト面での対応ということも大事になってくるので､その辺は、私もカウンターに行った時に、すぐ前に職員がおるんですけど、「ちょっと」と声をかけるけど､「そこの電話で係の番号を押してください」と言われたんです。「何でしょうか」と言われて、呼んでいただけばありがたいんですが、そしたら何番だろうかなと。結局、どこどこと言ったら、「何番を押してください」とかなるわけですよね。

ですから、そういうソフト面で、仕事に集中するということもあるんでしょうけど、ちょっとした気遣いというのもあるので、そこは今後とも気がけていただければと思います。

それからもう一つ、ハード面では一般質問でも出ておりましたが、喫煙所ですね。これが公共施設の中では、原則もうだめなんですよというのが国の指針で出ておりますけど、この県庁舎は 2 カ所ですか、喫煙コーナーがあるのは。そこに行くのに往復の時間とか考えるとどうだろうかと。

それと、県警の庁舎には各階にあるという話で、それはなぜかというと、窓がなくてこうこうだからと。そんならこっちも窓は開かないようにしておけばいいんじゃないのかと思ったりするわけです。それとか外の方に部屋をつくればとか。それは費用がかかることだから、すぐにはできないかもしれんけど、そういうこともやらんと、私はたばこは吸いませんけど、吸う人はいっぱいおるでしょう。そして、そのたばこ消費税も入ってきているわけですね｡だから、吸うなとばっかりも言えん。そういう遠いところに往復していたら、その時間だけで１日何分損しよっとかと、給料計算したら幾らになるとかということはいつも議論になるところです。

そういった意味で、各階とまではいかんでも、1 階飛ばしごとぐらいに喫煙コーナーを建物の外に、ベランダみたいなところがあるので、そういうところに設置できるんじゃなかろうかなと思いますけど、そういうことを検討する余地というのはないんでしょうか。

【赤尾管財課長】新庁舎における喫煙室の整備につきましては、まず、行政棟につきましては、平成 25 年、本庁の安全衛生委員会というところで箇所数とか面積を審議されて、現在、行政棟については 2 カ所にしております。議会棟につきましては、平成 25 年に各派代表者会議の中で諮っていただいて、議会棟については 1 カ所ということで決めていただいて現在の配置になっているところでございます。

ただ、各フロアにというご意見でございますけれども、新庁舎の喫煙所につきましては、人の通りから離れたところで、1 回、建物を出てからしか入れないような状態となっていまして、受動喫煙に一定配慮した形で整備をしているところでございます。各フロアに受動喫煙等の対策をとって配置するとなると、まず、場所の選定から入る必要があろうかと思いますけれども、基本的には現在の 2 カ所ということで、今のままとしておきたいと考えております。

【吉村(洋)委員】 それは検討してください。

最後にしますが、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の 6 ページ、7 ページですけど、テレビ自主共同受信組合の維持管理に係る財政支援体制の整備に対して、「地上デジタル放送移行に伴うテレビ難視聴対策としての共聴施設等の設置にかかる維持管理費が、住民の負担となっていることは、県としても認識しており、国に対し、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を求めてまいります」という答えが出ております。

これは、以前、私も言ったんですが、難視聴地域というのがあるわけですね、電波が入らないところ。ここは中継局をつくればクリアになっていくわけですよ。そういうことを自治体としても、これは総務省、ＮＨＫ、そこら辺が考えるんですが、聞いてくれと言ったら、ＮＨＫなんかは「100％、大体受信できるようになっております」とか答えを出すと。「実際に入らんところがあるじゃないの」というところとずれが出てきて、うて合わんと、そういうことでは話にならんだろうと。だから、自治体がもっと動かんばいかんということになるんですが、この共同受信ということ自体が、もうひと時代前で、各家庭に電波がちゃんと届くというのが必須条件だろうと思いますが、いまだに改善できていないところが多々あるわけです。

それについて、この共同受信の費用負担の新たな制度というよりも、電波が必ず入るというような方向で働きかけをしていく。また、自治体としても、そこにある程度の負担をしながらでも難視聴地域をなくしていくということについて検討の余地はないのか、お尋ねいたします。

【山崎情報政策課長】町村会の要望かと思います。基本的にテレビの受信の状況が悪いということで、離島とかが多いんですけれども、中身的に言えば、民放であれば稲佐山から飛ばしますし、ＮＨＫであれば佐世保から飛ばします。五島市、壱岐市、対馬市については、ケーブルテレビの事業でアンテナを 2 つ設置して、受信状態がよりいい方から流すような流れになっております。そういったことをやっていない、例えば、上五島町みたいなところでありますとケーブルテレビがないものですから共同受信施設

が要りますが、それも地形的な問題でありまして、山の起伏がかなりあって、集落がそれぞれ入り江、入り江にあるものですから、あと、木が茂ったりしますと、なかなか受信がうまくとれなくて、個別の地区ごとに共同受信施設が設けられて、そこで見られている状況になっております。

そこの中で、各世帯ごとに維持管理費として一定額を集めておられるようですが、そこの加入世帯数が少なくなってきますと、どうしても1戸当たりの負担が大きくなりますので、その辺に対する国の財政支援措置をというのが内容です。県としましても、そういったところについての財政支援措置をということで要望しているのが現状でございます。

【吉村(洋)委員】 要望に対して答えましたはわかります。しかし、根本的に、ここを切り口として今言っているわけですが、全戸受信できるというのが、やっぱり基本でしょう。できないところがあるというのは、地形的にということはあります、離島ばかりじゃなくて本土もあるんですよ。佐世保市の江迎町とか、そういうところもあるんですよ。風力発電が建ったおかげで、なお見づらいようになったと。だから、そこに事業者が中継局を建てます。そしたら全部きれいに見えるようになったと。その前はどうしていたかといったら、地域の方が行政に言われるわけですね、それをＮＨＫに言う。そしたらＮＨＫは地上デジタルになったらB-CASカードを入れます。そしたら、それが入らんわけですから、B-CASカードを調整すると衛星から電波を直接受け取れるようになるわけです。東京のキー局の放送が全部入るわけです。江迎の一部の人たちは、それを見られていたわけです。見れるけど、新聞の番組表が違うわけです、キー局のものがそのままくるから。それで、見えるけど調子が悪いと。ＮＨＫというのは、それぐらいの対応をしていたわけです。

だけど、それでは対応にならんと、電波が入るようにしてやらなければいかんのに、「電波状況が悪いんだけど」と聞けば、ＮＨＫは、「いや、電波状況は100％ですよ」という抜けたことを言うわけです。

だから、それを言わせんようにせんといかんということを今後進めていかないと、防災の意味からも、ラジオの電波もそうです、入らないところがいっぱいあるわけで、それで大村市なんかが進めている防災ラジオです。あれは280ヘルツのポケットベルの電波を使っているわけです。これは東京テレメッセージというところだけが持っておって、その裏にどうも総務省が絡んでおるわけですけど、なるほど、これは非常に有効なんですよ、どこにでも届くということで。

ですから、そういうことを、ここは要望に対して、こういう答えをする、新たな支援制度というよりも、電波が届けば問題ないわけですね。だから、中継局をつくってくれと。そこに自治体としても幾らかの費用負担が出てくるとなるのか。その辺を今後検討してやっていかないと、そうしているところもあるんですよ、自治体が負担してでもやっているというところ。

ですから、そういうことの検討も進めていただきたいと思いますので、いかがですか、お答えを。

【山崎情報政策課長】委員のお話もいろいろな内容が入っていまして、風力発電については、一義的に事業者の負担の対応が必要になってきますので、まず、それを設置する時に事前の調

査をより行うようにというお話もさせていただいております。

あと、テレビの映りが悪いということで、フェージングというような現象もございます。松浦方面も外国波の混信とかございまして、そちらについては一定国の補助もあります。

あと、長崎県の地上デジタル放送技術連絡会というものに、民放、ＮＨＫ、総務省、我々が入っておりますので、そういった中で情報を共有しながら、具体的に、どこの地区で、どうなのかということのご意見を伺いながら、そこに対していろいろお話を進めていきたいと思っております。

【橋村委員】 ただいまの吉村(洋)委員の質問にも関連しますけれど、消防の広域化についてということを尋ねてみたいと思います。

手元の資料の 2 ページ、3 ページにかけて、平成 22 年に長崎県消防広域化推進計画を策定しましたと。「本県を含め、全国的にも広域化の機運が高まらず､進展が見られないことから、国は、本年 4 月に、基本指針を見直し、推進期限を平成 36 年 3 月まで延長したところであります」と記載されておりますけれど、長崎県において何ゆえにスムーズにいってないのか、あるいは今日まで会議等を踏まえてどう認識されておるのか。一本化に向けてという方向に対してのご認識、進んでない理由について、どう理解されておるのか、お尋ねしたいと思います。

【宮﨑消防保安室長】 平成 22 年にこの計画を策定いたしました。平成 22 年と申しますと市町村合併が基本的に終わった時期で、現在の消防体制に最終的に変わってきた時期でございました。だものですから、市長、町長の中には、いわゆる広域化というのは将来の目標とする、もしくは今後協議をしていくということについては、ご賛同いただいたわけですけど、いつの時期に広域化をしていこうとか、どういうふうに今後協議を進めていこうというところまで具体的に計画の中に盛り込めなかったところでございます。

また、市町村合併と違いまして、これを推進するようないろいろな制度的なものもございませんでしたので、本当に自主的な広域化が求められたところでございます。

また、県におきましても、各消防本部が集まる会議が毎年幾つかございますので、そういった会議で全国の状況ですとか促進についてのいろいろなお話を差し上げてきたところですけれども、力及ばず現状に至っているところでございます。

【橋村委員】 力及ばずかどうか､いかがなものかと思っているんです。

ちょっと読んでみましょう。「消防においては、災害や事故の大規模化や激甚化、人口減少や高齢化の進展に的確に対応し、住民の安全、安心を確保していく必要がある中、特に小規模な消防本部では、財政運営や組織管理に厳しさがましていることから、消防本部の広域化によるスケールメリットで体制を強化し、課題解決を図っていくため、平成 18 年に、消防組織法が改正され」ということです。

私は、市町村合併についても問題があったと折に触れて申し上げている。また、国においては、市町村合併とか、あるいは広域化、あるいは道州制とかスケールメリットということを訴えるけれど、行政の課題、目的は何なのか、地方自治の目的は何なのか。ただ、財政出動を縮小する､財政負担を軽減するだけが目的なのか、はき違えていないか、本末転倒だと思っております。

したがって、こういうことで災害や事故の大規模化や激甚化、人口減少や高齢化の進展云々と理由づけされておるけれど、これを県に統一化すれば、果たしてその問題が解決できるのかどうか。その因果関係、全て必要十分条件なのか、それを検証しているのかどうか。市町村は合併の経緯があって、ノーということもあって、なかなか取組が消極的であろうという、それは客観的にあなたが見ているけれど、行政マンとしては、どういう状況にあるのか、国はどういう方向を目指しておるのか、あるいは構成自治体、市町村というのはどういう対応を、あるいは自治体の運用を図っていこうとしているのか。そういう中にあって、消防業務に対してどう対応しようとしているのか。

消防業務というのは、消火活動ということは言うまでもない、あるいは緊急搬送の医療での、先ほどからも問題となっていたけれども、救急医療体制の整備に貢献するということだろうけれど、果たして、合併する規模が大きく、スケールメリットがあれば、そういう問題点のどこを解消できるというのか。

私は、県央市町村組合、諫早市、大村市、そして北高４カ町、そして南高も、2 市 13 町だったかな、対応しておった。何ら問題点はなかった。

例えば、具体的に挙げるのはいかがなものかと思うけれども、合併をしていない、私はそれで結構だったと思っているんだけれども、東彼 3 町がどういうふうな消防体制で臨んでおるのか、あるいは佐世保の中に入っておるのかどうか承知してない。あるいは長崎市に隣接している長与町や時津町はどうしているのか、その分は長崎市消防に補完してもらっているんじゃないかと思うけれど、これ以上、合併する、あるいは一本化することによって、現状の問題点がどれだけ解決できると思うのか。でなければ、今のままで行政に一番適応できている。そういう中で１対１の対応が一番望ましいんだけれども、それでは対応できないから、ある程度、組織をまとめて広域で消防体制を整備しようという流れになって今日に至っていると思う。

しかし、時代の流れの中でこうだと。一番本音を吐いているのが財政運営や組織管理に厳しさが増していると。まさに、財政問題が裏に残されていると私は勘ぐらざるを得ない。しかし、本当の地域消防、先ほど話があったけれど、人口が減少していく、分散していく、密度が薄まっていく、そういう中にあったとしても、例えば、救急車の場合には、出動時間、現場に 5～6 分ぐらいで到着して、そして、しかるべきところに搬送する、あるいは初期消火もそれぐらいの対応をということであろうと思う。それが行政が広域化したからといって、そういう問題点をどれだけ、出動時間が 5 分が 3 分になるのか、全くそんな問題ではないだろうと思う。

だから、あなたたちも、国がそうだからといって受け売りで、代行業務でそういう話じゃなくて、長崎県というロケーションの場合はどうなのかということをきちっと分析をして、だから今日まで進展してないんですよと。それについては、なるほどと理解をしておりますというような答弁をしてほしかった。ただ、現状がこうであります、なかなかこうでありますと、そんなことはわかりきっている。そうだからこそ、進んでないことはわかっておるけれど、現状に対する分析と認識、そして、構成市町長がどう考えておるのか、あるいは広域的な管理での常備消防の幹部の皆さんたち、あるいは職員の皆さんたちが、どういうふうなことで、より一層

その効果を高めていくのか、充実させていくのか。実際、そういうことのヒアリングを十分やっておくべきだという思いがあったものだから、あえてお尋ねをしたわけです。

今後について県として、この点については総務部長、あなたの方も関係ある。これは、県では危機管理監という形での組織があるけれど、市町の場合には、総務課でほとんど消防は担当しているわけです。

だから、そういう中での市町の行政分野としては総務部が関与するから、その点についても十分関心を持って今後の対応にも一緒になって臨んでほしいということを申し上げておきたいと思います。

【宮﨑消防保安室長】 まさに、今、橋村委員がおっしゃっていただいたとおりでございまして、そうした国の考え方を踏まえまして、それに対して各地域ごとに、今後、10年後、20年後、いかに県民の安全・安心、消防本部からいいますと、市民の安全・安心を守っていくかということを考えるのが一番のポイントでございます。

その中で、どういう方法が今後一番いいのか。現状維持のままの方がいいのか、それから、広域化の方がいいのか。広域化は、その方策の一つでございますので、そのメリット、デメリットを、特に現在、人口予測もたくさん出てきておりまして、計画をつくった時より、さらに厳しい人口予測も出てきておりますので、そういったものも踏まえまして各市町の消防管理者の皆様、そして、市長会、町村会の皆様、そして、消防のサービスを受けていただく関係の皆様のお話も協議会の中で聞きながら具体的に協議を進めてまいりたいと思っております。

【橋村委員】 いずれにしても、県としては、構成市町、あるいは組合の皆さん方とよく連携をとりながら、この地域ではどういう対応をやっていくべきかと、ロケーションによってそれぞれ違いがあるだろうと思うんですけれど、ベストを目指してそれぞれにきておるという思いがあるわけですけれど、状況の変化によって、また変えざるを得ない部分も出てくるであろうかもしれない。それはそれとしながらも、国の流れにだけ、こうやって沿っていくべきではないと。これはあえてこの場で言う必要がないけれど、今では国はデスクワークが多過ぎる、そして合理性だけを、そして市町村のあり方というものに対して理解をしてない、通り一遍でやってしまうという傾向がある。

例えば、人事についても、県費職員、義務教育の教職員についても、もう市町村単位での人事権という、とんでもないことなんですよ。東京都みたいに23区で全部採用も人事配置もする、それは可能だろうと思う。しかし、長崎県でそういうことはできっこない。市であっても、そういうことはできっこない。しかし、今度は人事権を市町村に移管しようという動きさえもある。とんでもない話だと、全く地域を理解せずしてデスクワークのみで考えを押しつけようとする傾向が非常に強い。

あえて幹部職員、特に、中枢関係の職員の皆さんたちは、こういうことを改めて再認識してもらって業務に携わっていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかに質問はございますでしょうか。

【宮本委員】危機管理監と消防保安室に簡潔に質問させていただきます。

まず、消防保安室ですけれども、前回の定例会からずっと継続しておりますが、木場スマートインターにおける救急車の通過についてです。

前回、通った台数についてお願いしておりましたけれども、木場スマートインターチェンジを通った救急車の台数はわかりますでしょうか。

【宮﨑消防保安室長】木場スマートインターが開通いたしました平成30年3月18日から8月31日までの間におきまして、木場スマートインターにつきましては273回の救急自動車の緊急走行としての利用がございます。

なお、参考までに高速道路そのもの全体を利用した回数は県内で410回でございまして、そのうち木場スマートインターにつきましては273回が利用されているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。結構多いですね。びっくりしました。さすがに、あそこは国立長崎医療センターに即しているので、これだけの数が出てきたのだなと思います。

しかも、広域、島原半島からも恐らく通っていらっしゃるでしょうし、諫早市はもとより、県内各地からの分があったんじゃなかろうかと予想します。

これを踏まえて、前回からもずっと議論させていただいておりまして、一定の報告もあっておりますが、救急車に対するＥＴＣ搭載の可能性について現状どうなっていますでしょうか。

【宮﨑消防保安室長】救急自動車の緊急走行時にＥＴＣカードが利用できるようにということで、8月23日に西日本高速道路株式会社九州支社に出向きまして、救急車がインターを通過する際にＥＴＣカードを利用できるよう、その発行についてお願いしたところでございます。

これに対して、同社におきましては、これまで前例のないことでございましたけれども、ご事情をご理解いただき検討していただけることになり、現在、同社から求められております利用状況とデータなどを各消防本部から収集、整理しているところでございます。

今後、できるだけ早く協議を整えて消防本部が利用できるよう取り組んでまいります。

【宮本委員】 ありがとうございます。少しずつ進展しているという状況を確認いたしました。スマートインターチェンジでバー衝突事故が多発しているみたいです。この中に救急車が巻き込まれることがないような対策づくりも必要であると思っていますので、しっかり検討いただいて、救急車両にＥＴＣ搭載ができるように再度後押しをしていただいて、協議を継続して一日も早く搭載できるように対応していただきたいと思います。

もう1点だけ、8月1日に長崎県消防学校に現地調査に行きました。私も初めて消防学校に入らせていただいて、消防の職員及び団員さんたちの訓練機関の場に設置されたところであるということも認識させていただきました。昭和58年に設置されたということで、耐震については大丈夫なんでしょうか。ちょっと見た時に結構古いところがあったので、教えてください。

【宮﨑消防保安室長】消防学校につきましては、昭和58年3月に完成しておりまして、昭和56年6月1日改正の耐震基準には適合しておりますので大丈夫であると考えております。

【宮本委員】 築35年だったかと思います。

同時に、いろいろ回ってお話をさせていただく中でトイレの問題を言われていて、和式が多いということです。今の社会は洋式を使用する方が多くて非常に困っているという声もお聞きいたしました。これはどうでしょうか。今、和式が多いという状況ではあるけれども、たしか寮に行った時に聞いたと思いますけど、消防学校全体として洋式トイレを増やすことはできないのでしょうか。

【宮﨑消防保安室長】 現在、消防学校におきましては、本館の中に15基、大便所がございまして、15基のうち和式が11基、寮棟では22基のうち和式が14基、屋内訓練棟・車庫では3基のうち2基が和式となっており、全体として40基中27基が和式となっております。

ご指摘のように、現代生活において洋式トイレが主流になっておりますことから、そうしたご指摘も踏まえて消防学校と協議いたしまして、初任科生などが長く滞在し、生活する寮棟につきまして優先的に洋式トイレを増やしていく取組が必要ではないかと考えておりまして、現在、その見積もりをお願いしているところでございます。

ほかに、学校にも必要な工事をすべき箇所もございますので、そうしたものと調整して来年度以降、寮の環境改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。環境改善にしっかりと取り組んでいただいて、そこで活動されて、そして、その方々が県内に分散されて仕事をされる際の非常に大事な学校でありますから、洋式トイレを増やしていただく手だてを来年度以降しっかり取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、これにて議案外所管事務一般についての質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時４７分　休憩 ―

― 午後　２時４８分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、意見書の審査を行いたいと思います。

今回、改革21会派より、「「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書（案）」の提出があっております。

それでは、吉村(庄)副委員長より、意見書提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 先ほど、危機管理監にもお尋ねしましたが、その内容に関連いたしておりますが、今年の7月27日に全国知事会が、それまでの研究会その他を経過いたしまして、ここに上げている「記」以下の4点について提言をされておりますので、そういうところに限ってではございますけれども、特に、2番では日米地位協定の抜本的な見直しという問題、1番その他についても国内法の適用をしていただかなくちゃいかんところについてはしていただく。これはいろいろ考え方もあって全てがどうだということにはならんのですけど、特に、事件、事故等の問題については、最初は捜査、裁判、あるいは調査、そういうことについても日本側の、現場であれば自治体が、こういうところもきちっと意思が尊重されるような形を1番、2番、3番、4番ということで、知事会が提言されておりますが、私は、知事会の考え方について非常に、ここまでご努力いただいたことについて評価をいたしながら、この提言を求めさせていただくという意見書（案）にさせていただいているものでございます。

以上、簡単でございますが、趣旨説明を終わらせていただきます。委員の皆さん方のご賛同を得たいと思います。

【大場委員長】ただいま説明がありました「「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書（案）」について、ご質問、ご意見はありま

せんか。

【宅島委員】 自由民主党・県民会議会派、自由民主党会派、両会派を代表いたしまして反対の意見を述べさせていただきます。

ただいま、改革21から提出されました意見書（案）につきましては、日本政府におかれては、日米地位協定が適用される範囲の見直しについて、米国政府と協議を重ね、一昨年1月に適用範囲の厳格化を含めた地位協定の軍属に関する補足協定に署名するなど、適切な改善が行われております。

また、自由民主党においても、「日米地域協定については、あるべき姿を目指します」と表明しており、提出のありました意見書（案）につきましては、日米同盟の進化の観点から受け入れられないものと考えております。

また、在日米軍が我が国を含めたアジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを踏まえ、日米安保体制の抑止力強化を維持し、継続を進めるべきだと考え、今回、提案されました意見書（案）につきましては、反対の意見を述べさせていただきます。

委員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

― 午後　２時５２分　休憩 ―

― 午後　２時５３分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

【吉村(洋)委員】 反対の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど、宅島委員からも質疑応答の折にご意見があったんですが、全国知事会の提言というものもあるわけでございますけれども、私は佐世保市に住んでおりますが、佐世保市においても、この日米地位協定の抜本的な見直しということについては、政府の考え方を踏襲するということで、日本とアメリカのあるべき姿に対して深度を深めていくというところで進めてまいりたいということが考え方であります。

また、米軍人等による事件、事故も、それは対応せんといかんわけですけれども、現在の沖縄における報道等も偏った点もあり、それをそのままここで認めるということについては、いかがなものかということもあります。

それから、周辺住民の騒音規制措置について、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用というのが具体的にどういうことになるのかということもはっきりいたしておりません。

また、4番目の「基地の整理・縮小返還を積極的に促進すること」ということについても、当然、促進されるべきであるということは考えております。

現状を考える時に、沖縄の普天間も危険を回避するために辺野古に移すということで、新たな基地をつくるということに我々は思っておりません。

それから、佐世保市についても、崎辺が移転、それから、前畑弾薬庫も移転して周辺の危険度を下げるというようなことが日米地位協定の中でも図られておりますので、ここについて、今回、この意見書を提出するということについては、そこまでする必要はないものと認めて、反対討論とさせていただきます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかにないようですので、討論を終了いたします。

意見書の提出について採決を行います。

「「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書（案）」については、提出することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【大場委員長】 起立少数。

よって、「「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書（案）」については、提出しないことに決定されました。

しばらく休憩します。

― 午後　２時５６分　休憩 ―

― 午後　２時５６分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時５７分　休憩 ―

― 午後　２時５７分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時５８分　休憩 ―

― 午後　２時５９分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、10月3日の予算決算委員会における分科会長報告及び10月5日の本会議における総務委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのようにさせていただたきます。

― 午後　３時　０分　休憩 ―

― 午後　３時　２分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております「日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】そのように決定させていただたきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

― 午後　３時　３分　休憩 ―

― 午後　３時　３分　再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算

委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

― 午後　３時　４分　閉会 ―

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年9月28日

総務委員会委員長　　大場　博文

議長　　溝口　芙美雄　　様

記

1　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 109 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 110 号 議 案	長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 111 号 議 案	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 112 号 議 案	長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例	原案可決
第 113 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 118 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計　　６件（原案可決　６件）

委　　員　　長	大　場　　博　文
副　委　員　長	吉　村　　庄　二
署　名　委　員	宮　内　　雪　夫
署　名　委　員	坂　本　　智　徳

書　　記	馬　場　　雄　志
書　　記	濵　本　　美穂子
速　　記	(有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

警　　察　　本　　部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第１１２号議案　長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例について

第１１３号議案　長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

第１１８号議案　和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

それでは、条例議案について御説明いたします。

第１１２号議案　長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例について

この条例は、

- 条例の「目的」の一部改正
- 第３条第３項の「衣服等の全部又は一部を着けていない状態の人」に対する盗撮の規制場所の拡大
- 同条第４項を新設し、教室、事務所、タクシー等における盗撮等を規制
- 同条第５項を新設し、盗撮目的で写真機等を人に向ける行為や設置する行為を規制
- 第９条を新設し、ストーカー規制法で取り締まることができない特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情に基づく「嫌がらせ行為」を規制

することを主な内容にしております。

本改正により、時代に即した犯罪の取締りと犯罪の抑止を図ろうとするものであります。

なお、施行日につきましては、周知期間を勘案して、平成３１年１月１日としております。

第１１３号議案　長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

この条例は、長崎県において自動車保有手続のワンストップサービスに伴う保管場所証明の電子申請を開始することから、これに伴う改正をしようとするものです。

本条例の施行期日は、保管場所証明の電子申請の開始日に合わせて、平成３０年１２月３日を予定しております。

次に、事件議案について御説明いたします。

第１１８号議案　和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成２８年９月２９日、諫早市森山町の国道上において、諫早警警察署の職員が交通検問車を運転中、国道脇の空き地で方向転換し国道に右折進入する際、右方から進行してくる軽貨物車を認めたものの十分な距離があると判断を誤り、左方から進行してきた車両が進路を譲ったことに気を許し、右方の安全不確認のまま進行したため、右方から進行中の軽貨物車と衝突したものであり、警察側の過失８０パーセントと認定されたことに基づき、賠償金２２２万２，８０６円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになります。

次に、議案外の報告事項について御説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました４件及び損害賠償事案２件の合計５４万３，８４４円を支払うため、８月２１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案２件につきましては、平成２７年１月に対馬南警察署の職員が、散弾銃の所持許可更新手続において、２名分の許可証の更新期間を誤って記入してしまい、それにより散弾銃の所持許可を失効させた事案になります。

この損害賠償事案の賠償金合計１４万８，１６２円は全額県費から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、運転能力向上研修会を開催して運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各警察署等に指定した安全運転指導員に対し、追跡時等の感情コントロールに関する講習会を実施して各所属で還元教養を行わせるなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

（犯罪の一般概況について）

平成３０年１月から７月末までの県内の刑法犯認知件数は２，００５件で、前年同期と比較しますと５４０件、２１．２パーセント減少しております。

これは、全刑法犯の半数以上を占める窃盗犯の認知件数が前年同期より３４７件、２１．０パーセント減少したことが主な要因となっております。

人口１０万人当たりの犯罪率は１４８．１件で低い方から全国第２位となっているほか、検挙率につきましても６９．２パーセントで高い方から全国第２位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、平成２９年中の刑法犯認知件数は戦後最少記録を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく３（さん）ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにく

い社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

（ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について）

平成３０年１月から７月末までの県内のストーカー事案の認知件数は１６５件で、前年同期と比較しますと１８件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が５件、同法に基づく書面警告が１９件、禁止命令が１２件、脅迫等他法令による検挙が１４件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は１８９件で、前年同期と比較しますと２４件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ＤＶ防止法違反の検挙が１件、暴行・傷害等の検挙が１６件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

（特殊詐欺の被害防止対策について）

平成３０年１月から７月末までの振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺につきましては、認知件数が２９件、被害総額は約４，７００万円となっており、前年同期と比較しますと認知件数は３５件の減少、被害総額は約８，２００万円の減少となっております。

認知件数、被害総額ともに減少しておりますが、依然として厳しい状況であること

に変わりはないため、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等について的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

（暴力団対策について）

県内の暴力団勢力につきましては、平成２９年１２月末現在、指定暴力団傘下組織など１０組織と約２５０人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組が分裂し、離脱した傘下組織により神戸山口組が結成されて以降、両団体構成員等による抗争事件が継続している中、神戸山口組の内部対立に伴い結成され、本年３月に指定暴力団として指定された任侠山口組とも対立状態が続くなど、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、平成３０年１月から７月末までにおける県内の暴力団員等の検挙人員は２４人で、前年同期と比較しますと、検挙人員は１０人の減少となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報を収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成３０年１月から７月末までに、覚醒剤事犯で１２人、大麻事犯で１３人を検挙するなど薬物事犯全体では２５人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

（少年非行の概況について）

平成３０年１月から７月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は１２４人で、前年同期と比較しますと７０人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は１８人で、前年同期と比較しますと１人の増加となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は１，２５４人で、前年同期と比較しますと２６３人の減少となっております。

県警では、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、特に夏休み期間中におきましては、少年警察ボランティアと協働した、地域の祭礼行事やその他繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的とした、学童クラブにおける非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

（生活経済事犯の取締り状況について）

平成３０年１月から７月末までの生活経済事犯につきましては、検挙件数３９件、検挙人員５４人であり、前年同期と比較しますと件数で３件減少、人員で３人減少しております。

引き続き、県民生活に直結した事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するととも

に、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

（交通事故の発生状況について ）

平成３０年１月から７月末までにおける県内の交通事故は、発生件数２，６８１件、死者数２１人、負傷者数３，４８４人で、前年同期と比較しますと、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少しております。

交通死亡事故の主な特徴点としては、

○　高齢者の死者数は９人で、全死者数の４２．８パーセントを占めていること

○　前方不注意などの安全運転義務違反による死者数は１５人で、全死者数の７１．４パーセントを占めていること

○　道路横断中の歩行者の死者数が９人で、昨年同期と比べて５人増加していること

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」等を重点として、

○　交通指導取締りや交通監視などの街頭活動

○　交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導

○　自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動

等を引き続き推進してまいります。

（障害者雇用率について）

障害者の雇用の促進に関する法律では、障害者の職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用率を設定し、事業主に対し障害者の雇用義務が課せられており、国及び地方公共団体は、毎年、この雇用義務の状況について厚生労働省に報告しなければならないこととなっております。

今般、中央省庁において、障害者雇用率の不適切な取扱いが行われているといった新聞報道等を受けて、警察本部の状況を確認したところ、障害者雇用率の算定に一部不適切な取扱いを続けてきたことが判明いたしました。

今回の不適切な取扱いについては、障害者雇用率として計上していた数値の中に、計上すべきではない警察官を含めていたというものです。

計上していた警察官については、いずれも障害者手帳を保有している者であり、警察官から一般職員への身分切替を見込んでいたものですが、見込みで計上していた点が誤っていました。

誤って計上していた警察官の人数は、平成３０年度で４人、平成２９年度で５人でこれらの是正後の障害者雇用率については平成３０年度で２．５５パーセントから１．３３パーセント、平成２９年度で２．４９パーセントから１．２９パーセントに減少し、法定雇用率を下回ることとなります。

現在、障害者雇用率の報告数値について再調査を行っているところであり、その結果につきましては改めて報告したいと考えております。

このように一部不適切な算定を行っていたことについて、障害者の方々をはじめ県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後は、法の趣旨を踏まえ、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

出　　納　　局
監　査　事　務　局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議　会　事　務　局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

（平成３０年度県職員採用試験について）

大学卒業程度の「行政」など１３職種にかかる試験については、１次試験を６月２４日に、２次試験を７月１３日から７月２７日にかけて実施し、８月１３日に最終合格者を発表いたしました。５００人が受験し、１２０人が合格、競争倍率は４．２倍となっております。

また、「行政（民間企業等職務経験者）」及び「行政（海外活動等経験者）」の選考試験については、１次試験を大学卒業程度と同じ６月２４日に、２次試験を７月２８日に実施し、大学卒業程度と同じ８月１３日に最終合格者を発表いたしました。１０９人が受験し、４人が合格、競争倍率は２７．３倍となっております。

さらに、警察官Ｉ類（男性・女性）の１次試験を７月８日及び７月２９日に、２次試験を８月７日から２４日にかけて実施し、９月３日に最終合格者を発表いたしました。３１６人が受験し、７６人が合格、競争倍率は４．２倍となっております。

このほか、短大卒業程度及び高校卒業程度の試験については、１次試験を９月２３日に実施し、２次試験を１０月中旬から下旬にかけて実施することとしております。

また、警察官Ⅲ類（男性・女性）の各試験及び身体障害者を対象とした選考試験については、１次試験を１０月１４日に実施し、２次試験を１１月上旬から下旬にかけて実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

（調整事件について）

前回説明以降、新たに申請があった事件は１件であり、この間取り扱いました調整事件２件中、１件は打切りにより終結しており、現在調整中の事件は１件であります。

（審査事件について）

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為に係る審査事件はなく、現在審査中の事件は３件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

文 化 観 光 国 際 部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１１１号議案　長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、世界遺産候補「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に伴い、同基金条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（世界遺産の登録実現と今後の保全管理について）

去る６月３０日、バーレーン王国で開催された第４２回世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録が決定し、７月４日、世界遺産一覧表に記載されました。

審議では、各委員国の代表者から、「国、関係自治体、地域の努力を称賛する」「人類史上の重要な事象を伝える遺産である」など、強く登録を支持する賛辞の言葉が相次ぎ、満場一致で決定されたところであります。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国会議員及び県議会の皆様をはじめ、資産所有者、国、関係自治体、県民の皆様方のお力添えの賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

今後、世界遺産保有県として、将来にわたって資産を保護・継承していく責務を果たさなければなりません。このため、１０月５日には、関係の県市町長や構成資産の所有者等で構成する「保存活用協議会」を開催し、関係者連携のもと、資産の保護や周辺環境の保全、秩序ある公開など、引き続き、包括的な推進を図っていくこととしております。

また、同日、経済団体や企業など民間の方々を中心とする「県民会議」を開催し、登録決定のお祝いとともに、次世代への資産の継承に向けた保護・保全活動等に、より一層取り組むことが決議される予定となっております。

県といたしましては、今後とも、民間を含めた関係皆様のご支援とご協力を賜りながら、関係県市町や所有者、地域の方々と連携して、資産を適切に保全管理していくとともに、来訪者の受入など積極的な活用促進に努めてまいります。

（文化の振興について）

長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館においては、去る７月２１日から９月２日まで、美術館では「魔法の美術館：リミックス」、博物館では「ＰＩＥＣＥ（ピース）　ＯＦ　ＰＥＡＣＥ（ピース）　レゴブロックで作った世界遺産展」をそれぞれ開催し、夏休み期間中、多くのご家族連れの皆様にご来館いただきました。今後は、１０月６日から、美術館では、世界的にユニークかつ多彩な活動を展開するアートユニット「明和電機」が開発した約２５０点の不思議な機械を展示する「明和電機　ナンセンスマシーン展」を開催いたします。また、博物館では、数多くの名作や話題作に出演し一時代を築いた映画俳優「高倉健」の業績を顕彰する「追悼特別展　高倉 健」と、映画ビジネスで成功をおさめた梅屋庄吉の映画史に残した軌跡をたどる「梅屋庄吉生誕１５０周年記念　映画界の風雲児　梅屋庄吉」展を同時開催いたします。

「孫文・梅屋庄吉と長崎」の取組については、小中学生を対象に児童書「長崎の偉人　梅屋庄吉」の読書感想文を９月７日まで募集し、「孫文・梅屋庄吉友情月間」である１１月に「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」がある長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館において表彰式を行うこととしており、梅屋庄吉の顕彰を通して、引き続き若い人たちに国境を越えた友情や夢と志を持ち続けることの大切さを伝えてまいります。

また、文化芸術による地域活性化の推進については、文化芸術による離島地域の賑

わい創出や、若者の新たな発想に基づく文化芸術イベントを核としたまちづくりを推進し、当分野における人材の育成を図るため、７月下旬から、東京藝術大学や地元大学などと連携した「長崎しまの芸術祭」や、若者が中心となり文化芸術イベント、ワークショップなどを展開する「若者アート『ＬＯＶＥながさき』創造プロジェクト」を県内各地で開催しております。

「長崎しまの芸術祭」では、県内離島の各地域で実施する多様な文化芸術イベントを「総合芸術祭」として一体的に県内外へ情報発信することにより、文化芸術による地域ブランディングを推進し、交流人口の拡大につなげてまいります。

また、「若者アート『ＬＯＶＥながさき』創造プロジェクト」では、本県在住の若者が主体的に文化芸術イベント等に参画し、本県の地域文化の豊かさや多様性を改めて認識することにより、郷土長崎に対する愛着を深め、県内定着ならびにＵターン者の増加を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、地元市町や関係団体、大学等と連携し、若者をはじめ、あらゆる世代の県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむ機会を創出するとともに、文化芸術を通じた地域活性化の推進に力を注いでまいります。

（観光の振興について）

本県観光の動向については、平成２９年の観光統計において観光客延べ数が過去最高を記録するとともに、本年においても１月から３月期における県内主要宿泊施設の宿泊動向は、一部地域においては前年比減となっているものの、対馬地域への韓国からの入込み客の増加などもあり、全体としては前年を上回る伸びを示すなど堅調に推移しております。

一方、宿泊客の動向について九州各県と比較した場合、熊本地震からの回復に遅れが見られ、特に外国人宿泊客については、他県の増加傾向に比べ伸び方に遅れが見られるところであり、改めて、本県観光の現状をしっかりと分析し、観光施策全般について検証を行い、国内外からの観光客やリピート客の増加、観光消費額の拡大等に一

層つながるような効果的な施策を検討してまいります。

こうした中、先般、世界文化遺産として登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の７月～８月期の来訪者数は、従来からの観光地で来訪者数の規模も元々大きい「大浦天主堂」は対前年同期比２１％増となっており、それ以外の構成資産では約２．２倍と大幅な伸びを示すなど、好調に推移しております。

また、構成資産等を巡る「五島列島キリシタン物語」の利用者数が、対前年７月期比で三倍を超えるとともに、登録を見据えて企画・開発してきた構成資産等を巡る現地ツアーや体験プログラムの利用者数も増加しており、着実に登録効果が現れてきております。

さらに、登録を契機として、調査や資料から築城時の原城をＶＲ（ヴァーチャルリアリティ）で再現する「原城ＶＲ」など、新たな取組も始まっております。

今後さらに、構成資産に加えて、本県の特徴あるキリスト教の歴史を伝える県内各地の関連資産も含めた「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群」として観光客の方々に周遊していただくなど、登録による経済効果を県内に広く波及させる取組に力を注いでまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、“しま”にもう１泊していただけるよう、市町や旅行会社と連携し、従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を加えた旅行商品の企画・販売に取り組んでおり、２年目となる今年度は、目標の２５，０００人泊に対し、７月末現在で５，６９６人泊を送客したところであります。

引き続き、こうした取組を関係市町等と連携して着実に推進することで、滞在型観光の促進を図ってまいります。

また、７月５日から８日にかけてフィリピン・マニラ市で開催された観光展「トラベル・マッドネス・エクスポ」に、長崎市、長崎空港ビルディング、長崎バスホテルズと連携して出展し、官民一体となった観光プロモーションを実施いたしました。本県ブースには、４日間で約４，５００人が訪れ、世界遺産登録が実現した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の本県の歴史・文化について高い関心が寄せられました。

また、この出展にあわせて開催した観光セミナーには、現地旅行会社及びメディア等２０社３０名が参加し、本県への旅行商品造成に向けた具体的な相談などもありました。フィリピンは、アジア有数のキリスト教国であることから、今回の世界遺産登録を契機として官民一体となったフィリピン市場開拓をさらに推進し、本県への誘客拡大を図ってまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」は、平成３０年４月１日のリニューアルオープンから８月末までの来館者数が約２２万８千人、売上額が約９千万円であり、対前年同期比では来館者数は１５８％、売上額は１４８％と、より多くの方々にご利用いただいております。

館内では、県産品の販売のほか、イベントスペースでの県内企業等による試食・実演販売や、市町による各地域の観光・物産のＰＲにより、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信しております。県においては、７月の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録に際し、祝賀の柱巻き装飾や観光コーナーでの企画展示、旅行会社と連携した世界遺産セミナー、関連商品の販売などを実施いたしました。引き続き、県産品のブランド化・販路拡大や、本県への誘客に結びつくよう、市町、県内企業、運営事業者とも連携を図りながら、取り組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏の百貨店やホテル・料飲店などにおいて県産食材などを使った「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動を実施しております。１０月１８日から１１月末まで、東京九段下のホテルグランドパレスにおいて「長崎フェア」を開催し、長崎和牛や水産物を中心に本県の食材を使用したメニューや郷土料理を提供し長崎の味を楽しんでいただくこととしております。

関西圏においては、９月から１ヵ月半、大阪伊丹空港南ターミナル制限エリア内において映像やパネルを利用し、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や県産品などのＰＲを行っております。

また、９月２１日から２２日まで大阪市で初めて開催された小売業者向け展示商談会「フードストアソリューションズフェア２０１８」に長崎県ブースを出展し、鮮魚、農水産加工品、壱岐焼酎などについてのＰＲや新規取引へ向けた商談を行ってまいりました。

今後も市町、関係団体や関係部局とも連携しながら、引き続き、本県の文化・観光・物産の魅力の総合的な発信に努めてまいります。

（中国に対する取組について）

本年は、日中平和友好条約締結４０周年の記念の年であることから、この機をとらえ、中国との友好交流の絆をさらに強めるため、青少年交流など将来を見据えた事業に力を注いでまいります。

去る８月２０日から２４日まで、日中の大学生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす日中「孫文・梅屋庄吉」塾２０１８を県内で開催いたしました。

また、去る８月３１日には、王　暁東（おう　ぎょうとう）省長をはじめとする湖北省代表団１６名が来県されました。本県と友好関係にある湖北省から、省長が来県されるのは今回が初めてであり、今後の更なる友好交流の促進に向けて意見交換を行いました。

県としましては、こうした中国との交流関係を強化しながら、その成果を活かし、経済的実利の創出に結び付けてまいりたいと考えております。

（韓国に対する取組について）

去る８月４日から６日まで、朝鮮通信使ゆかりの地である対馬市において、次の世代を担う日韓の高校生が朝鮮通信使の役割や歴史的意義を学習しながら交流を行う「新・朝鮮通信使（高校生交流）事業」を開催いたしました。

また、去る８月１日から３日までは、日韓海峡沿岸８県市道の高校生によるサッカー交流大会が佐賀市で開催され、本県からも１５名の高校生が参加しました。

さらに、去る８月１９日から２４日まで、日韓の大学生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす「日韓未来塾２０１８」を開催したほか、去る８月２４日から２９日まで、日韓の大学生が、県内の観光スポットをフィールドワークしながら、観光モデルルート、地域資源等を活かしたツアー等を考案し、商品化の提案などを行う「日韓海峡沿岸観光プランづくり事業」を開催いたしました。

このような、次代を担う青少年が直接交流する機会を設けることは、これからの本県と韓国との友好関係の進展において大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

（ベトナムに対する取組について）

去る７月２７日から２９日までベトナム・ダナン市において、ダナン市人民委員会外務局主催により開催された「ダナン越日文化交流フェスティバル」に昨年度に引き続き参加いたしました。フェスティバルでは、本県の観光、物産、留学等に関するＰＲを行ったほか、ダナン市人民委員会との共催により、「日本語スピーチコンテスト」や初めての取組である「長崎留学説明会」を開催いたしました。

また、去る８月１７日には、長崎県議会とクァンナム省人民評議会が、ベトナム・ホイアン市において、友好交流に関する同意書を締結されたところであります。

今後とも、クァンナム省との友好関係を活かして、県議会や民間の皆様方と連携を図りながら、本県とベトナムとの関係強化に努め、相互発展と経済的実利の創出に結

び付けてまいりたいと考えております。

（南米親善訪問団の派遣について）

去る７月２１日、溝口議長をはじめ、県議会の皆様のご同行をいただき、上田副知事を団長とする訪問団が、ブラジルサンパウロ市で開催された、「ブラジル日本移民１１０周年記念式典」に出席いたしました。

記念式典には、眞子内親王のご臨席のもと、サンパウロ州知事、サンパウロ市長のほか、国内外から多くの方が参加され、会場では在ブラジル長崎県人会青年部による龍踊りが披露されるなど本県とブラジル連邦共和国とのさらなる交流に向け有意義な訪問となりました。

県人会の皆様は、同式典と同時開催された日本祭でも龍踊りの披露や「ブラジル長崎県人会」ブースを出展し、長崎ちゃんぽんの販売を行うなど、ブラジル連邦共和国の発展並びに本県との友好交流の推進にご尽力されております。

また、在ブラジル長崎県人会、海外技術研修員ＯＢ・ＯＧとの交流会の開催、県人会会員が経営する食品製造施設の視察を行ったほか、アルゼンチン共和国を訪問し、在アルゼンチン長崎県人会の皆様と懇談を行うなど交流を深めてまいりました。

（第三期長崎県教育振興基本計画の策定について）

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、先の６月定例県議会で素案をご審議いただくとともに、７月２日から７月３１日までパブリックコメントを実施いたしました。

本委員会での議論や県民の皆様から頂いたご意見、ご提言等を踏まえ、計画案を修正しましたので、改めてご審議いただきますようお願いいたします。

今後は、本委員会でのご意見等を十分踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加１）

文 化 観 光 国 際 部

【総務委員会関係議案説明資料　文化観光国際部の６ページ１７行目の次に、次のとおり挿入】

９月１０日から１４日までは、この日中「孫文・梅屋庄吉」塾２０１８に参加した県内大学生等が、上海市及び湖北省にある孫文ゆかりの施設を巡りながら現地の大学生と交流する「未来へつなぐ日中青少年交流事業」を実施いたしました。

【総務委員会関係議案説明資料　文化観光国際部の６ページ２１行目の次に、次のとおり挿入】

さらに、去る９月８日から１１日まで福建省厦門市で開催されました中国国際投資貿易商談会（ＣＩＦＩＴ）に、今年厦門市との友好都市締結３５周年を迎える佐世保市と連携してブースを出展し、長崎鮮魚や日本酒といった県産品の試食・販売、観光ＰＲのほか、環境関連の県内企業も参加して商談会を行いました。初日には、長崎県産マグロの解体ショーも実施し、長崎鮮魚の販路拡大に向けたＰＲとともに本県の認知度向上を図ることができました。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加２）

文 化 観 光 国 際 部

【総務委員会関係議案説明資料　文化観光国際部の２ページ６行目の次に、次のとおり挿入】

なお、今回の世界文化遺産登録決定を受け、平成３０年１０月１日付けで、「世界遺産登録推進課」を「世界遺産課」に課名変更することとしております。

【総務委員会関係議案説明資料　文化観光国際部の３ページ１８行目から２２行目までを削除し、次のとおり挿入】

本県観光の動向については、平成２９年の観光統計において観光客延べ数が過去最高を記録するとともに、本年においても直近となる４月から６月期における県内主要宿泊施設の宿泊動向は、対前年同期比２．４％の増となり、一部地域において減少が見られたものの、全体としては堅調に推移しております。

【総務委員会関係議案説明資料　文化観光国際部の５ページ５行目の次に、次のとおり挿入】

また、去る８月２７日から３１日まで、知事が、香港とフィリピン共和国を訪問いたしました。

香港では、県内経済界の皆様方とともに、香港エクスプレス社のルオ・チェンＣＥＯと面会し、官民一体となって国際定期航空路線の誘致活動を行ってまいりました。また、香港の旅行会社であるＥＧＬツアーズ社の袁文英（えんぶんえい）社長、在香港日本国総領事や香港経済界関係者と面会し、今後の香港・マカオ・広東から本県への誘客拡大等について協力をお願いするとともに、意見交換を行ってまいりました。

フィリピンでは、観光業・旅行業者の国際的な組織であるＳＫＡＬ（スカル）インターナショナル主催の式典に、ロバート・リム・ジョセフ会長のお招きにより出席し、これまでの本県の国際観光振興への貢献に対して知事が表彰されました。また、フィリピン航空のハイメ・バウチスタ社長と面会し、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関

連遺産」の世界遺産登録を契機とした、本県への誘客とチャーター便の運行などについて意見を交わしてまいりました。

今後とも、国際航空路線の誘致やインバウンド誘客の促進などにより、各国との交流拡大に努め、経済的実利の創出に結び付けてまいります。

平成３０年９月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企　画　振　興　部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０７号議案「平成３０年度長崎県一般会計補正予算（第２号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、

国　庫　支　出　金	８，１９９万　９千円の増
合　　計	８，１９９万　９千円の増

を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金及び地方大学・地域産業創生交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

企　画　振　興　部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１１０号議案　長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

であります。

この条例は、公職選挙法の改正により、都道府県議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなったことに伴い、本条例に規定する公営の対象として県議会議員の選挙の選挙運動用ビラを追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した１件につき、損害賠償金合計２６万７，５４８円を支払うため、去る８月２１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（特定複合観光施設区域整備の推進について）

去る７月２０日、「特定複合観光施設区域整備法」いわゆる「ＩＲ整備法」が成立いたしました。

同法の成立にあたり、本県選出の国会議員の皆様をはじめ、県議会、関係市町並びに関係団体の皆様に一方ならぬご尽力を賜りましたことに対して心から感謝申し上げます。

今後、関係政省令が整備されるとともに、ＩＲ区域整備の意義や目標及び区域認定

基準等を定める基本方針が国から示される見込みであり、これを踏まえながら、県が行うＩＲ事業者公募・選定手続き等に関する実施方針策定など、区域認定申請に向けた準備を着実に進めてまいります。

なお、長崎ＩＲ区域整備に係る実施方針の検討・作成にあたっては、その作成等支援業務を長崎県・佐世保市ＩＲ推進協議会が公募したところ３者から応募が有り、内容審査の結果、会計系コンサルティング法人であるＫＰＭＧ　ＦＡＳ(ケーピーエムジー　エフエーエス)とあずさ監査法人の共同企業体を支援事業者として選定いたしました。

今後は、同企業体と県・佐世保市協議会との間で、ＩＲ施設の規模・機能をはじめ事業者に求める各種条件や事業者を選定するための評価方法等の検討を行ってまいります。

また、本県ではこれまでも、民間、議会、行政が一体となってＩＲ誘致を推進してまいりましたが、「オール九州」による区域認定に向けて、来たる１０月４日には「九州・長崎ＩＲ推進決起大会」を佐世保市内で開催するなど、よりいっそうの機運醸成に努め、第一弾の区域認定を目指して全力で取り組んでまいります。

（新・ながさき暮らしＵＩターン促進プロジェクトについて）

ＵＩターンの促進については、去る９月３日に長崎県信用保証協会と移住施策の推進に係る包括連携協定を締結いたしました。今回の協定締結により、移住と創業の相談をワンストップで対応できるようになるとともに、移住者に対する創業後のフォローアップなど、移住者に寄り添ったきめ細かな経営支援を実施できると考えております。

また、９月８日に東京都で開催しました「しまの暮らし相談会」において、信用保証協会から中小企業診断士に参加いただき、事業を創業する際の心構えや資金調達に関する相談に対応していただいたところであります。

引き続き、移住希望者が安心して相談できる支援体制の連携・強化に取り組んでまいります。

（「長崎！県市町スクラムミーティング」の開催について）

去る７月１９日に、知事と県内市町長が具体のテーマについて意見交換を行う「長崎！県市町スクラムミーティング」を開催し、人口減少社会に向けた対策として「集落及び移住対策」などのテーマについて意見交換を行ったところであります。

具体的には、今後の人口減少社会を見据え、現段階から集落対策やコミュニティ維持・強化の取組を進めていく必要があり、県としても市町の取組を支援するなど、市町と一体となって取り組むことや、移住対策は、人口減少が続く中においても、効果の高い取組であり、今後も、対策を強化していく必要があることから、県や移住サポートセンターの取組、市町との連携、今後の方向性などについて意見交換を行い、移住施策の更なる推進に向けた認識の共有化を図ったところであります。

今後も引き続き、市町と一体となり、「集落対策」や「移住対策」など人口減少社会に向けた対策を推進してまいります。

（長崎県版図柄入りナンバープレート導入について）

自動車の図柄入りナンバープレートについては、既にラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの図柄入りナンバープレートが導入されており、国においては、これらの実績等を踏まえ、本年１０月１日から地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始することとしております。

本県においては、一般公募により選定した、「ステンドグラスの中に、世界遺産『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』をイメージさせる教会や、平和都市の象徴である平和祈念像などがバランスよく配置された長崎らしい図柄」を採用し、「長崎」「佐世保」地域共通の図柄入りナンバープレートとして導入することとしております。

引き続き、長崎の魅力を発信する「走る広告塔」として、長崎県版図柄入りナンバープレートの制度周知等に努め、本県の魅力向上につなげてまいります。

（２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに係る取組について）

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ誘致の取組として、去る８月２７日から２９日まで、ラオス人民民主共和国教育スポーツ大臣兼ラオスオリンピック委員会会長をはじめとした視察団が長崎市を訪問され、市民総合プールや宿泊施設などを視察されました。視察団の方からは、競泳の事前キャンプ実施へ向けて、大変前向きな評価を得られたものと考えており、今後、受入条件の整備等、事前キャンプの実現やホストタウン登録に向けて具体的な協議を進めてまいります。

また、東京２０２０（ニーゼロニーゼロ）オリンピック聖火リレーについては、各都道府県における聖火リレー実施日について、去る７月１２日に「東京オリンピック・パラリンピック調整会議」において合意がなされ、大会組織委員会から公表されたところであり、本県においては、５月８日と９日の２日間で実施されることとなりました。

これを受けまして、去る８月３日、行政や県議会、関係団体で構成する「東京２０２０（ニーゼロニーゼロ）オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会」を設立したところです。

今後、当委員会において、県内ルート案、ランナーの公募・選考方法や当日の運営のあり方等について検討していくこととしております。

引き続き、大会組織委員会等と協力しながら、子供たちをはじめ県民に夢や希望を与え、長崎県らしい魅力を世界に発信する聖火リレーとなるよう準備を進めてまいります。

（国内定期航空路線の開設について）

本年９月６日、成田空港等を拠点とするジェットスター・ジャパン社において、長崎・東京（成田）路線が新規に開設されました。

首都圏と長崎を結ぶ格安航空会社（ＬＣＣ）の就航は初めてであり、毎日１往復が運航されており、運航初日には、当該路線に搭乗されたお客様を歓迎して、ジェットスター・ジャパン社から記念品が贈呈されるなど、就航記念イベントが開催されております。

多くの海外路線を有する成田空港と本県がつながることと併せて、ＬＣＣによる低廉な運賃の設定によって、国内外からの観光客等の増加や、県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今後、航空会社と連携して、本県の魅力を幅広く発信しながら、首都圏や海外からの誘客促進に努め、交流人口の拡大や地域の活性化を推進してまいります。

（オリエンタルエアブリッジ（ＯＲＣ）の新規路線について）

離島航空路線は、離島住民の移動及び交流人口の拡大のため、重要な高速交通手段であり、オリエンタルエアブリッジ（ＯＲＣ）では、長崎県離島航空路線再生協議会において策定された維持スキームに基づき収支改善に努め、路線維持に取り組んでいるところであります。

このような中、ＯＲＣにおいては、維持スキームに掲げる「新規路線の検討」について関係者と調整を行い、今般、Ｑ４００型機（７４人乗り）の２機目の取組として、１０月２８日から新たに福岡・小松路線の開設と福岡・宮崎路線の増便を行う予定となりました。

機材については、１機目と同様に全日本空輸株式会社（ＡＮＡ）からリースにて調達するとともに、同社にコードシェアと一定の座席買取りを依頼することにより、離島路線を含む全体の収支改善を図ることとしております。

県としては、新規路線の円滑な運航を含め、引き続き離島航空路線の維持・安定運航に努めてまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進について）

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において検討が進められておりますが、去る７月１９日に中間とりまとめが示されました。

この中間とりまとめにおいては、基本的な考え方として、武雄温泉駅での対面乗換が恒久化することは、利用者の利便性や整備効果を大幅に低下させるのみならず、全国的な高速鉄道ネットワークの形成を妨げることとなり、あってはならないこととされました。

また、フリーゲージトレインは、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れが困難であることから、西九州ルートへの導入は断念せざるを得ないとされ、この開発を進めてきた国においては、これまでの経緯を踏まえ、今後の対応に当たるべきであるとの見解が示されたところであります。

その上で、今後、フル規格又はミニ新幹線の整備方式の得失を総合的に検討し、いずれかを選択する必要があることとされております。

県としては、中間とりまとめにより、一定の課題整理はなされたものの整備方針の決定には至らなかったため、早期に結論を出していただく必要があると考えております。

このため、去る８月１１日に、与党ＰＴ検討委員会の山本委員長と江田委員長代理が来県され、中間とりまとめの説明と本県への協力要請がなされた際には、他の路線の整備から遅れることのないよう早急に議論を進め、また、大きな課題である地元負担については、国において主体的に負担軽減の方策を検討することや、ＪＲ九州の協力についてもしっかりと対応いただくことを改めて要請したところであります。

一方、武雄温泉～長崎間の整備については、去る８月２１日、国から、労務単価や資材価格の高騰、事業着手後に判明した地盤条件に合わせた工法の見直しなどにより、事業費が約１，１８８億円増加する見込みであるとの説明がありました。

県としては、今後、国に対して、事業費増加の要因やその内容、国費や貸付料の活用を含めた財源の考え方等について詳細な説明を求めてまいりたいと考えております。

今後とも、既存のインフラを最大限活用でき、西九州地域の発展に最も寄与するフル規格による整備方針を、他の整備路線に遅れることなく早期にお示しいただくよう、政府・与党に要請してまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、３つの方向性のうち、広場と交流・おもてなしの空間については、先行して具体的な検討を進めているところですが、文化芸術ホールについては、長崎市が整備を検討しているＭＩＣＥ施設におけるホールとの、機能重複に関する調整を確実に行う必要があることから、市の検討状況並びに市議会での審議の動向を注視しておりました。そのような中、先の６月定例市議会においてＭＩＣＥ関連議案が可決され重複がないことが明らかになりました。

現在、長崎市との間で、跡地の限られた敷地内に、３つの方向性に沿った主要機能をどのように効果的に配置することが可能か等について意見交換を行っているところであります。

県庁舎跡地は重層的な歴史を持ち、陸の玄関口である長崎駅や、海の玄関口である長崎港と、まちなかをつなぐ拠点となる大変重要な土地であります。

県としては、できるだけ早く跡地活用の方針をお示ししたいと考えており、引き続き県議会をはじめ関係者の皆様のご意見をいただきながら、賑わいの創出につながる活用策となるよう検討を進めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加１）

企　画　振　興　部

【総務委員会関係議案説明資料　企画振興部の４頁１０行目の次に、次のとおり挿入】

本年６月にホストタウンに登録されたポルトガルについては、９月１３日から２７日まで、長崎市内で競泳のトレーニングキャンプが実施されております。

今回のトレーニングキャンプには、ポルトガル水泳連盟の会長も来県され、９月１６日には、知事と長崎市長との３者により、事前キャンプや交流事業の実施による友好関係の発展に関して、前向きに取り組んでいく内容の覚書を締結いたしました。

こうした取組をもとに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の実施に向け、関係自治体や競技団体と協力して準備を進めてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料　企画振興部の４頁２２行目の次に、次のとおり挿入】

（地価動向について）

本年９月１９日、国土利用計画法に基づく「平成３０年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。本年は、県下４５７地点の調査基準地における７月１日現在の価格について、調査を行いました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス１．０％で、前年のマイナス１．３％と比較すると０．３ポイント下落率が縮小しております。

緩やかな景気回復基調が続く中、地価の上昇地点数は昨年より増加したものの、全体としては下落傾向が続いております。

住宅地の対前年平均変動率は、マイナス１．２％で、前年のマイナス１．５％と比較すると０．３ポイント下落率が縮小しております。人口減少と高齢化による住宅地に対する需要の減退等により平成１１年以来２０年連続でマイナスとなっておりますが、大村市、長与町、時津町及び佐々町の住宅地においてはプラスの変動率となって

おります。

商業地の対前年平均変動率は、マイナス０．３％で、前年のマイナス０．８％と比較すると０．５ポイント下落率が縮小しております。平成５年以来２６年連続でマイナスとなりましたが、長崎市、大村市、長与町及び時津町の商業地においてはプラスの変動率となっております。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加２）

企　画　振　興　部

【総務委員会関係議案説明資料（追加１）　企画振興部の１頁５行目の次に、次のとおり挿入】

また、ベトナムについては、本年７月の空手のトレーニングキャンプに続いて、１０月９日から１１月５日の予定で柔道女子のトレーニングキャンプの受け入れが決定しました。

【総務委員会関係議案説明資料　企画振興部の７頁７行目の次に、次のとおり挿入】

（九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）関連用地について）

県と大村市土地開発公社（以下、「市公社」）が共同で保有する九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）関連用地（約１２，２５０㎡）については、平成１６年２月、西九州ルート整備に備えて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」）から取得したものであります。

当該用地については、平成１０年２月に県と大村市の間で取決めを行っており、将来的に、市は都市計画事業用地として早期に取得することを基本とする一方、県において取得を要した隣接の新幹線事業用地（駅部）との境界の確定が困難であったことなどから、当面、県と市公社が共同で２：１の割合で取得することとし、将来、市が取得する際は、県の取得価格に支払利息相当額を加えた価格で取得するものとされております。

このような中、大村市においては都市計画事業の進捗に伴い、県及び市公社が保有する用地について買取りの準備をされておりましたが、昨年、市が実施した地質調査において用地の中に石炭灰(殻)混じり土が確認されたことから、現在、その除去等に係る対応について、機構、県、大村市及び市公社による関係者において協議を行っているところであります。

今後、大村市においては、当該用地の土質調査を行い、石炭灰(殻)混じり土の再利用計画を策定するとともに、市公社では、再利用に要する費用について、機構との調停などの手続きを検討されていることから、県としても、引き続き、関係者との協議に対応してまいりたいと考えております。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

危　機　管　理　監

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

（防災推進員養成講座の開催について）

地域防災力の向上を図る取り組みとして、県では、平成２１年度から毎年防災推進員養成講座を開催しており、平成２９年度までの９年間で、１９箇所、１，１３９名が講座を修了されています。

平成３０年度は、７月に対馬市、９月に長崎市で開催し、１０月には雲仙市で開催することとしており、対馬市では４２名、長崎市では５５名の方々が受講されました。

また、養成講座の修了者には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受験資格が与えられ、平成２９年度までに受験された方のうち、９０５名が合格されています。

今後とも、地域防災力の向上のため、地域や職場における防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

（平成３０年７月豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣について）

去る６月２８日以降、活発化した梅雨前線や台風７号の影響により、全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、広島県や岡山県を中心に甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされております。

今回の豪雨災害の発生に伴い、７月７日に、消防庁長官から長崎県知事へ緊急消防援助隊航空小隊の出動要請があり、県防災ヘリが広島県へ出動し、７月１５日まで延べ８日間、現地での人命救助や検索活動に従事したところであります。

近年、全国各地でこうした大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の派遣出動が求められていることから、今後も多発する大規模災害等に対し迅速かつ適切に人命救助活動等を実施できるよう、市町消防などと連携して、支援体制の強化に取り組んでまいります。

（第３４回長崎県消防ポンプ操法大会について）

去る８月５日、大村市において、消防団員の消防技術の向上と消防団の活性化を図ることを目的として、第３４回長崎県消防ポンプ操法大会を開催いたしました。

当日は炎天下の中、出場選手や消防団員、関係者など約１，０００名の参加を得て、県内各地から選抜された２６チームが、ポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部において、日頃の訓練の成果を発揮し、見事な操法技術を披露され、ポンプ車操法の部で島原市消防団が、小型ポンプ操法の部で壱岐市消防団が優勝しました。

今大会のポンプ車操法の部で優勝した島原市消防団は、来る１０月１９日に富山県で開催される「第２６回全国消防操法大会」に本県代表として出場いたします。

今後とも、各市町消防と協力しながら、操法大会や訓練、事業所との連携をはじめとした消防団員の確保対策などを通して、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、消防団の充実・強化に取り組んでまいります。

（消防の広域化について）

消防においては、災害や事故の大規模化や激甚化、人口減少や高齢化の進展に的確に対応し、住民の安全、安心を確保していく必要がある中、特に小規模な消防本部では、財政運営や組織管理に厳しさが増していることから、消防本部の広域化によるスケールメリットで体制を強化し、課題解決を図っていくため、平成１８年に、消防組織法が改正され、国が広域化に関する基本指針を定めるとともに、都道府県知事が市町村の消防の広域化の推進に関する計画を定めることとされました。

これを受け、国では、同年、平成２５年３月を推進期限とする「市町村の消防の広域化の推進に関する基本指針」を策定し、県では、各消防本部の管理者や市町などで構成する長崎県市町消防広域化推進協議会を設置し、平成２２年に、県内を１消防本部の管轄とすることを基本案とする「長崎県市町消防広域化推進計画」を策定しました。

その後、国の基本指針における推進期限が平成３０年３月まで延長されましたが、

本県を含め、全国的にも広域化の機運が高まらず、進展が見られないことから、国は、本年４月に、基本指針を見直し、推進期限を平成３６年３月まで延長したところであります。

見直し後の指針では、各消防本部で消防力を分析したうえで、「平成３６年４月」、「おおむね１０年後」及び「将来」における広域化の組み合わせなどについて、年度内の県計画の再策定が求められております。

全国に先んじて人口減少が進む本県としましては、各地で大規模な災害が発生している中、現状の体制では、今後、住民の安全・安心の確保がより厳しくなっていくことが強く懸念されることから、現計画について、あらためて、検討する必要があると考え、去る７月１９日に開催した、県・市町スクラムミーティングにおいて、知事と各市町長が消防力の確保の見通しや広域化に向けての課題などについて意見交換を行ったところであります。

県としましては、各消防本部における消防力の検討結果やスクラムミーティングでの意見を踏まえ、県計画の再策定について、同協議会において検討してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加１）

危　機　管　理　監

【総務委員会関係議案説明資料　危機管理監の１頁１５行目に、次のとおり挿入】

（海上自衛隊による急患搬送５０００回について）

離島からの救急患者を本土の専門の医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合、ドクターヘリや防災ヘリが出動できない夜間等を中心に、自衛隊法第８３条に基づく災害派遣要請として、昭和３３年１月から海上自衛隊へ要請し、対応いただいておりますが、去る９月８日に通算で５０００回となりました。

県としましては、これまで対応いただいてきた海上自衛隊第２２航空群に対し、感謝の意を込め、１２月１０日に県庁で感謝状贈呈を行う予定としています。

今後とも、離島からの救急患者の命を守るため、消防本部、医療機関や海上自衛隊と連携し、迅速かつ円滑な搬送に取り組んでまいります。

平成３０年９月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総　　務　　部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０７号議案　平成３０年度長崎県一般会計補正予算（第２号）のうち関係部分であります。

歳入予算は、合計で　　８億　６，６０８万　９千円の増となっております。

この内訳は、

地方交付税		６，６６８万　９千円の増
県債		７億　９，９４０万　　円の増

であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総　　務　　部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１０９号議案　長崎県税条例の一部を改正する条例
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第１０９号議案　長崎県税条例の一部を改正する条例

この条例は、平成３０年６月１日に地域再生法の一部が改正されたことなどに伴い、本県税条例について所要の改正をするものであります。

内容は、第一に地域再生法と関連省令の改正により、新たに東京２３区から県内へ本社機能を移転した事業者に対する課税免除が可能となったことから、そのための規定を整備するものであります。

要件を満たすと、事業税及び大規模償却資産に係る固定資産税は移転から３年間課税を免除し、移転に伴う土地・建物を取得したときの不動産取得税は全額免除します。

現行の不均一課税より有利な制度となることから、これまで以上に企業誘致に資するものと考えております。

第二に、自動車取得税及び自動車税に関し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの本県での開始に伴い、電子申告及び電子納付を可能とするために必要な規定を整備するものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（新県庁舎の日経ニューオフィス賞の受賞について）

今年１月に開庁した新庁舎について、このたび、日本経済新聞社及び一般社団法人ニューオフィス推進協会が主催し、経済産業省及び日本商工会議所が後援する第３１回日経ニューオフィス賞において、応募総数１３５件の中から、ニューオフィス推進賞及び九州経済産業局長賞を受賞しました。

この日経ニューオフィス賞は、快適かつ機能的なオフィスづくりの普及・促進を図ることを目的とし、創意と工夫をこらした先進的なオフィスを審査・表彰するものであります。県としては、新庁舎の建設にあたって、旧庁舎が抱えていた課題を解決するとともに、働き方を変える絶好の機会と考え、オフィス整備を行っております。

具体的には、職員間の連携やコミュニケーションの向上と、県民との協働を図ることを目指して、オープンフロアを基本とし、各階に仕事の内容によって執務場所を選べる多様なワークエリアを配置するとともに、県民と繋がることができる協働エリアを多く設けたことなどが評価されたものと考えております。

これからも、職員が連携して効率的に業務を遂行し、新たな施策を創り出すことができるよう、また、多くの県民の皆様に親しんでいただけるよう、良好な庁舎環境の確保に努めてまいります。

（旧県庁舎の解体工事について）

旧県庁舎の本館及び第一別館の解体工事については、１０月の契約に向け、土木部営繕課において入札手続が進められております。

また、第二別館及び立体駐車場の解体工事についても、今年度中に着工することとしており、これらの解体工事が全て完了するのは、来年１０月頃を予定しております。

（平成３０年７月豪雨災害に対する人的支援について）

平成３０年７月豪雨災害の発生に伴い、医師、保健師、薬剤師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）などを岡山県倉敷市へ派遣し、現地保健所の指揮調整支援等を行うとともに、愛媛県松野町へは罹災証明業務支援、また、西予市、大洲市、宇和島市へは応急仮設住宅建設業務支援として、それぞれ職員を派遣するなど、８月までに３８名の職員の短期派遣を行いました。

９月１日からは災害復旧・復興事業を支援するため、広島県及び愛媛県への中長期の職員派遣を開始し、同日時点で３名が業務に携わっているところであり、引き続き被災地の一日も早い復旧・復興に向け、支援してまいります。

（障害者雇用率について）

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用率を設定し、事業主に対し障害者の雇用義務が課されており、国及び地方公共団体は、毎年、この雇用義務の状況について厚生労働省に報告しなければならないこととなっております。

本年８月の中央省庁における障害者雇用率の算定に不適切な取扱いがなされているという新聞報道等を受けて、知事部局の状況を確認したところ、厚生労働省のガイドラインに沿わない誤った取扱いを続けてきたことが判明いたしました。

ガイドラインでは、身体障害者手帳所持者以外の者を障害者雇用率に算入するには、医師の診断書・意見書によって確認が必要とされておりますが、ガイドラインの内容を十分に認識しないまま、従来からの間違った調査方法での対応を続けてきたものであり、障害者の方々をはじめ県民の皆様に心からお詫びを申し上げます。

現在、障害者雇用の報告数値について、再調査を実施しているところであり、その結果につきましては、改めて報告したいと考えております。

今後は、法令や規則などの根拠を確認するといった県職員としての原点に立ち返り、厚生労働省のガイドラインに沿った方法による厳正な確認を徹底するとともに、従来から実施している障害者を対象とした採用試験の追加実施を検討するなど、法定雇用率の達成に向けて、一層努力を行ってまいります。

（個人情報の紛失について）

先般、秘書課職員が個人情報を含む名簿等が入った手提げカバンを紛失し、９日後に発見されるという事案が発生いたしました。

個人情報を含む情報資産の適切な管理については、かねてから、機会あるごとに注意喚起や啓発等を行ってきたところでありますが、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、関係の皆様に対し、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に向け、一層の情報管理及び職員の個人情報に関する意識の徹底を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成３０年９月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加１）

総　　務　　部

【総務委員会関係議案説明資料　総務部の２頁２１行目の次に、次のとおり挿入】

（中期財政見通しについて）

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、平成３１年度から３５年度までの５年間の中期財政見通しを策定し、去る９月１０日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、平成３０年度当初予算を基礎として、「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

今回の見通し期間中における歳入の状況を昨年度の試算と比較すると、県税の伸び率が鈍化し、人口減少や県税収入の増加により臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が減少するなど、一般財源が大きく減少するとともに、歳出においては減少傾向であった公債費が平成３５年度に増加に転じる見通しとなっております。

この結果、財源調整のための基金残高については、今年度の当初予算編成時における歳出削減等により、昨年見通し時点に比べ一定改善が見られるものの、平成３５年度には再び基金を取り崩さざるを得ない状況となり、今年度末の残高見込である２２３億円から、平成３５年度末には１３７億円にまで減少する見通しとなっており、非常に厳しい財政状況にあると認識しております。

また、実質的な公債費の長期シミュレーションにおいては、普通建設事業の抑制等により昨年度の試算に比べ改善傾向にはありますが、平成３３年度の約３２７億円から最大で約８２億円増加する見通しであり、今後も県債発行額の抑制に努める必要があると考えております。

このため、持続可能な財政運営を目指して、より一層の地方税財源の充実・強化などを国に対して求めていくとともに、平成３１年度の予算編成において、これまでも順次取り組んできた、財政構造改革のための総点検の取組を加速化するなど、今後の公債費の増加等にも耐えうる財政構造への変革に向け、集中的な対策を講じてまいります。

（地域振興券の発行額の決定及び１世帯の交付額、発行方法）

（中期財政見通しについて）